旧長南町役場庁舎解体工事

図面リスト					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
Ａ－０１	建築工事特記仕様書（１）	Ｃ－０１	杭伏図	M-０１	機械設備工事特記仕様書（１）
Ａ－０２	建築工事特記仕様書（２）	Ｃ－０２	基礎伏図	M-０２	機械設備工事特記仕様書（２）
Ａ－０３	建築工事特記仕様書（３）	Ｃ－０３	２階梁伏図	M-０３	機械設備工事特記仕様書（３）
Ａ－０４	建築工事特記仕様書（４）	Ｃ－０４	３階梁伏図	M-０４	機械設備　１階平面図＜改修後＞
Ａ－０５	建築工事特記仕様書（５）	Ｃ－０５	屋上、塔屋２階、屋根梁伏図	M-０５	機械設備　２階平面図＜改修後＞
Ａ－０６	配　置　図	Ｃ－０６	基礎及び雑配筋詳細図	M-０６	機械設備　３階平面図＜改修後＞
Ａ－０７	仕上表（１）	Ｃ－０７	１階柱配筋図	M-０７	機械設備　屋上・塔屋平面図＜改修後＞
Ａ－０８	仕上表（２）	Ｃ－０８	２階柱配筋図	M-０８	機械設備　機器表、屋上機器【Ｂ】部断面図＜改修前＞
Ａ－０９	仕上表（３）	Ｃ－０９	３階、塔屋１・２階柱配筋図	M-０９	機械設備　１階平面図＜改修前＞
Ａ－１０	仕上表（４）	Ｃ－１０	梁配筋リスト　その１	M-１０	機械設備　２階平面図＜改修前＞
Ａ－１１	１階平面図	Ｃ－１１	梁配筋リスト　その２	M-１１	機械設備　３階平面図＜改修前＞
Ａ－１２	２階平面図	Ｃ－１２	床版配筋図	M-１２	機械設備　屋上・塔屋平面図＜改修前＞
Ａ－１３	３階平面図	Ｃ－１３	ラーメン配筋架構図（Ｅ通り）	M-１３	機械設備　屋上・塔屋ダクト平面図＜改修前＞
Ａ－１４	屋上・塔屋平面図	Ｃ－１４	ラーメン配筋架構図（３通り）		
Ａ－１５	１階平面図（新庁舎・庁舎分館接続図）	Ｃ－１５	附属棟　基礎伏図、梁伏図		
Ａ－１６	２階平面図（新庁舎・庁舎分館接続図）				
Ａ－１７	既存庁舎本館矩計図	Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）		
Ａ－１８	連絡廊下断面詳細図	Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書（２）		
Ａ－１９	2階接続口撤去及び改修図	Ｅ－０３	電気設備配置図		
Ａ－２０	附属棟接続口改修図、胸像詳細図	Ｅ－０４	受変電設備結線図		
Ａ－21	立面図-１（参考図）	Ｅ－０５	動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　１階		
Ａ－２２	立面図-２（参考図）	Ｅ－０６	動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　２階		
Ａ－２３	立面図-３（参考図）	Ｅ－０７	動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　３階		
Ａ－２４	立面図-４（参考図）	Ｅ－０８	動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　屋上		
Ａ－２５	玄関廻り詳細図（参考図）	Ｅ－０９	電灯設備平面図　１階		
Ａ－２６	職員玄関廻り詳細図（参考図）	Ｅ－１０	電灯設備平面図　２階		
Ａ－２７	第１階段詳細図（参考図）	Ｅ－１１	電灯設備平面図　３階		
Ａ－２８	トイレ廻り詳細図（参考図）	Ｅ－１２	電灯設備平面図　屋上		
Ａ－２９	出納室廻り詳細図（参考図）	Ｅ－１３	照明器具仕様		
Ａ－３０	付属棟断面詳細図・浴室平面詳細図（参考図）	Ｅ－１４	拡声設備平面図　１階		
Ａ－３１	１階天井伏図（参考図）	Ｅ－１５	拡声設備平面図　２階		
Ａ－３２	２階天井伏図（参考図）	Ｅ－１６	拡声設備平面図　３階		
Ａ－３３	３階天井伏図（参考図）	Ｅ－１７	拡声設備平面図　屋上		
Ａ－３４	１階建具キープラン（参考図）	Ｅ－１８	構内交換設備平面図　１階		
Ａ－３５	２階建具キープラン（参考図）	Ｅ－１９	構内交換設備平面図　２階		
Ａ－３６	３階建具キープラン（参考図）	Ｅ－２０	構内交換設備平面図　３階		
Ａ－３７	建具表（１）（参考図）	Ｅ－２１	火災報知設備平面図　１階		
Ａ－３８	建具表（２）（参考図）	Ｅ－２２	火災報知設備平面図　２階		
Ａ－３９	建具表（３）（参考図）	Ｅ－２３	火災報知設備平面図　３階		
		Ｅ－２４	火災報知設備平面図　屋上		

株式会社　千町村建築研究所

工事名称　旧長南町役場庁舎解体工事

特記仕様書

Ⅰ．工事概要　既存庁舎解体、周囲工作物撤去、アスファルト舗装撤去、周囲波及工事

１．工事場所　千葉県長生郡長南町長南2110番地

２．解体建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
庁　　舎	Ｒ Ｃ	３		1,970.80	
連 絡 廊 下	Ｒ Ｃ	２		88.00	
合　　計				2,058.80	

３．工事種目　（⊙印の付いた種目）
・ 大規模改修　・ 構造改修　⊙ その他（既存建物解体・接続部改修）

４．工事内容　（⊙印の付いた種目）
１） 大規模改修
外　部
・ 屋上防水改修　・ 外壁改修　・ 金属製建具一部取り替え
・ ガラス取り替え　・ サッシ廻りシーリング打ち替え　・ ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ取り替え
・ 屋上手摺取り替え　・ 竪樋取り替え　・ ガラスシール替え
・　・　・

内　部
・ 天井張り替え　・ 内壁塗り（貼り）替え　・ 巾木塗り（貼り）替え
・ 床張り替え　・ 便所改修　・ 障害者便所設置
・ 便所地下ピット設置　・ 土間配管（配線）ピット設置　・
・ 木製建具取り替え　・ 黒板張り替え　・ 掲示板張り替え
・ 教壇取り替え　・ ロッカー取り替え　・
・　・　・

２）構造改修
・ 構造壁設置（鉄骨ブレース壁＿＿＿箇所、RC壁＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ 柱設置（RC柱＿＿＿箇所、S柱＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ 柱補強（鉄板巻き＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ その他（RC袖壁＿＿＿箇所、RC床＿＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３）その他
・
・

Ⅱ．　建築改修工事仕様
１．共通仕様
１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、◯を付けたものを適用する。
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）
・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）
２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

２．特記仕様
１）項目は、番号に◯印の付いたものを適用する。
２）特記事項は、◯印の付いたものを適用する。
◯印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
◯印と ※ 印の付いた場合は共に適用する。
３）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
４）G印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
５）構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	1 適用基準等	・ 建築工事標準詳細図　（平成28年） ・ 営繕工事写真撮影要領　（令和3年） ・ 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ・ 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成28年） ・ 公共建築木造工事標準仕様書　（平成31年） ・ デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国営整第221号　平成29年3月1日） ・ 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ・
	2 工事実績情報の登録	［1.1.4］ ※ 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	3 発生材の処理等	［1.3.12］ ※ 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速（Vo＝　m/s） 地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ） ・ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　） ・ 大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・1/200 ・1/150 ・1/120 ・図示（　） 確認箇所（　）
	5 電気保安技術者	［1.3.3］ ※ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ・ 適用しない ただし、自家用電気工作物の場合は［1.3.3(1)～(3)］の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（　　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	6 工事用電力設備の保安責任者	［1.3.4］ ・ 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定により、保安監督者（総務部管財課長）に「自家用電気工作物使用区域変更届出書」を提出すること。
	7 条件明示項目	［1.3.5］ フレックスエ期契約制度 ・ 適用する　工事着手期限（令和　年　月　日）、工期の終期日（令和　年　月　日） 留意事項（千葉県建設工事フレックスエ期契約制度実施要領第5条） ※ 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。 ※ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 ※ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。 ※ 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。 ※ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。 ※ 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。 （工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。） ・ 適用しない 現場施工可能期間 ・　年　月　日　～　年　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ・　年　月　日　～　年　月　日 資材置場及び駐車場所 ・ 敷地内　・ 敷地外（ ・ 無償　・ 有償　） 部分使用 ・ 有り　・ 無し 年　月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　）
	8 環境への配慮	［1.4.1］ （１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	9 材料の品質等	［1.4.2］ （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （３）標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 （５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、防水材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、鋳鉄製ふた、屋上緑化システム、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト
	10 材料の試験	［1.4.5］ ※ コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	11 ワンデーレスポンス	※ 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 １）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 ２）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	⑫ 技能士	［1.6.2］ 適用工事種別 ／ 技能検定の職種 防水改修工事 ・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ⊙ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・ ＦＲＰ防水工事作業 ・ 左官作業 ・ 内外装板金作業 外壁改修工事 ・ 左官作業 ・ タイル張り作業 ⊙ 建築塗装作業 建具改修工事 ・ ビル用サッシ工事作業 ・ ガラス工事作業 内装改修工事 ・ 自動ドア施工作業 ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 塗装作業 ・ 大工工事作業 ・ タイル張り作業 塗装改修工事 ・ 建築塗装作業 耐震改修工事 ・ 鉄筋組立作業 ・ 型枠工事作業 ・ とび作業 ブロック工事 ・ コンクリートブロック工事作業 ＡＬＣ工事 ・ ＡＬＣパネル工事作業 石工事 ・ 石張り作業 植栽工事 ・ 造園工事作業
	13 室内空気中の化学物質の濃度測定	［1.6.9］ ※ 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定対象物質は、次による。 ・ 学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・ 庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 着工前の測定　・行う　・ 行わない 測定対象室　・仕上表による ・ 図示　・ 測定箇所数　・仕上表による ・ 図示　・ 測定時間　※ 24時間　・ （「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照） 測定はパッシブ型採取機器により行う。 その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。
	14 中間検査	［1.7.2］ ・ 中間検査を実施する　（回数：　回） 実施時期： 中間検査の範囲　（　） ・ 本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
	15 完成図等	［1.8.1～3］［表1.8.1］ 工事完成時の完成図書等は以下のものとする。 提出図書 ／ 仕様 ／ 部数 ※ 完成図面 ・ 図面（A1版）折りたたみ製本 サイズ ・A1版 ・A4版 ※２部 ・２部 ・ 図面（　版）見開き製本 ※ 完成図書 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ※１部 ・　部 ・ 完成写真 ・ キャビネ版 撮影箇所 ・２箇所 ・　箇所 ・１部 ・　部 ※ 保全に関する資料 一 ※１部 ・　部 ※ 電子成果品 電子納品による ※３部 ・　部 ※　完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。
	16 ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータ　※ 貸与する　・ 貸与しない 貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	17 電子納品	（１）本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 （２）ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（令和元年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。 （３）「要領」に基づいて作成した電子データを工事完成後に電子媒体に記録して３部作成する。なお、提出先は以下のとおりとする。 ※１部は監督職員に提出し、１部は完成図書に綴じ込むこと。残りの１部は工事完成検査後に、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）に提出すること。 ・１部は完成図書に綴じ込み、残りの２部は監督職員に提出すること。 （４）工事完成検査までに、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を監督職員に提出すること。 （５）工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」の写しをセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。 なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。 （６）「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議のうえで決定すること。
	18 施工図等の取扱	※ 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	19 県内生産品	※ 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。
	20 施設点検	※ 本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、２年以内（原則として１年目）に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、施設点検に立ち会い協力するものとする。
	21 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。 コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機（電磁誘導法又はレーダー法）による探査 配管・配線等の位置の墨出しを行う。 範囲　※図示　・ ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数　枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ　cm
	22 設備工事との取合い	※ 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記－２（工事区分表）による。
	23 設計ＧＬ	※ 図示　・ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ
	㉔ 安全対策	※ 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ※ 発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。
	㉕ 保険等	※ 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。 ※ 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。 ※ 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。
	㉖ 過積載による違法運行の防止	※ 工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。 １ 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 ２ さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込ませず、また、積み込ませないこと。 ３ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 ４ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。
	㉗ 工事現場管理	※ 受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	㉘ 環境対策	※ 受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。 ※ 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。 ・ 大気汚染対策　・ 騒音、振動対策　・ 水質汚濁対策 ・ 地盤沈下対策　・ 防塵対策　・ 一般廃棄物対策　・ 交通障害対策 ・ その他（　） ※ 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。 ※ 特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。 ※ 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ※ 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 ※ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	29 創意工夫等	※ 受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	A1　－	図面名称	建築工事特記仕様書（１）	Ａ－０１

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策 [2.1.3]

・ 防音パネル ・ 防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・

② 足場その他 [2.2.1]

※ 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1（2）によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
※ 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
※ 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

・ 内部足場 種別 ※ 脚立、足場板等 ・
・ 外部足場 ・ 設置する ・ 設置しない
防護シートによる養生 ※ 行う ・ 行わない
ネット養生シート（※ 防炎Ｉ類 ・ 防炎Ⅱ類 ・ ）

[表2.2.1]

材料、撤去材料等の運搬方法
・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ Ｅ種
・ その他 （ダストシュート）
Ｃ種 利用可能なエレベーター（ ）
Ｄ種 利用可能な階段 （ ）

3 既存部分の養生 [2.3.1]

1）養生の方法等
・ 既存部分 養生方法 ※ ビニールシート・合板 ・
・ 既存家具、既存設備等 養生方法 ※ ビニールシート等 ・
・ 既存ブラインド、カーテン等
養生方法 ・ ビニールシート等 ・
保管場所等 ・ 指定場所に保管、再取付け ・ 撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動 ・ 行わない ・ 行う（図示）
2）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り [2.3.2][表2.3.1]

1）仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所 ・図示 ・
2）仮設間仕切りの種別と材質

種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	塗 装	充填材
・Ａ種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（※ 9.5 ・ ） 種類（・ ） ・合板（ ※ 9.0 ・ ） 材種（ ）	・片面 ・なし	※ 有り
・Ｂ種				
※ Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材 ※グラスウール 32ｋ（厚：50mm以上）

3）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上材（厚さ mm）	塗 装	設 置 場 所	充填材
※ 木扉 ・鋼扉	※ 合板張り程度 ・	※ 無し ・片面	※ 図示 ・ か所	・有り ・無し

充填材 ※グラスウール 32ｋ（厚：50mm以上）

⑤ 監督職員事務所 [2.4.1]

・ 既存建物内の一部を利用する ・ 構内に設置する ⊙ 設けない
監督職員事務所の規模
・ １０㎡程度 ・ ２０㎡程度 ・ ３５㎡程度 ・ ユニットハウス程度

6 監督職員事務所の備品等
・ 下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

⑦ 工事用水 構内既存の施設 ※ 利用できない
⊙ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ）
※ 有償、無償に関係なく子メーターを設置する

⑧ 工事用電力 構内既存の施設 ※ 利用できない ⊙ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ）

9 シートゲート ・ Ｗ＝ ｍ Ｈ＝ ｍ 箇所

10 仮囲い
・ 亜鉛鉄板 Ｈ＝１．８ｍ Ｌ＝ ｍ
※ 成型鋼板 Ｈ＝ ｍ Ｌ＝ ｍ
・ ガードフェンス Ｈ＝１．８ｍ Ｌ＝ ｍ

11 仮設道路
・ 砕石敷き （厚さ ㎜ 幅 ㎜） Ｌ＝ ｍ
（砕石は、再生クラッシャラン Ⓖ を使用）
・ 鋼板敷 （厚さ ２２ ㎜ 幅 １．５ｍ 長さ ６ｍ ） 枚

12 交通誘導員 配置人数 人
配置期間
配置場所

3 防水改修工事

1 施工数量調査 [1.5.2、3]

調査範囲 ・図示 ・
調査方法 ・図示 ・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・図示 ・
調査報告書 提出部数 ・２部 ・

2 降雨等に対する養生方法（とい共） [3.1.3]

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 ・

3 既存防水の処理 [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
・行わない
既存防水層の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う（・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X）
・行わない

4 既存下地の処理 [3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ・図示 ・
POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 ※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による ・
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理 ・図示 ・

5 アスファルト防水

屋根保護防水 [3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A-1 ※ A-2 ・A-3		※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 厚さ0.15mm以上 ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え ※JIS R1250 ・
・P1B	・B-1 ※ B-2 ・B-3			
・P2AI	・AI-1 ※ AI-2 ・AI-3		※ﾌﾗｯﾄﾄｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
・P1BI	・BI-1 ※ BI-2 ・BI-3			

P2AI及びP1BIにおける断熱材 Ⓖ [9.2.1～3]
（種類） ※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA(スキン層付き)
（厚さ） ・25mm ・50mm ・
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ※水下 80mm以上 ・
床タイル張り ※水下 60mm以上 ・
立上り部の保護方法
・ 乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板 ：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
（品質・性能及び試験方法） 建築材料等品質性能表による。
・ コンクリート押え
・ れんが押え （ ※JIS R 1250 ・ ）
・ モルタル押え（屋内）

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4		種類・使用量 ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	・
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4		種類・使用量 ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		種類・使用量 ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

PODI、M3DI、M4DIにおける断熱材 Ⓖ [9.2.1～3]
改修標準仕様書3.3.2(9)
（種類） ・
（厚さ） ・25mm ・
高日射反射率防水 Ⓖ ・ 適用する
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 個

屋内防水 [3.3.10]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	保護層
・Ｐ１Ｅ	・Ｅ－１		・設ける
・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－２		・設けない

・Ｅ－１の工程３を行う部位 （※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位 ・ ）
立上り部の押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製 Ｌ-30×15×2.0mm程度 ・
屋根排水溝 ・図示 ・

6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2、3]

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・M4S	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2		種類・使用量 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3		種類・使用量 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3		種類・使用量 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1		種類・使用量 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない
	・ASI-J1			

M3ASI、M4ASI、P0ASIにおける断熱材 Ⓖ [9.2.1～3]
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック[3.4.2(3)ｶ]
（種類） ・ （厚さ）・25mm ・50mm ・
高日射反射率防水 Ⓖ ・ 適用する
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分（ ・露出単層 ・露出複層 ・非露出単層 ・非露出複層 ）防水用
材料構成による区分 ※Ｒ種
厚さ ・ mm以上
押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製 Ｌ-35×15×2.0mm程度 ・
絶縁工法及び防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※アスファルトシートの製造所の指定
設置数量 ※アスファルトシートの製造所の指定 ・ 個
絶縁工法の防湿用シート ・設置する ・設置しない

7 合成高分子系ルーフィングシート防水 [3.5.2～4][表3.5.1～3]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3		種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2	・ﾌﾞﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3		種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2	・ﾌﾞﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

SI-F1、SI-F2、SI-M1、SI-M2における断熱材 Ⓖ
SI-F1、SI-F2：JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック[3.5.2(3)(ｴ)(b)]
SI-M1、SI-M2：JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック[3.5.2(3)(ｴ)(a)]
（種類） ・ （厚さ）・25mm ・50mm ・
SI-F1、SI-F2、SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム ・設置する ・設置しない
S-M2またはSI-M2の立上り部の工法
・接着工法（立上り面のシート厚さ(mm)： ※1.5 ・）
・機械的固定工法
高日射反射率防水 Ⓖ ・ 適用する

屋内防水
防水層の種別

種別	施行箇所	保 護 層	
		平場のモルタル塗厚(mm)	立上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S-CI		・	※7mm以下 ・

平場モルタル床塗りにおける床の目地の目地割り及び種類
目地割 ※2㎡程度、最大目地間隔3m程度 ・
目地の種類 ※押し目地 ・
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（ ） 厚さ（ ）mm
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・

固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層加工したもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※ルーフィングシート製造所の指定による
設置数量 ※ルーフィングシート製造所の指定による ・ 個

接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（ ・図示 ・ ） ・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1の場合）
・行う（ ・図示 ・ ） ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
Ⅰ-4 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

8 塗膜防水 [3.6.2、3]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
⊙POX	※X-1 ⊙X-2 ・		種類・使用量 ※製造所の仕様による ・	脱気装置 ⊙設ける ・設けない 改修用ドレン ⊙設ける ・設けない
・L4X	※X-2 ・		種類・使用量 ※製造所の仕様による ・	脱気装置 ・設ける ・設けない

高日射反射率防水 Ⓖ ・ 適用する
ウレタンゴム系塗膜防水 X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※材料の製造所の仕様による ・
設置数量 ※材料の製造所の仕様による ・ 個
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	各工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・ ・	・設ける ・設けない

9 シーリング [3.1.4][3.7.2、3、7、8]

シーリング改修工法の種類
・ シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・ 適用する ・ 適用しない
エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない

シーリング材の種類、施工箇所、目地寸法
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）	施工箇所	目地寸法
		※改修標準仕様書3.7.3(1)(ｱ)-(ｳ)による ・図示 ・
		※改修標準仕様書3.7.3(1)(ｱ)-(ｳ)による ・図示 ・
		※改修標準仕様書3.7.3(1)(ｱ)-(ｳ)による ・図示 ・

シーリング材の接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
・ １次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
・ ２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取箇所 計 箇所
２）採取方法 分析機関の指定する方法により採取する。
３）分析方法 ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ Ｋ０１１４）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法 「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法 関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

10 保証年限
・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 10年
・ 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 ・10年 ・15年
・ 塗膜防水 5年 （X-1工法は、10年）
※ 受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

11 とい [3.8.2、3]

といの材種 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・
ルーフドレンの種別その他

種別	材種	張掛け幅
・ろく屋根用（・ 縦型 ・ 横型）		・100mm 以上 ・50mm 以上
・バルコニー用		・100mm 以上 ・50mm 以上
・バルコニー中継用		・100mm 以上 ・50mm 以上

といす受金物の材種、形状、取付け間隔 ※改修標準仕様書表3.8.2による ・
足金物の材種、形状、取付け間隔 ※改修標準仕様書表3.8.2による ・
多雪地域の場合のといの取付け間隔 ※0.5mm 以下
防露材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※図示 ・
鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書表3.8.4による ・
たてどい受金物の取付け ※図示 ・
ルーフドレンの取付け ※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

⑫ アルミニウム製笠木 [3.9.2、3]

種類 ・ オープン形式（ ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ）
・ 板材折曲げ形（ ・ オープン形式 ・ シール形式 ）
本体幅（ ）mm 板厚（ ※ 2.0mm ・ mm ）

表面処理 種別（ ）種
色合 ・標準色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
・特注色（ ）
既存笠木等の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示 ・ ）
・ 行わない
下地補修の工法 ※図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・
笠木の固定金具の工法等
Ⅰ-4 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日 付	縮 尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図 面 番 号
令和 5年 3月	A1 ―	図面名称	建築工事特記仕様書（２）	Ａ－０２

① その他のボード張り

[6.13.2、3]

適用は以下によるほか、図示による。
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外（1-8 環境への配慮(2)による）　・

木質系セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 G	・ 15　・ 20　・ 25　・
・中質木毛セメント板 G	・ 15　・ 20　・ 25　・
・普通木毛セメント板 G	・ 15　・ 20　・ 25　・
・硬質木片セメント板 G	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・
・普通木片セメント板 G	・ 30　・

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・けい酸カルシウム板	タイプ 2（無石綿）　・ 6　・ 8

火山性ガラス質複層板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・火山性ガラス質複層板	

繊維板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ハードボード（素地）G	・未研磨板（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）ＲＮ ・研磨板　（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）ＲＳ
・ハードボード（化粧）G	・内装用　ＤＩ　・外装用　ＤＥ ・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7
・ミディアムデンシティファイバーボード G	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12　・
・インシュレーションボード G	A級（　・ 天井仕上　・ 内装仕上　・　） ・ 9　・ 12　・ 15　・ 18

パーティクルボード

種　類	厚さ(mm)、規格等
・単板張りパーティクルボード G	・ 無研磨板ＶＮ　・ 研磨板ＶＳ ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18　・
・化粧パーティクルボード G	・ 単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲＤＶ　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲＤＯ ・ 塗装ＤＣ　・ 10（難燃）・ 12（難燃）・

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ロックウール化粧吸音板	・ フラットタイプ （・9（不燃）⊙12（不燃）・　　） ・ 凹凸タイプ （・12(不燃)・15（不燃）・19（不燃）・　）
・ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・ 25　・
・グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ号32K	・ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　・

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
・せっこうボード	・12.5（不燃）・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード	9.5（不燃）・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	・12.5（※不燃　・準不燃）
・強化せっこうボード	・12.5（不燃）・15（不燃）
・せっこうラスボード	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目　・ 板目）専用下地材有り
⊙化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)	9.5（準不燃）

合板、化粧板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板 G	表面の樹種名 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ合板程度　・　） 不透明塗料塗り （※しな合板程度　・　） 板面の品質（　） 厚さ(mm)（　） 接着の程度（・１類　・２類） ・防虫処理
・天然木化粧合板 G	化粧板の樹種名（　） 接着の程度（・１類　・２類） 厚さ(mm)（　） ・防虫処理
・特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法（・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装） 表面性能（　）タイプ 接着の程度（・１類　・２類） 厚さ(mm)（　） ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による（※ 1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板	

せっこうボード等の下地　※図示による。
遮音シール材　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない
合板類の張付け　※B種　・A種
せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による　・

② 既存床の撤去及び下地補修

[6.2.2]

ビニル床シート等の除去　※ 仕上げ材のみ（接着剤とも）
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法
既存コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※ 改修箇所の室内　・

③ 既存壁の撤去及び下地補修

[6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の処置　※図示）
・図示

25 壁紙張り

[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外（1-8 環境への配慮(2)による）　・

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他	防火性能	備　考
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル・プラスター面の下地調整　※RB種　・
コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整　※RB種　・
せっこうボード面の下地調整　※RB種　・

26 モルタル塗り

[6.15.3、5、6]

既製目地材　・設ける　施工箇所（　）　形状（※図示　・　）
・設けない
モルタル　・現場調合材料　・既調合材料（　）
床目地　・設ける（工法※押し目地　・　）
目地割り　※２ｍ程度（最大目地間隔３ｍ程度）　・
種類　※押し目地　・
・設けない
外壁タイル張り下地のモルタルの接着力試験
・適用する　・適用しない
・防水剤
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・

27 セメントモルタルによるタイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外　（・図示　・　）

タイルの形状、寸法等

施工箇所				
形状寸法(mm)				
再生材料材 G	・適用する	・適用する	・適用する	・適用する
吸水率による区分	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ
うわぐすり	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
役物	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
色	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注
耐凍害性	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
耐滑り性	・	・	・	・
備考				

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・ＭＣＲ工法　・目荒し工法（高圧水洗処理）　・
壁タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・既製調合目地材
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

28 有機系接着剤によるタイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外　（・図示　・　）

タイルの形状、寸法等

施工箇所				
形状寸法(mm)				
再生材料材 G	・適用する	・適用する	・適用する	・適用する
吸水率による区分	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ	・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ
うわぐすり	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
役物	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
色	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注
耐凍害性	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
耐滑り性	・	・	・	・
備考				

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ 規制対象外（1-8 環境への配慮(2)による）
・
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・ＭＣＲ工法　・目荒し工法（高圧水洗処理）　・
目地のシーリング材
打継ぎ目地　※ポリウレタン系シーリング　・
ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系シーリング　・
伸縮調整目地　※変性シリコーン系シーリング　・
その他の目地　※変性シリコーン系シーリング　・

29 セルフレベリング材塗り

[6.17.2、3]

種類及び品質　・せっこう系　・セメント系
標準塗厚(mm)　・

6-2 ユニット及びその他の工事

1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0Ｇ ・0.6Ｇ	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0Ｇ ・0.6Ｇ	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0Ｇ ・0.6Ｇ	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による　・
・パネルの長さ（　）　・パネルの平面形状（角度）（　）　・高さ（　）
・
表面仕上材の品質、性能は、標準仕様書19章による。
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製（仕上げ：　）　・
スロープ及びボーダー　・製造所の仕様による　・図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　・20～30パーセント　・
配線取り出し開口　・パネル1枚につき、40mm×80mm　程度の開口1箇所以上
・図示
空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・なし　・あり（形式、施工箇所：図示）
（性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

2 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	構成基材の種類 スタッド	パネル	総厚さ(mm)	表面仕上材 材質	厚さ(mm)	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500HZ)	防火性能
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出) ・パネル式 ・スタッドパネル式				・鋼板 ・	・0.6 ・0.8	・ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又はｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・壁紙張り	・ 0 ・ 12 ・ 20 ・ 28 ・ 36	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　）　・なし
ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による
パネル材のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外（1-8 環境への配慮(2)による）　・

3 移動間仕切

(20.2.4)

構造形式	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ(mm)	表面仕上材 材質	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500HZ)
・平行方向 移動式 ・二方向 移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ブッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・ 36未満 ・ 36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示
ランナー　※標準仕様書20.2.4(3)(ｶ)による　・
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

4 トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類	脚部 形状	ドアエッジ 形状	ドアエッジ 材質
・ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・	・ 標準 ・ Ｒ	・ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 表面材と同材 ・ 製造所の仕様

パネル材のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外（1-8 環境への配慮(2)による）
・
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

5 視覚障害者用床タイル

(11.2.2)(19.2.2)

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		・塩化ビニル製	・300×300・	・7.0 ・
		・磁器質タイル　・せっ器質タイル	・300×300・	・
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	・300×300・	・
屋外		・磁器質タイル　・せっ器質タイル	・300×300・	・
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	・300×300・	・

ブロックパターンは JIS T 9251 による

6 階段滑り止め

(20.2.6)

材　種	滑り止め材 材料	滑り止め材 材質	幅(mm)	取付け工法	端部フラットエンド	
・ステンレス製 ・黄銅製押出型材 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製押出型材	・ひも型 ・ﾀｲﾙ型	・ゴム ・合成樹脂	・約35 ・	※接着工法 ・埋込み工法	・あり	・ビニル製 ・ステンレス製
					・なし	―

7 手すり

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材	・クリアラッカー　・	・35 ・45 ・		
・ステンレスパイプ	・ＨＬ　・			
・鋼製パイプ	・ＥＰ－Ｇ ・ＳＯＰ　・			
・ビニル製ハンドレール	・			

8 黒板及びホワイトボード G

(20.2.8)

	区別	種　類	寸法(mm)	色　彩	形　式	
・黒板	※ 焼付け ・	・ほうろう黒板 ・鋼製黒板		※ 緑 ・ 黒	・平面 ・曲面	・ｽｸﾘｰﾝ付引分 ・
・ホワイトボード	ほうろう			白	・平面 ・曲面	・ｽｸﾘｰﾝ付引分 ・

9 鏡

(20.2.9)

取付箇所　（　）
寸法（mm）　・ 図示　・
厚さ（mm）　※ 5　・

10 表示

(20.2.10)

区分	材質	寸法・形状(mm)	厚さ(mm)	取付高さ(mm)	備考
・衝突防止表示（・両面　・片面）	・ステンレス製 ・図示	・30φ ・	・市販品 ・	・図示 ・	
・室名札	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・ピクトグラフ	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・とびら番号	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・庁舎案内板	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・各階案内板	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・					

案内用図記号はJIS Z 8210による。
誘導標識、非常用進入口等の表示は消防法に適合する市販品とする
非常用進入口　・適用する　・適用しない
色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は図示による。

11 ブラインド

(20.2.12)

形　式	操作方法	種　類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	寸法・取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※ アルミニウム合金製 G ・	※ 25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	―				
・縦型	・手動	※２本操作ｺｰﾄﾞ式 ・１本操作ｺｰﾄﾞ式	・ アルミスラット ・ クロススラット ・	・ 80 ・ 100	ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	・図示 ・
	・電動	―				

アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

12 ロールスクリーン G

(20.2.13)

材種	操作方式	寸法(mm)	取付箇所	備考
・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製	・電動式 ・スプリング式 ・コード式	・図示 ・	・図示 ・	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。

13 カーテン

(20.2.14)

・ 既存再使用する（養生方法：　）　・新設する

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	
・シングル・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	

使用される繊維のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

14 カーテンレール

(20.2.14)

・ 既存再使用する　・新設する
材料による区分　※ アルミニウム及びアルミニウム合金の押し出し成型材
・ ステンレス製
形式　・シングル　・ダブル
・片引き　・引分け
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

15 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・ 既存再使用する　・新設する
溝型×深さ（mm）　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材質　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書　表 14.2.1）　・BC-2種　・BC-2種
色合い　・標準色（　）　・特注色（　）
・鋼製（仕上げ：　）

16 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

17 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	A1　―	図面名称	建築工事特記仕様書（３）	Ａ－０３

9 その他

1 土工事

1. 埋め戻し及び盛り土
種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
2. 建設発生土の処理
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」（別記一1）に従い適正に処理すること。
※ 構内敷きならし ・ 構外搬出適正処理（別記一１による）

2 コンクリートブロック工事

材 料
種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防水
厚 さ(mm) ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・ 190
種 別 ※ 縦筋 D10 400 間隔
※ 横筋 D10 400 間隔
※ 角筋 D13

3 ガラスクリーニング

施 工
※ 外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

4 既存建具金物調整

・ 破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所
・ 金属製建具 （ ・ 内外共 ・ 外部 ・ ）
・ 木製建具

5 ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品

・ コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

6 上ガス対策

・ なし ・ あり（・自然換気口 ・ガス抜き管 ・強制換気装置 ・ガス検知器
・その他（ ））
・ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

○別記１ 建設副産物の処理

①共通事項

建設副産物 （建設発生土及び建設廃棄物） の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び関連する「指針」、「基準」等に基づき実施し、再資源化等に努めること。

②建設廃棄物

本工事により発生する
1. アスコン塊（ t)は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
2. コンクリート塊（ t)は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
3. 建設発生木材（ t)は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
4. 建設汚泥（ t)は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
5. 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類（ m3)は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
6. 金属くず類（ m3）は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
7. 廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ類（ m3)は 千葉市 野呂町地先、片道運搬距離 31.5 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
8. （ ）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
9. （ ）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
10. （ ）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。

なお、上記数量については参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

提出書類一覧

提出書類(提出時期)	提出書類内容
建設副産物処理計画書（工事着手前）	①建設廃棄物処理委託契約書（写） （注1）（建設九団体副産物対策協議会作成様式等）
	②廃棄物処理フロー（注2）
	③処理業者の許可証（写）（処分業・収集運搬業・許可車両番号）
	④建設副産物処理申請書 様式－１（注3）
	⑤再生資源利用計画書（再生資材搬入工事用）（注5）
	⑥再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）（注5）
建設副産物処理実施書（廃棄物処理後）	①建設廃棄物ﾏﾆﾌｪｽﾄ（ D･E票（写）（「紙ﾏﾆﾌｪｽﾄ方式」の場合）（注4）
	②建設副産物処理調書 様式－２（注3）
	③再生資源利用実施書（建設資材搬入工事用）（注6）
	④再生資源利用促進実施書（建設副産物搬出工事用）（注6）
	⑤建設副産物情報交換システム工事登録証（注6）
	⑥再資源化等報告書（対象工事のみ）（注7）

（注1）収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示すること
（注2）発生する建設廃棄物の種類毎に、中間処理施設での処理方法（再資源化方法等）、最終処分先等への流れを図化する。（委託契約書と整合すること）
（注3）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」により、様式－1は監督員の確認を受け、1部提出すること。様式－2は1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること
（注4）「電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ方式」の場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。
（注5）100万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2016ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づき、「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（COBRIS）」を用いて登録・作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
（注6）100万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2016ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づき、「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（COBRIS）」を用いて登録・作成し、「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ工事登録証明書」と合わせて各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
（注7）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設ﾘｻｲｸﾙ法）による。
（対象工事）80㎡以上の解体、500㎡以上の新・増築、1億円以上の修繕・模様替え等の工事

その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（ ）
②特別管理産業廃棄物
・ 無 ・ 有 品目名（ ）ー処理方法（ ）
③現場において再利用を図るもの（ ）

3 建設発生土

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく、建設発生土管理基準に従い適正に処理を行なうものとする。
なお、この基準は次のものに適用する。
・ 埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
・ 公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア 搬出先（相手先工事名、工事場所等）
工事
市 町地先
イ 土質及び処分量 ： 第 種建設発生土 m3
ウ 搬出時期 ： 平成 年 月～平成 年 月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（ m3）は、 市 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（ m3）は、片道運搬距離 kmに搬出するものとする。

4 路盤廃材

路盤廃材（ m3）は、 市 町地内、片道 kmに運搬し、処理するものとする。

別記２

工事区分表

工事内容				施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの 柱、梁、壁、床に設ける開口		解体、穴明け	・	・	・
			鉄筋補強	・	・	・
			スリーブ、型枠（補強筋無し）	・	・	・
			スリーブ、型枠（補強筋有り）	・	・	・
			埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	・	・	・
			埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	・	・	・
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口		開口補強	・	・	・
			切込み （開口補強有り）	・	・	・
			切込み （開口補強無し）	・	・	・
基礎	屋内	配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ受水槽、タンク類等	躯体と一体のもの	・	・	・
			上記以外のもの	・	・	・
	屋上	テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー消火水槽等	躯体と一体のもの	・	・	・
			上記以外のもの	・	・	・
	屋外	キュービクル、受水槽、タンク類等	鉄筋コンクリート製	・	・	・
			無筋コンクリート製、その他	・	・	・
点検口	架台、アンカーボルト			・	・	・
	床、壁、天井			・	・	・
	配管ピット、トレンチピット			・	・	・
				・	・	・
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）		一次側	・	・	・
			二次側	・	・	・
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管			・	・	・
	防火シャッターから熱感知器に至る配管			・	・	・
	防火シャッターから熱感知器に至る配線			・	・	・
換気扇取付パネル				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・
				・	・	・

仮設足場（参考）

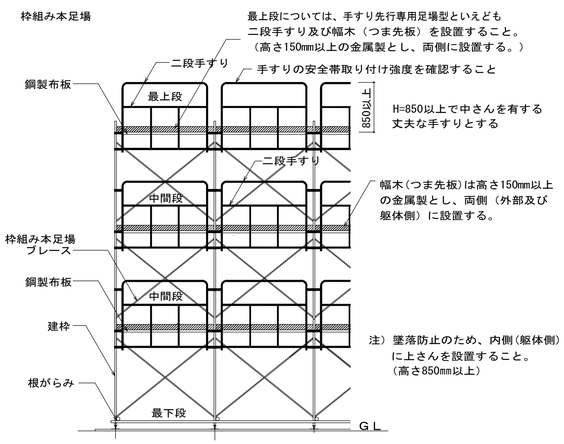

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手摺り先行専用足場方式により行うこと。

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和 5年 3月	A1 ー	図面名称	建築工事特記仕様書（４）	Ａ－０４

アスベスト含有建材を使用する建築物の解体工事に係る特記仕様書

1.1 一般事項

石綿等の取扱については，大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）（以下、「大防法」という。）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（以下、「石綿則」という。）を遵守すること。

この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項 でも工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。

施工調査 <9.1.1(d)>

※ 行う （大防法第18条の17により，同法の特定工事に該当するか事前調査を行うこと。調査結果は、図面等に記録し、書面により発注者に説明の上、提出すること。
特定工事に該当する場合，受注者は大防法第18条の15による届出書の案を作成し，監督職員に提出すること。
調査の結果，設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。）

調査事項
- ※ アスベスト含有建材等の使用部位
- ※ アスベスト含有建材等の種類，厚さ，面積
- ※ 施工範囲と工事範囲区分
- ※ 排出等作業の方法

調査結果を公衆に見やすいよう掲示すること。
- ※ 事業場の名称 ※ 調査結果
- ※ 建築物等の種類 ※ 調査者及び所属
- ※ 調査方法 ※ 調査終了年月日
- ※ 発注者からの通知

アスベスト含有分析 <9.1.1(d)>

※ 行わない

・ 行う（分析結果は監督職員に提出する。）
調査箇所 ・ 図示
分析方法 ・ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。

材 料 名	定性分析	定量分析
バーミックス	⊙（試料数： 3 ）	・（試料数： ）
ミクライトAP	⊙（試料数： 3 ）	・（試料数： ）
アクリルリシン	⊙（試料数： 3 ）	・（試料数： ）
アクリルゴム複層塗材	⊙（試料数： 3 ）	・（試料数： ）
アクリルゴム複層塗材	⊙（試料数： 3 ）	・（試料数： ）
セラスキン	⊙（試料数： 1 ）	・（試料数： ）
塩ビタイル（Pタイル）	⊙（試料数： 1 ）	・（試料数： ）
アスファルト防水	⊙（試料数： 1 ）	・（試料数： ）

アスベスト粉じん濃度測定 <9.1.1(e)>

・ 行わない

※ 行う（測定する時期・場所等は下表による）
「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部－：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	室名等
⊙	測定１	処理作業前	処理作業室内（注１）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定３	処理作業中	処理作業室内（注１）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定４		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	※１点 ・ 点	
⊙	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定６		施工区画周辺敷地境界	※1 点 ・ 点 ※1点 ・ 点	
⊙	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※１点 ・ 点	
⊙	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内 敷地境界	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
測 定 点 総 計					

注：監督職員と協議し決める。
届出等に必要な場合は上記に限らない。

1.2 除去工事共通事項

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５㎜		４７㎜
試料の吸引流量	１Ｌ／min	５Ｌ／min	１０Ｌ／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定ー有機物灰化ー屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	幅３μｍ未満、長さ５μｍ以上 アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／Ｌ	０．４７本／Ｌ	０．３本／Ｌ

記録する項目
- ア．測定結果
- イ．測定時間
- ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
- エ．サンプリング条件
  （メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
- オ．マウンティング法
- カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
- キ．測定時（各測定場所ごと）の
  天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関 <9.1.1(e)>

都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関

施工記録報告書の提出
1. 施工計画書
2. 工事記録及び工事写真
3. 産業廃棄物処理記録（廃石綿）
4. 施工調査等記録（条規施行調査、含有分析、粉じん濃度測定等）
5. 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
6. その他必要事項

提出部数 ３部作成

事前に「建築物解体工事共通仕様書」及び「石綿則」に定められた内容を盛り込んだ施工計画書及び工事に相応した技術を有することを証明する資料（建築物解体工事共通仕様書6.2.1）を監督員に提出し、承諾を得た後に 施工を行なうこと。

専門工事業者 <9.1.2(a)>

アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。

作業主任者の選出 <9.1.2(b)>

石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。

除去作業者の教育 <9.1.2(c)>

作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。
また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)>

排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。
ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。

表示及び掲示 <9.1.2(f)>

更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。
- ※ アスベスト作業主任者名と職務内容
- ※ 関係者以外立入禁止
- ※ 喫煙・飲食の禁止
- ※ 「アスベスト除去作業中」の表示
- ※ アスベストの有害性
- ※ 取り扱い上の注意事項
- ※ 使用すべき保護具

周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。
- ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」

保護具、保護衣 <9.1.2(g)>

作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。

1.3 アスベスト含有吹付け材の除去

除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 <9.1.3(c)><9.1.4(d)><9.1.5(c)>

※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管
※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。

アスベスト含有吹き付け材の除去工事

※ 行う （適用範囲 トイレ内天井 ）
・ 行わない

作業場等の隔離等 <9.1.3(a)>

※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※ 床面	※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※ 壁面	※ 0.08mm以上のプラスチックシート等

ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

セキュリティーゾーンの設置 <9.1.3(a)>

※ 下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備 ・
※	洗浄室	負圧	※ エアシャワー（温水シャワー） ・
※	前室	負圧	・ 高性能真空掃除機 ・ 使用済み保護衣保管かご

ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

除去物及び汚染等 <9.1.3(b)>

処理方法
- ※ 密封処理（二重袋梱包）
  隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。
- ・ セメント固化

1.4 アスベスト含有保温材の除去

アスベスト含有保温材の除去工事 <9.1.4>

・ 行う （適用範囲 ※図示 ・ ）
※ 行わない

養生等 <9.1.4(b)>

・ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法
- ※ 行わない
- ・ 行う…この場合は改修標仕<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。

除去工法 <9.1.4(c)>

※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。
※ 除去物については改修標仕<9.1.3(b)>により、密封処理とする。

1.5 石綿含有成形板の除去

工法 <9.1.5(b)>

アスベスト成形板の除去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等の吹付けによりアスベスト成形板全体を十分に湿潤化し、その後除去する。
特に釘・ビス周りを十分に湿潤化すること。また、除去作業中もアスベスト成形板を常に湿潤な状態に保つため、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等の吹きつけを行うこと。

アスベスト成形板がくぎ・ビス等により下地材に固定化されている場合は事前にくぎ・ビス等を取り除き成形板に破損が及ばないように除去すること。

ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の除去作業は「手ばらし」とし、可能な限り破断を伴わない方法で行なうものとするが、やむを得ず破壊しなければならない場合は、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等を吹付け、湿潤化した状態で作業を行なうこと。

特.1 法令等の遵守

施工にあたっては大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）（以下「石綿 則」という）等石綿処理に関する諸法律を遵守し、第3者に危害を与えることのないように施工する。 諸法令の適用及び運用は請負者の負担と責任とする。

特.2 工事写真

写真の撮り方は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方」に従い下記の撮影箇所、撮影項目を行なうが、下記に明示していない場合監督員と協議して定める。
撮影箇所はｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の除去対象部位ごとに①除去工事前②除去工事中③除去工事後と施工手順ごとに実施内容が確認できる写真として記録すること。
撮影項目
- ①除去工事前：除去前の成形板が確認することが出来る写真。且つ、粉じん飛散抑制剤等の吹付け状況が確認できる写真。
- ②除去工事中：除去作業中くぎやﾋﾞｽ等を取り除くにあたり除去する成形板が破損しないように作業している状況をが確認できる写真。
- ③除去工事後：除去後の当該部位の状況及びｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の梱包状況が確認できる写真。

特.3 その他

・ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板除去工事は関係者以外が作業区画にはいらないように対策を講じた上で行ない原則として一時的に施設を閉鎖するか、または、利用者がいない時間帯に行なうものとする。
・学校等でｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材の除去作業は学校を運営しながらの工事であるため、原則として作業場周辺に敷地に児童・生徒がいない日（土・日・祝祭日、学校の休日）に行なうものとする。

5.1 除去したアスベスト等の保管、運搬及び処分 <9.1.5(c)>

除去した成形板の集積及び積込に当たっては高所より投下しないことの他粉じんの飛散防止に努める。

除去した成形板は原形のままﾌﾟﾗｽﾁｯｸｼｰﾄにて梱包するか、原形のまま入れることの出来る十分な大きさ且つ丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（厚0.15mm以上）等に入れるなど飛散防止等の処置を講じる。やむを得ず破損した成形板の廃材は湿潤化のうえ、丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（厚0.15mm以上）等に入れ飛散防止の処置を講じる。

汚物等
隔離養生に用いたｼｰﾄ、使用した使い捨て保護衣等、高性能真空掃除機ﾌｨﾙﾀｰ、粉じんﾌｨﾙﾀｰ等は粉じんが飛散しないようにし、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（0.15㎜以上、二重梱包）に密封する。

除去したｱｽﾍﾞｽﾄ成形板等の保管、運搬及び処分は以下によるほか、建物解体工事共通仕様書4.3.1運搬及び処分の委託による。

除去したｱｽﾍﾞｽﾄ成形板等を現場に保管する場合は一定の保管場所を定め他の廃棄物と分別して保管するものとし、ｼｰﾄで覆う等飛散防止の処置を講ずること。また、保管場所には石綿等の保管場所であることの表示を行なうこと。

アスベスト成形板等の収集運搬は産業廃棄物収集運搬業者が行ない運搬車両の荷台に覆いを掛ける等の飛散防止対策を講じるとともに運搬途中に振動等で破損しないように努める。

除去したｱｽﾍﾞｽﾄ成形板及び汚物等は一般産業廃棄物とし、安定型処分場で処分する。

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和 5年 3月	－	図面名称	建築工事特記仕様書（５）	Ａ－０５

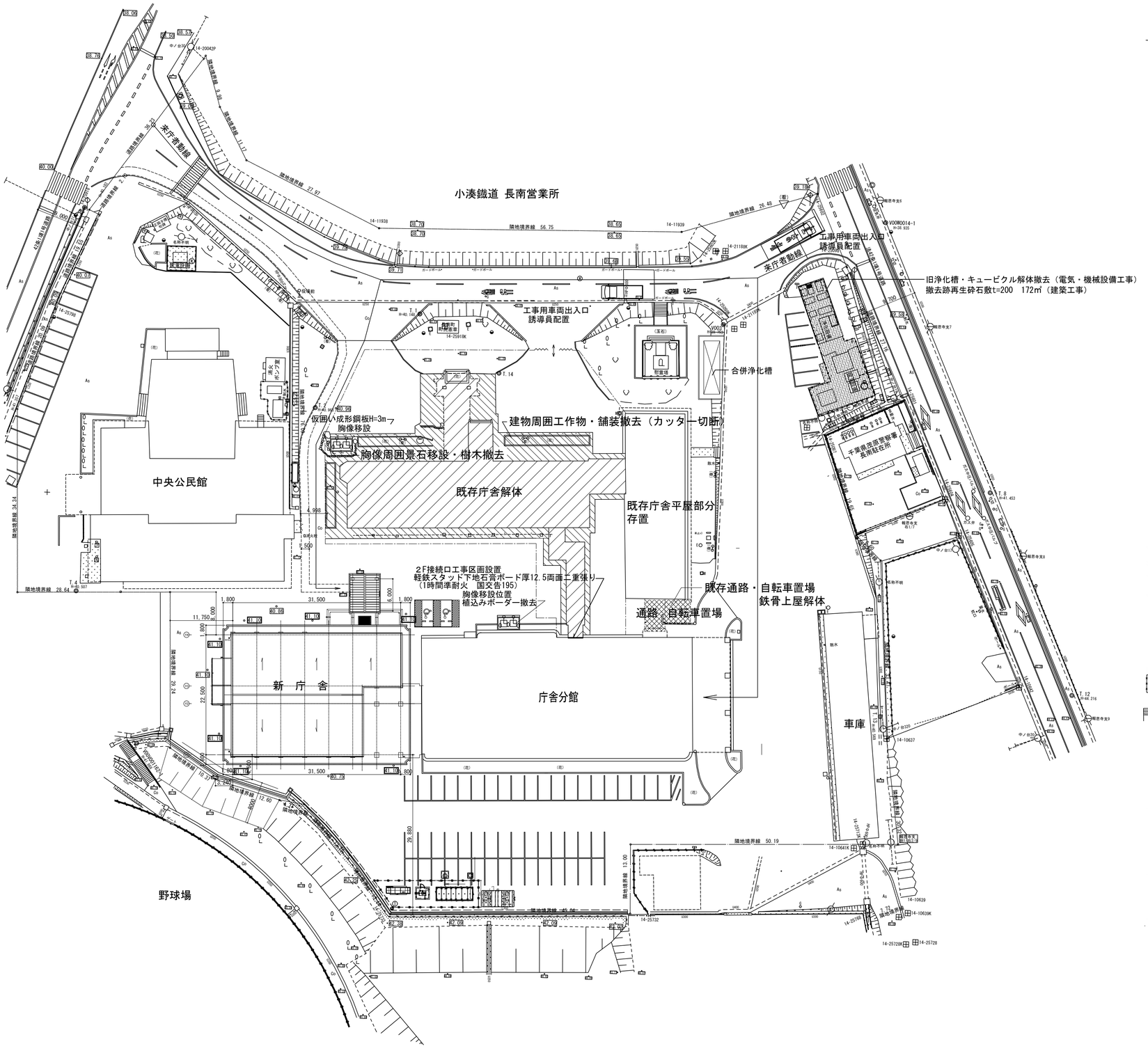

建設地:千葉県長生郡長南町長南2110番地

解体後砕石敷範囲

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所	日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:400 A3　1:800	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 A－06
			図面名称	配置図	

外部仕上表

棟別＼項目	根廻り・犬走り	外　壁	屋　根	庇・バルコニー	ルーフドレイン・樋	建　具	ポ　ー　チ	雑	外　構
本　館	根廻り；モルタル刷毛引 犬走り；モルタル金ゴテ 車寄せ；100角炻器質タイル ポーチ床；100角炻器質タイル	外壁；二丁掛磁器タイル張 下地モルタル塗り 目地コーキング； ポリサルフザイド系 吹付部分；アクリルゴム系吹付タイル 打放シ部分；シリコン系撥水材吹付 玄関；人造大理石ビシャン叩き仕上	大屋根；モルタル金ゴテ ウレタン系塗膜防水 (DD-1)立上り共 塔屋；大屋根に準ズル スラブ下；スタイロフォームt=15打込	職員玄関庇；モルタル金ゴテ ウレタン系塗膜防水(DD-1) バルコニー床・巾木；モルタル金ゴテ ウレタン系塗膜防水(DD-1) バルコニー壁；アクリル系吹付タイル 庇・バルコニー裏；アクリルリシン吹付	ルーフドレイン； 鋳鉄製コールタール焼付 樋；配管用亜鉛メッキ鋼管φ100 80 65 OP	耐蝕アルミニウム合金押出型材 陽極酸化被膜処理 皿板；アルミ曲げ加工t=2.0 （出入口は SUS-304 t=2.0） ガラス押エ； ポリサルファイド系コーキング 玄関ポーチ；ステンレス建具 建具枠廻りコーキング；同 上	屋根；モルタル金ゴテ ウレタン系塗膜防水(DD-1) 柱型；シリコン系撥水材吹付 梁型；シリコン系撥水材吹付 庇（ポーチ及び職員玄関） アルミ成型板張（電解発色） 軒天井；アルミモールデイン張 縁石.階段；御影石小叩き仕上	高架水槽架台；防水モルタル金ゴテ 及びアクリルリシン吹付 旗竿；昭和アルミフラックポール H= 7,000　3本 格子桝；500×500×20 スチールロッカー 裏スタイロフォーム t=15打込み 外部建具枠廻りコーキング	植込み；第一階段前　御影石 コンクリート打放シ斫り仕上 植込み；縁石 御影石ビシャン叩き仕上 内部 モルタル金ゴテ エポキシ塗料塗り
附 属 棟	根廻り；モルタル刷毛引 犬走り；モルタル金ゴテ	パラペット；アクリルゴム系吹付タイル 外　壁　；　同上	大屋根に準ズル		ルーフドレイン；本館に準ずるズル 樋　；　同　上	本館に準ズル		床下換気口；FB-38×45 バー；13φ　OP トップライト；三菱クリルドーム ベンチレター；カマクラRF-16H （逆風防止付 ）	

内部仕上表

階	室　名	床	巾　木		腰		壁		天　井	備　考
1階	玄関ホール	150角クリンカータイル張	外国産大理石				外国産大理石 一部；ステンレスパネル		バーミックス吹付 下地；石膏ボード t=9.5	
	客溜り	テラゾータイル張400×400×30	テラゾブロック		アクリル系タイル吹付		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		ミクライトAP吹付	面台；テラゾブロック 柱型；テラゾブロック
	町民ホール	テラゾータイル張400×400×30	テラゾブロック				モルタルヌリクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	客溜り境界柱型；テラゾブロック
	事務室（１）	モリタル下地 フローリングブロック FCサクラ t=18（スパイク付）	テラゾブロック モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリアクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	客溜り境界柱型；テラゾブロック スチールロッカー；別途工事 移動式カウンター
	相談室（１）	テラゾータイル張400×400×30	テラゾブロック				モルタルヌリアクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	
	相談室（２）	テラゾータイル張400×400×30	テラゾブロック				モルタルヌリアクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	
	事務室（２）	モリタル下地 フローリングブロック FCサクラ t=18（スパイク付）	テラゾブロック モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリアクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	客溜り境界柱型；テラゾブロック スチールロッカー；別途工事 移動式カウンター
	会計課	ビニールタイル	テラゾブロック モルタルヌリ	V.P	ビニールクロス貼		モルタルヌリアクリル系吹付タイル 下り壁；木目シート貼 下地；石膏ボードt=9.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	カウンター；テラゾブロック メールシュート
	湯沸室	ビニールタイル	テラゾブロック モルタルヌリ	V.P	100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		メラミン樹脂化粧石綿セメント板	ステンレス流し台・ガス台
	金庫室	ビニールタイル	モルタルヌリ				モルタルヌリ 一部；EP仕上	S.S	モルタル刷毛引き	
	書　庫	ビニールタイル	モルタルヌリ				モルタルヌリ 一部；EP仕上	S.S	モルタル刷毛引き	
	多目的トイレ	25角磁器モザイクタイル貼			100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	大便器隔板；テラゾブロック 沓摺；テラゾブロック
	男子便所 女子便所	25角磁器モザイクタイル貼			100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		耐水合板t=5.5　O.P.S	大便器隔板；テラゾブロック 沓摺・膳板；テラゾブロック
	第１階段室	テラゾータイル張400×400×30 踏込・踏面；長尺塩ビ系シートt=2.5	テラゾブロック				モルタルヌリ アクリル系吹付タイル （一部；　石綿フレキシブルボードt=6下地）		モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	面台；テラゾブロック ボーダー；テラゾブロック 手摺；ステンレス角パイプ
	第２階段室	テラゾータイル張400×400×30 踏込・踏面；長尺塩ビ系シートt=2.5	モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ アクリル系吹付タイル （一部；　石綿フレキシブルボードt=6下地）		石膏ジプトー t=9（軽鉄下地） 段裏；モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	
	職員玄関	100角磁器質タイル張	テラゾブロック				モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	上り框；テラゾブロック 泥落しマット；600×1000

凡例								
	V.P	合成樹脂塗料塗り（溶解性）	E.P	エマルションペイント塗	O.S	オイルステイン塗	J.S	ジュラクサテン吹付
	O.P	油性ペンキ塗り	F.C	フロアーコート塗	Z.C	ゾラコート吹付		
	O.P.S	同上 スティップル仕上	C.L	クリヤーラッカー塗	S.S	スプレットサテン塗		

共通事項
吹付タイル工事は、外部；アクリルゴム系、内部；アクリル系トスル。 床フローリングブロックは 300×300トスル。

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日　付	縮　尺	工事名称	図 面 番 号
令和　5年　3月	——	旧長南町役場庁舎解体工事	Ａ－０７
		図面名称　仕上表（１）	

内部仕上表

階	室 名	床		巾 木		腰		壁		天 井	備 考
１階	階段下倉庫	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ				モルタルヌり			
	階段下物入	モルタルヌリ		モルタルヌリ				モルタルヌり		モルタル刷毛引き	
２階	町長室	カーペット敷込み		木製色付（ラワン赤味）	C.L			木目シート（サンフット） 下地；石膏ボードt=9.5		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
	秘書室	カーペット敷込み		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり	Z.C	バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	メールシュート スチールロッカー；別途工事
	応接室	カーペット敷込み		木製色付（ラワン赤味）	C.L			防炎用 木目ビニールシート 下地；石膏ボードt=12.5		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
	副町長室	カーペット敷込み		モルタルヌり	V.P			ビニールクロス貼 下地；石膏ボードt=12.5		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	スチールロッカー；別途工事
	前　室	カーペット敷込み		モルタルヌり	V.P			ビニールクロス貼 下地；石膏ボードt=12.5		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
	事務室（１）	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌり	V.P			ビニールクロス貼 下地；石膏ボードt=12.5		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	
	事務室（２）	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり アクリル系吹付タイル		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	スチールロッカー；別途工事 移動式カウンター
	湯沸室（１）	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌり	V.P	100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌり アクリル系吹付タイル		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	ステンレス流し台・ガス台・配膳台
	湯沸室（２）	ビニールタイル		モルタルヌり	V.P	一部；75角有色半磁器質タイル張		モルタルヌり アクリル系吹付タイル		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	ステンレス流し台・ガス台
	男子便所 女子便所	25角磁器モザイクタイル貼				100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌり アクリル系吹付タイル		耐水合板t=5.5　O.P.S	大便器隔板；テラゾブロック 沓摺・膳板；テラゾブロック
	廊　下	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり アクリル系吹付タイル		ミクライトAP吹付 下地；石膏ボードt=9.5	スチールロッカー；別途工事
	第１階段室	長尺塩ビ系シートt=2.5		テラゾブロック モルタルヌり	V.P			モルタルヌり アクリル系吹付タイル （一部；　石綿フレキシブルボードt=6下地）		モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	
	第２階段室	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり アクリル系吹付タイル （一部；　石綿フレキシブルボードt=6下地）		ミクライトAP吹付　下地；石膏ボードt=9.5 段裏；モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	
	機械室	防水モルタル金ゴテ		防水モルタル金ゴテ				モルタル刷毛引き		ベニヤ型枠打放シ	
３階	議長室	カーペット敷込み		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり ビニールクロス貼		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
	前　室	ポリプロピレンカーペット		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり ビニールクロス貼		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	スチールロッカー；別途工事
	議　場	じゅうたん敷込み		木製（ラワン）色付	C.L			防炎用 ハマウットシート貼（チーク） 下地；石膏ボードt=12.5		モルタル刷毛引きセラスキン吹付 防炎用 ハマウットシート貼（チーク） 下地；石膏ボードt=12.5	バック壁；防炎加工シート貼（チーク） 下地；石膏ボードt=12.5 机、椅子
	傍聴席	ポリプロピレンカーペット		木製（ラワン）色付	C.L			防炎用 ハマウットシート貼（チーク） 下地；石膏ボードt=12.5		モルタル刷毛引きセラスキン吹付 防炎用 ハマウットシート貼（チーク） 下地；石膏ボードt=12.5	カウンター
	議員控室	ポリプロピレンカーペット		モルタルヌり	V.P			モルタルヌり ビニールクロス貼		バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	スチールロッカー；別途工事

凡例									共通事項	
	V.P	合成樹脂塗料塗り（溶解性）	E.P	エマルションペイント塗	O.S	オイルステイン塗	J.S	ジュラクサテン吹付		吹付タイル工事は、外部；アクリルゴム系、内部；アクリル系トスル。
	O.P	油性ペンキ塗り	F.C	フロアーコート塗	Z.C	ゾラコート吹付				床フローリングブロックは 300×300トスル。
	O.P.S	同上 スティップル仕上	C.L	クリヤーラッカー塗	S.S	スプレットサテン塗				

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	——	図面名称	仕上表（２）	A－０８

内部仕上表

階	室名	床		巾木		腰		壁		天井	備考
3階	議会事務局	ポリプロピレンカーペット		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ ビニールクロス貼		ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	
	会議室	ポリプロピレンカーペット		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	Z.C	ミネラートンt＝12 下地；石膏ボード t=9.5	スチールロッカー；別途工事
	機械室	防水モルタル金ゴテ		防水モルタル金ゴテ				モルタル金ゴテ		スタイロフォームt＝15打込ミ	
	湯沸室（１）	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P	100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		メラミン樹脂化粧石綿セメント板 バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	ステンレス流し台・ガス台・配膳台
	湯沸室（２）	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P	一部；75角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		メラミン樹脂化粧石綿セメント板 バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	ステンレス流し台・ガス台
	男子便所 女子便所	25角磁器モザイクタイル貼				100角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		耐水合板t=5.5 O.P.S	大便器隔板；テラゾブロック 沓摺・膳板；テラゾブロック
	廊　下	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		ミクライトAP吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
	第１階段室	長尺塩ビ系シートt=2.5		テラゾブロック				モルタルヌリ アクリル系吹付タイル （一部； 石綿フレキシブルボードt=6下地）		モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	梁面台；テラゾブロック
	第２階段室	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		ミクライトAP吹付 下地；石膏ボードt=9.5	手摺・笠木；テラゾブロック
塔屋	第１階段室	長尺塩ビ系シートt=2.5		テラゾブロック				モルタルヌリ アクリル系吹付タイル		ミクライトAP吹付 下地；石膏ボードt=9.5	手摺・笠木；テラゾブロック
	2階倉庫	長尺塩ビ系シートt=2.5			C.L V.P			モルタルヌリ	J.S	バーミックス吹付 下地；石膏ボードt=9.5	
附属棟	休憩室	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	
	宿直室	タタミ敷キ 一部；桧縁甲版 t=15.5	C.L	台　；　桧	C.L			モルタルヌリ	J.S	長尺吉野天井板敷目板張り 削り丸太 φ60	押入れ
	同上 踏込	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	J.S	バーミックス吹付（撤去、下地残し） 下地；石膏ボードt=9.5	
	職員食堂	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P	一部；75角有色半磁器質タイル張		モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	ステンレス流し台・ガス台・調理台 換気扇（天井埋込）
	物品資料室	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	J.S	石膏ボードt=9.5	可動式物品棚
	男子更衣室	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	
	女子更衣室	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	
	タイプ印刷室	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			石綿パルプセメント吸音板	V.P.S	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	
	物品倉庫	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ		石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	
	電話交換室	ポリプロピレンカーペット 下地：フリーアクセスフロアー		モルタルヌリ	V.P			石綿パルプセメント吸音板	V.P.S	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）	

※室名に斜線の室は参考とし、撤去は行わない。　斜線のない室は指定の撤去を行う。

凡例									共通事項	
	V.P	合成樹脂塗料塗り（溶解性）	E.P	エマルションペイント塗	O.S	オイルステイン塗	J.S	ジュラクサテン吹付		吹付タイル工事は、外部；アクリルゴム系、内部；アクリル系トスル。
	O.P	油性ペンキ塗り	F.C	フロアーコート塗	Z.C	ゾラコート吹付				床フローリングブロックは 300×300トスル。
	O.P.S	同上 スティップル仕上	C.L	クリヤーラッカー塗	S.S	スプレットサテン塗				

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和 5年 3月	——	図面名称	仕上表（３）	A－０９

内部仕上表

階	室 名	床		巾 木		腰		壁		天 井	備 考
附属棟	会議室	タタミ敷キ 一部；桧縁甲版 t=15.5	C.L	台 ； 桧	C.L			モルタルヌリ ジュラクサテン吹付		長尺吉野天井板敷目板張り 削り丸太 φ60	押入れ
	同上 踏込	ビニールタイル		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	J.S	バーミックス吹付（撤去、下地残し） 下地；石膏ボードt=9.5	
	脱衣室	桧縁甲版 t=15.5 ビニールタイル	O.S	桧	O.S			モルタルヌリ	E.P	モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付 下地；石膏ラスボード	脱衣棚
	浴 室	25角磁器モザイクタイル貼				75角有色半磁器質タイル張（撤去）		モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付		バスリブ	ポリバス(撤去)
	機械ボイラー室	モルタル金ゴテ		一部；モルタル金ゴテ				モルタルヌリ	S.S	木毛セメント板打込み	煙突・掃除口 排水ピット トップライト
	廊 下	長尺塩ビ系シートt=2.5		モルタルヌリ	V.P			モルタルヌリ	E.P	石膏ジプトー t=9（軽鉄下地）下地共撤去	

※室名に斜線の室は参考とし、撤去は行わない。 斜線のない室は指定の撤去を行う。

凡例								共通事項	
	V.P	合成樹脂塗料塗り（溶解性）	E.P	エマルションペイント塗	O.S	オイルステイン塗	J.S	ジュラクサテン吹付	吹付タイル工事は、外部；アクリルゴム系、内部；アクリル系トスル。
	O.P	油性ペンキ塗り	F.C	フロアーコート塗	Z.C	ゾラコート吹付			床フローリングブロックは 300×300トスル。
	O.P.S	同上 スティップル仕上	C.L	クリヤーラッカー塗	S.S	スプレットサテン塗			

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日 付	縮 尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図 面 番 号
令和 5年 3月	——	図面名称	仕上表（４）	Ａ－１０

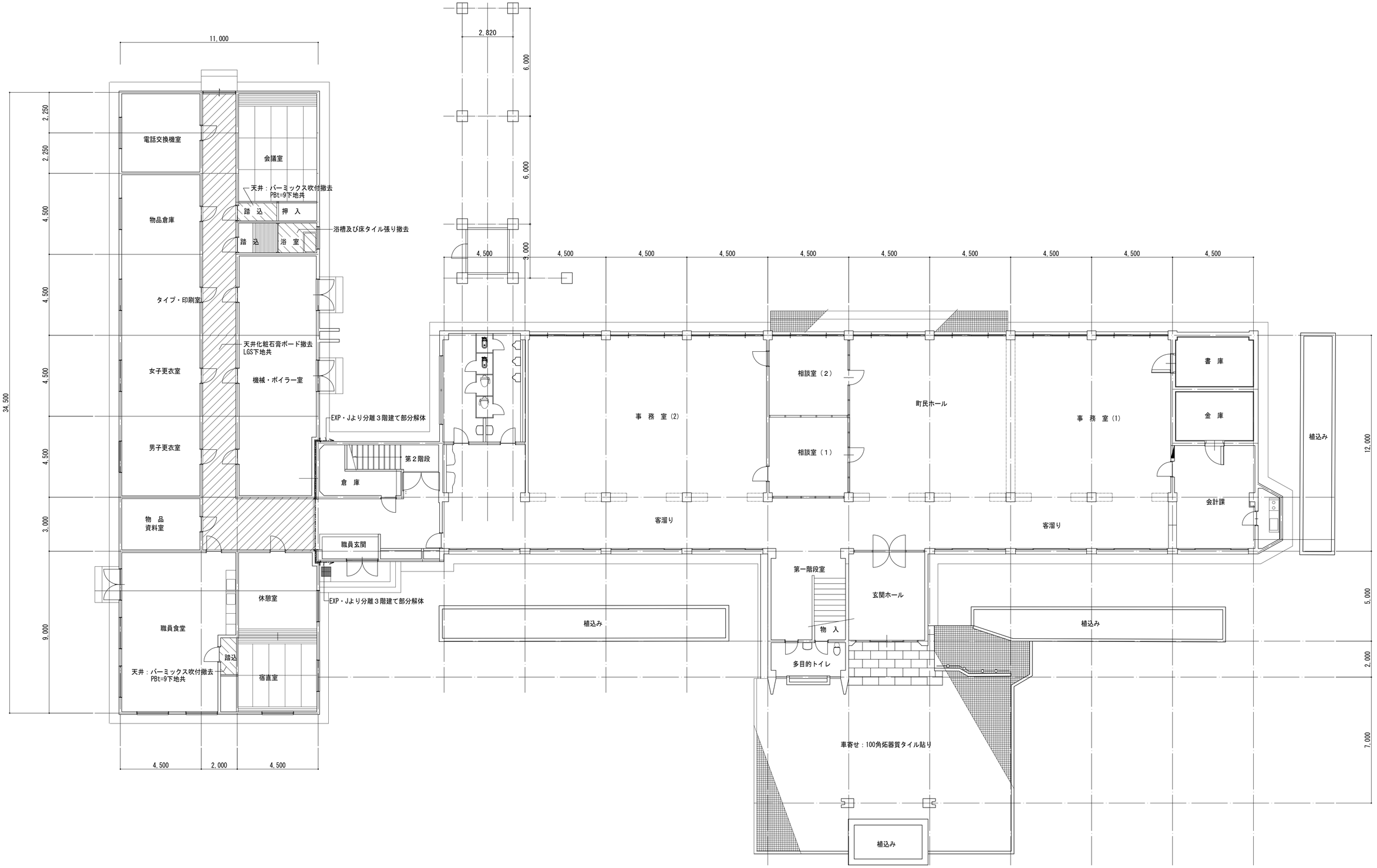

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所	日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図 面 番 号
	令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	図面名称	1階平面図	Ａ－１１

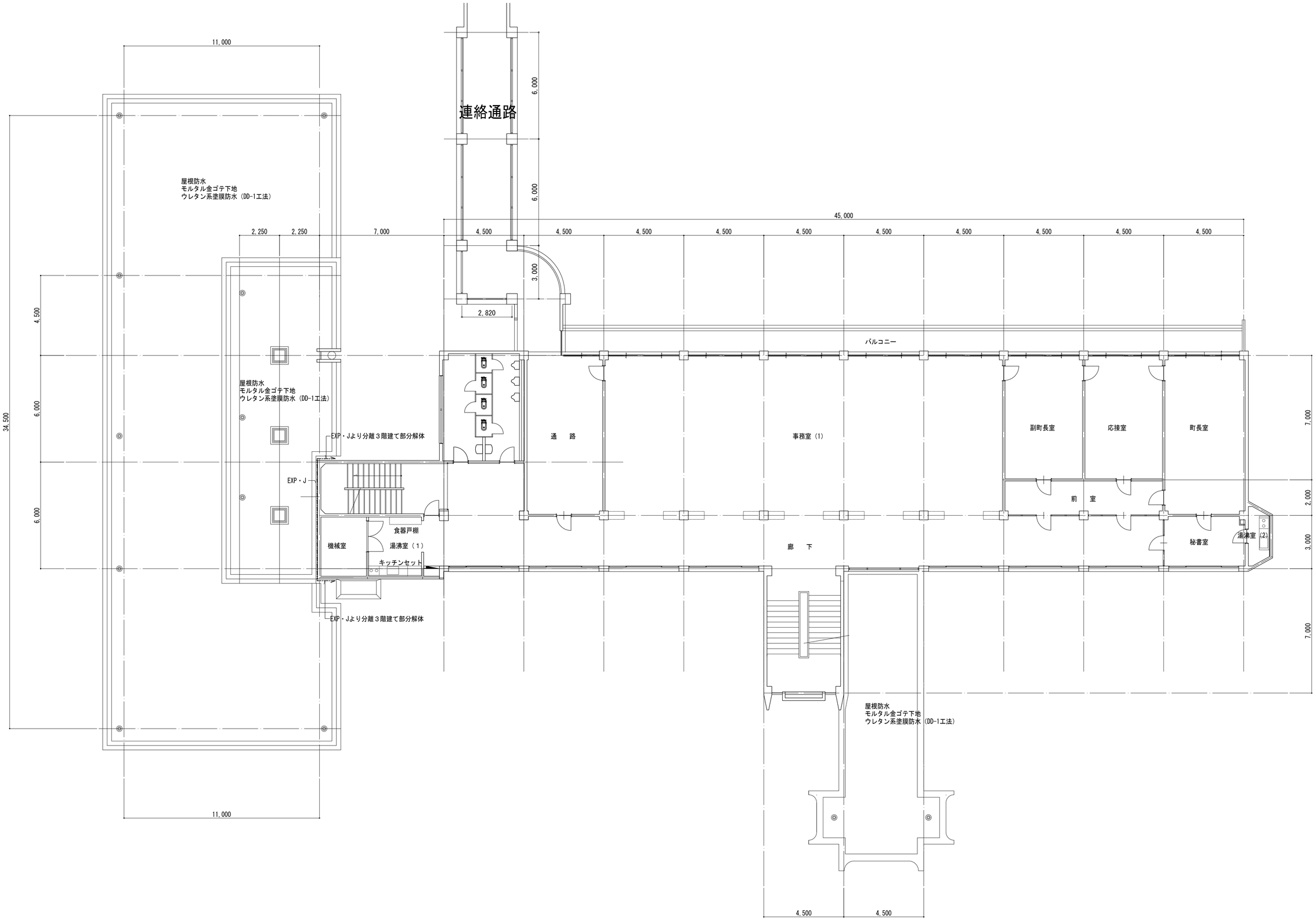

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	２階平面図

図面番号：Ａ－１２

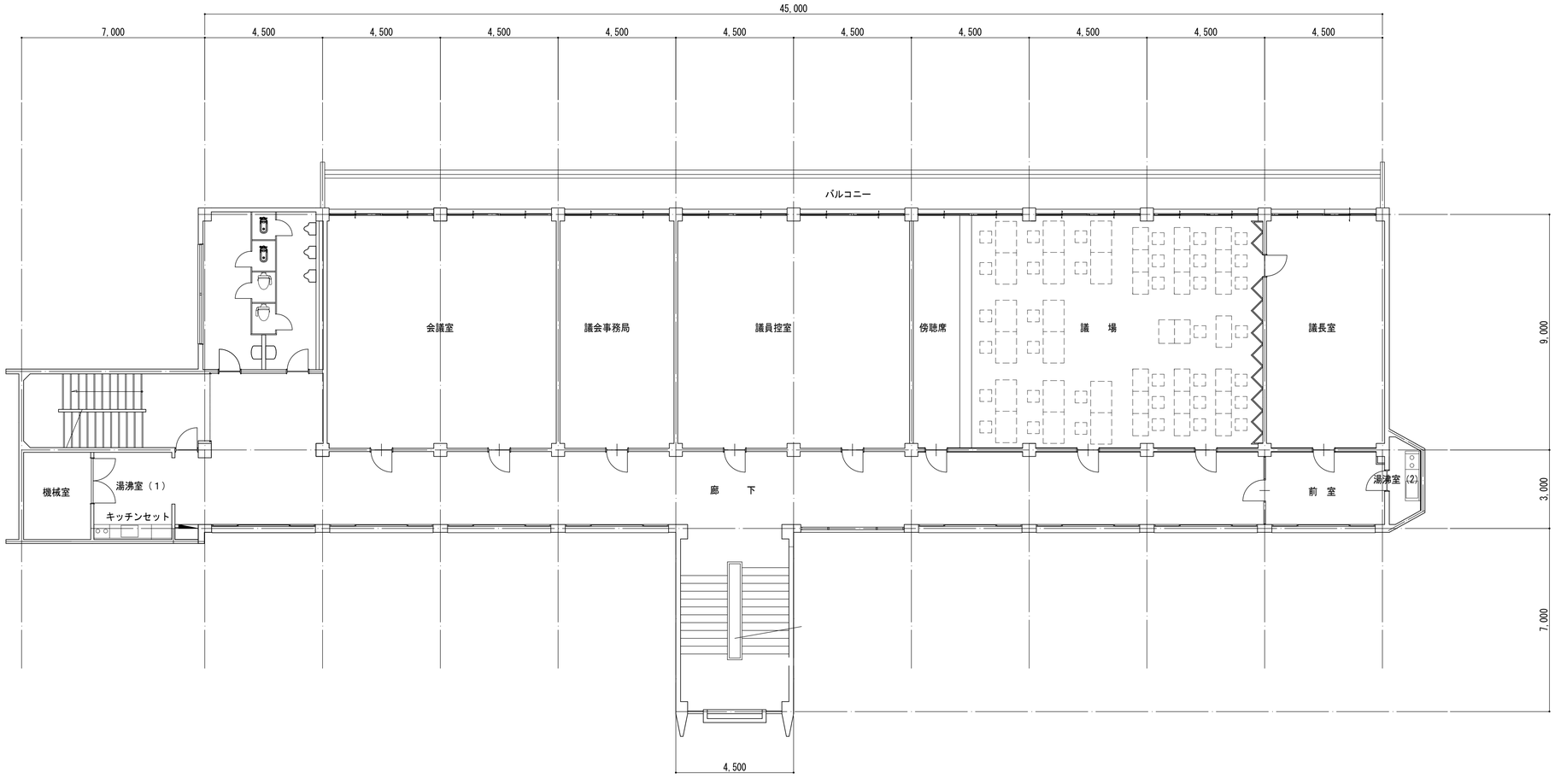

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	図面名称	3階平面図	A－13

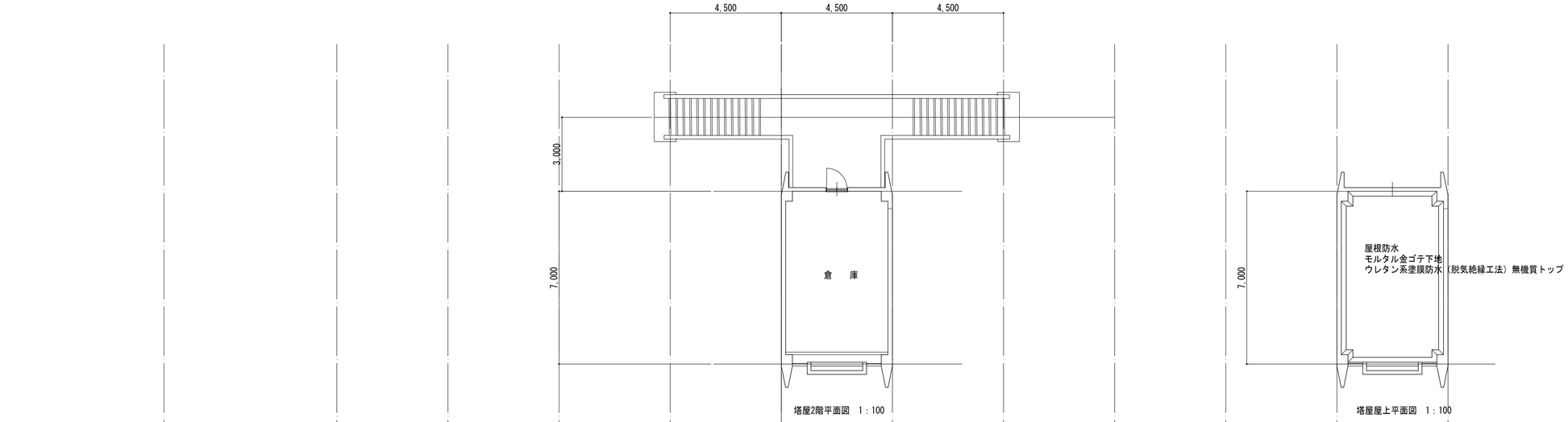

塔屋2階平面図　1：100

塔屋屋上平面図　1：100

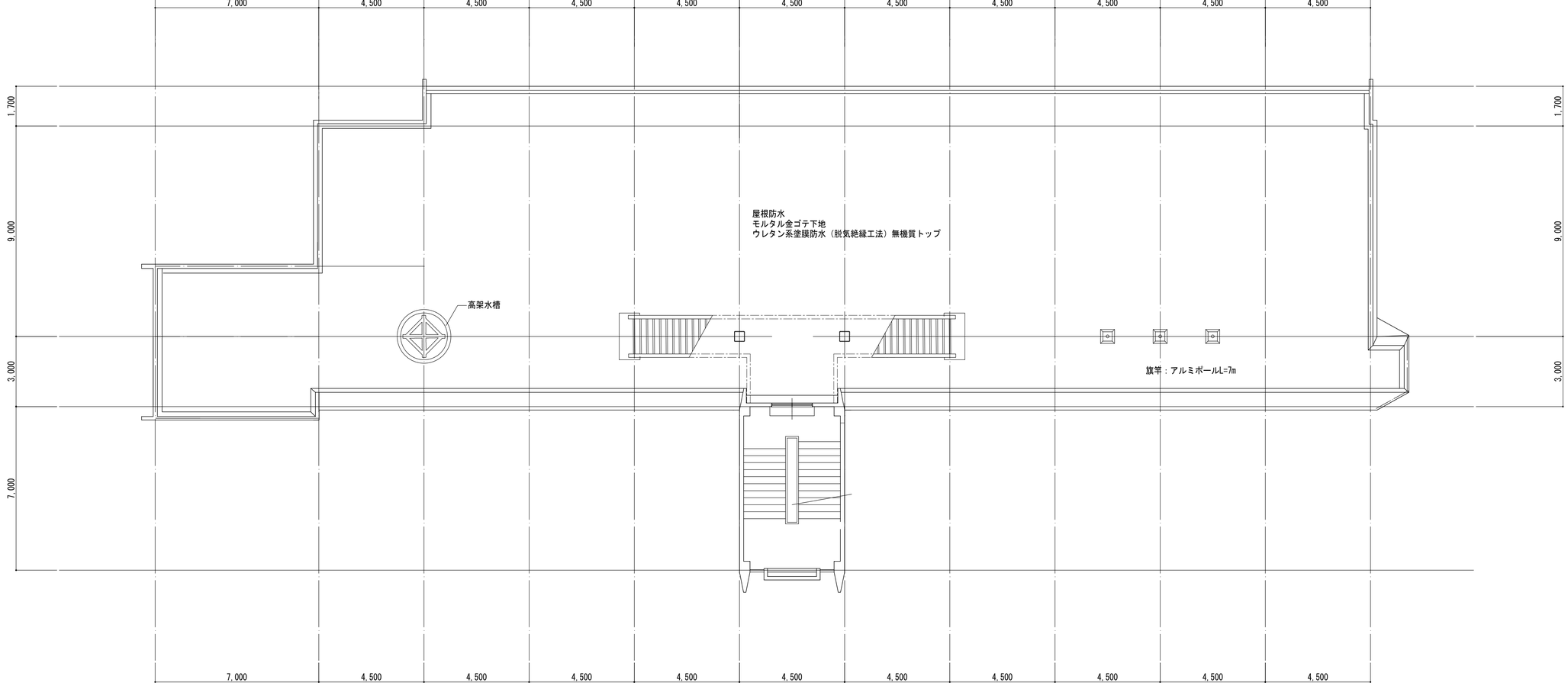

屋上・塔屋1階平面図　1：100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 屋上平面・塔屋平面図	図面番号 A－14

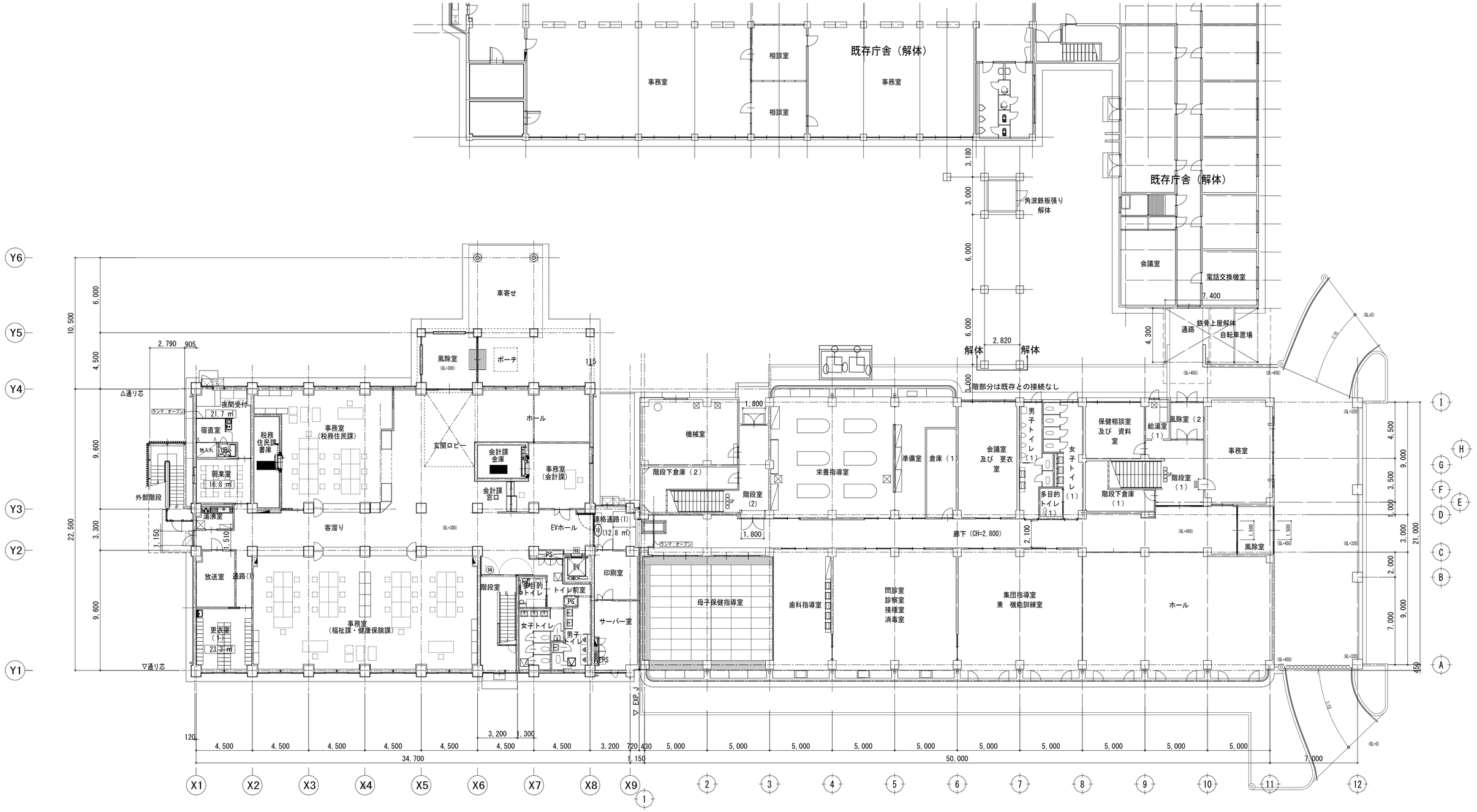

１階平面図（全体図）　S=1/150

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:150 A3　1:300	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	1階平面図（新庁舎・庁舎分館接続図）
				図面番号	A-15

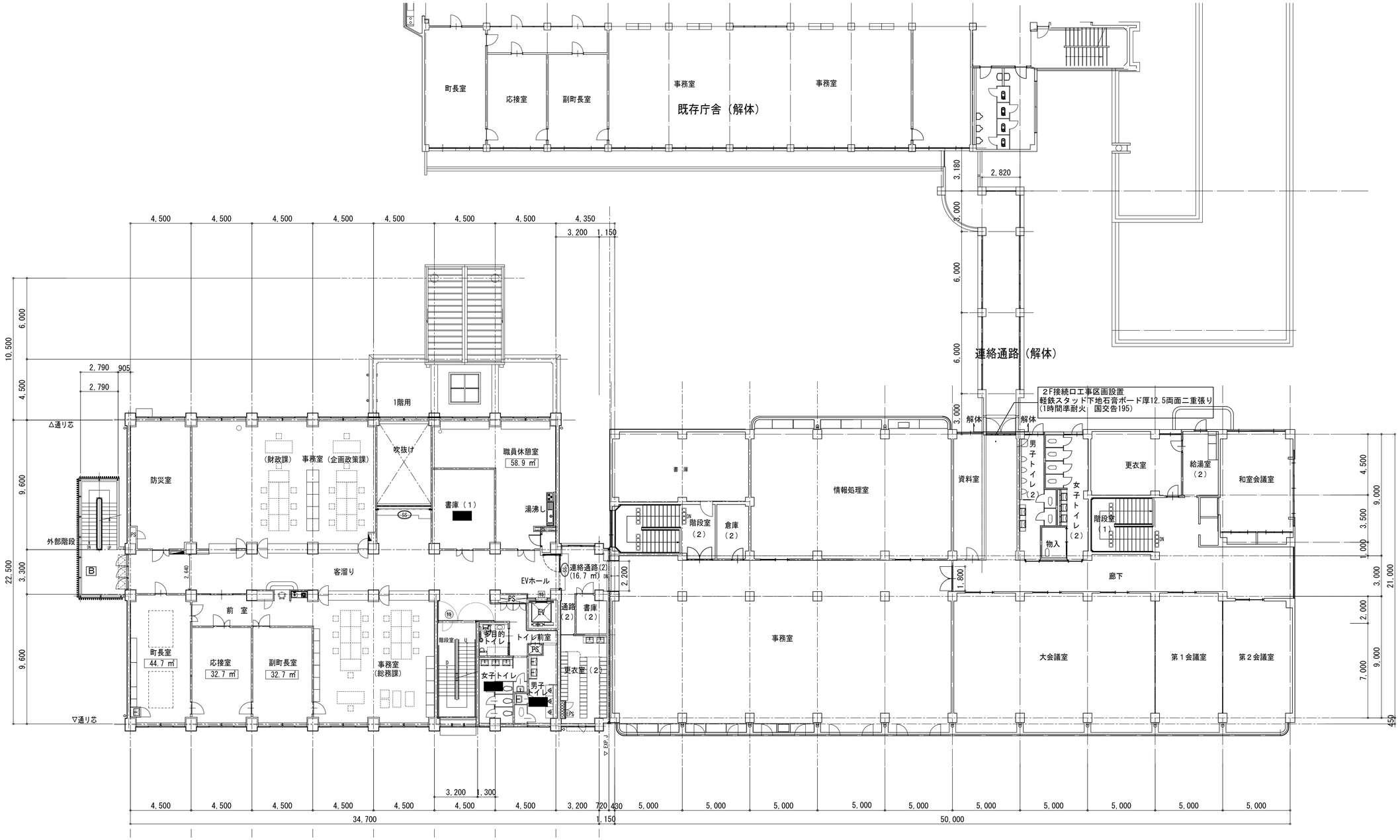

２階平面図（全体図）　S=1/150

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:150 A3　1:300	工事名称	IB長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	２階平面図（新庁舎・庁舎分館接続図）
				図面番号	A-16

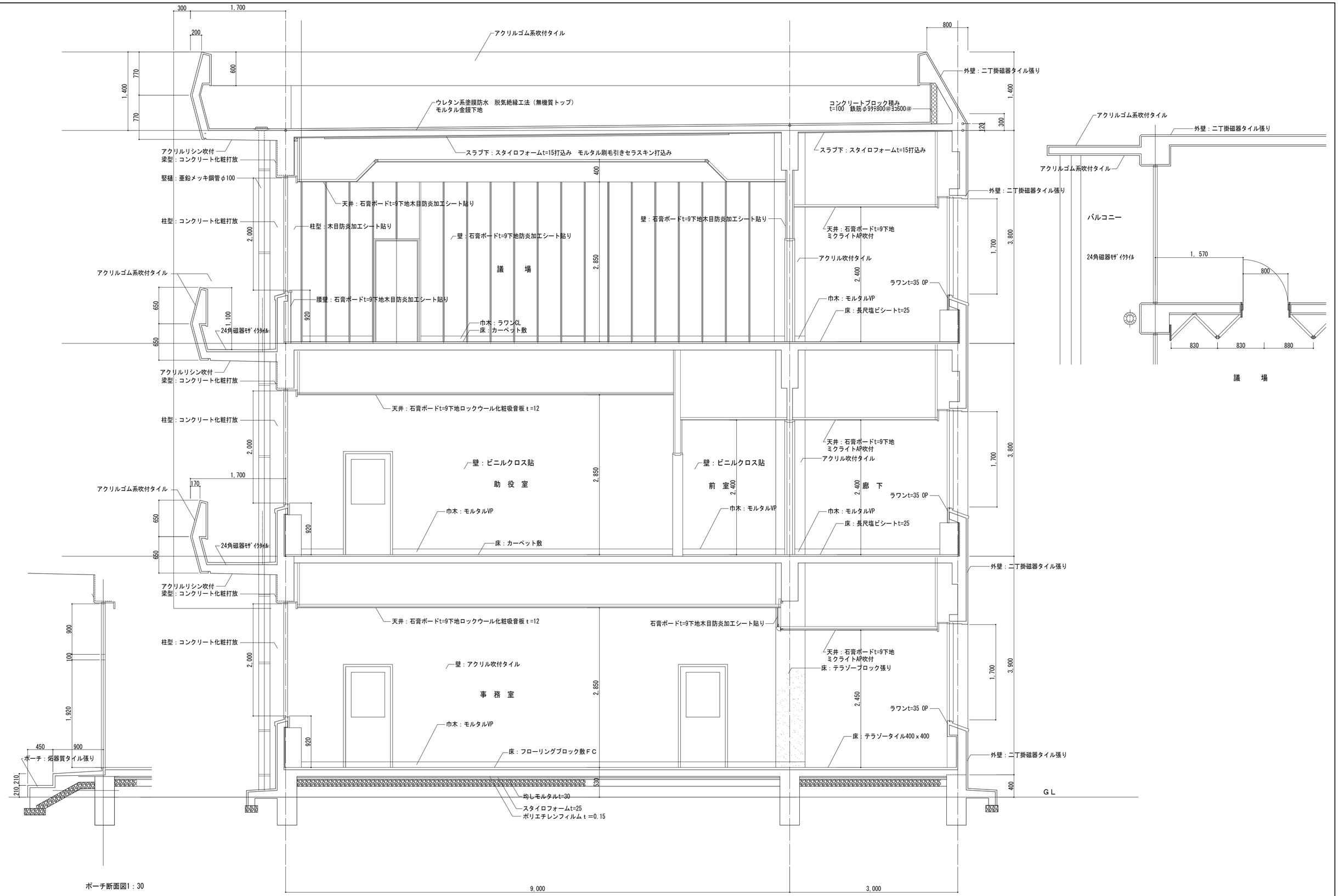

ポーチ断面図1：30

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：30 A3　1：60	工事名称	既存長南町役場庁舎解体撤去工事
				図面名称	既存庁舎本館矩計図
				図面番号	A－17

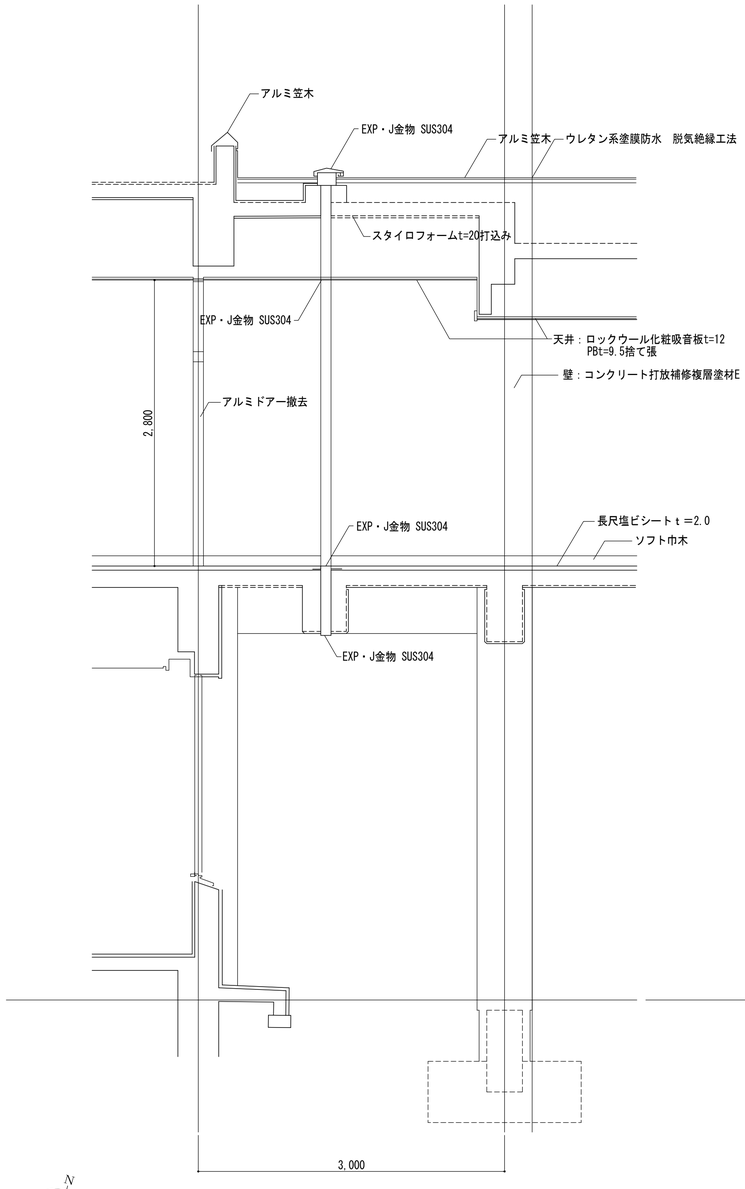

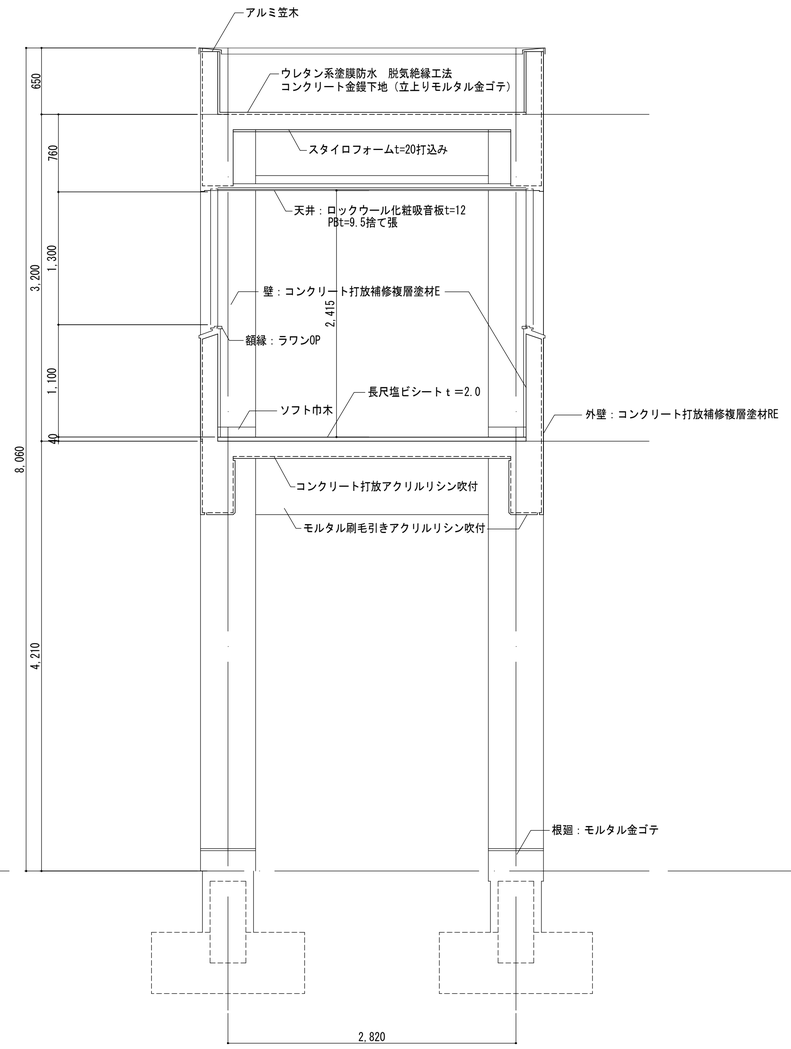

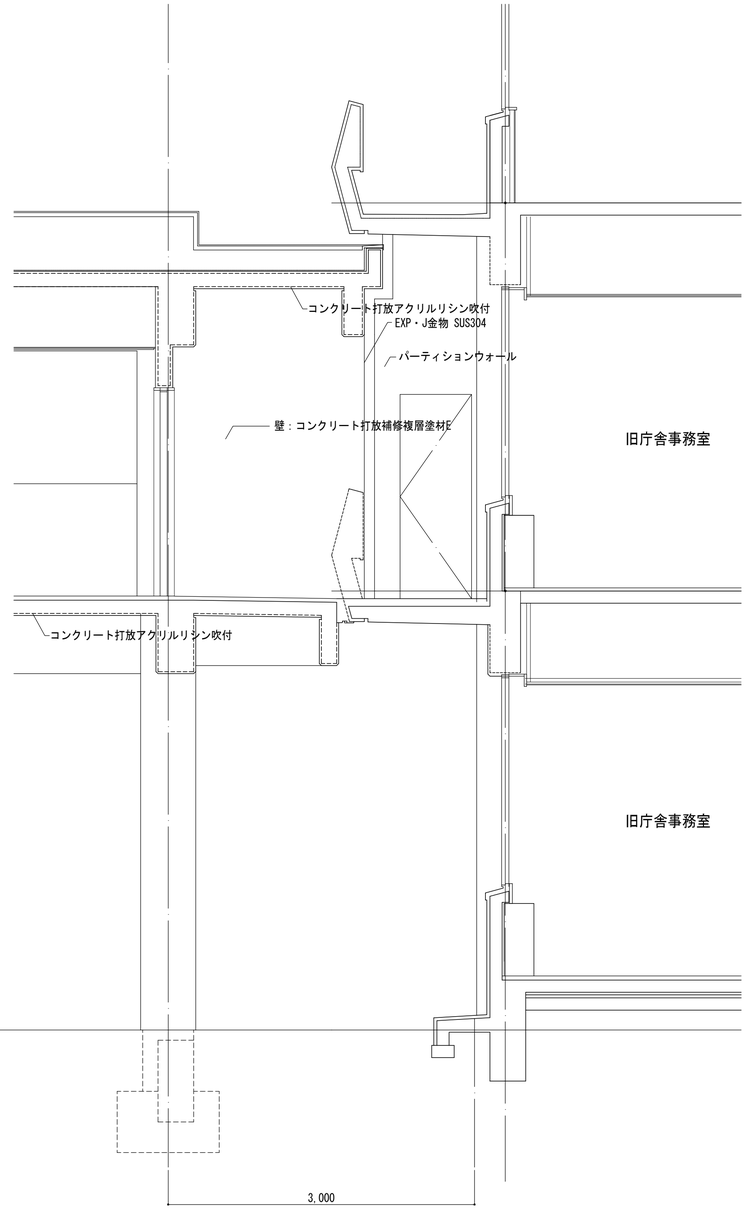

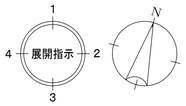

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所	日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
	令和　5年　3月	A1　1：30 A3　1：60	図面名称	連絡廊下断面詳細図	A－18

建具記号	名称	AW	アルミ製嵌め殺し付2連引違い窓				LSD	スチール枠自閉式片引き吊り戸（戸袋タイプ）				
	階数		1F	2F				1F	2F			
	個数	101	1			1	1	－	1	－	－	1
姿図		既存分庁舎２F資料室					資料室					
材料・仕上		アルミ電解着色					３方枠：スチール t=1.6 SOP 扉：スチール鋼板 t=0.6 不燃化粧シート貼、芯材：ペーパーコア					
付属金物		方立、アングル、クレセント、アルミ水切り皿板					シリンダー本締り錠、サムターン、引き手 付属金物一式、アルミガラリ					
摘要・ガラス		枠見込70、熱線吸収FL6					枠見込：164、扉：40、型T 4					
備考												

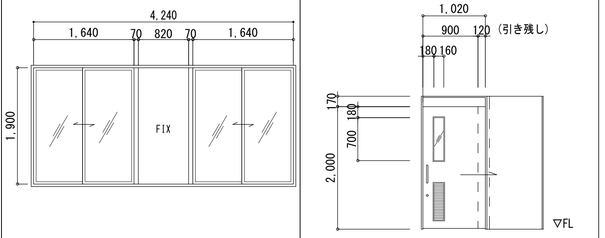

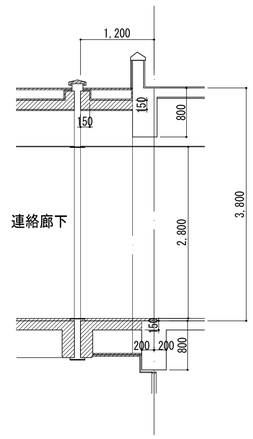

Ｃ－Ｃ断面

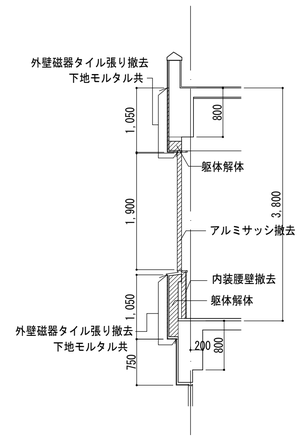

Ｂ－Ｂ断面

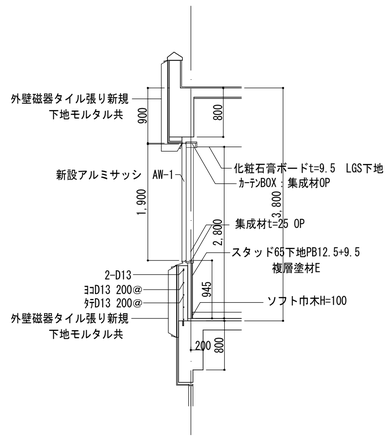

Ａ－Ａ断面

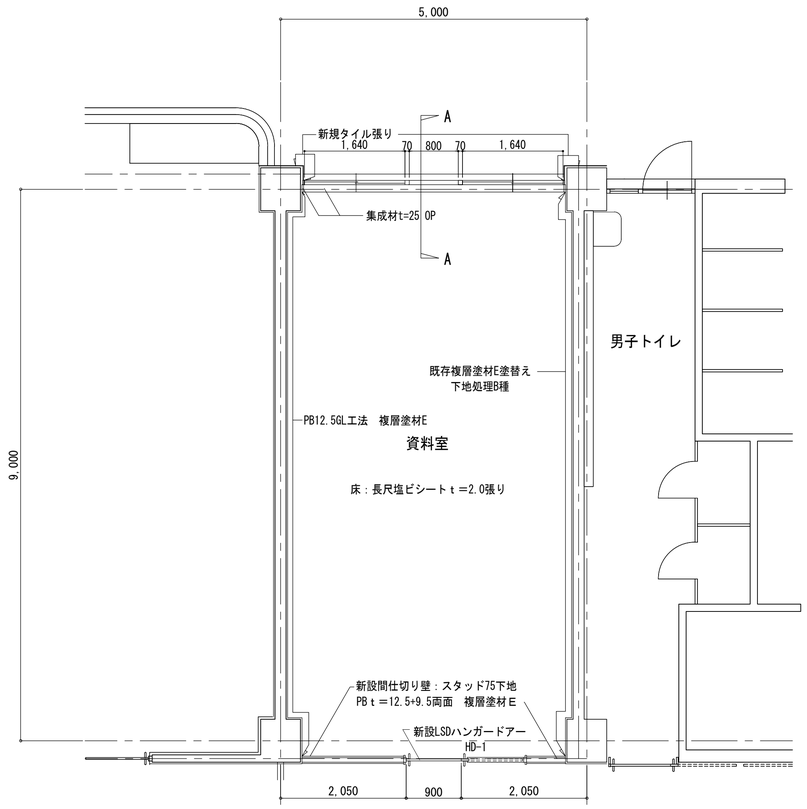

平面詳細図（改修図）

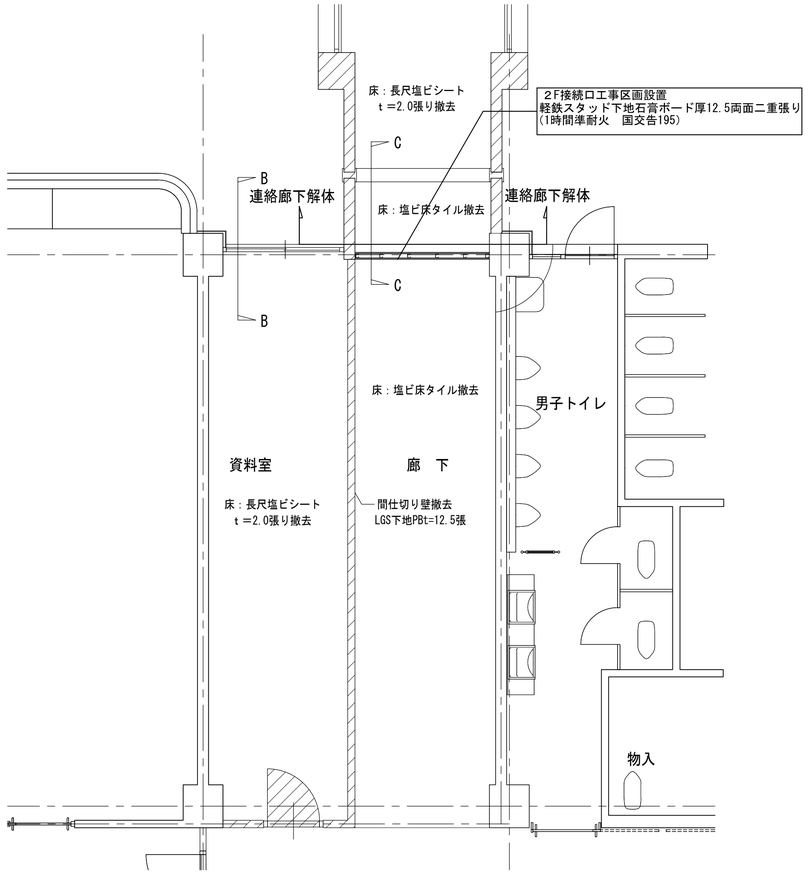

平面詳細図（撤去図）

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:50 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	A－１９
		図面名称 2階接続口撤去及び改修図	

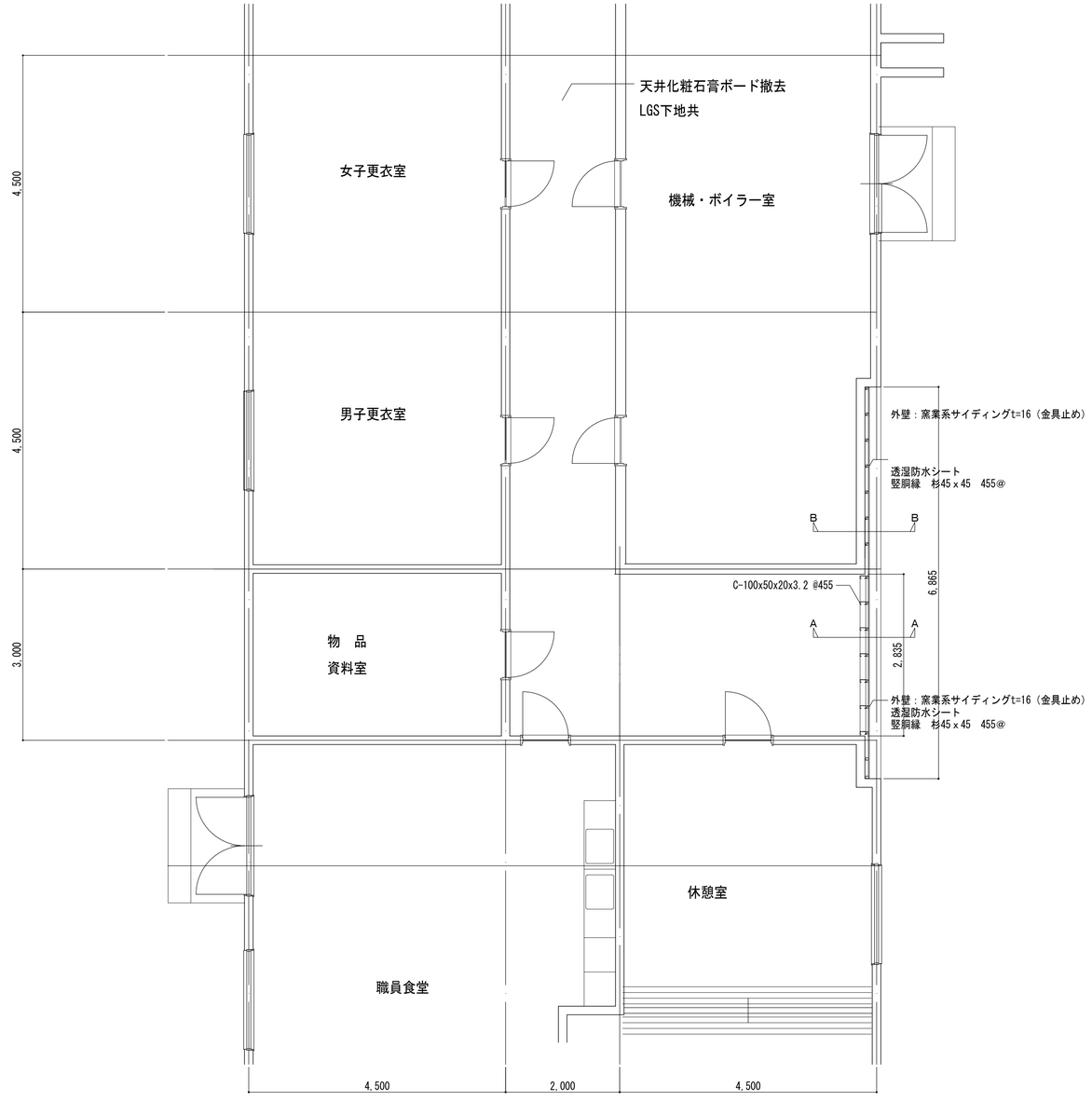

平面図　1：50

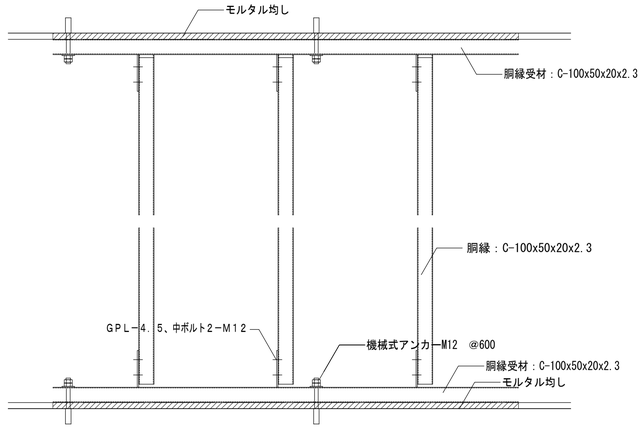

胴縁組詳細図　1：10

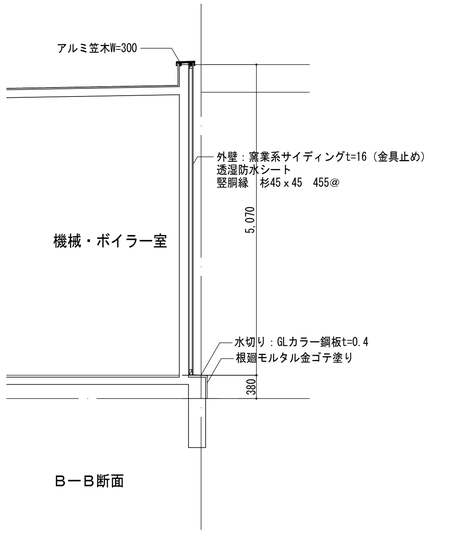

Ｂ－Ｂ断面

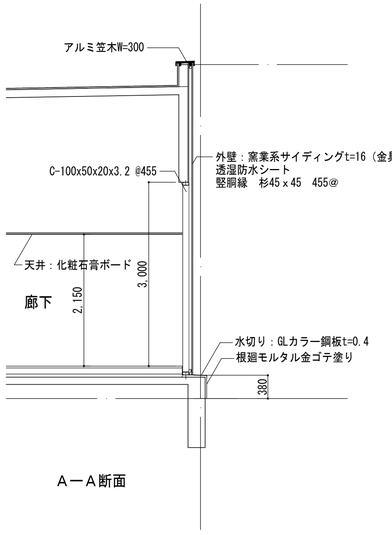

Ａ－Ａ断面

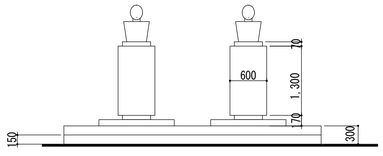

立面図　1：50

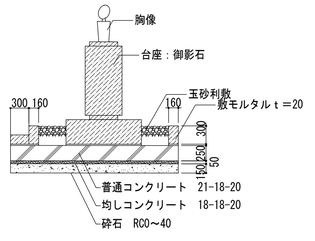

断面図　1：50

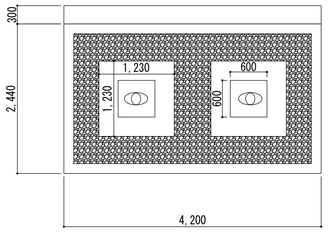

平面図　1：50

胸像詳細図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1：50 A3　1:100	既存長南町役場庁舎解体撤去工事	Ａ－２０
		図面名称　附属棟接続口改修図、胸像詳細図	

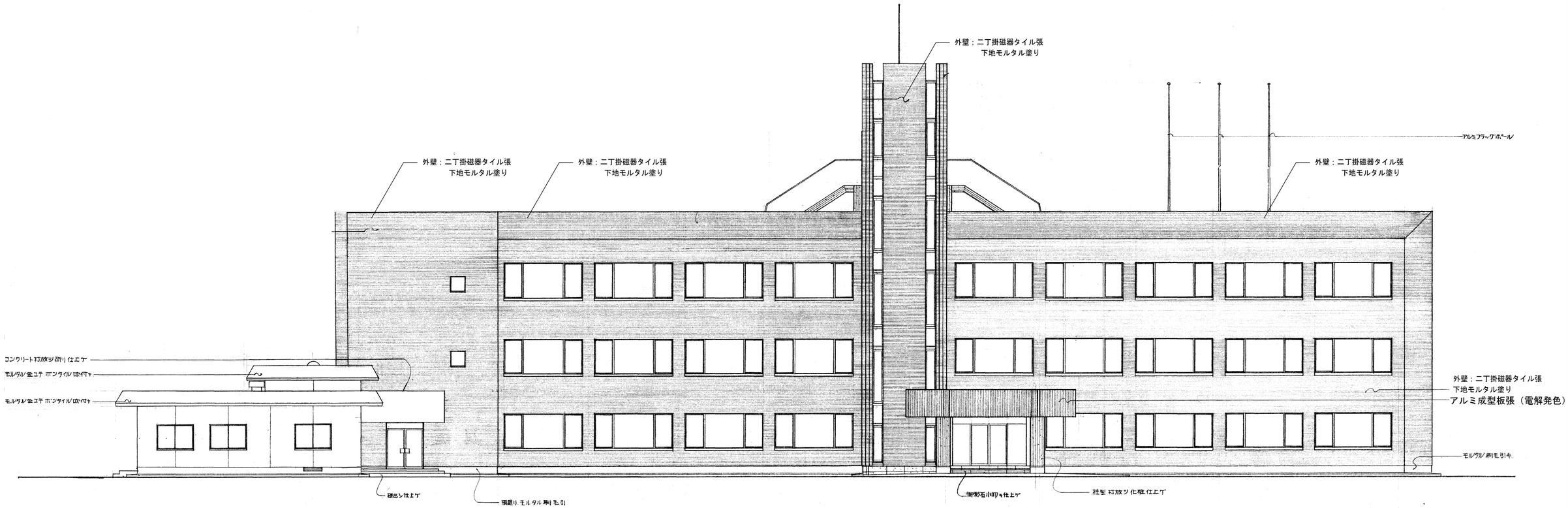

北側立面図　1：100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所	日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 A－２１
			図面名称	立面図-1	

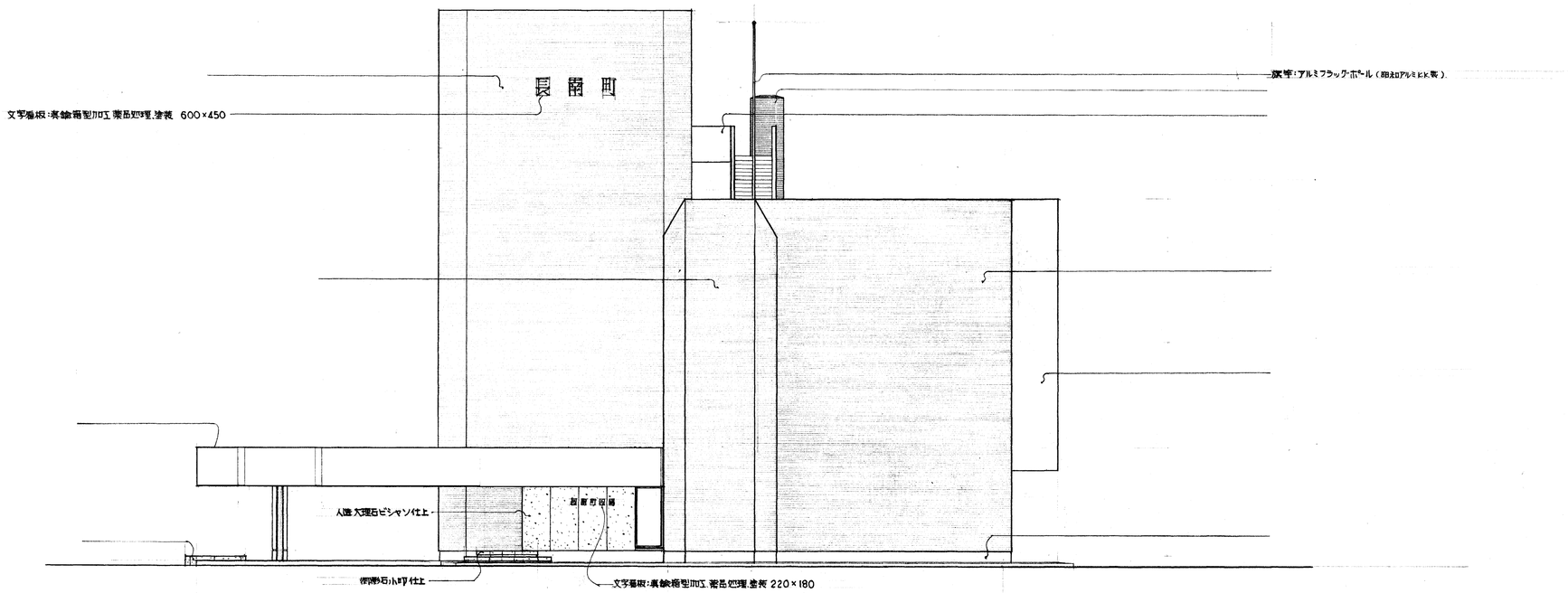

西側立面図　1:100

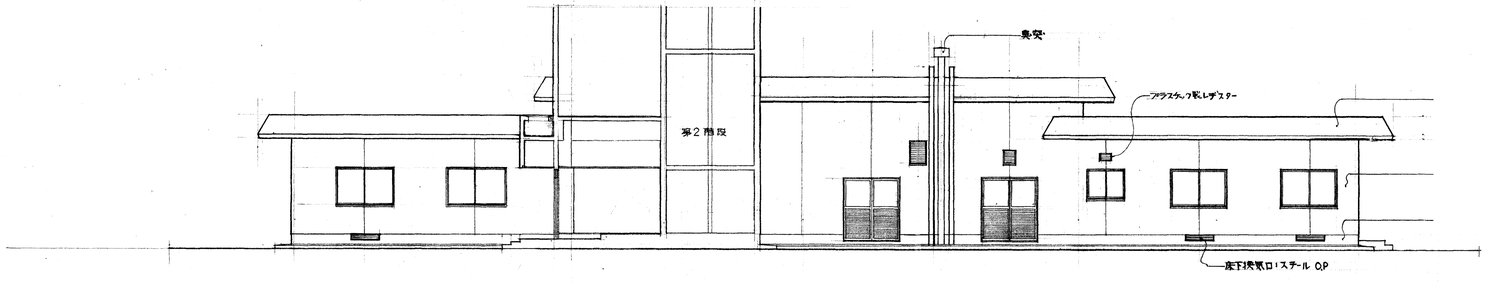

附属棟 西側立面図　1:100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	A－２２
		図面名称 立面図-２	

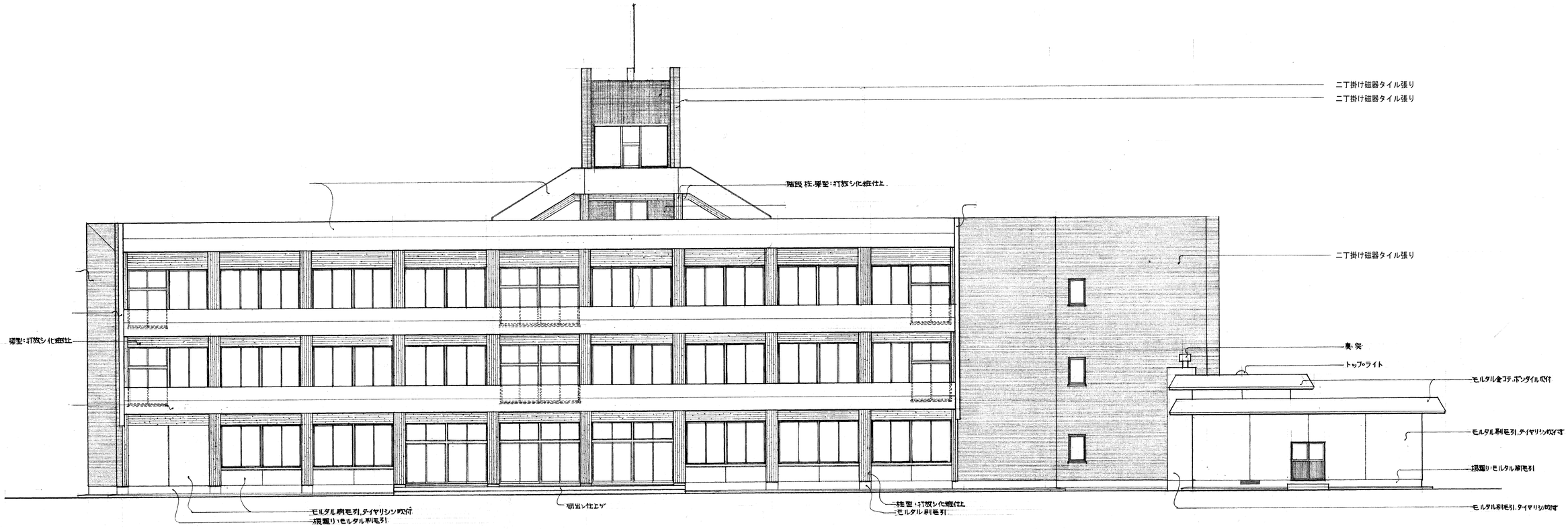

南側立面図　1：100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	立面図-3
				図面番号	A－２３

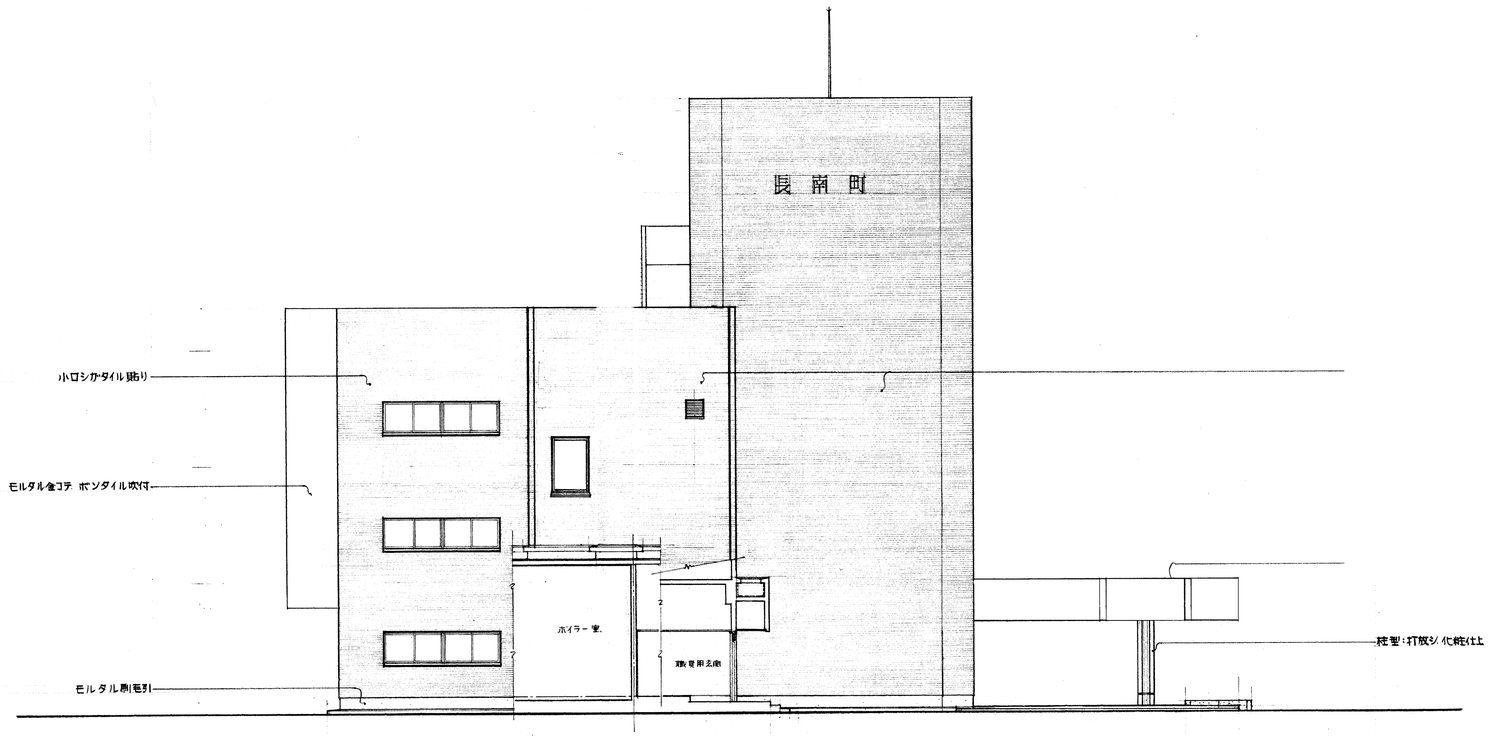

東側立面図　1:100

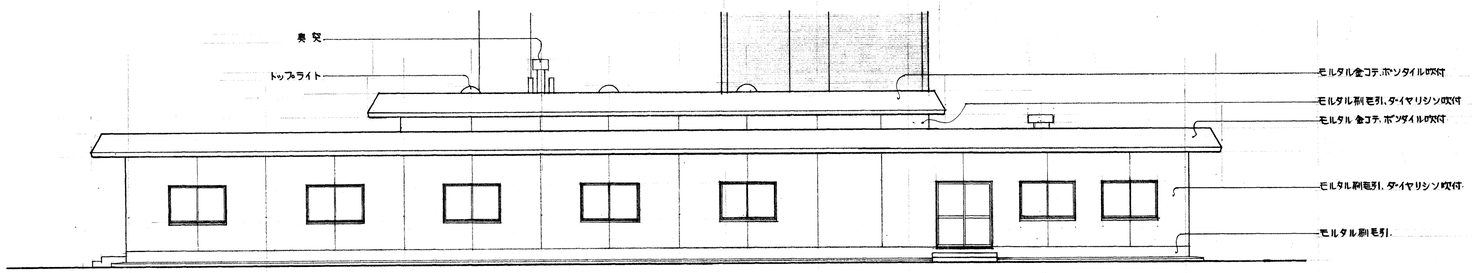

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	図面名称	立面図-4	A－２４

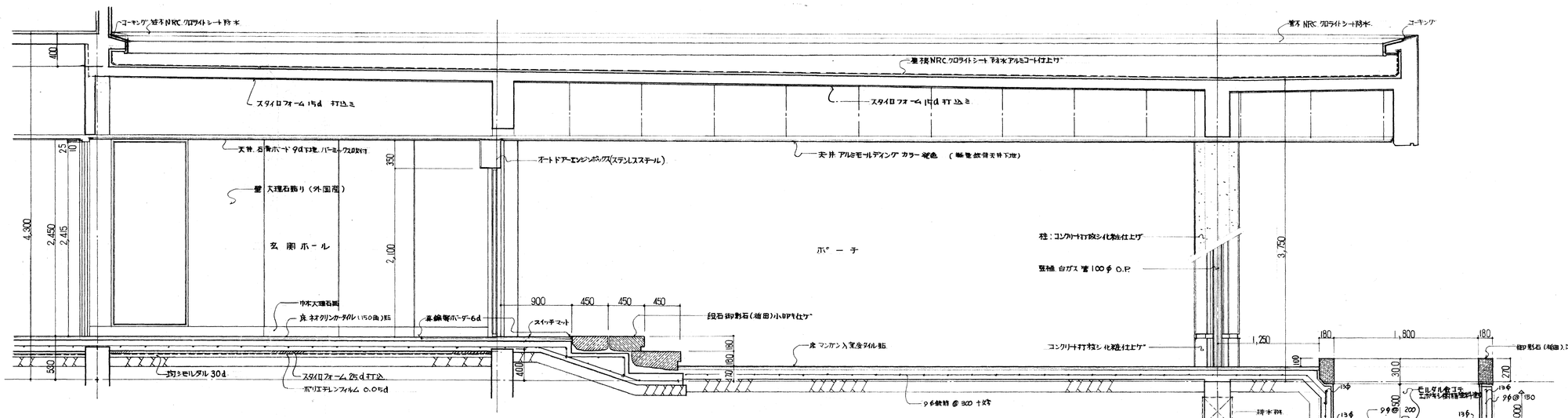

※ 点線は天井見上げ図を示す。

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社 千町村建築研究所	日付 令和 5年 3月	縮尺 A1 1:30 A3 1:60	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 A－25
			図面名称	玄関廻り詳細図	

流し調理台 入れ替え

高架水槽架台平面図 1:30

ダクト立上りスペース

職員玄関

第２階段室

倉庫

湯沸室

空調機械室

廊下

ダクト

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	旧長南町役場庁舎解体工事	A－26
		図面名称	職員玄関廻り詳細図

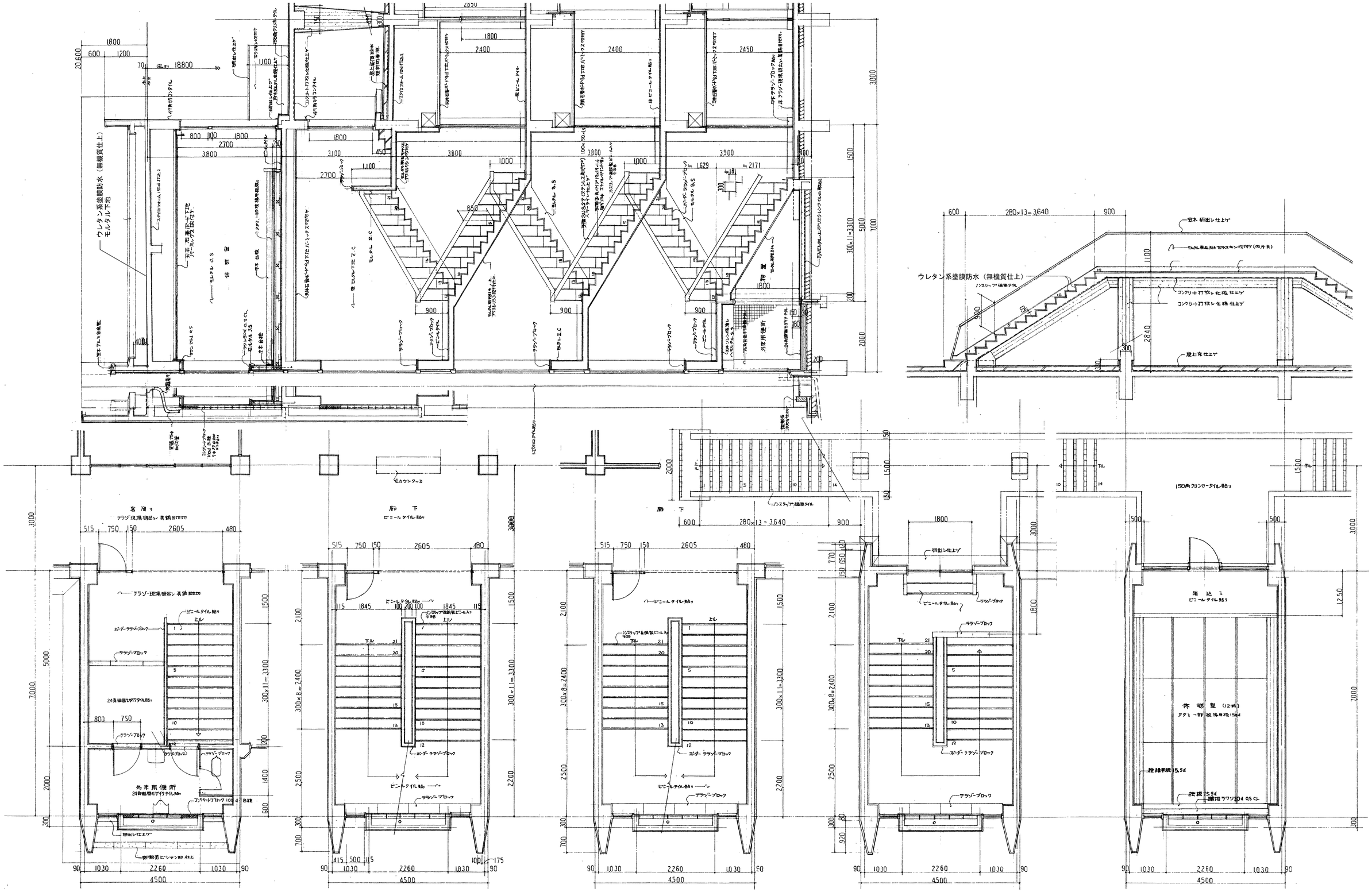

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:50 A3　1:100	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 第1階段詳細図（参考図）	図面番号 A－27

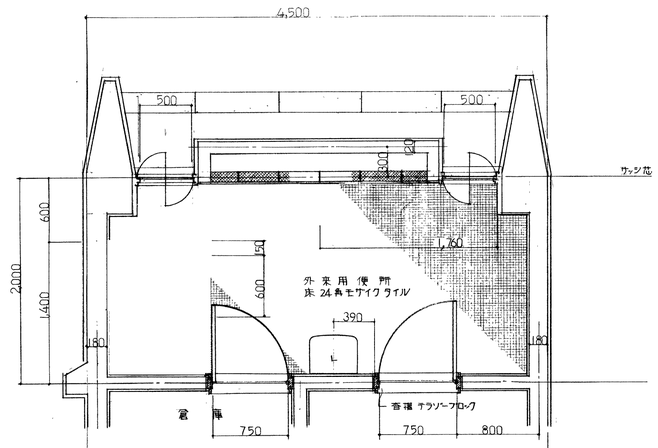

外来便所詳細図 1:30

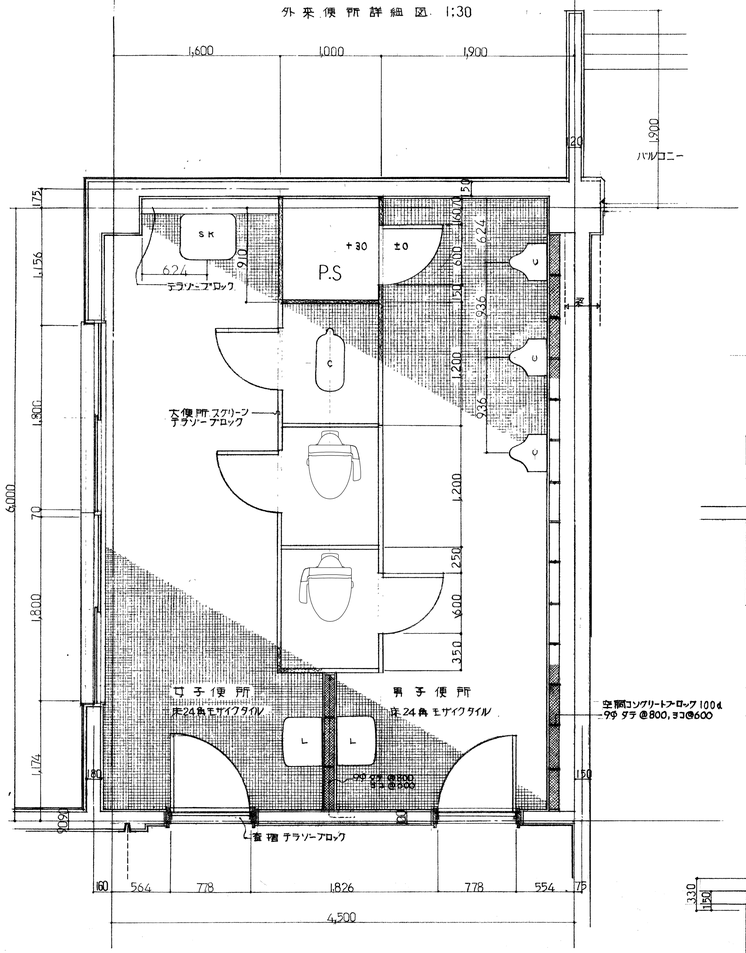

平面図 1:30

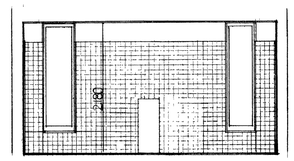

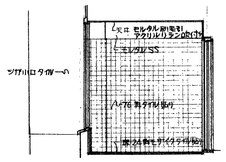

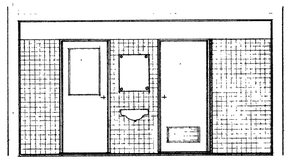

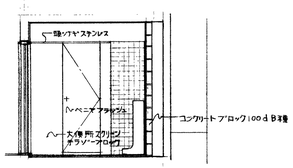

外来便所展開図 1:50

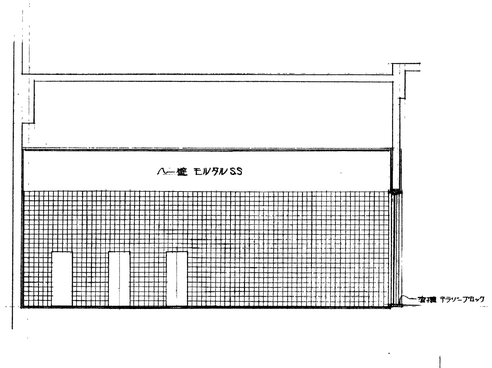

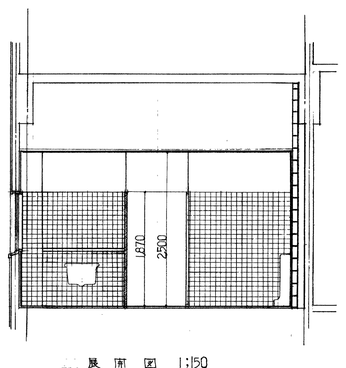

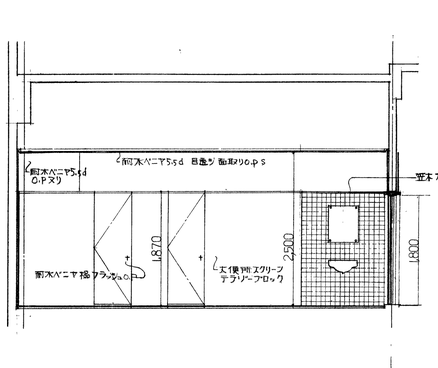

展開図 1:50

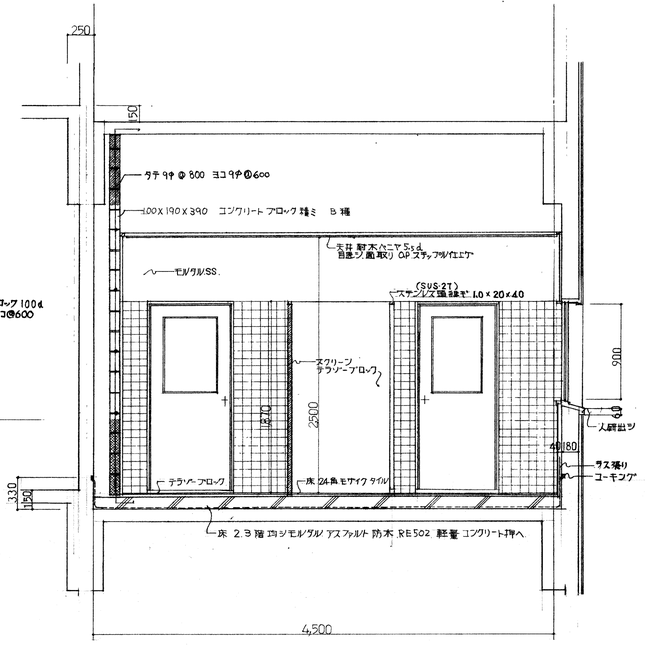

断面詳細図 1:30

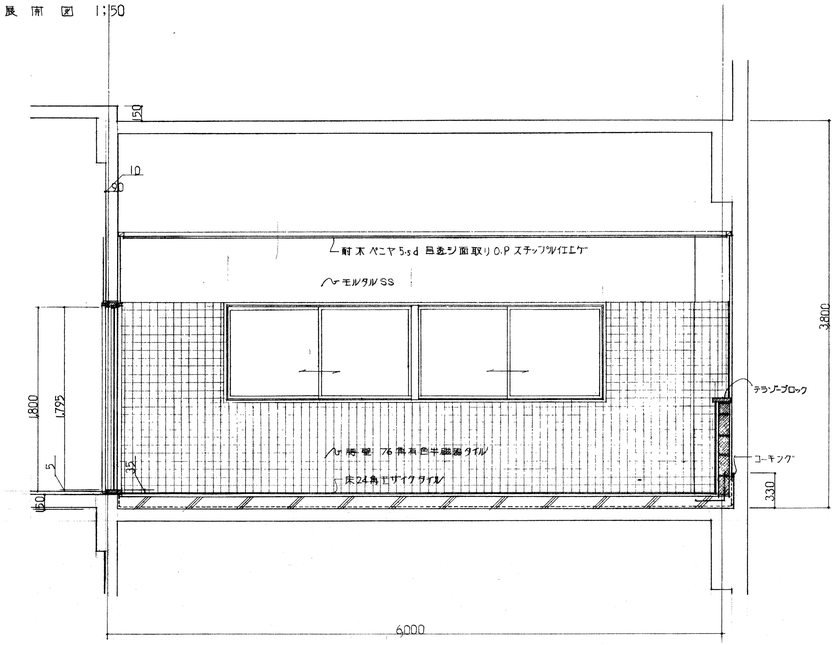

断面詳細図 1:30

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:60 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	A－28
		図面名称 トイレ廻り詳細図（参考図）	

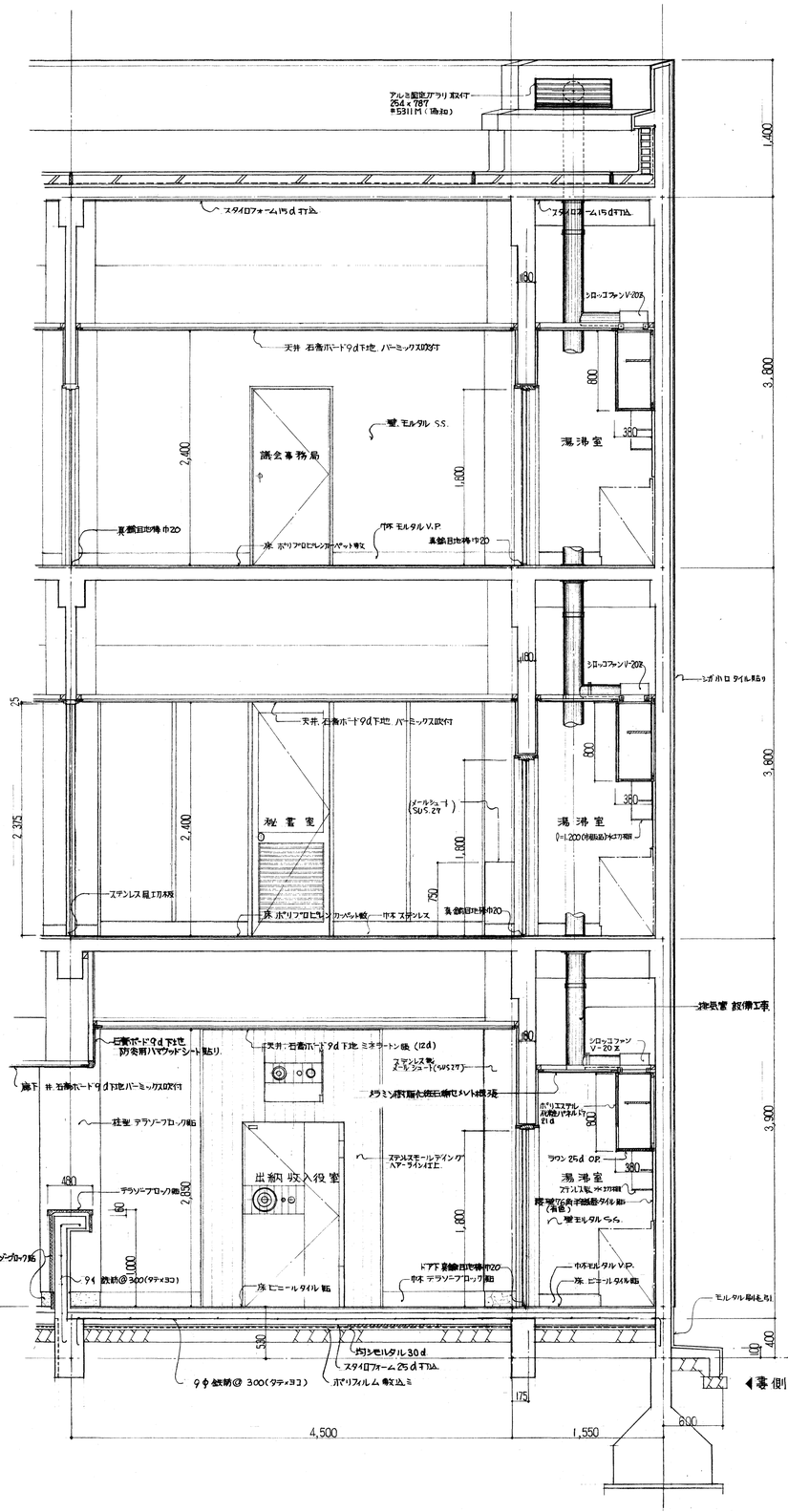

◀書庫側断面詳細図 1:30

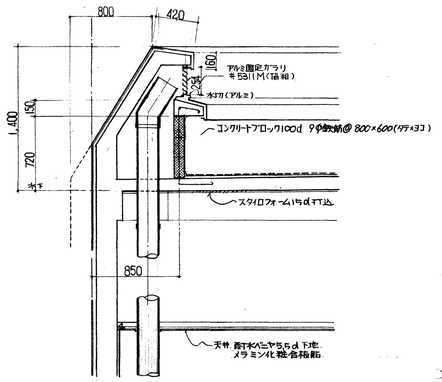

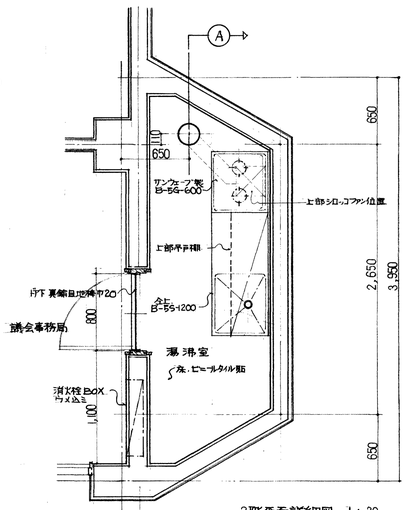

3階平面詳細図 1:30

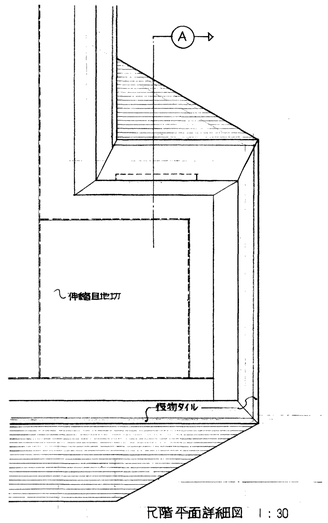

R階平面詳細図 1:30

金庫室

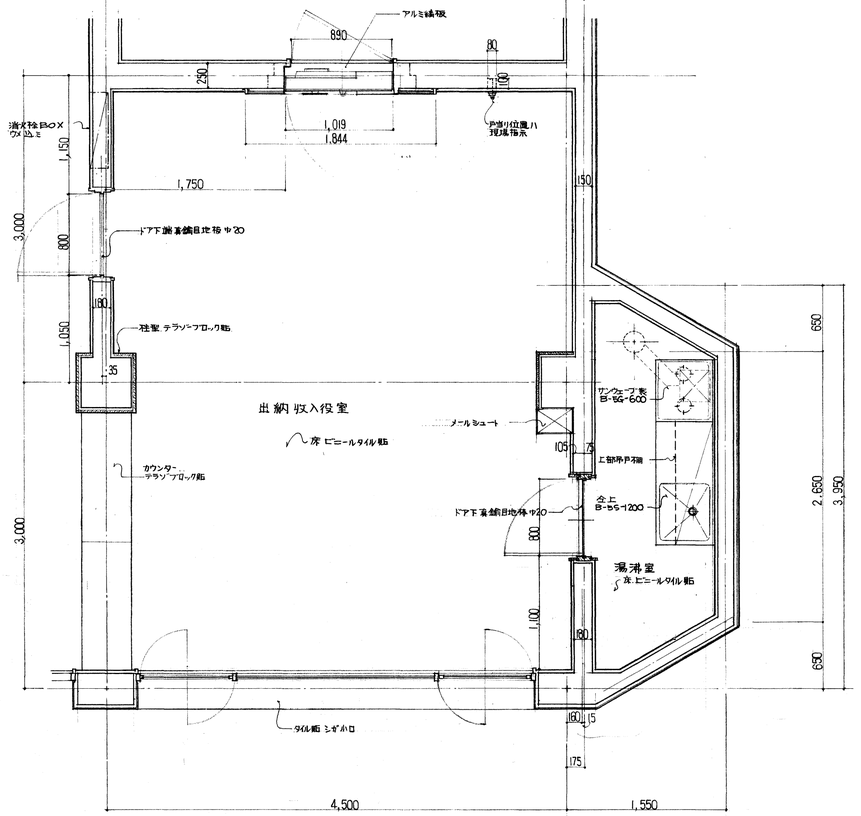

▲1階 湯沸室 / 収入役室 廻り平面詳細図 1:30

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	旧長南町役場庁舎解体工事	A－29
		図面名称 出納室廻り詳細図	

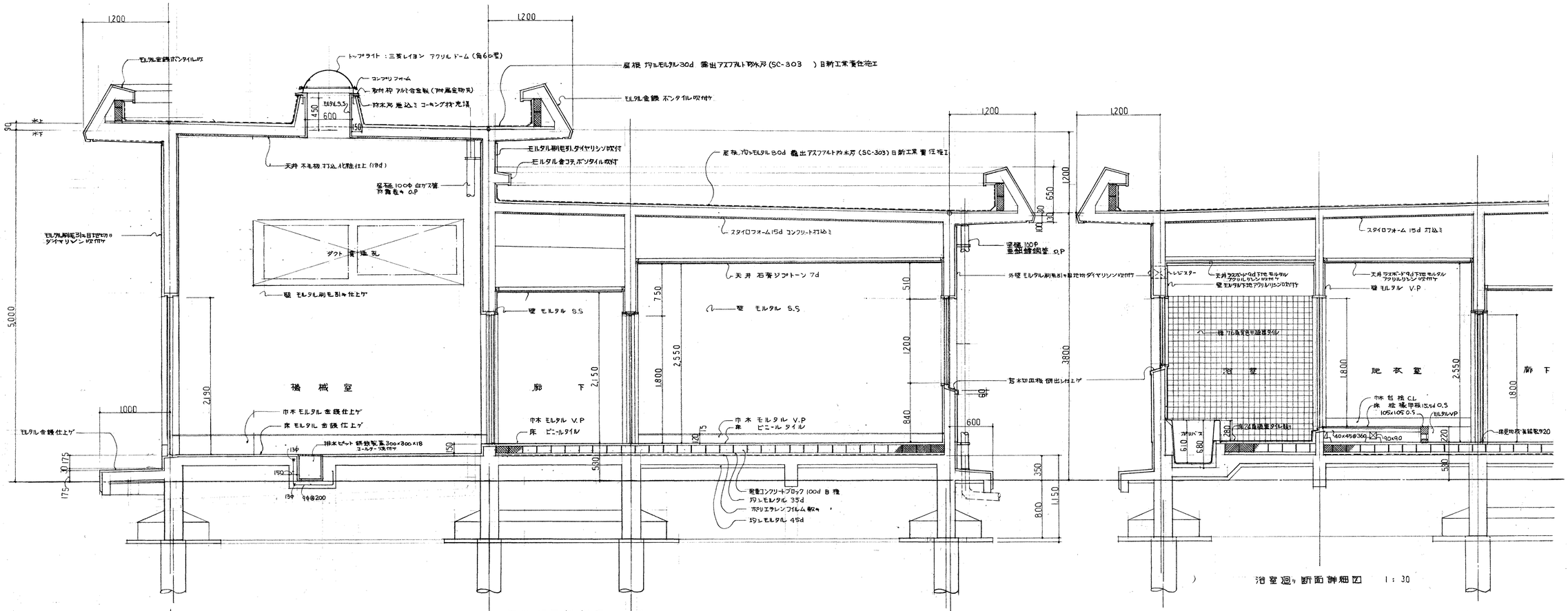
機械室
廊下
電話交換機室
会議室
浴室
脱衣室
廊下
モルタル金鏡ボンタイル吹付
トップライト：三菱レイヨン アクリルドーム（角650）
コンクリフォーム
取付枠 アルミ合金製（附属金物共）
防水層 巻込み コーキング材充填
屋根 均しモルタル30d 露出アスファルト防水用（SC-303）日新工業責任施工
天井 木毛板 打込み化粧仕上（19d）
竪樋 100φ 白ガス管 防露巻き 0.P
モルタル刷毛引き目荒り ダイヤリソン吸付け
ダクト 排気
壁 モルタル刷毛引き仕上げ
壁 モルタル S.S
天井 石膏シプトーン 7d
スタイロフォーム15d コンクリート打込み
竪樋 100φ 亜鉛鋼管 0.P
外壁 モルタル刷毛引き目荒り ダイヤリソン吸付け
壁 モルタル V.P
床 ビニールタイル
巾木 モルタル V.P
巾木 モルタル 金鏡仕上げ
床 モルタル 金鏡仕上げ
排水ピット 鋼製蓋 300×300×18 ゴールデン塗付け
敷コンクリートブロック 100d B種
均しモルタル 35d
ポリエチレンフィルム 敷き
均しモルタル 45d
壁 モルタル S.S
天井 ラスボード9d下地 モルタル アクリルリソン吸付け
壁 モルタル下地 アクリルリソン吸付け
壁 磁器質半艶タイル張り
浴室 FRP防水 24角磁器質タイル貼り
天井 ラスボード9d下地 モルタル アクリルリソン吸付け
壁 モルタル V.P
巾木 自然 CL
床 均し モルタル厚15.5d 0.S
105×105 0.S
モルタルVP
アサリバス
床 磁器質タイル貼り
40×45@360
90×90
捨型枠 鋼板製 厚20
1200
1000
2190
5000
90
175
30
150
530
2150
1800
2550
750
510
1200
840
600
60
3800
650
100
350
1450
800
610
680
220
2550
1800
1200
2150
530
150
175
30
90
1000
1200
650
100
60
3800
1450
800
2550
1800
1200
840
600
60
510
750
120
150
130
220
610
680
1800
2550
1800
530
350
1450
800
1200
650
100
60
3800
1200
1200
1200

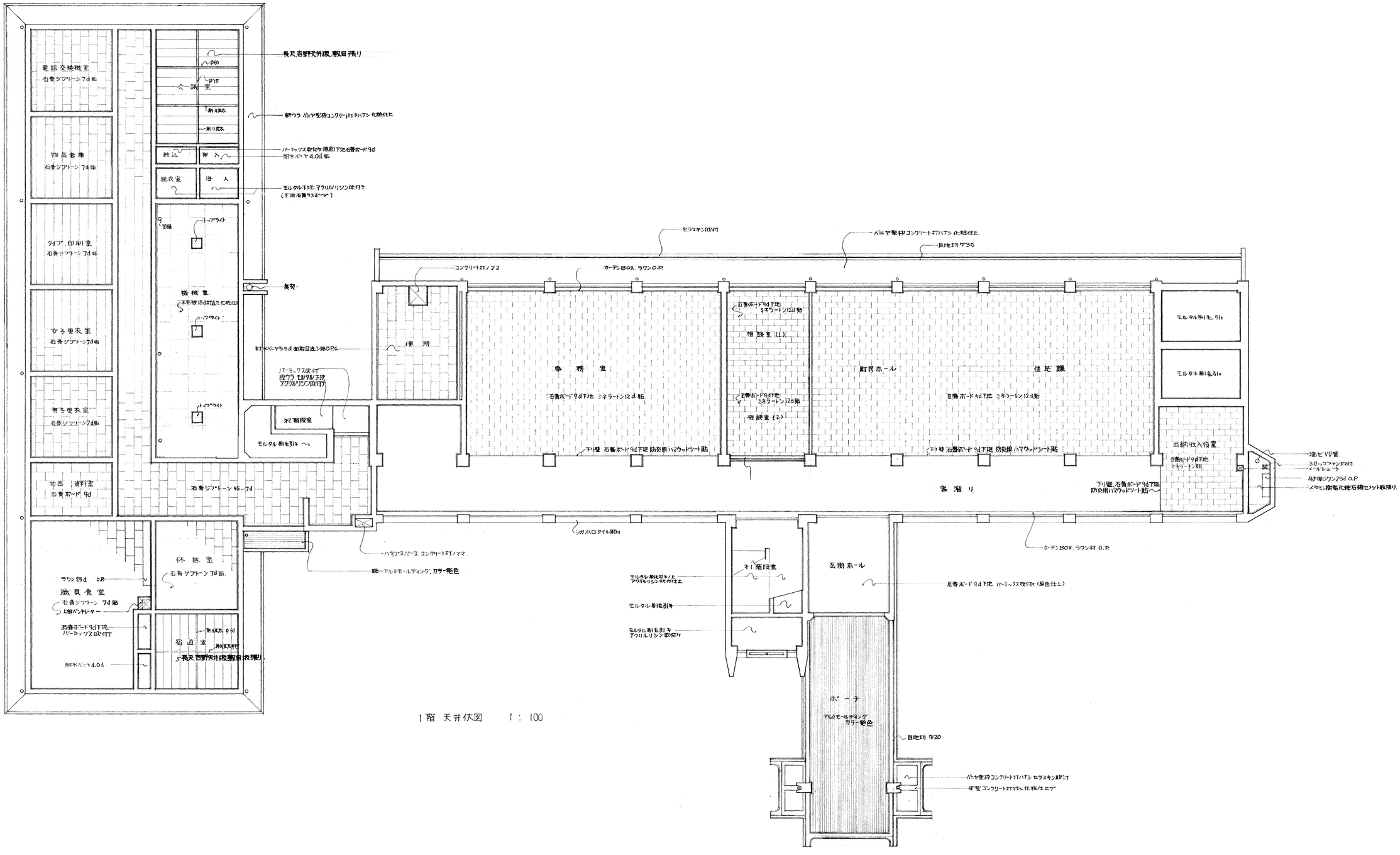

1階 天井伏図　　1：100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	1階天井伏図
				図面番号	A－31

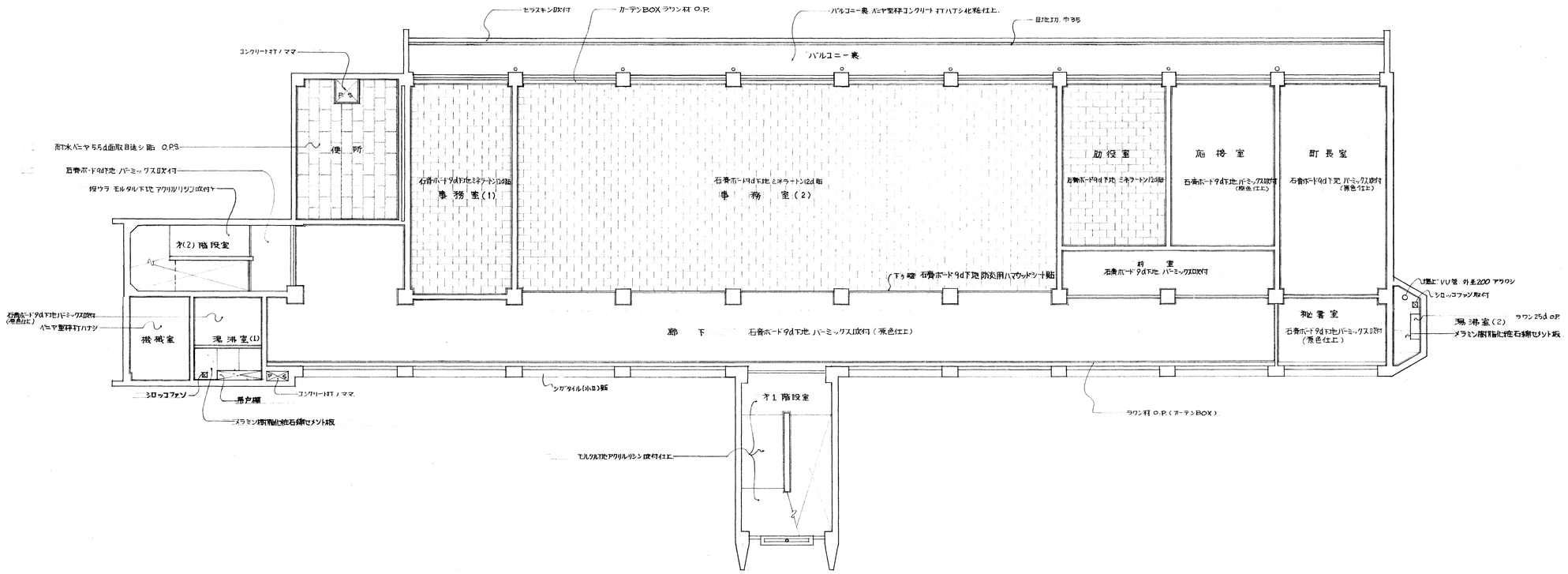

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所	日　付	縮　尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
	令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	図面名称	２階天井伏図（参考図）	Ａ－３２

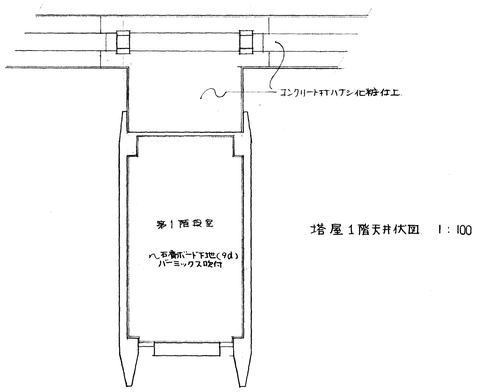

塔屋1階天井伏図　1：100

塔屋2階天井伏図　1：100

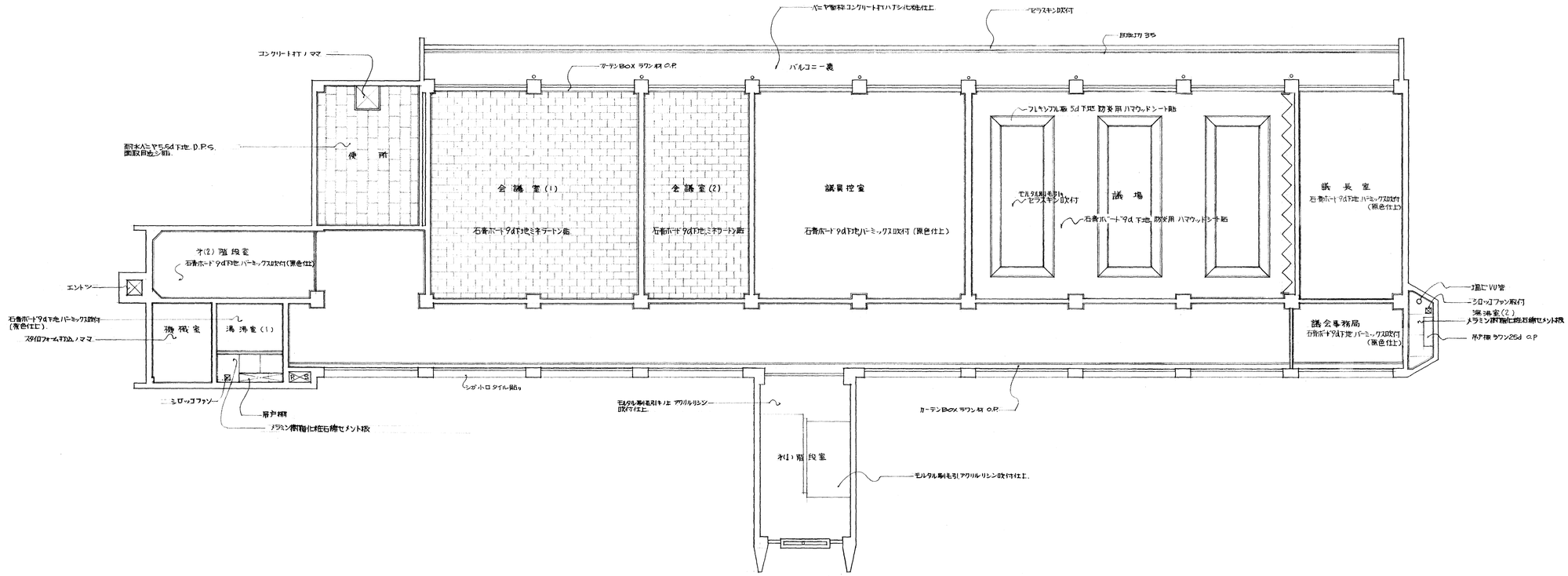

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	A－33
		図面名称　3階天井伏図	

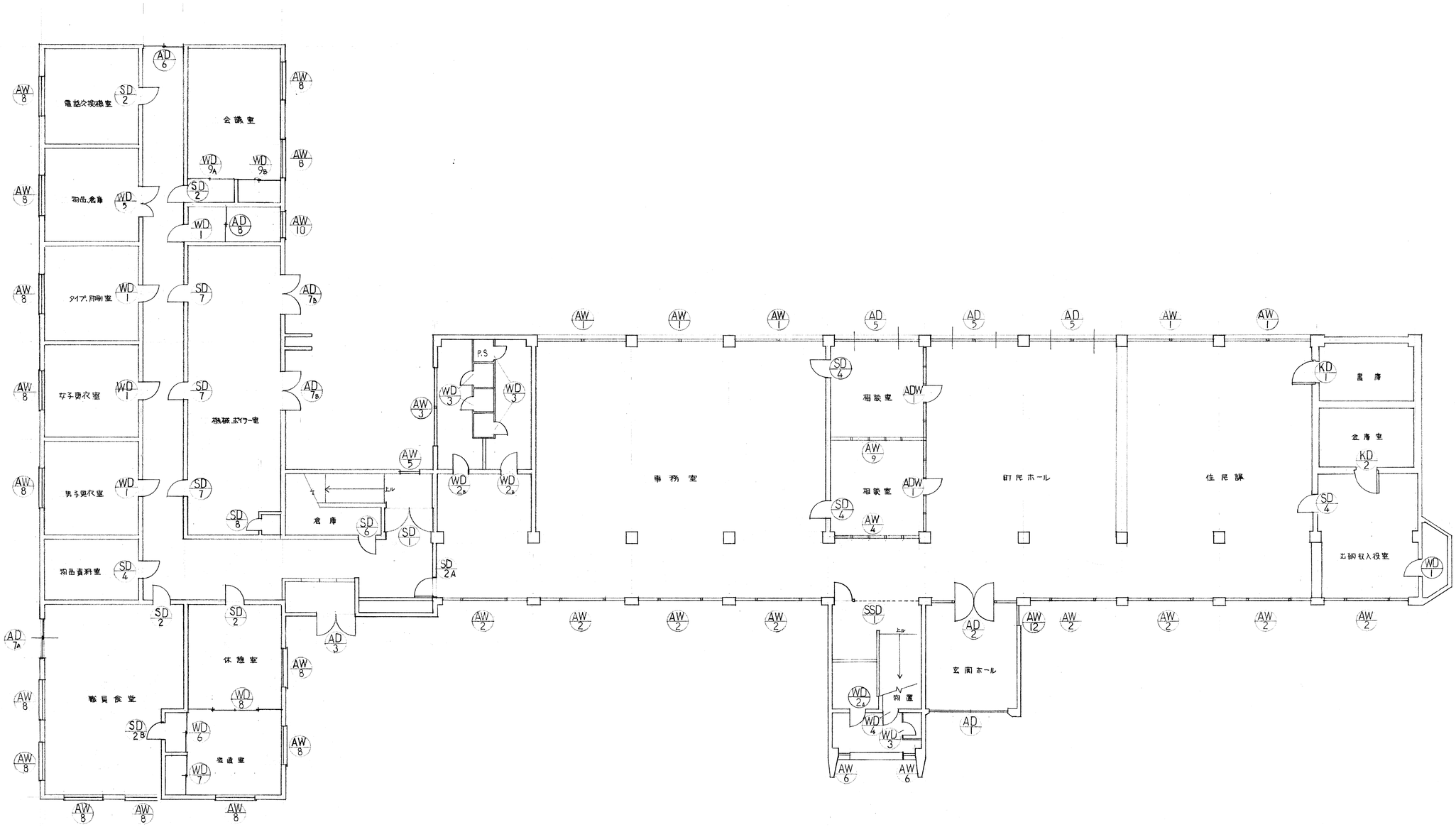

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 1階建具キープラン（参考図）	図面番号 A－３４

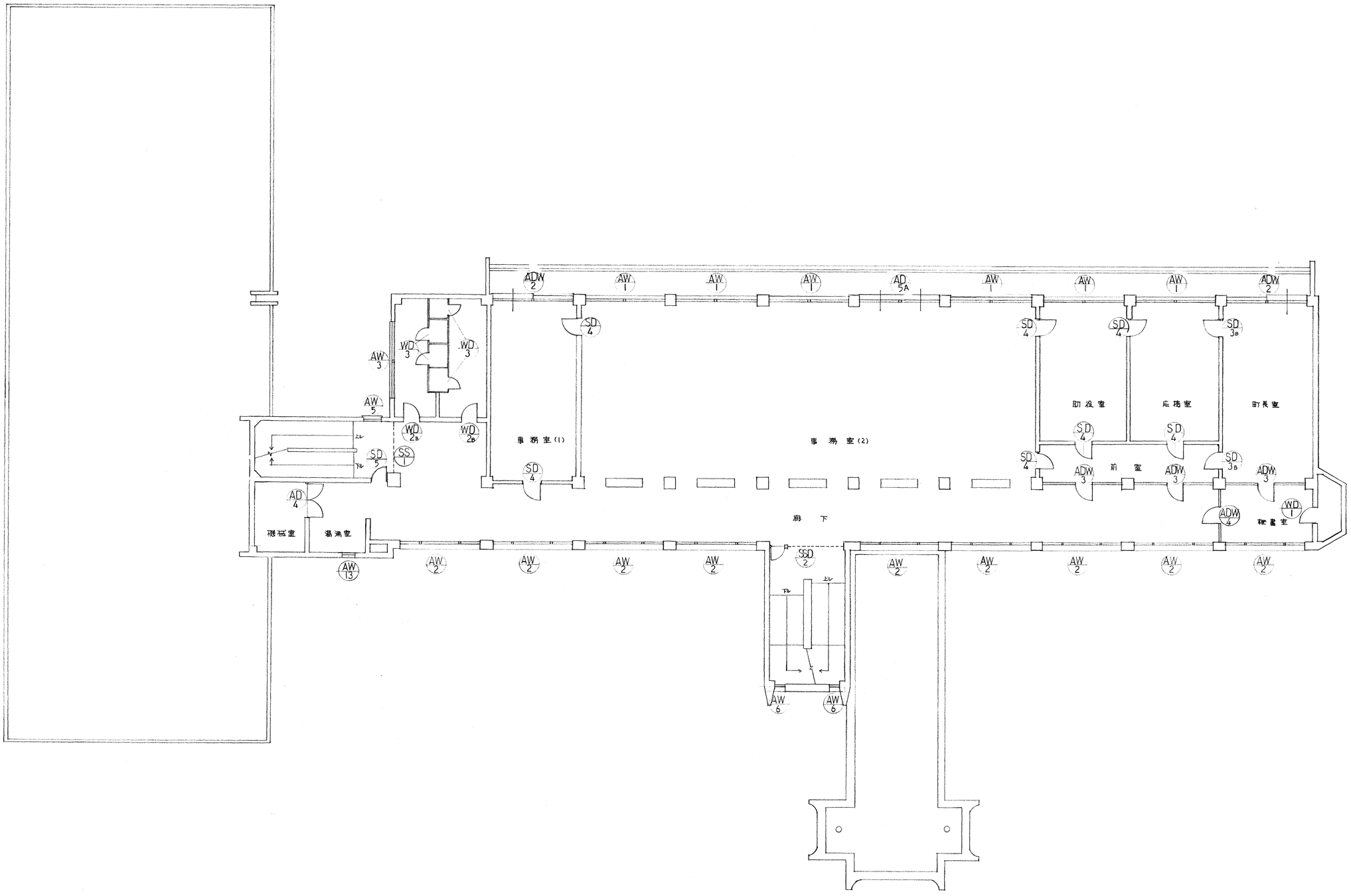

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 ２階建具キープラン（参考図）	図面番号 A－３５

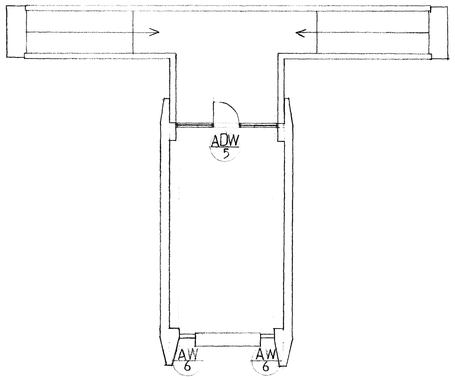

塔屋 2 階キープラン

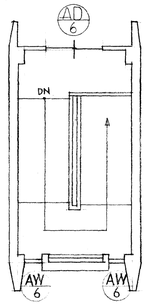

塔屋 1 階キープラン

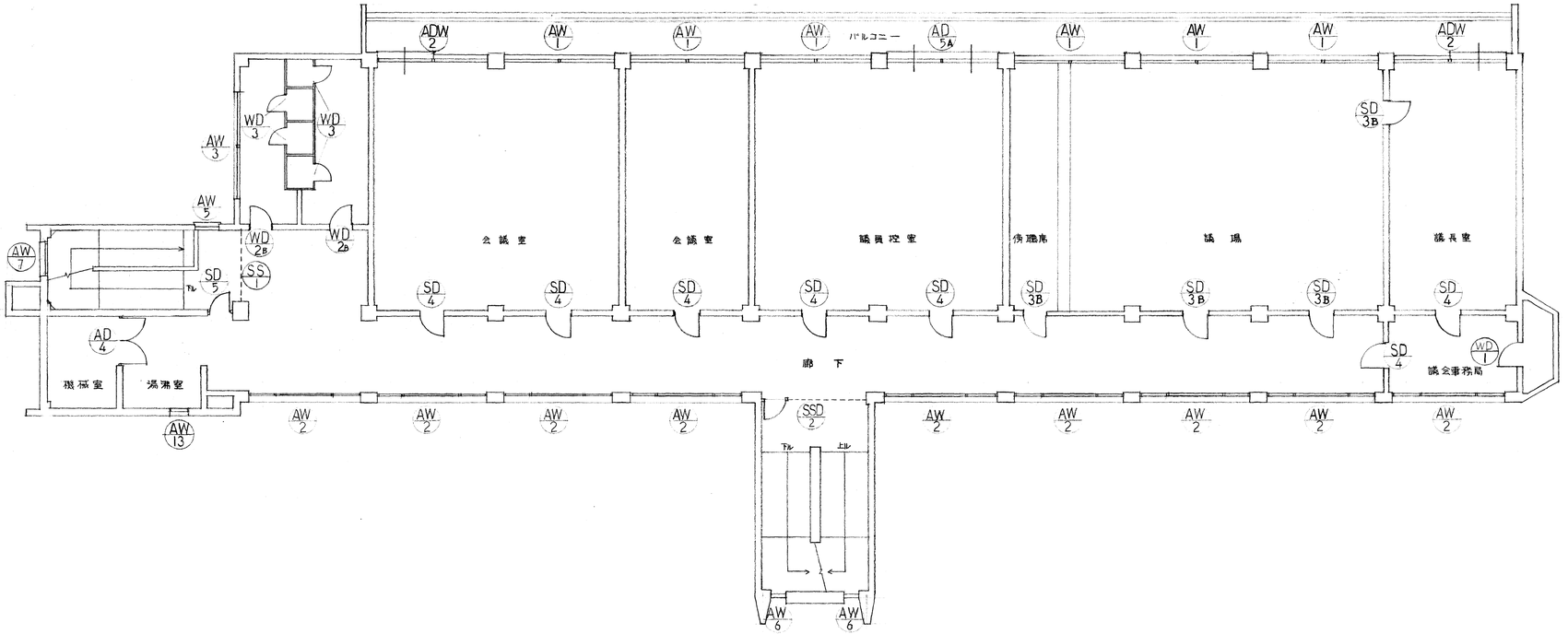

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	A－36
		図面名称 3階・塔屋建具キープラン（参考図）	

建具番号 AD 1

名称	引分 自動ドアー 面袖嵌殺シ					
階	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
個所	1				1	

姿図

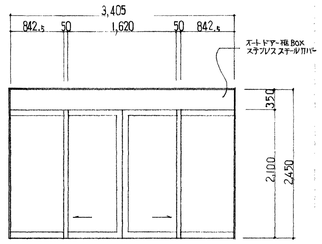

材料	ステンレス
ガラス	熱線 吸収ガラス 6d (磨キ ブロンズ)
仕上	ヘヤライン仕上ゲ
附属金物	自動ドア金具一式 ステンレス製錠 スイッチマット
摘要	枠見込ミ 100

建具番号 AD 2

両開キドアー 面袖嵌殺シ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1				1	

姿図

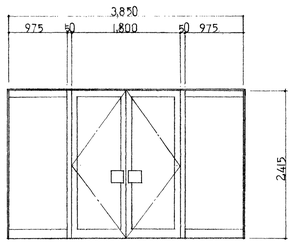

仝左
透明 5d
ヘヤライン仕上ゲ
押板 シリンダー錠 フラッシュ落シ フロアーヒンジ ステンレス製縁
枠見込ミ 100

建具番号 AD 3

両開キドアー					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1				1	

姿図

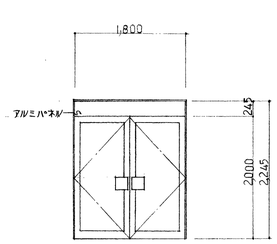

アルミニウム合金製押出型材
扉ヤ網入り 6.8d
陽極酸化被覆処理
押板 シリンダー錠 フラッシュ落シ フロアーヒンジ アルミパネルフラッシュ
枠見込ミ 100 アルミ網縁

建具番号 AD 4

両開キドアー					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1	1			2	

姿図

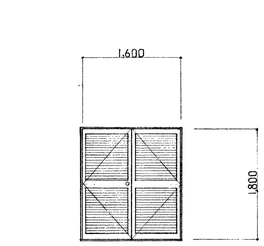

アルミニウム合金製押出型材
陽極酸化被覆処理
框番 把手 シリンダー錠 アルミサカリ DC フラッシュ落シ アルミ網縁
枠見込ミ 70

建具番号 AD 5 / AD 5A

2連 引違イドアー ランマ 引違イ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
3				3	
	2階	3階		合計	
	1	1		2	

姿図

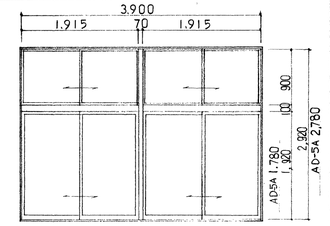

仝左
透明 5d ランマ透明3d.
仝左
クレセント アングル 方立 無目
枠見込ミ 70

建具番号 AD 6

引違イドアー					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1			1	2	

1階八附属棟

姿図

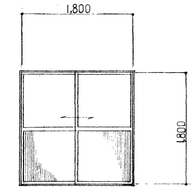

仝左
ガスミ 網入 6.8d
陽極酸化被覆処理
クレセント アルミパネル アルミ網縁
枠見込ミ 70

材料	
ガラス	
仕上	
附属金物	
摘要	

建具番号 AD 5A

両開キドアー					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
3 (a)(b)(c)				5	

車庫 2 (c)
框シ AD-7A ハ引違ガラスアニ変更.
ガラス: 上部 トーメ3d, 腰ガスミ網入 6.8d

姿図

建具番号 AD 8

引違イドアー					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1				1	

姿図

仝左
ガスミ 4d
仝左
アルミ網縁 クレセント
仝左

建具番号 ADW 1

アルミスクリーン. アルミフラッシュドアー付ケ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
2				2	

姿図

アルミニウム合金製押出型材
框ヤ網入り 6.8d
陽極酸化被覆処理
押板 シリンダー錠 フラッシュ落シ フロアーヒンジ アルミパネルフラッシュ
枠見込ミ 100 アルミ網縁

建具番号 ADW 2

ランマ付キ 引違イ戸 及ビ窓					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
2	2			4	

姿図

アルミニウム合金製押出型材
陽極酸化被覆処理
框番 把手 シリンダー錠 アルミサカリ DC フラッシュ落シ アルミ網縁
枠見込ミ 70

建具番号 ADW 3

片開キドアー 袖 嵌殺シ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
3				3	

姿図

仝左
透明 5d ランマ透明3d.
仝左
クレセント アングル 方立 無目
枠見込ミ 70

建具番号 ADW 4

片開キドアー 袖 嵌殺シ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1			1	2	

姿図

仝左
ガスミ 網入 6.8d
陽極酸化被覆処理
クレセント アルミパネル アルミ網縁
枠見込ミ 70

材料	
ガラス	
仕上	
附属金物	
摘要	

建具番号 AW 5

片開キドアー 両袖 ランマ 嵌殺シ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
1	1	1		3	

姿図

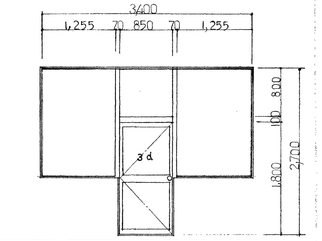

材料	アルミニウム合金 押出シ型材
ガラス	出入口扉 熱線吸収ガラス(ブロンズ)磨キ網入6.8d 袖仝磨キ6d
仕上	陽極酸化被覆 処理 ランマ仝磨キ3d.
附属金物	方立 無目 把手 錠前 シリンダー錠 D.C アリボx アルミ額縁
摘要	枠見込ミ 70

建具番号 AD 9

片開キドアー		
ポンプ室		合計
1		1

姿図

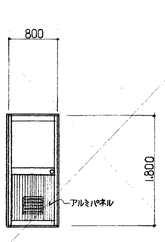

アルミニウム合金製押出型材
カスミ 網入り 6.8d
陽極酸化被覆処理
アングル、把手、錠前、シリンダー錠、D.C、アルミ額縁
枠見込ミ 70

建具番号 AW 11

引違イ窓		
車庫		合計
4		4

姿図

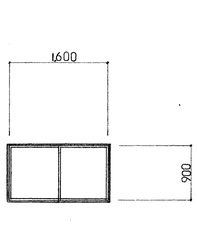

アルミニウム合金製押出型材
透明 3d
陽極酸化被覆処理
アングル、クレセント
枠見込ミ 70

建具番号 AW 1

2連 引違イ窓					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
5	6	6		17	

姿図

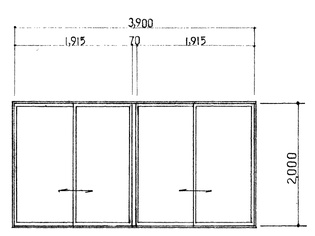

アルミニウム合金製押出型材
透明 5d、 但シ応接室・議場ハ熱線吸収ガラス(ブロンズ)※
陽極酸化被覆処理
アングル、クレセント、方立、無目
※磨キ5d
枠見込ミ 70

建具番号 AW 2

2連 竪軸回転窓 中央嵌殺シ					
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計	
8	9	9		26	

姿図

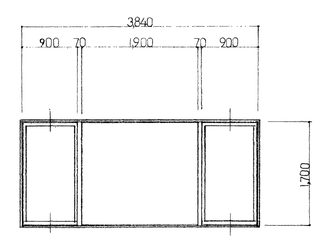

アルミニウム合金製押出型材
中央部磨キ6d 竪軸回転窓 透明5d.
陽極酸化被覆処理
竪軸回転装置一式 方立 アングル 額縁
枠見込ミ 70

建具番号 AW 3

2連引違イ窓						
1階	2階	3階	塔屋1,2	合計		
1	1	1		3		

姿図

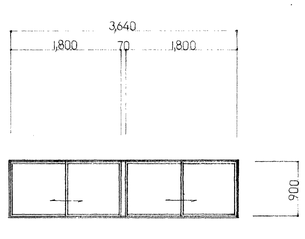

アルミニウム合金製押出型材
框ヤガラス 田型 6d
陽極酸化被覆処理
額縁、クレセント、方立
枠見込ミ 70

材料	
ガラス	
仕上	
附属金物	
摘要	

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:50 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事 図面名称 建具表（1）（参考図）	A－37

AW4 アルミスクリーン

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

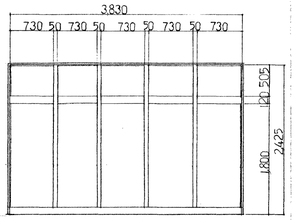

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	熱線吸収ガラスブロンズ5d ランマ空3d
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	方立．無目
摘要	枠見込ミ 100

AW5 竪軸回転窓

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1	1	1		3

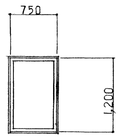

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	ガスミ 4d
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	竪軸回転窓用一式 アルミ額縁
摘要	枠見込ミ 70

AW6 段窓 竪軸回転及び嵌殺シ窓

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1		1	1		2

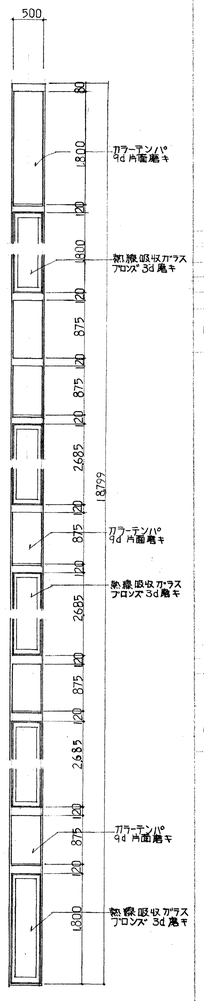

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	熱線吸収ガラス(ブロンズ)3d扉キ、散水部分カラーテンパ9d片面磨キ
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	段窓金具一式、 ．アルミ額縁
摘要	枠見込ミ 70

AW7 竪軸回転窓

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

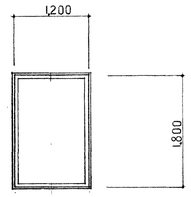

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	型ガラス ガスミ4d
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	竪軸回転金具一式 アルミ額縁
摘要	枠見込ミ 70

AW8 引違イ窓

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	14	14				14

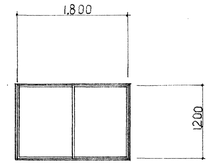

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	透明3d
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	アングル、クレセント
摘要	枠見込ミ 70

AW9 アルミスクリーン

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

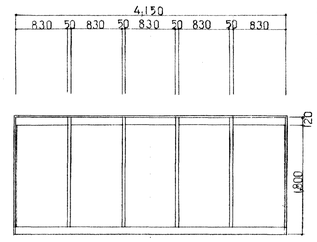

材料	アルミニウム合金製押出型材
ガラス	熱線吸収ガラスブロンズ5d.
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	方立，無目
摘要	枠見込 90

WD1 片開キ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	10	1	1			12

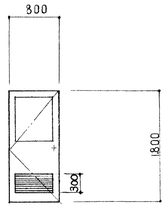

材料	ベニヤフラッシュ
ガラス	型ガラス ガスミ4d
仕上	O.P
附属金物	珊番3枚，把手，ドアーチェック
摘要	建具見込ミ 36

WD2 片開キ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	3	2	2			7

A\1階(外来便所)ミ

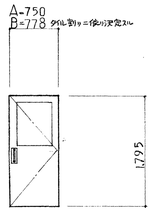

材料	ベニヤフラッシュ
ガラス	型ガラス ガスミ4d
仕上	O.P
附属金物	珊番3枚，押板 引手 D.C
摘要	建具見込ミ 36

WD3 片開キ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	5	4	4			13

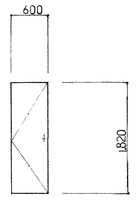

材料	ベニヤフラッシュ
ガラス	
仕上	O.P
附属金物	把手，ラバトリーヒンジ，内錠引表示錠
摘要	建具見込ミ 36

WD4 片開キ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

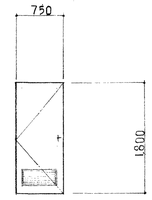

材料	ベニヤフラッシュ
ガラス	
仕上	O.P
附属金物	珊番3枚，把手，ドアーチェック
摘要	建具見込ミ 36

WD5 両開キ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

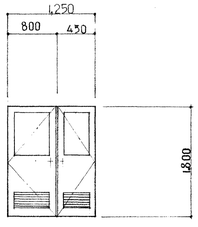

材料	ベニヤフラッシュ
ガラス	型ガラス ガスミ4d
仕上	O.P
附属金物	珊番6枚，把手，ドアーチェック フランス落シ
摘要	建具見込ミ 36

WD6 引違イフスマ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

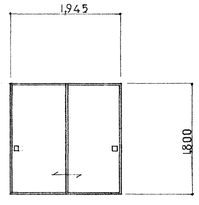

材料	ベニヤフラッシュ 戸襖
ガラス	
仕上	布貼り(両面) LY-873
附属金物	引手，レール，ナイロン戸車
摘要	建具見込ミ 21

WD7 引違イフスマ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

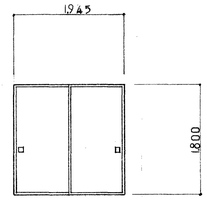

材料	ベニヤフラッシュ 戸襖
ガラス	
仕上	布貼り(片面) LY-873
附属金物	引手，レール，ナイロン戸車
摘要	建具見込 21

WD8 引違イフスマ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	1	1				1

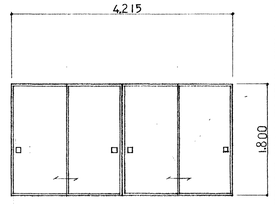

材料	ベニヤフラッシュ 戸襖
ガラス	
仕上	布貼り(両面) LY-873
附属金物	引手，レール，ナイロン戸車
摘要	建具見込ミ 21

WD9 引違イフスマ戸

建具番号	階＼個所	1階	2階	3階	塔屋	計
	A=1, B=1	A=1	B=1			A=1, B=1

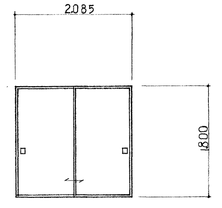

材料	ベニヤフラッシュ 戸襖
ガラス	
仕上	A：両面布貼り，B：片面布貼り LY-873
附属金物	引手，レール，ナイロン戸車
摘要	建具見込ミ 21

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:50 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	A－38
		図面名称 建具表（2）（参考図）	

SD-1 片開き 防火ドアー（甲種防火自動閉鎖ドアー）

建具番号	名称	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-1	個所	1				1

名図

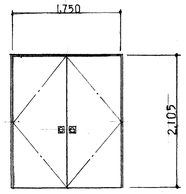

材料	スチール フラッシュ
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	ピボットヒンジ、ヒューズ装置 両面ケースハンドル　他一式
摘要	枠見込ミ 120 、煙感知連動　　建具見込ミ50

SD-2 片開き スチールフラッシュドアー

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-2A	1				1
SD-2B	1				1
合計	4				4

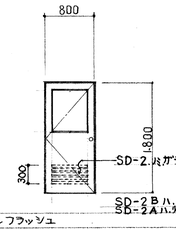

材料	スチールフラッシュ
ガラス	カスミ網入 6.8 d
仕上	O.P
附属金物	錠箱、モノロック、ドアーチェック（ストップナシ）
摘要	枠見込ミ 160、180　　建具見込ミ 40

SD-3.B 片開き スチールフラッシュドアー

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-3.B		2	4		6

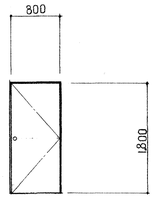

材料	スチールフラッシュ
ガラス	——
仕上	両面レザー張り
附属金物	錠箱、把手、モノロック、ドアーチェック
摘要	枠見込ミ 160、180　　建具見込ミ 40

SD-4 片開き スチールフラッシュドアー ガラリ付き

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-4	3	6	7		16

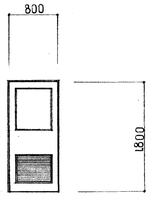

材料	スチールフラッシュ
ガラス	型ガラス カスミ4d
仕上	O.P
附属金物	錠箱、把手、モノロック、ドアーチェック
摘要	枠見込ミ 150、180　　建具見込ミ 40

SD-5 片開き 防火ドアー

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-5	1	1			2

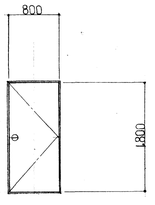

材料	スチール フラッシュ
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	両面ケースハンドル パラレルアーム D.C 錠箱
摘要	枠見込ミ 160　　建具見込ミ 40

SD-6 片開き スチールフラッシュドアー ガラリ付き

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-6	1				1

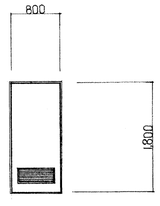

材料	スチールフラッシュ
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	錠箱、モノロック、把手
摘要	枠見込 120　　建具見込ミ 40

SD-7 片開き スチールフラッシュドアー ガラリ付

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-7	3				3

名図

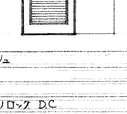

材料	スチール フラッシュ
ガラス	カスミ4d
仕上	O.P
附属金物	錠箱 把手 モノロック D.C
摘要	枠見込 160　　建具見込ミ 40

SD-8 片開き ドア（片面フラッシュ）

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
SD-8	1				1

材料	スチール
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	錠箱 空錠
摘要	枠見込 90　　建具見込ミ 40

AW-12 ハメコロシ窓

建具番号	1階	2階	3階		合計
AW-12	1				1

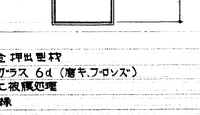

材料	アルミ合金押出型材
ガラス	熱線吸収ガラス 6d（着色ブロンズ）
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	アルミ網戸
摘要	枠見込 90

AW-13 スベリ出シ窓

建具番号	1階	2階	3階		合計
AW-13	1	1	1		3

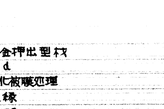

材料	アルミ合金押出型材
ガラス	トーメー 3d
仕上	陽極酸化被膜処理
附属金物	アルミ網戸
摘要	枠見込 70

KD-1,2 金庫及ビ書庫戸

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計
KD-1,2	2				2

材料	スチール、ステンレス
ガラス	——
仕上	表面艶ステンレス張り ヘヤーライン仕上げ
附属金物	一式
摘要	錠本製作所 EL-160 非常鍵 ML-160

格子ドアー

建具番号	1階	2階	3階	塔屋1,2	合計

材料	ステンレス
ガラス	——
仕上	一式
附属金物	
摘要	

名図

SS-1 重量バランス シャッター

建具番号	1階	2階	3階	塔屋	合計
SS-1	1	1	1		2

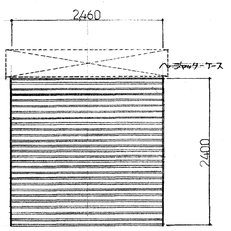

材料	スチール/ガイドレール ステンレス
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	シャッター金具 一式
摘要	

SSD-1 重量バランス防火 シャッター クゲリドアー付

建具番号	1階	2階	3階	塔屋	合計
SSD-1	1				1

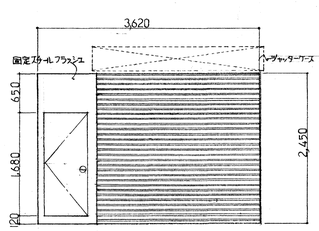

材料	スチール、ガイドレール ステンレス
ガラス	——
仕上	O.P
附属金物	ヒューズ装置、カバー付ネ、シャッターケース　扉 両面ケースハンドル、オートロンシュ ストップ付
摘要	

SSD-2 重量バランス防火 シャッター クゲリドアー付

建具番号	1階	2階	3階	塔屋	合計
SSD-2	1	1			2

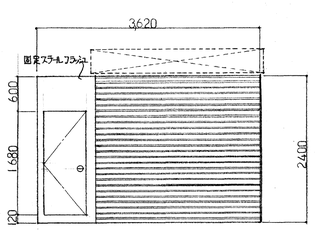

材料	仝左
ガラス	仝左
仕上	仝左
附属金物	
摘要	

名図

材料	
ガラス	
仕上	
附属金物	
摘要	

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:50 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	A－39
		図面名称 建具表（3）（参考図）	

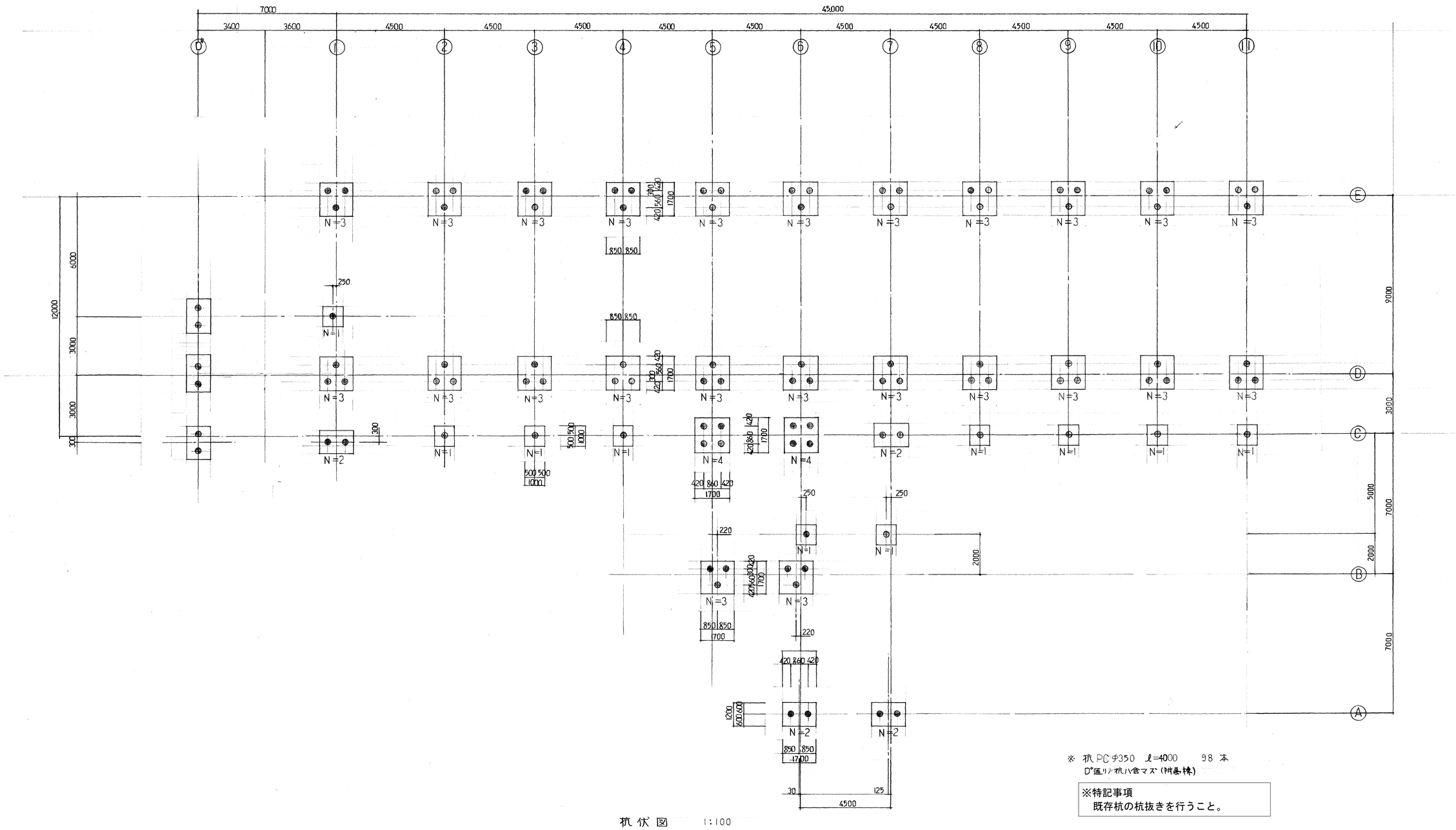

※ 杭 PC φ350 ℓ=4000 98 本
D値リバ杭八含マス（附属杭）

※特記事項
既存杭の杭抜きを行うこと。

杭伏図 1:100

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	C－01
		図面名称 杭伏図	

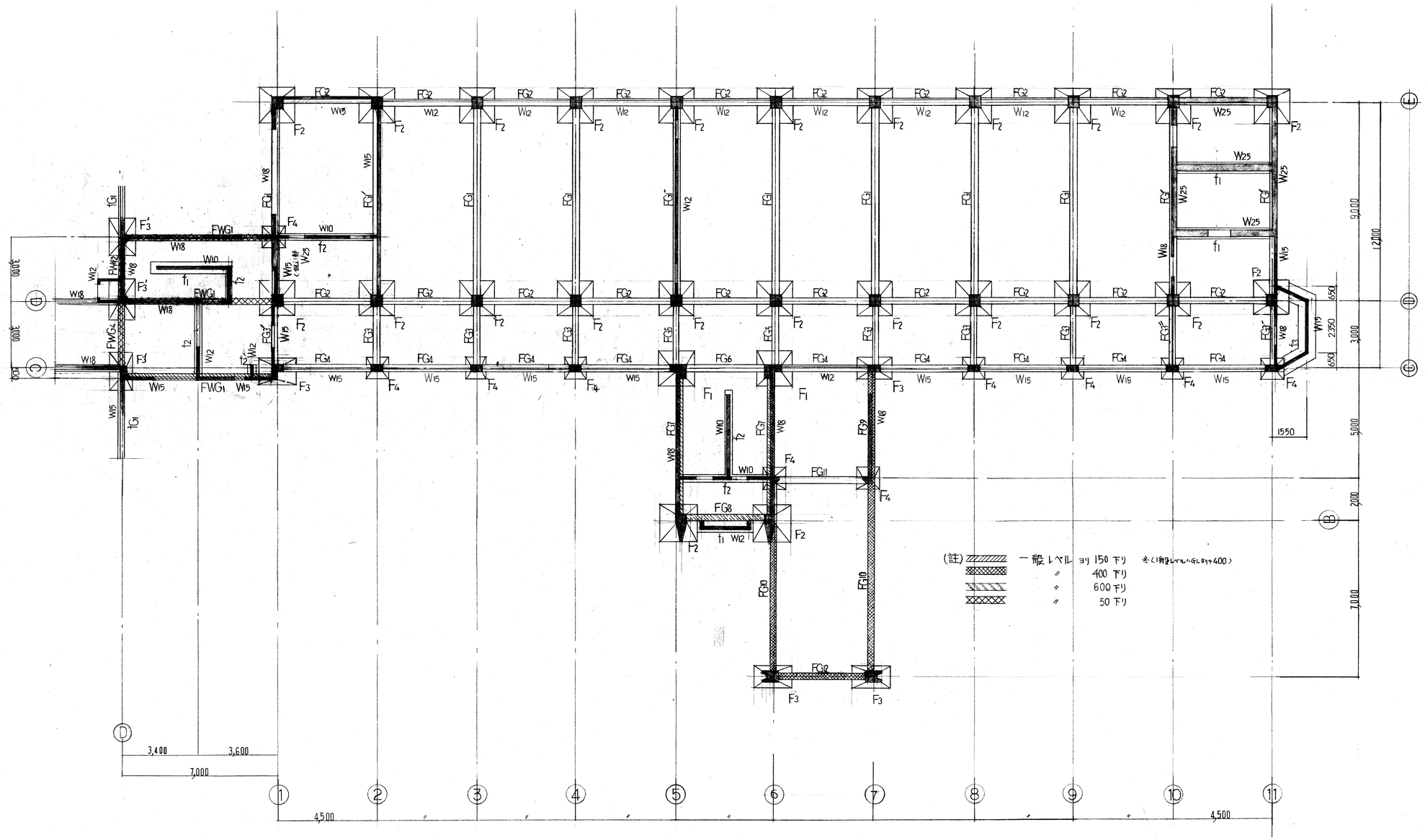

基礎伏図(1階梁及柱)

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 旧長南町役場庁舎解体工事 図面名称 基礎伏図	図面番号 C－02

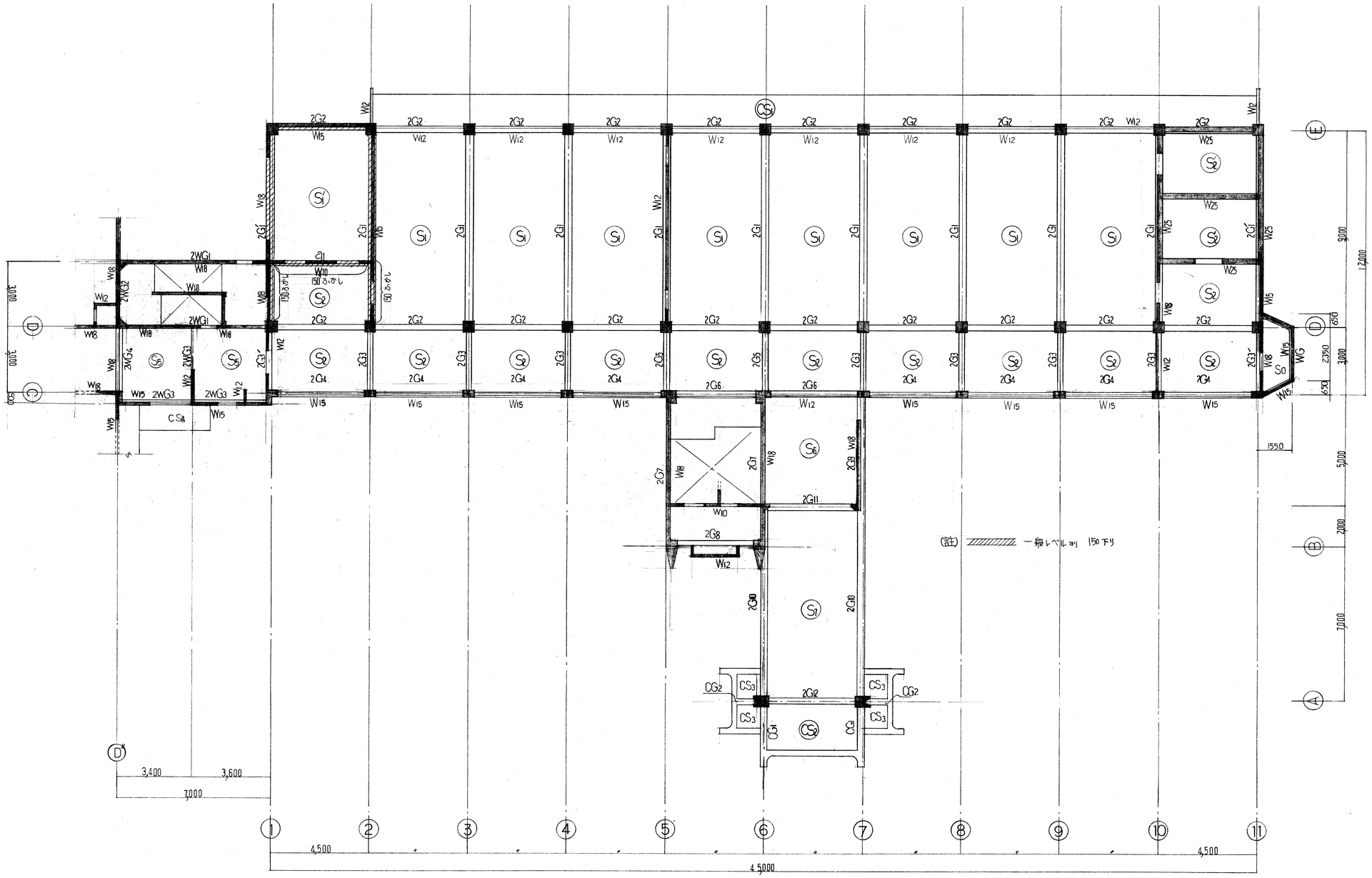

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社 千町村建築研究所		日付 令和 5年 3月	縮尺 A1 1:100 A3 1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 2階梁伏図	図面番号 C－03

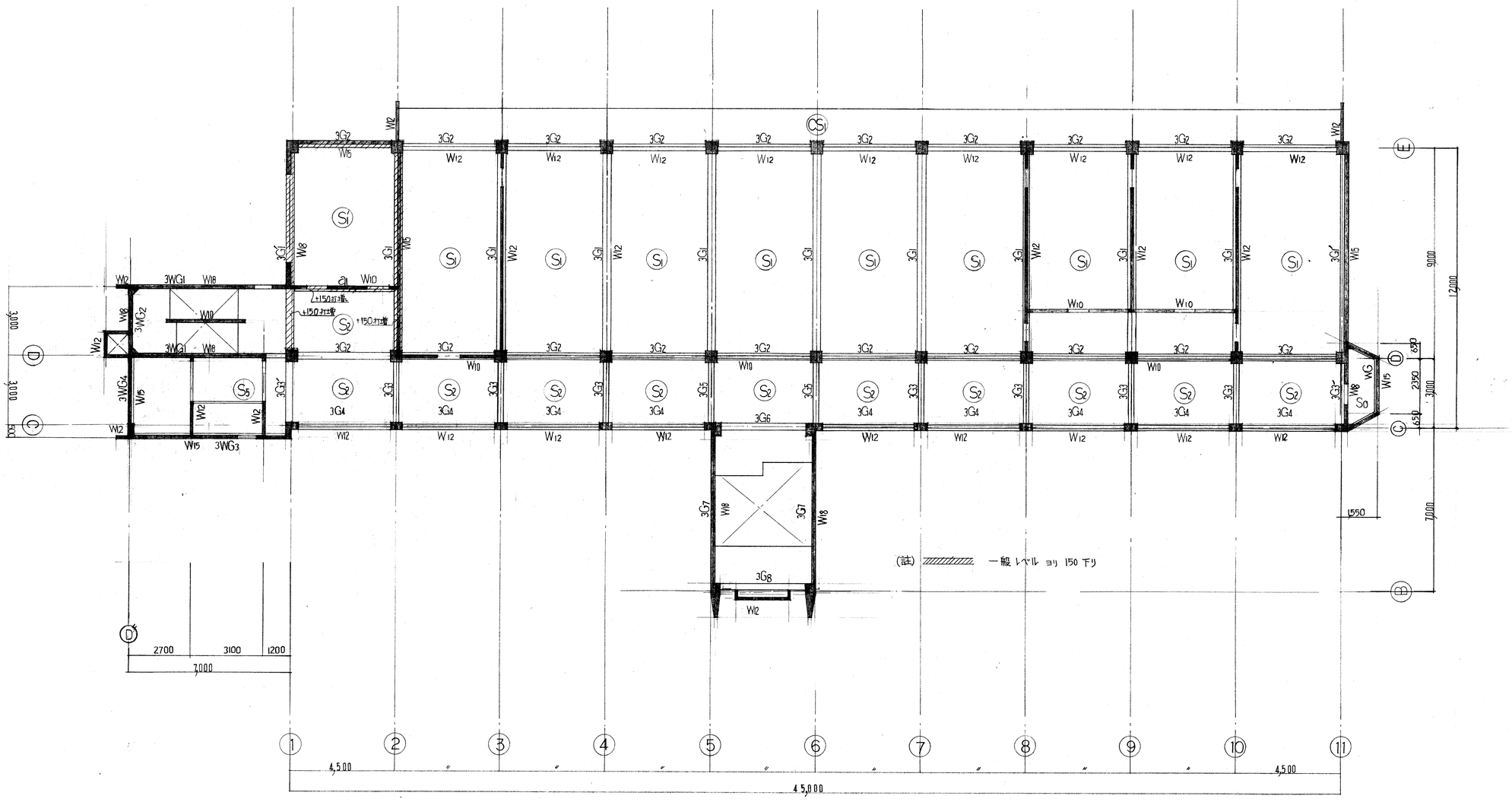

3階 梁 伏 図 (2階壁及柱)

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	C－04
		図面名称 3階梁伏図	

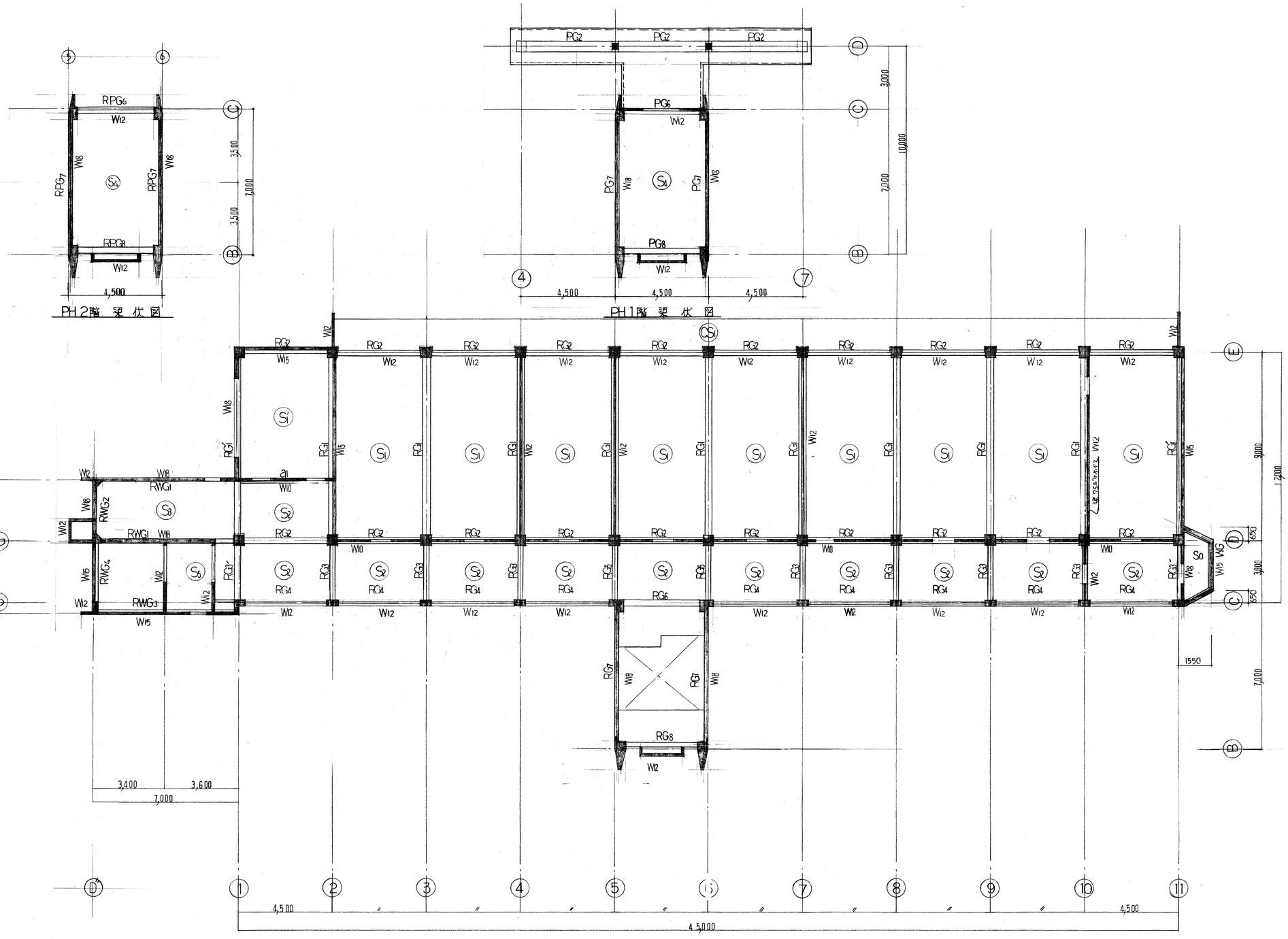

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	屋上、塔屋２階、屋根梁伏図
				図面番号	C－05

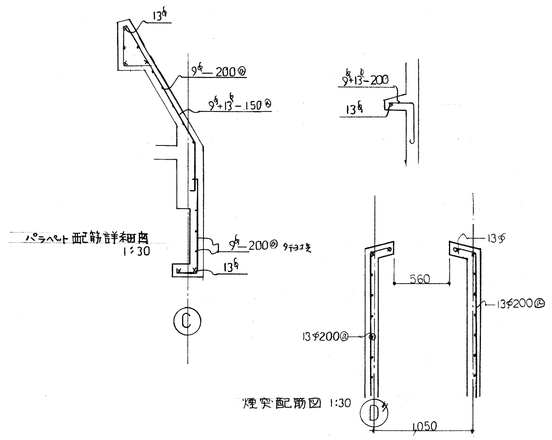

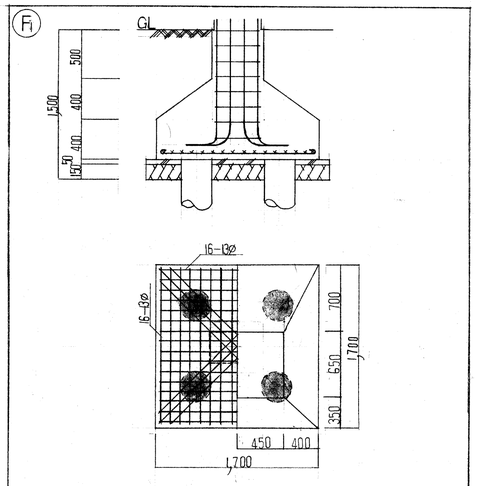

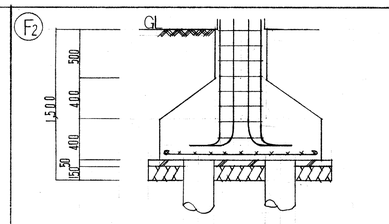

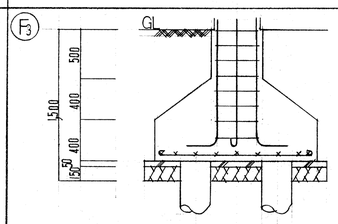

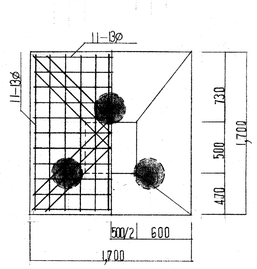

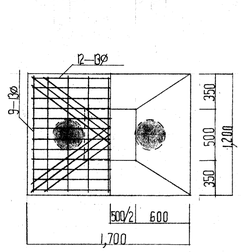

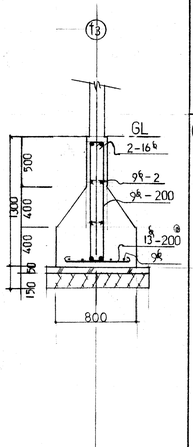

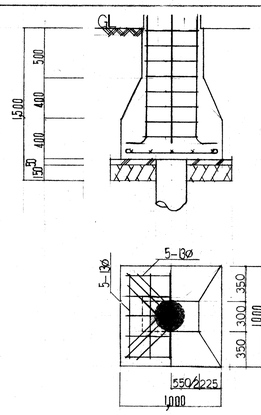

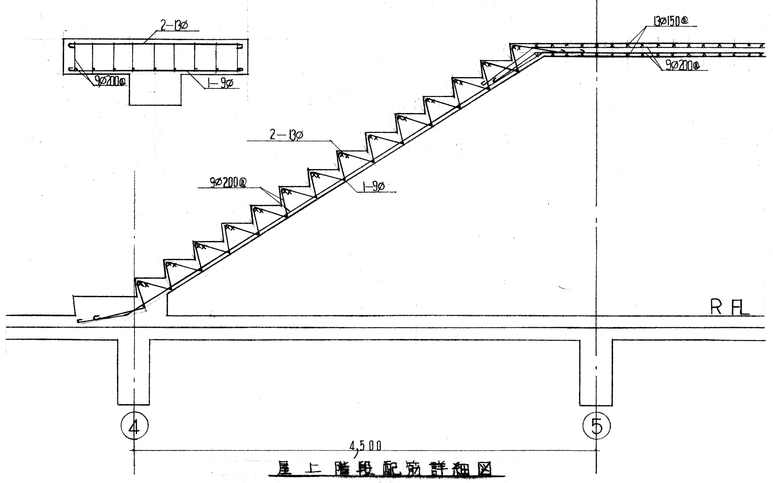

屋上階段配筋詳細図

R階庇配筋詳細図 CS1

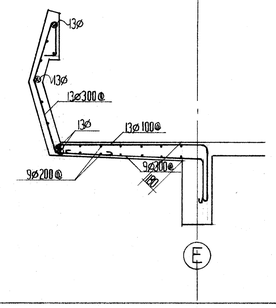

2・3階バルコニー配筋詳細図 CS1

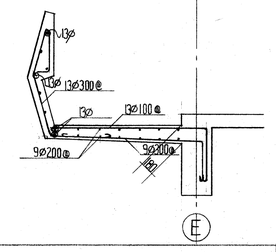

玄関庇配筋詳細図 CS2

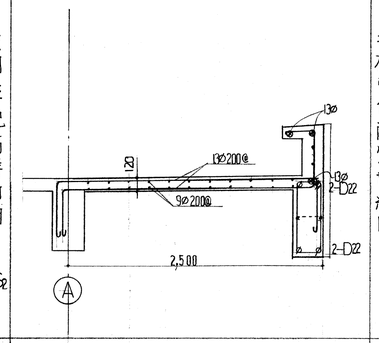

玄関庇配筋詳細図 CS3

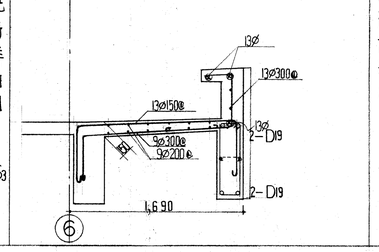

玄関庇配筋詳細図 CS4

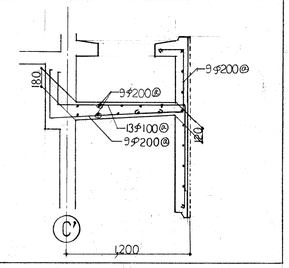

水槽受台配筋詳細図

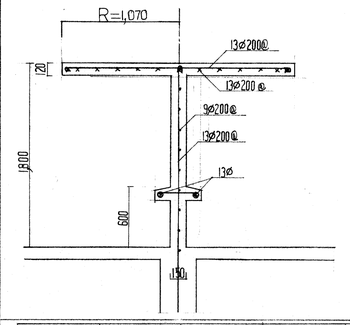

壁配筋詳細図

	W10	W12	W15	W18	W25
縦	S.9ø200@	S.9ø200@	S.9ø+13ø200@交互	W.9ø+13ø200@交互	W.9ø+13ø200@交互
横	S.9ø200@	S.9ø200@	S.9ø200@	W.9ø250@	W.9ø250@

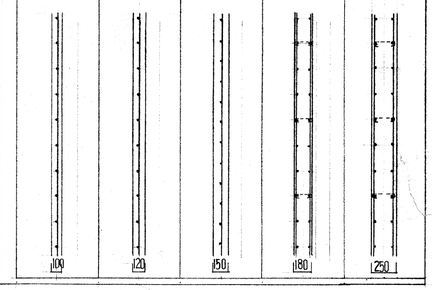

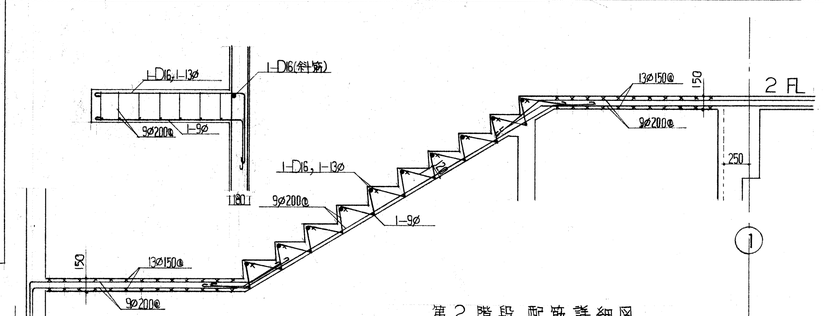

第2階段配筋詳細図

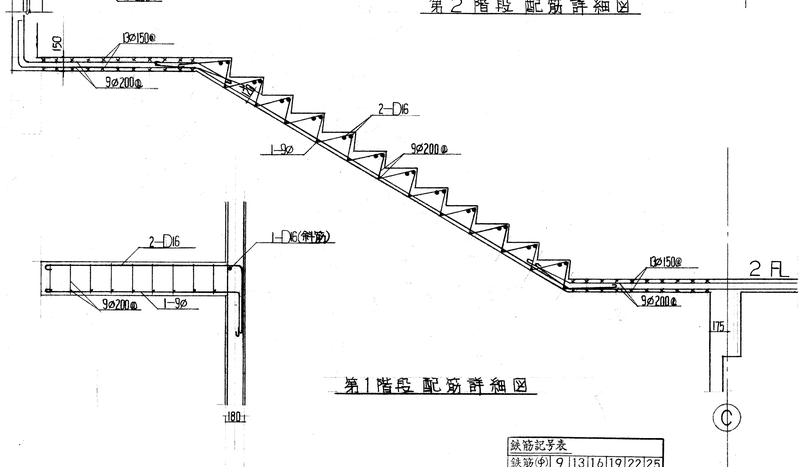

第1階段配筋詳細図

鉄筋記号表							
鉄筋(φ)	9	13	16	19	22	25
記号	⚡	・	×	●	○	⊘	⊗

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	旧長南町役場庁舎解体工事	C－06
		図面名称 基礎及び雑配筋図	

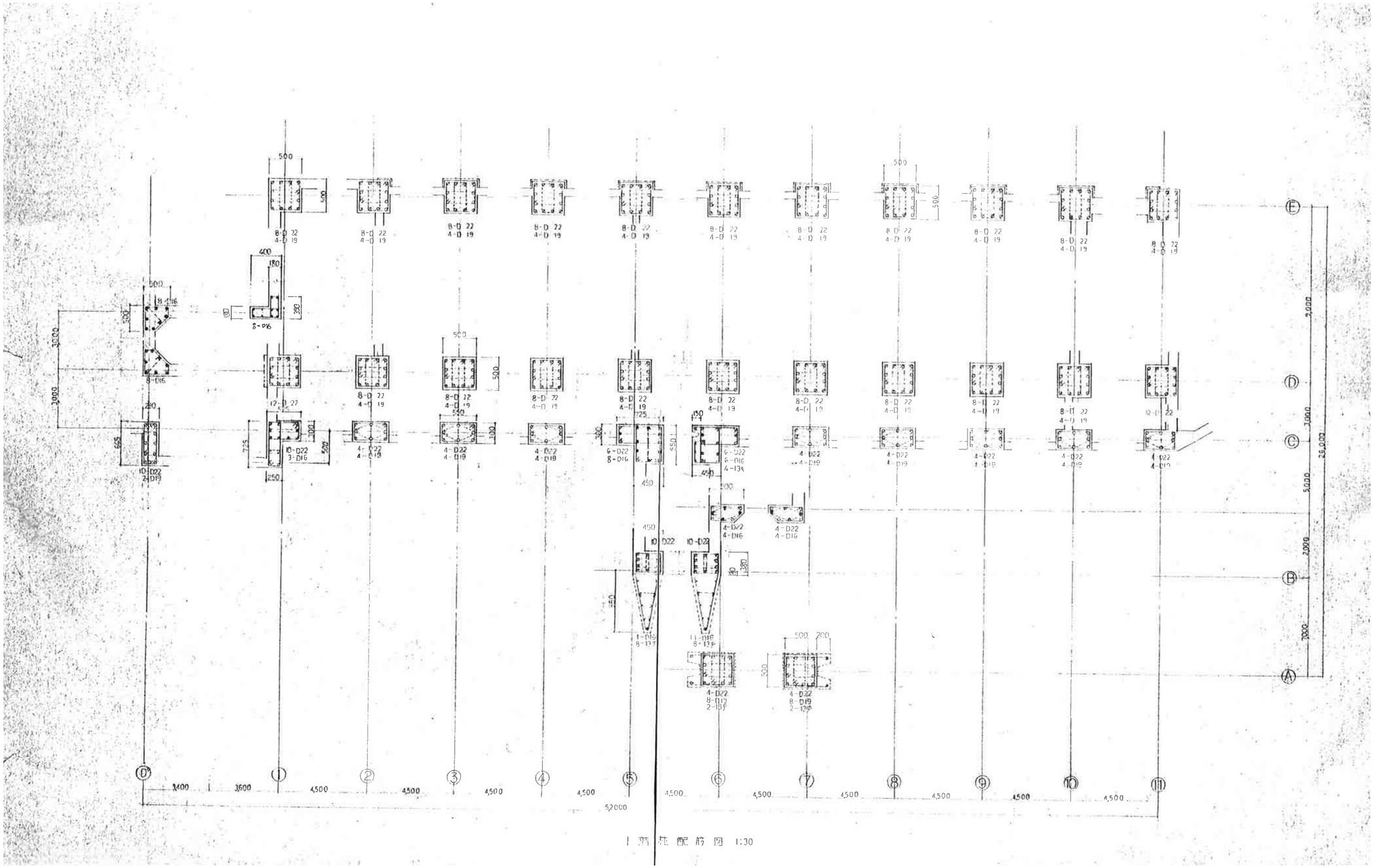

1階柱配筋図 1:30

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1:30, 100 A3　1:60, 200	工事名称	IB長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	1階柱配筋図
				図面番号	C－07

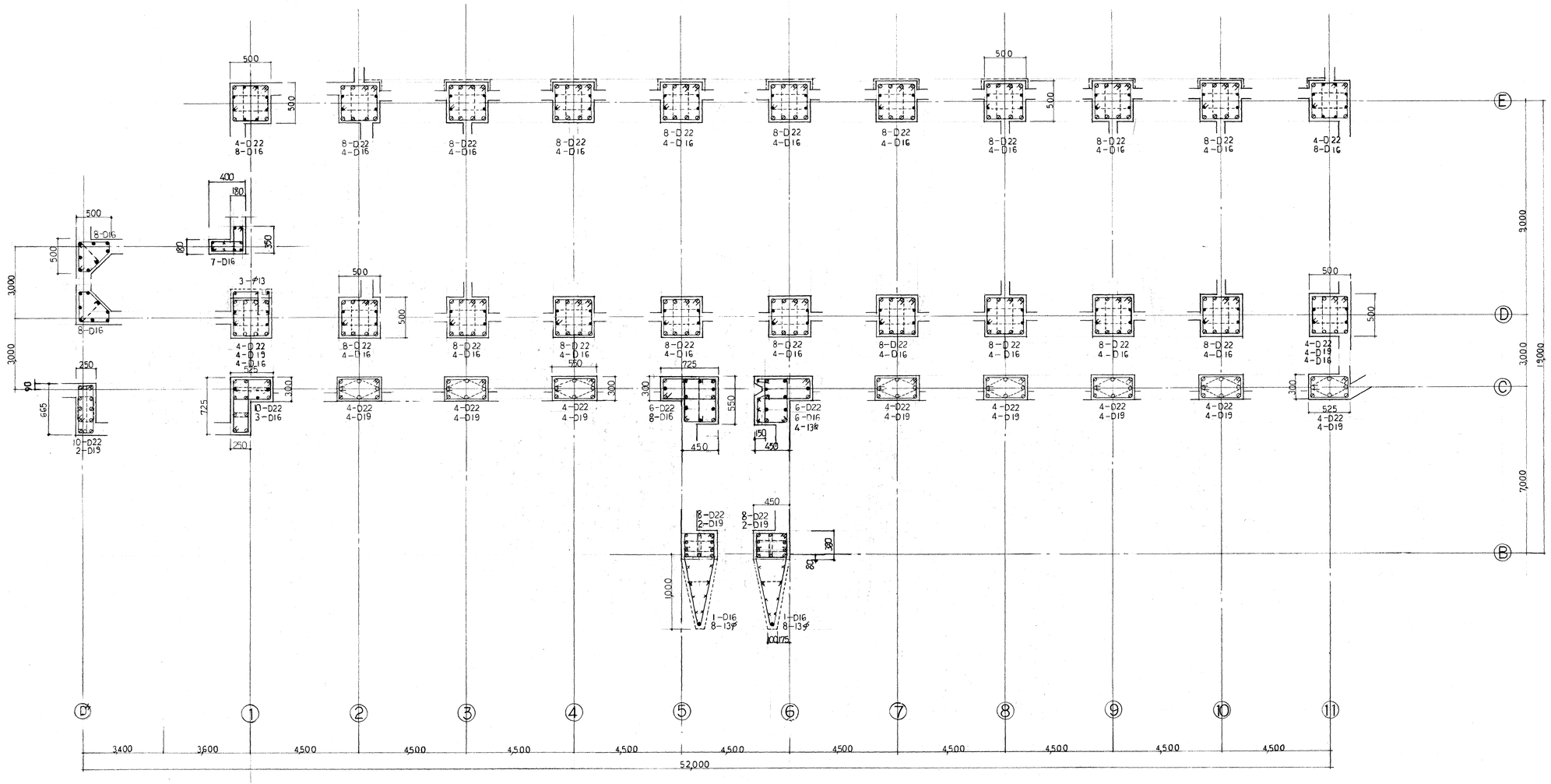

2 階柱配筋図　1:30

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和 5年 3月	縮尺 A1 1:30,100 A3 1:60,200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 2階柱配筋図	図面番号 C－08

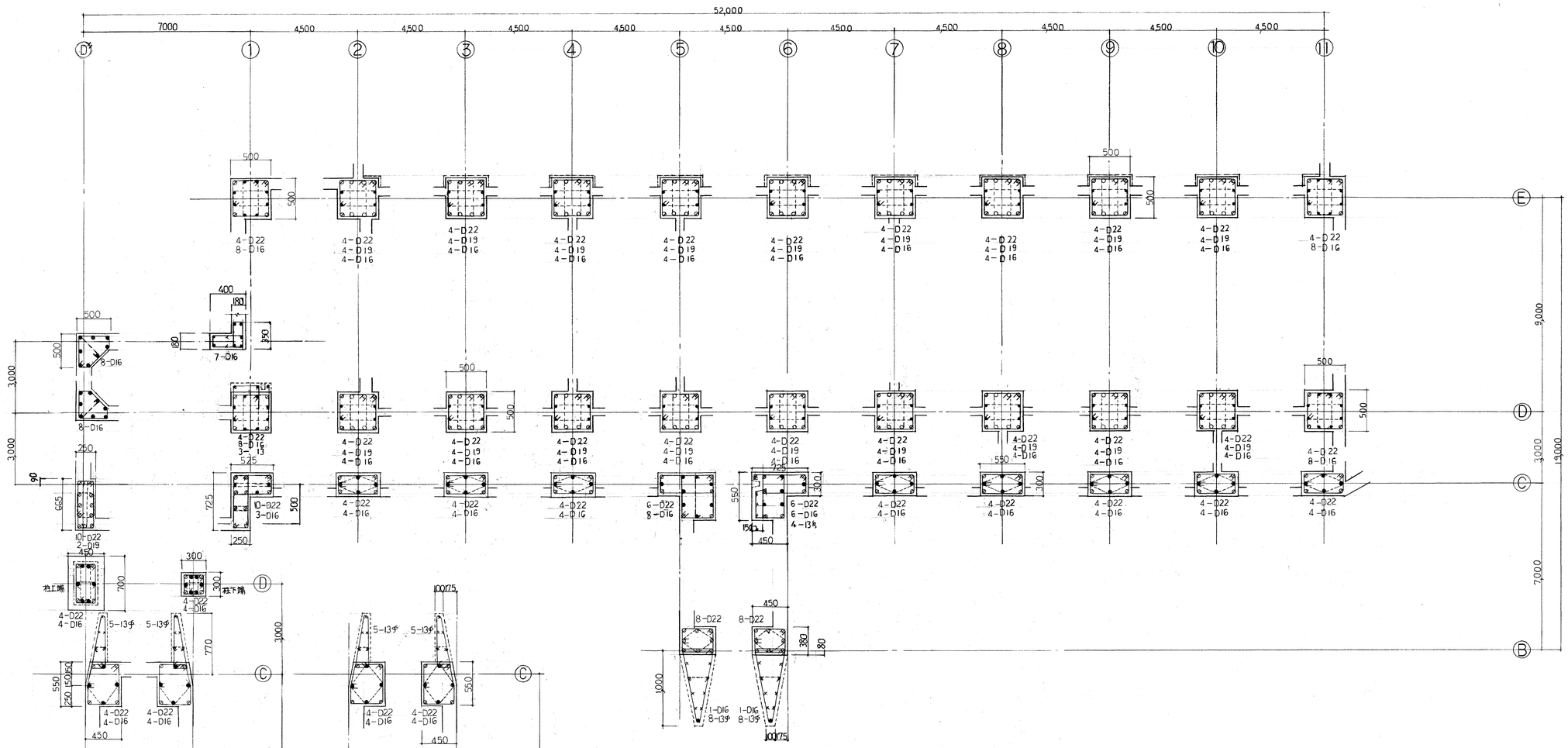

3階柱配筋図 1:30

塔屋1階 1:30

塔屋2階 1:30

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30,100 A3 1:60,200	旧長南町役場庁舎解体工事	C－09
		図面名称 3階、塔屋1・2階柱配筋図	

(註) 1) 特記なき場合の外ワクスターラップ筋と 9φ-200@とする
2) 腹筋は D13とする。幅止め筋は 9φ-600@とする
3) 圧接及その他については 日本建築学会 JASS5により施工すること
4) 梁断面寸法は打放し部分は含まず
5) コンクリート設計強度は Fc=210kg/cm² 以上とする。(但し大梁及び床スラブは Fc=180kg/cm² 以上)

鉄筋記号表

鉄筋(φ)	9	13	16	19	22	25
記号	・	×	●	○	⊘	⊗

※但し同一配筋の場合は端部とする。

	G1	G1'	G2	G3	G3'	G4	G5	G7
RP							端部 中央 端部	端部 中央 端部
							4-D19 4-D19 4-D19	4-D19 4-D19 4-D19
P			端部 中央 端部				端部 中央 端部	端部 中央 端部
			6-D19 6-D19 6-D19				8-D19 4-D19 8-D19	4-D19 4-D19 4-D19 2-D9
R	端部 中央 端部	端部 中央 端部	端部 中央 端部	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	端部 中央 端部	端部 中央 端部
	7-D22 8-D22 7-D22	5-D22 5-D22 5-D22	5-D22 4-D22 5-D22	4-D22 4-D22 5-D22	4-D22 4-D22 5-D22	6-D19 4-D19 4-D19	7-D22 4-D22 7-D22	4-D19 4-D19 4-D19 2-D13
3	端部 中央 端部	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	端部 中央 端部	端部 中央 端部
	9-D22 7-D22 9-D22	9-D22 5-D22 7-D22	8-D22 4-D22 5-D22	4-D22 4-D22 5-D22	4-D22 4-D22 5-D22	6-D22 4-D22 4-D22	8-D22 4-D22 8-D22	8-D19 8-D19 8-D19
2	端部 中央 端部	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	端部 中央 端部	端部 中央 端部
	12-D22 7-D22 12-D22	11-D22 5-D22 9-D22	12-D22 4-D22 7-D22	6-D22 5-D22 5-D22	6-D22 6-D22 7-D22	6-D22 4-D22 4-D22	8-D22 4-D22 8-D22	8-D22 8-D22 8-D22
F	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	外端 中央 内端	端部 中央 端部	端部 中央 端部	端部 中央 端部
	8-D22 4-D22 4-D22 2-D19	8-D22 6-D22 6-D22	8-D22 4-D22 4-D22	4-D22 4-D22 6-D22	4-D22 4-D22 6-D22	6-D22 4-D22 4-D22	6-D22 4-D22 6-D22	6-D22 6-D22 6-D22

※ 但し10通り 175φ打増しとする。

③ 但し10通り 幅ねじ手=275×600とする

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	旧長南町役場庁舎解体工事	C-10
		図面名称 梁配筋リスト その1	

((註)) 1) ST(スタラップ)ハ、特記以外ハ円径 9$^{\phi}$-200@トスル。
2) 中止メハ、9$^{\phi}$ピ@ハ600@ 腹筋ハ円径 9$^{\phi}$トスル。
3) 圧接等ニツイテハ日本建築学会 JASS5ニヨル
(その他)
4) コンクリート強度(設計強度) Fc=210 kg/cm^{2}以上トスル。

小梁 G11

端部	中央	端部
4-D19	5-D19	4-D19

WG ※WG1、R-2階妻面ニアル。

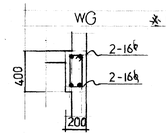

鉄筋記号表						
鉄筋(φ)	9	13	16	19	22	25
記号	・	×	●	○	①	②

	G5	G8			G9,10	G11	G12	WG1			WG2			WG3 WG4
RP		端部	中央	端部	※註 玄関庇CG1ハ2G10ノ外端ト同配筋トスル		※註 玄関庇CG2ハ2G11ノ端部ト同配筋トスル 但H=700トスル。							※但し2WG4、2WG3ト同断筋トシH=550×250(D)トスル
		1000 250												
		4-D19	4-D19	4-D19										
P		端部	中央	端部										
		1050 250												
		4-D22	4-D22	4-D22										
R	端部 中央 端部	端部	中央	端部				外端	中央	内端	端部	中央	端部	端部 中央 端部
	700 250	1000 250						700 180			700 180			700 250
	4-D22 4-D22 4-D22	6-D22	4-D22	6-D22				6-D16	4-D16	5-D16	4-D16	4-D16	4-D16	4-D22 4-D22 4-D22
3	端部 中央 端部	端部	中央	端部				外端	中央	内端	端部	中央	端部	外端 中央 内端
	400 250	1000 250						750 180			700 180			750 250
	6-D22 6-D22 6-D22	8-D22	4-D22	8-D22				4-D19	4-D19	4-D19	4-D19	4-D19	4-D19	6-D22 4-D22 5-D22
								4-D16		2-D13	4-D13		4-D13	
2	端部 中央 端部	端部	中央	端部	外端 中央 内端	端部 中央 端部	端部 中央 端部	外端	中央	内端	端部	中央	端部	外端 中央 内端
	400 250	1000 250			800 300 600 300		700 300	800 180			700 180			750 250
	6-D22 6-D22 6-D22	10-D22	6-D22	10-D22	8-D22 6-D22 5-D22	4-D19 4-D19 4-D19	6-D22 4-D22 6-D22	8-D19	4-D19	4-D19	4-D19	4-D19	4-D19	10-D22 5-D22 5-D22
										2-D16	4-D16		4-D16	
F	端部 中央 端部	端部	中央	端部	端部 中央 端部	端部 中央 端部	端部 中央 端部	端部	中央	端部	端部	中央	端部	端部 中央 端部
	600 300	800 350			900 300	900 300	900 300	1250 250			1250 250			1150 250
	6-D22 4-D22 6-D22	8-D22	4-D22	8-D22	4-D22 4-D22 4-D22	4-D19 4-D19 4-D19	4-D22 4-D22 4-D22	6-D22	5-D22	6-D22	4-D22	5-D22	4-D22	6-D22 5-D22 6-D22

※ 但し同一配筋の場合は端部とする。

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	旧長南町役場庁舎解体工事	C－11
		図面名称 梁配筋リスト その2	

床版配筋詳細図

PH2階 S4(R3-2階S5も兼ねる)

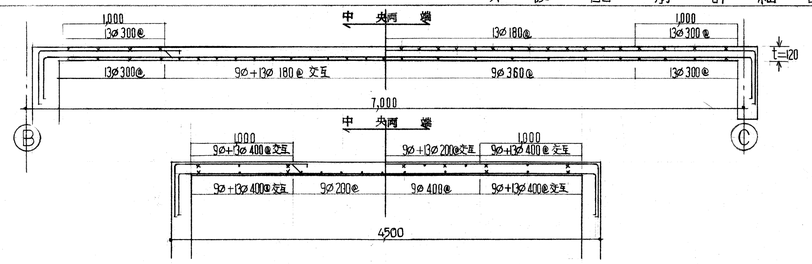

PH1階 S4

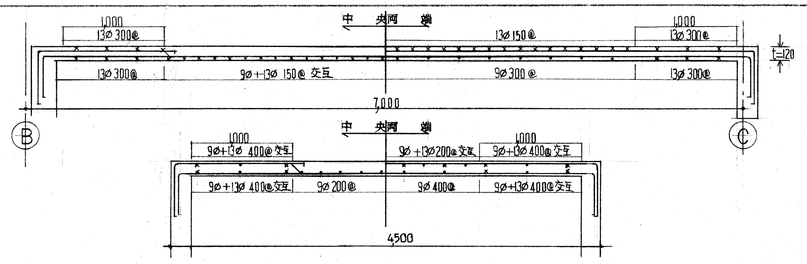

R3-2階 S1(S2も兼ねる)

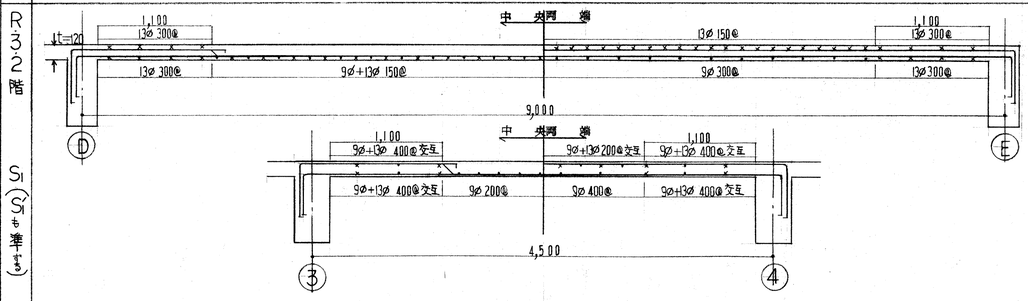

R3-2階 S2

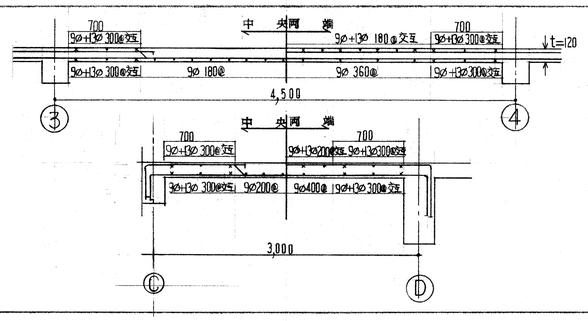

R3-2階 S6

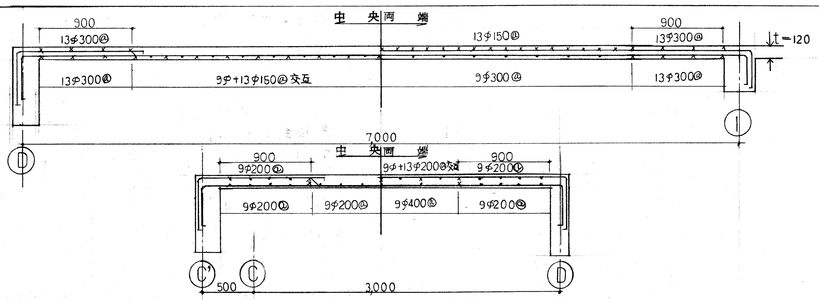

2階 S6

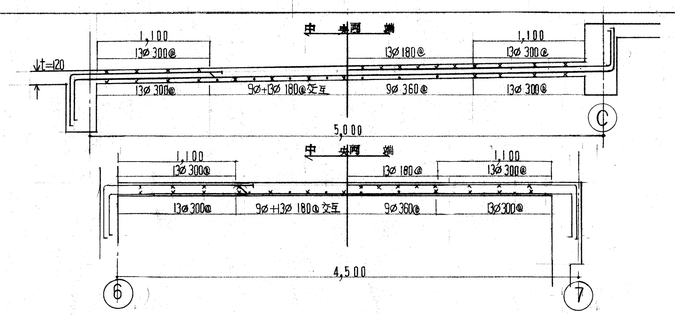

R3-2階 S0

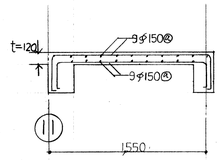

2階 S2

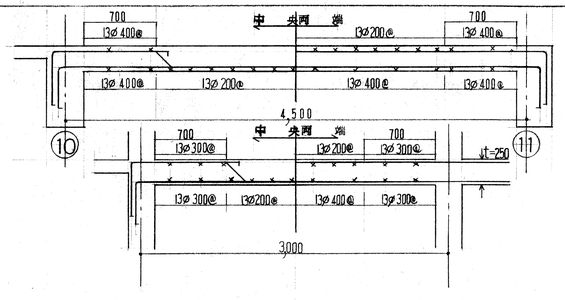

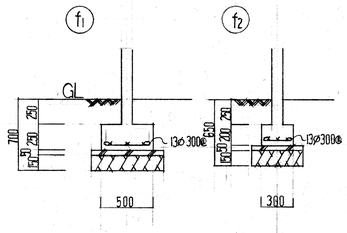

布基礎配筋図

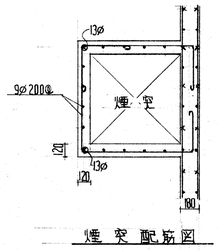

煙突配筋図

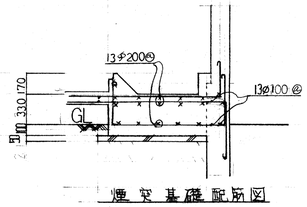

煙突基礎配筋図

鉄筋記号表						
鉄筋径	9	13	16	19	22	25
記号	・	×	●	○	⊘	⊗

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:30 A3 1:60	図面名称	床版配筋図	C－12

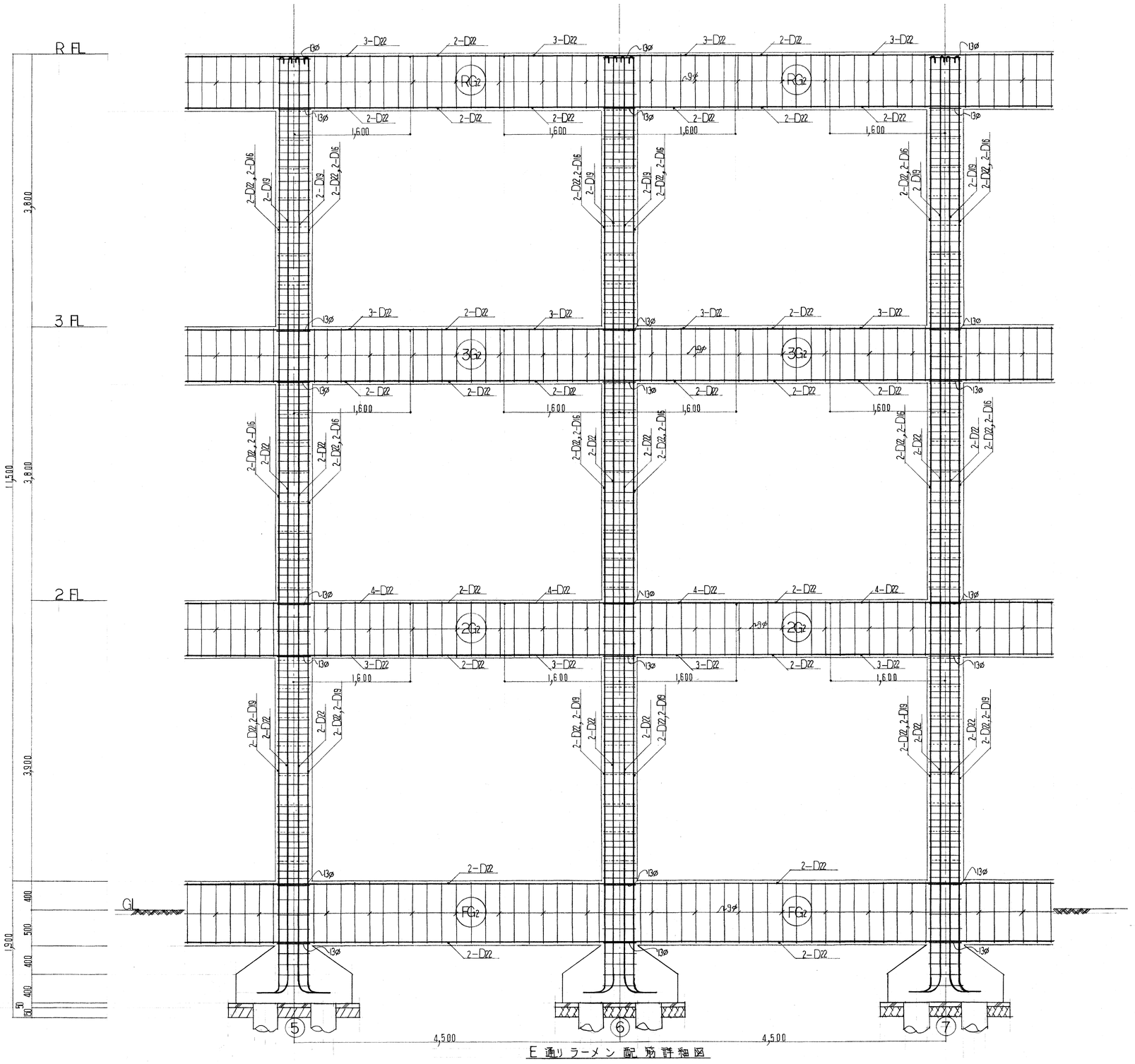

E 通り ラーメン 配筋 詳細図

共通事項

1. 柱　帯筋は ロ-9ø150@、ﾊﾈﾀﾞし梁面から1000の範囲は ロ-9ø100@とする
   筋かい筋は　9ø400@、(ダイヤフープ)
2. 梁　あばら筋は ロ-9ø200@、ｱﾙﾐ9ø600@、腹筋2-9ø
3. その他 日本建築学会標準仕様書 JASS 5 による.
4. W12の開口及び開口部周囲は 1-13ø を補強する

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和 5年 3月	縮尺 A1 1:30 A3 1:60	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	ラーメン配筋架構図（E通り）
				図面番号	C－13

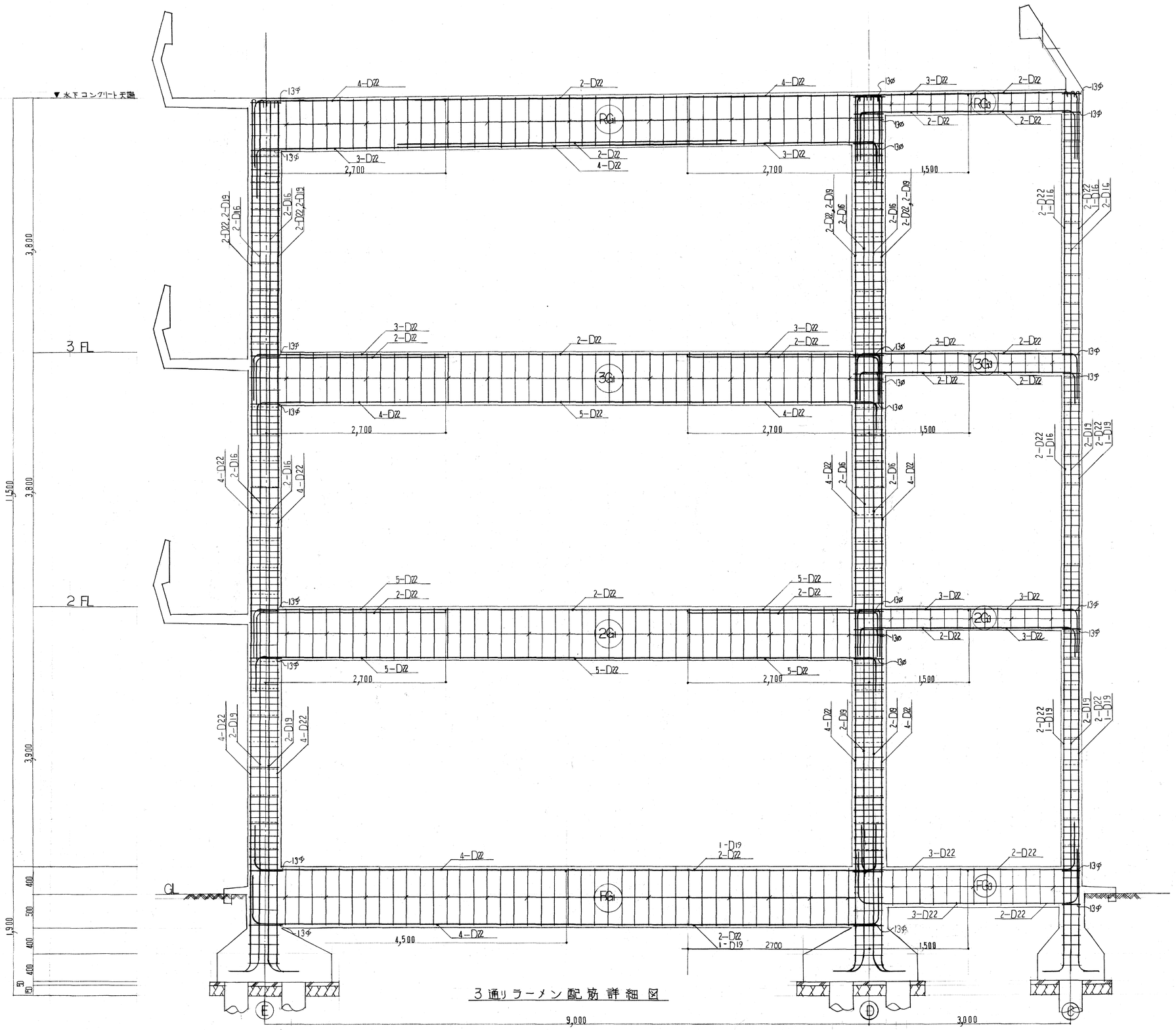

3通りラーメン配筋詳細図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:30 A3　1:60	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
				図面名称	ラーメン配筋架構図（3通り）
				図面番号	C－14

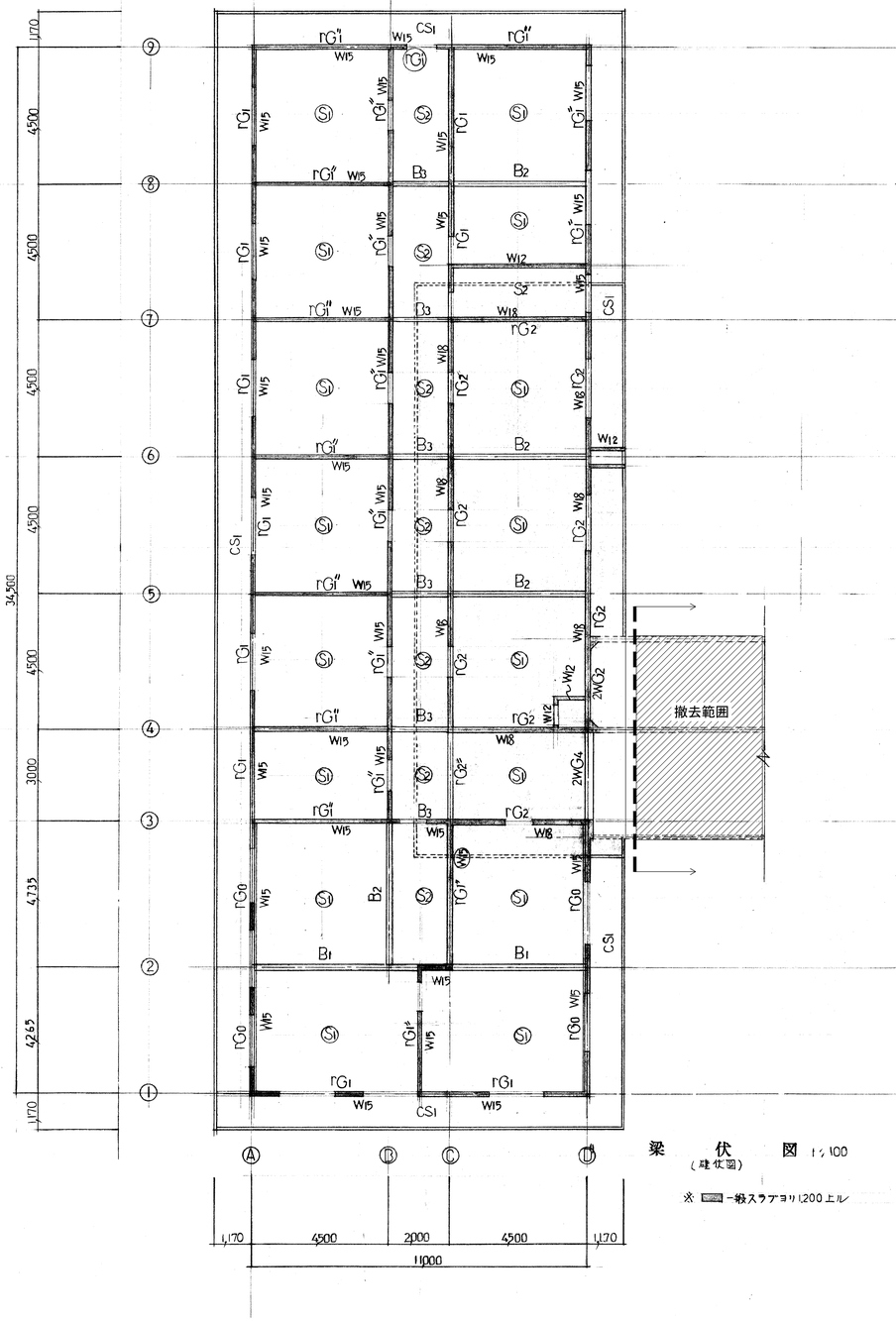

梁伏図 1:100
(躯体図)

※ ▭ 一般スラブより200上ル

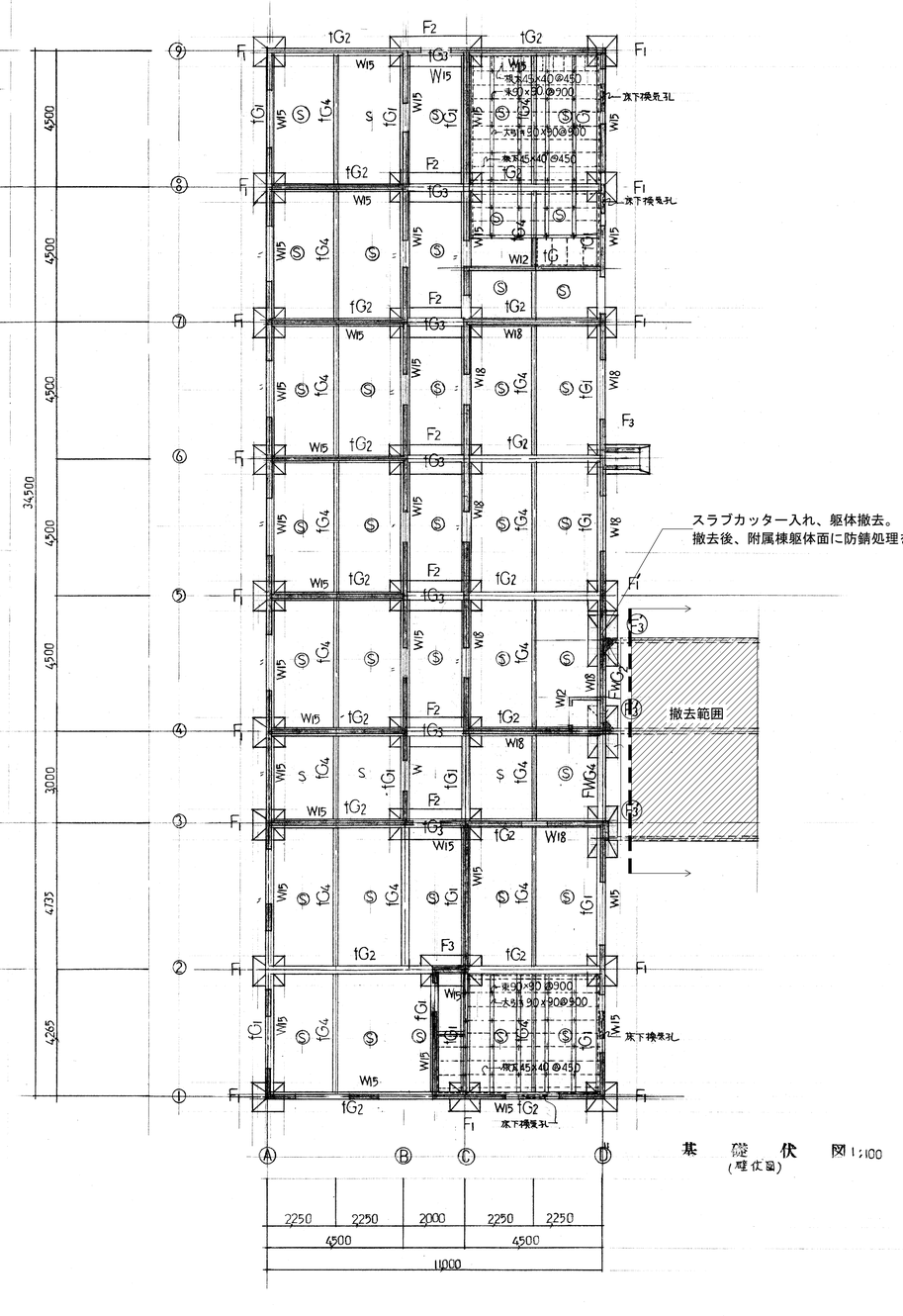

基礎伏図 1:100
(躯体図)

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 附属棟　基礎伏図、梁伏図	図面番号 C－15

工事名称・　旧長南町役場庁舎解体工事

フレックス工期契約制度
○ 適用する　工事着手期限日（　年　月　日）　工期の終期日（　年　月　日）　○ 適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書(第1号様式)を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む)を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　千葉県長生郡長南町長南２１１０番地

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
長南町役場庁舎	RC造	3				

3.工事種目（● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別				
	庁舎				屋外
● 受変電設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 電灯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 動力設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 雷保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 構内交換設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 情報表示設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 拡声設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● テレビ共同受信設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 火災報知設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内配電線路	○	○	○	○	○ 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4.指定部分　● 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書（質疑に対する回答書を含む）、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和　４年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)（令和　４年版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和　４年版)」（以下、「標準図」という。）による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 電気工作物の種類	● 事業用電気工作物(自家用電気工作物)　○ 一般用電気工作物
	● 電気保安技術者・	本工事現場に置く電気保安技術者は、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 施工従事者・・・	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第1種電気工事士により施工を行うものとする。
	● 化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 県内生産品・・・	受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し電子成果として提出することとする。
	○ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○ 適用区分・・・・	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速　(Vo=　　m/s) 地表面粗度区分　(○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表　(　　)
	○ 機材の品質等・・	1.本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、予め監督職員の承諾を受ける。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。

（表）

	機材等
○	LED照明（一般屋内用に限る。）
○	照明制御装置
○	可変速運転用インバータ装置
○	分電盤
○	制御盤
○	キュービクル式配電盤
○	高圧スイッチギア(CW形)
○	高圧スイッチギア(PW形)
○	高圧交流遮断器
○	高圧進相コンデンサ
○	高圧限流ヒューズ
○	高圧負荷開閉器
○	高圧変圧器(特定機器)
○	交流無停電電源装置
○	太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)
○	監視カメラ装置
○	中央監視制御(監視制御装置)

（表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）

○ 工事用水・・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償）	
○ 工事用電力・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償）	
○ 監督職員事務所・	○ 設ける　○ 設けない	
○ 工事用仮設物・・	構内につくることが　○ できる　○ できない	
● 官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。	
● 足場その他・・・	● 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 機械設備工事　● 建築工事　で設置する。） ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○　種　○　種） ○ 外部足場等（○　種　○　種）	
● 工事写真・・・・	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和3年版)」による。	
● CADデータ・・・・	設計図CADデータ　：● 貸与する　○ 貸与しない 著作権　：● 長南町　○ （　　） 貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。	
○ 電子納品・・・・	~~1.本工事は、電子納品の対象工事である。~~ ~~電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。~~ ~~2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(国土)納品事前受付書」を提出すること。~~ ~~3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体一部と「千葉県電子媒体(国土)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(国土)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第46条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。~~ ~~4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。~~

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 ● 完成図面　○ 図面(A1版)を折りたたんだ製本　● 図面(A1版)見開き製本　サイズ　○ A4版　● A1版　● 1 部　○ 部 ● 工事関係図書　本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　● 1 部　○ 部 ● 完成写真　● キャビネ版　○　撮影箇所　● 3箇所　○ 5箇所　● 1 部　○ 部 ● 保全に関する資料　−　● 2 部　○ 部 ● 電子成果品　電子納品による　● 3 部　○ 部
	● 引渡しを要するもの	●　なし　○　あり（　　） 特別管理産業廃棄物　○ なし　○ あり(PCB使用機器:　　) PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	○ 建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 5)（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 6)（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 7)（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの（※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システムを活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。

章	項目	特記事項
● 一般事項		2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	○ 環境への配慮・・	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月）による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	○ 環境対策・・・・	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 化学物質の濃度測定	○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○　行わない　○　行う 測定対象室　○　図示　○　（　　） 測定個所数　○　図示　○　（　　）
		測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	○ 保険・・・・・・	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	○ 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　工事完成後10日以内
	○ 工事現場管理・・	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	○ 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	○ 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	○ 安全対策・・・・	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 他工事との取合い	別表1による。
	○ 中間検査・・・・	○中間検査を実施する。 (回数　回、　実施時期　工事完了時) 中間検査の範囲 (　)
	○ 中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○ 条件明示項目・・	○　施工可能期間 月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○　改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（　）

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	A１　NO SCALE A３　NO SCALE	図面名称	電気設備工事特記仕様書（１）	Ｅ−０１

章	項目	特記事項
一般事項	● 施設点検・・・・	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(長南町)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課から依頼があり次第施設点検に立会い協力するものとする。
	● その他・・・・・	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和　4年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領２．(３)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(３)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
共通事項	○ 金属製露出管路・(亜鉛メッキ面)の塗装	○すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ○配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り）を行う。 ○
	● 厚鋼電線管・・・及び同附属品・・	電線管外面の仕上げは、　● 溶融亜鉛メッキ　● 製造者標準　とする。 電線管内面の仕上げは、　● 溶融亜鉛メッキ　● 製造者標準　とする。 電線管付属品は、　● 上記と同等の防食性能を有する防水形　● 標準品　とする。
	○ フロアーブレート フロアーカバー・	特記あるもの及び特殊なものを除き　○ 砲金製　○ アルミ合金製　○ ステンレス製 〃　○ 水平高低調整式(空転防止リング付)
		OA用インナーコンセント　○ 樹脂製　○ アルミ合金製
	○ フラッシュプレート	特記あるもの及び特殊なものを除き　○ 樹脂製　○ アルミ合金製　○ ステンレス製
	○ 呼び線・・・・・	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	○ 保温・結露防止・	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	○ 合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	○ 屋外プルボックス	○　溶融亜鉛メッキ製　○　ステンレス製　　防水形とする。
	○ はつり・・・・・	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	○ 再使用機器・・・	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○ 耐震措置・・・・	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中　間　階・	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階・	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階級の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤　○ 発電装置(防災用)　○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置　○ 交換機　○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視装置　○

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
共通事項	● 工事前の絶縁抵抗測定	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。
	● 施工調査・・・・	事前調査　● 本工事　○ 別途 調査項目　● 既存資料調査　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○
		● はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
受変電設備	● 電気方式・・・・	高圧　● 三相3線式　6kV 低圧　○ 三相3線式　200V　○ 三相　線式　V ○ 単相3線式　200V/100V　○ 単相　線式　V ● CB形(5サイクル以内)　○ PF-S形
	● 主遮断機・・・・	変圧器総容量　kVA　(うち本工事に係るもの　kVA)
	○ 設備容量・・・・	
	● 進相コンデンサ・	○ 高圧　kVar　● 低圧　自動力率制御(　○ あり　○ なし)
	○ 配電盤・・・・・	○ 屋内形　○ 屋外形
	○ 絶縁ゴムマット・	W1000×10t×L
	○ その他・・・・・	1)変圧器は　○ 油入形　○ モールド形　変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
電灯設備	● 電気方式・・・・	幹線　○ 単相3線式　200V/100V　○ 直流2線式　100V 分岐　● 単相2線式　100V　○ 直流2線式　100V ○ 単相2線式　200V
	○ ハイテンション・アウトレット・・	○ 外部固定式　○ 内部固定式　○ 回転形又は上下動形　○ アップ形
	○ 非常照明器具・・	○ 電池内蔵形　○ 電池別置形
	○ 配線器具・・・・	○ タンブラスイッチは　○ ワイド形　○ 大角形
		○ 壁付コンセントは(2口は複式で可)　○ ワイド形　○ 大角形
	○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数	測定数　：　監督職員の指示による。
動力設備	● 電気方式・・・・	幹線　● 三相3線式　200V　○ 相　線式　V 分岐　● 三相3線式　200V　○ 相　線式　V
	○ 機器への接続・・	本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は　○ 本工事　○ 別途工事
構内配電線路	○ 電気方式・・・・	○ 高圧　三相3線式　6kV ○ 低圧　○ 三相3線式　200V　○ 三相　線式　V ○ 単相3線式　200V/100V　○ 単相　線式　V ○ 単相　線式　V
	○ 電線方式・・・・	○ 地中線式　○ 架空線式
	○ 地中線路の余長・	マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。
	○ 地中管の材質・・	○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。
	○ 装柱機材・・・・	○ 耐塩形(ケーブル端末処理材とも)　○ 重耐塩形
	○ 外灯接地・・・・	○ 1基毎単独　○ 共用(ケーブル1芯使用)
	○ 区分開閉器等・・	1)架空引込　高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込　地中線用高圧ガス負荷開閉器(UGS)(SOG+DGR)付
	○ その他・・・・・	地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標　○ 鉄製　○ コンクリート製 標識シート　○ (GL-300　○ 2倍折り)
構内通信線路		○ 地中線式　○ 架空線式
	○ 地中線路の余長・	マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。
	○ 地中管の材質・・	○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。
	その他・・・・・	地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標　○ 鉄製　○ コンクリート製 標識シート　○ (GL-300　○ 2倍折り)
その他	○ 上ガス対策・・・	○ なし ○ あり(下記による) ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他(　　) ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
別表1	● 接地極・・・・・	接地極の材料は原則として下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○	共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	A種接地	E_A	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	B種接地	E_B	150/I Ω以下※	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	C種接地	E_C	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	D種接地	E_D	100Ω以下	EB(D=10, L=1, 000又はW=30, L=900)×1
○	D種接地	E_{II}	Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	交換装置用	E_t	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200)×3連ー 組
○	通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	EB(D=10, L=1, 000又はW=30, L=900)×1
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB(D=10, L=1, 000又はW=30, L=900)×1
○	測定用	E_0		EB(D=10, L=1, 000又はW=30, L=900)×1

※　接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

● 機器取付高・・・　図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

	名称	測点	取付高(mm)
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器(低圧)	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300
	〃　(多機能トイレ)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃　(和室)	〃	150
	〃　(台上)	台上～中心	150～200
	〃　(車椅子用)	床上～中心	900
	ブラケット(一般)	〃	2,100～2,300
	〃　(踊場)	〃	2,000～2,500
	〃　(鏡上)	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500
	開閉器箱	〃	1,500 (上端1,900以下)
	制御用スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤(室内)	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	壁付電話機(一般)	床上～中心	1,300
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500
	子時計	〃	(天井高)×0.9
拡声	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0.9
	壁付アッテネーター	〃	1,300
出退・マルチサイン	情報表示盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	壁付押ボタン(一般)	〃	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	「標準図」による	「標準図」による
	壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
	壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900(400)
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	テレビ端子直列ユニット(和室)	〃	150
自動火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信器	床上～中心	800～1,500
	警報ベル	〃	(天井高)×0.9
	表示灯	〃	(天井高)×0.8
	液化石油ガス検知器	床上～上端	300

(備考)　(天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注)　天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
別表1(つづき)	● 工事区分表・・・	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分		
			建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)	鉄筋補強	●	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		●	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●	／	／
	屋内　受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	○	●	●
	屋外　受水槽、消化水槽	無筋基礎	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
			／	／	／
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　)	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　)	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー(ダクト、チャンバー接続フランジを含む)		●	○	○

○ 施工図等の取扱い　施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-1801-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　NO SCALE A3　NO SCALE	旧長南町役場庁舎解体工事	E－02
		図面名称　電気設備工事特記仕様書（2）	

解体庁舎解体に伴い残置建物との開口は閉塞する為、電線管は切断し電線は引き抜きをする。

解体庁舎既設架空ケーブルを撤去し、公民館屋上にて新規ケーブルと接続する。
外壁露出配管は屋上まで施工し、PB SUS202020を取り付ける。

既設ハンドホール内に、EM-S-7C-FB(新庁舎からの余長配線)が存在する
このケーブルを新規配管に通線し屋上にて接続する。

EM-CE-T22mm2 (天井内)

PB SUS 202020
壁貫通補修

EM-CE-T22mm2 (メッセンジャー)

※注1

PB SUS 151515

PB SUS 202020
壁貫通補修

EM-HP1.2mm-5P 自火報
EM-HP1.2mm-5P 拡声

総合監視盤内で接続

既設分電盤 1L-2

分庁舎
新設手元開閉器 MCB100AF/75AT増設

撤去	
	IV2.0mm×3(19)、IV2.0mm×2(19)=ラフ内
	CV14mm2-3C
	CV250mm2-3C
	CV125mm2-3C
コンクリートラフ残置	

工事概要
1. 残置庁舎の電源は、分庁舎1期分電盤1L−2より分岐し接続する。また、既設分電盤脇に分岐開閉器を増設する。
2. 既設公民館TV共聴配線の接続する工事を行う

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1：400 A3　1：800

工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
図面名称	電気設備配置図

図面番号 E−03

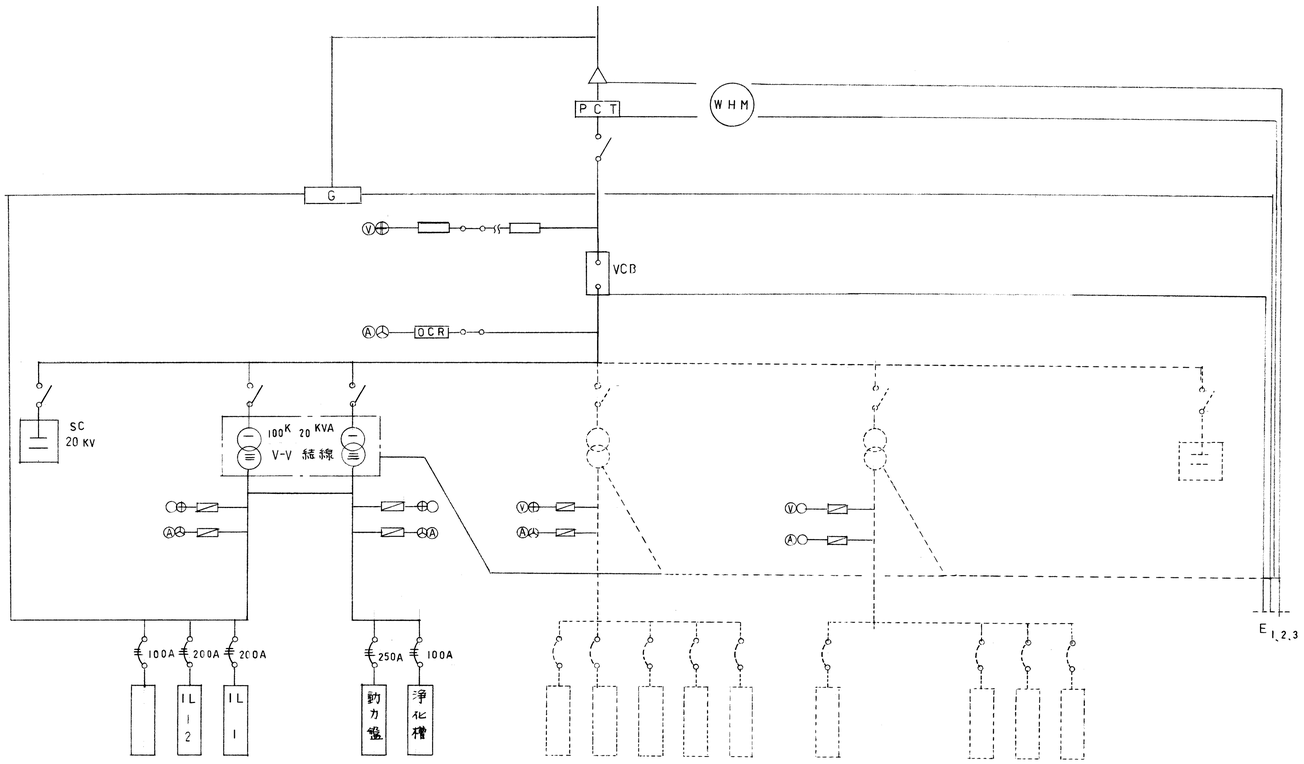

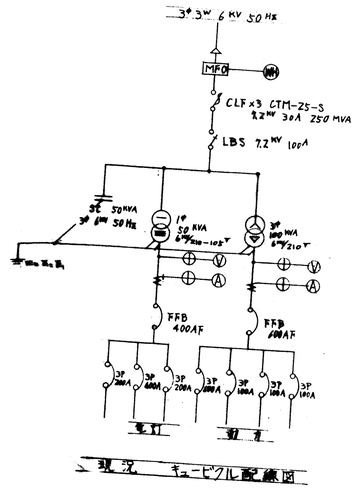

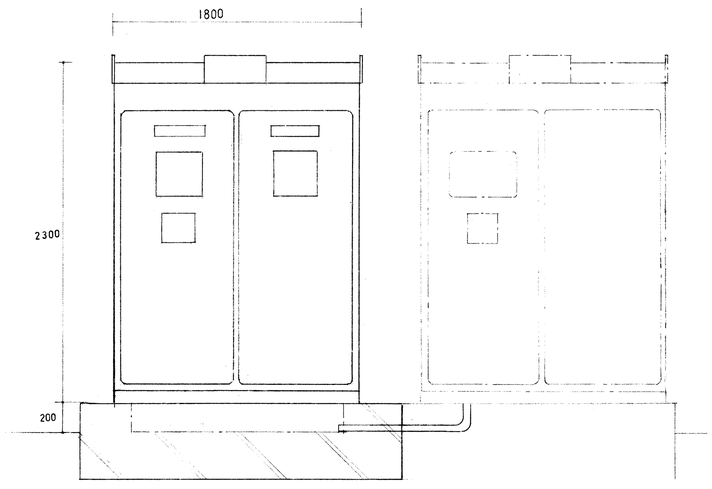

高圧 引込部 新設 既設撤去

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 NO SCALE A3 NO SCALE	旧長南町役場庁舎解体工事	E－04
		図面名称 受変電設備結線図	

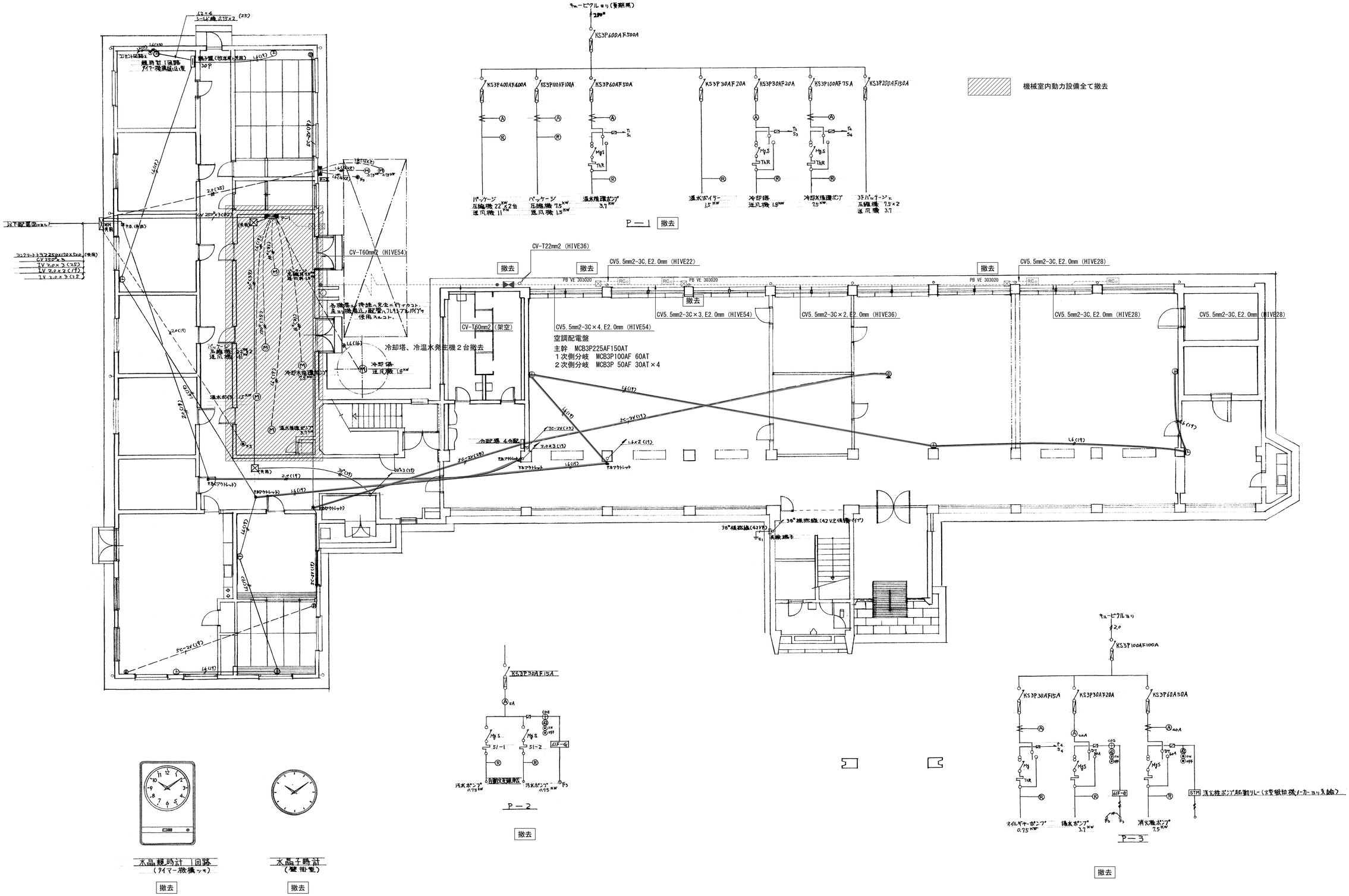

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社 千町村建築研究所			日付 令和 5年 3月	縮尺 A1 1:100 A3 1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 動力幹線・分岐及び弱電設備平面図 1階	図面番号 E−05

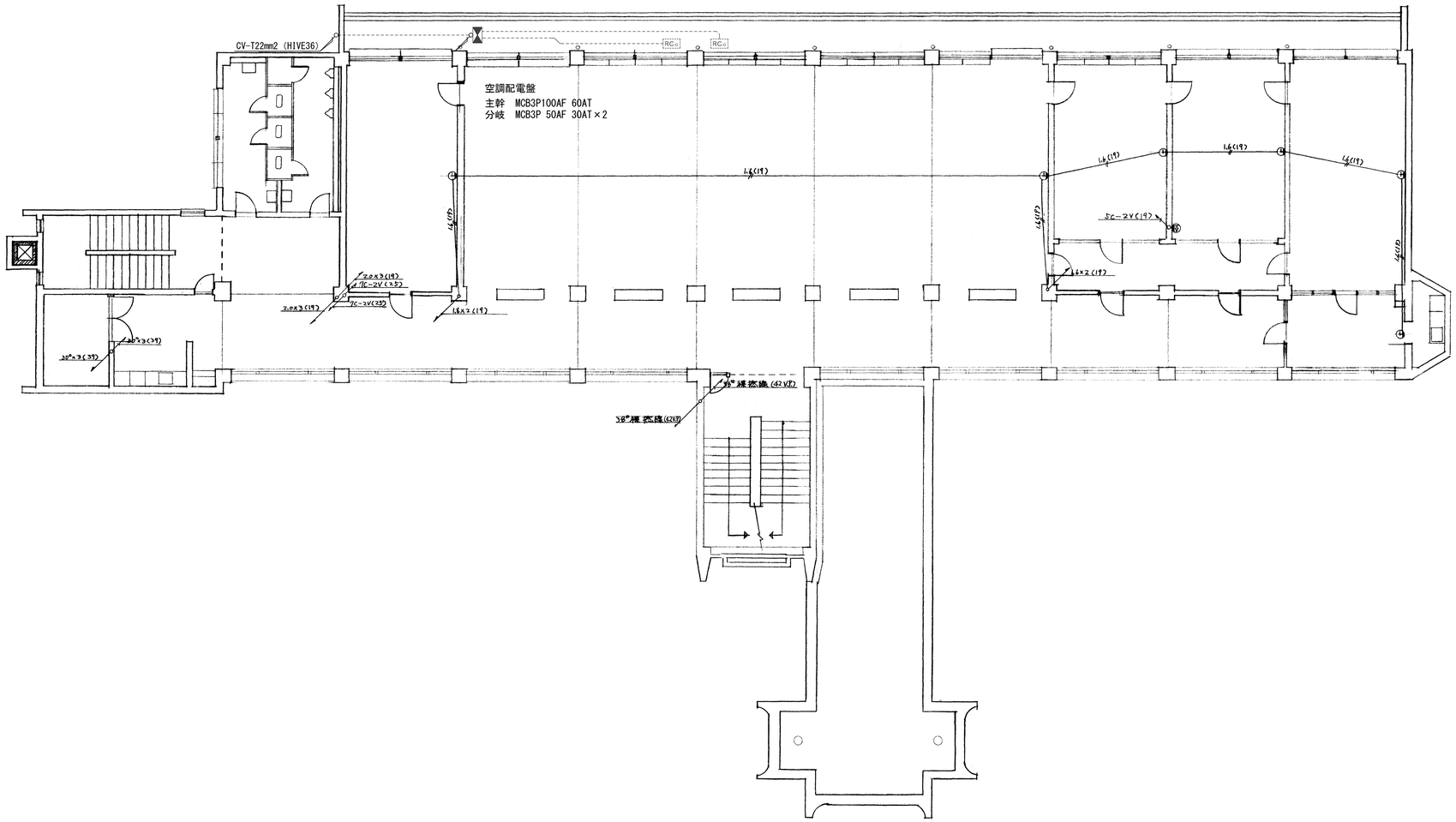

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　2階	図面番号 E－06

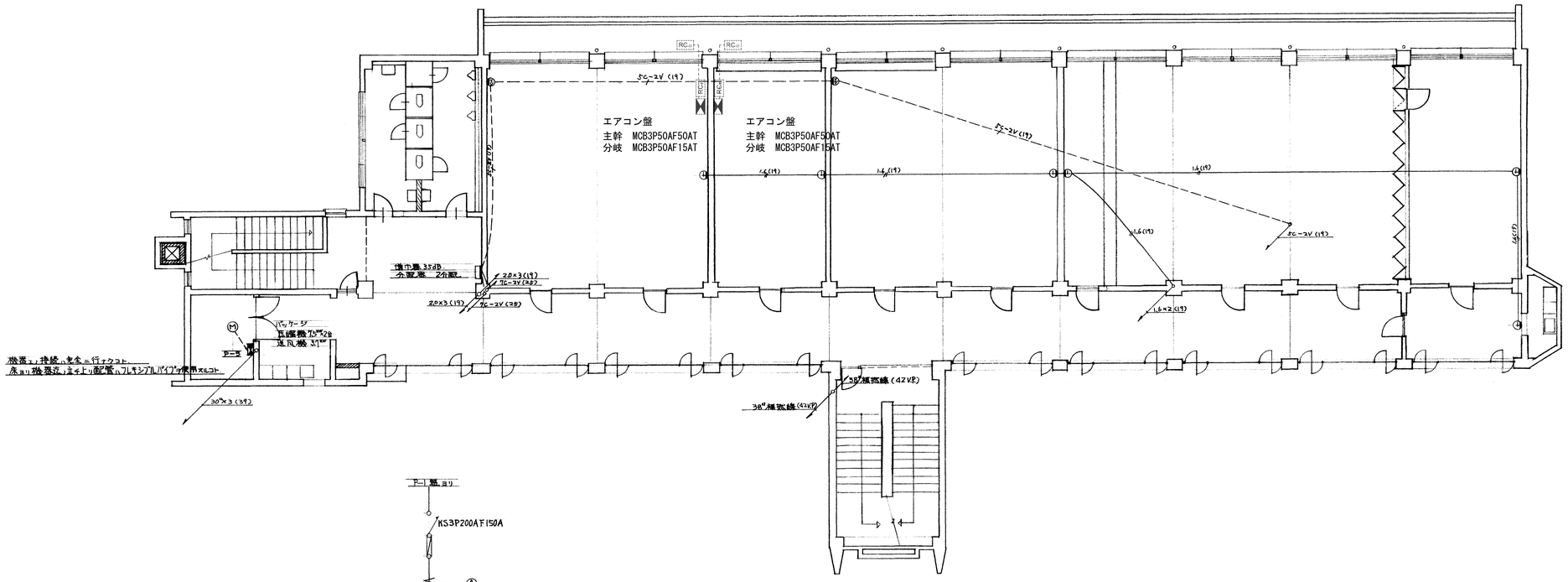

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－07
				図面名称	動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　3階	

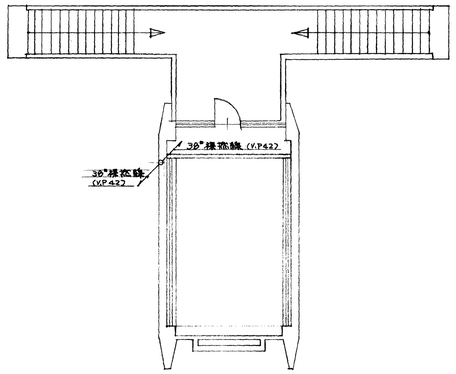

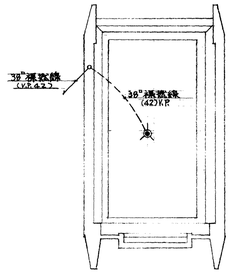

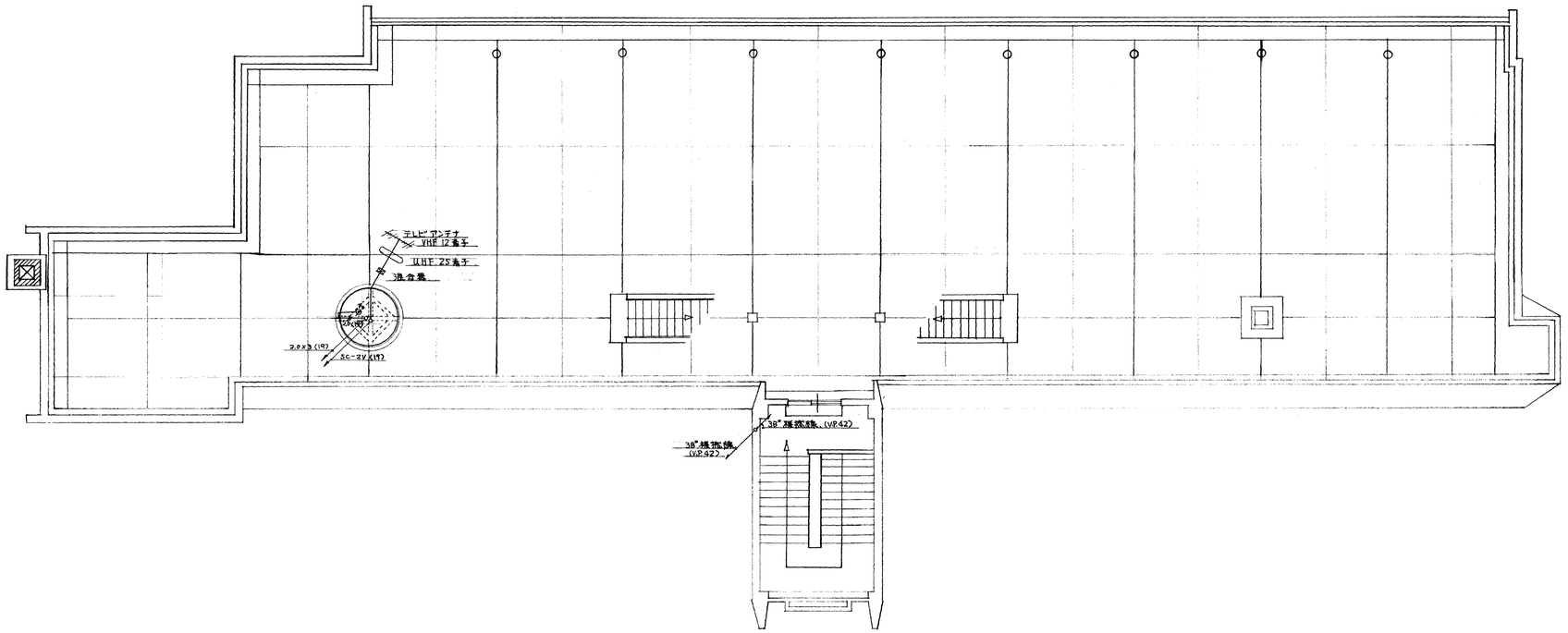

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 動力幹線・分岐及び弱電設備平面図　屋上	図面番号 E－08

図中 ——— は、撤去配線・配管を示す。

脱着

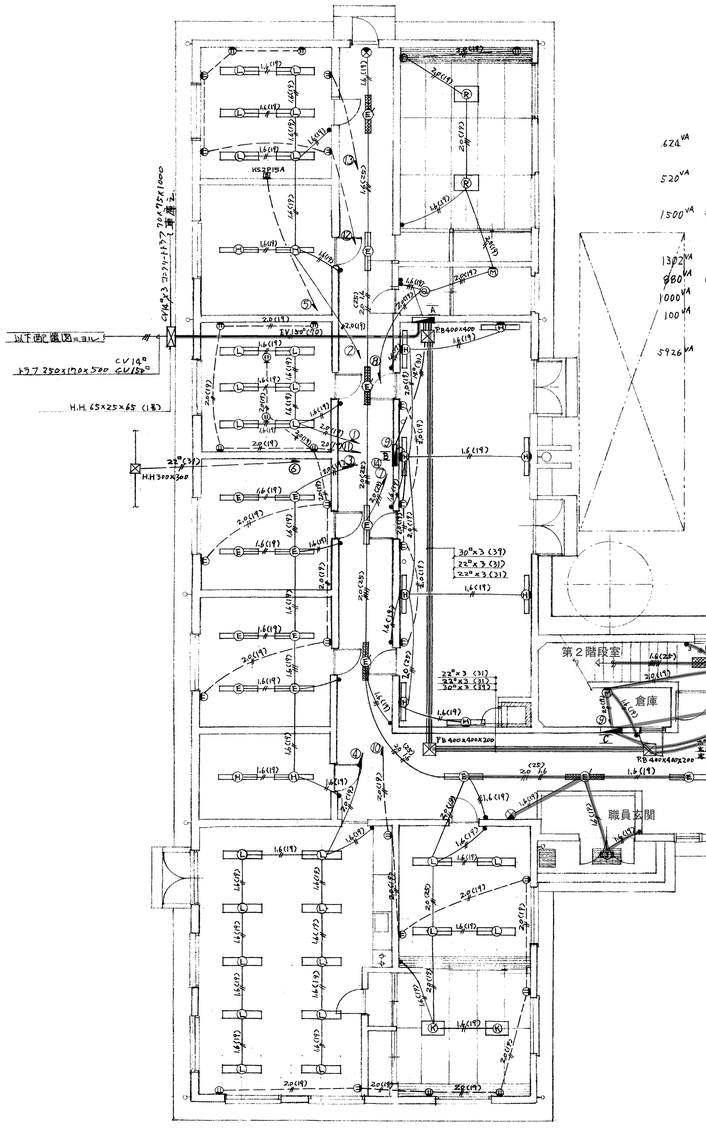

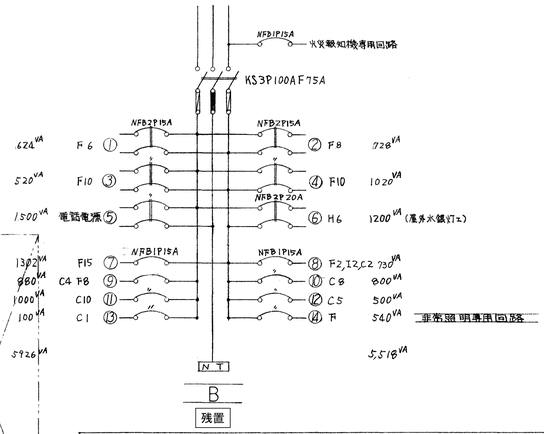

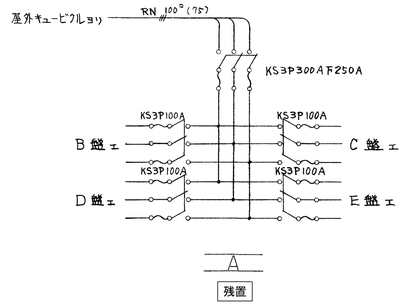

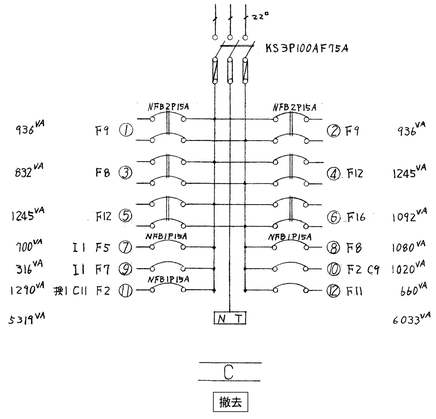

※ 各階共通事項
- 照明器具ヲクロス斜線ノ入ッテイル器具ハ非常用照明器具トシランプヲ2灯以上ノ器具ハ非常灯時ハ1灯ノミ点灯トスル.
- ㊏印ノ照明器具ハ避難口誘導灯(予備電源組込ミ)トスル

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 電灯設備平面図　1階
					図面番号 E－09

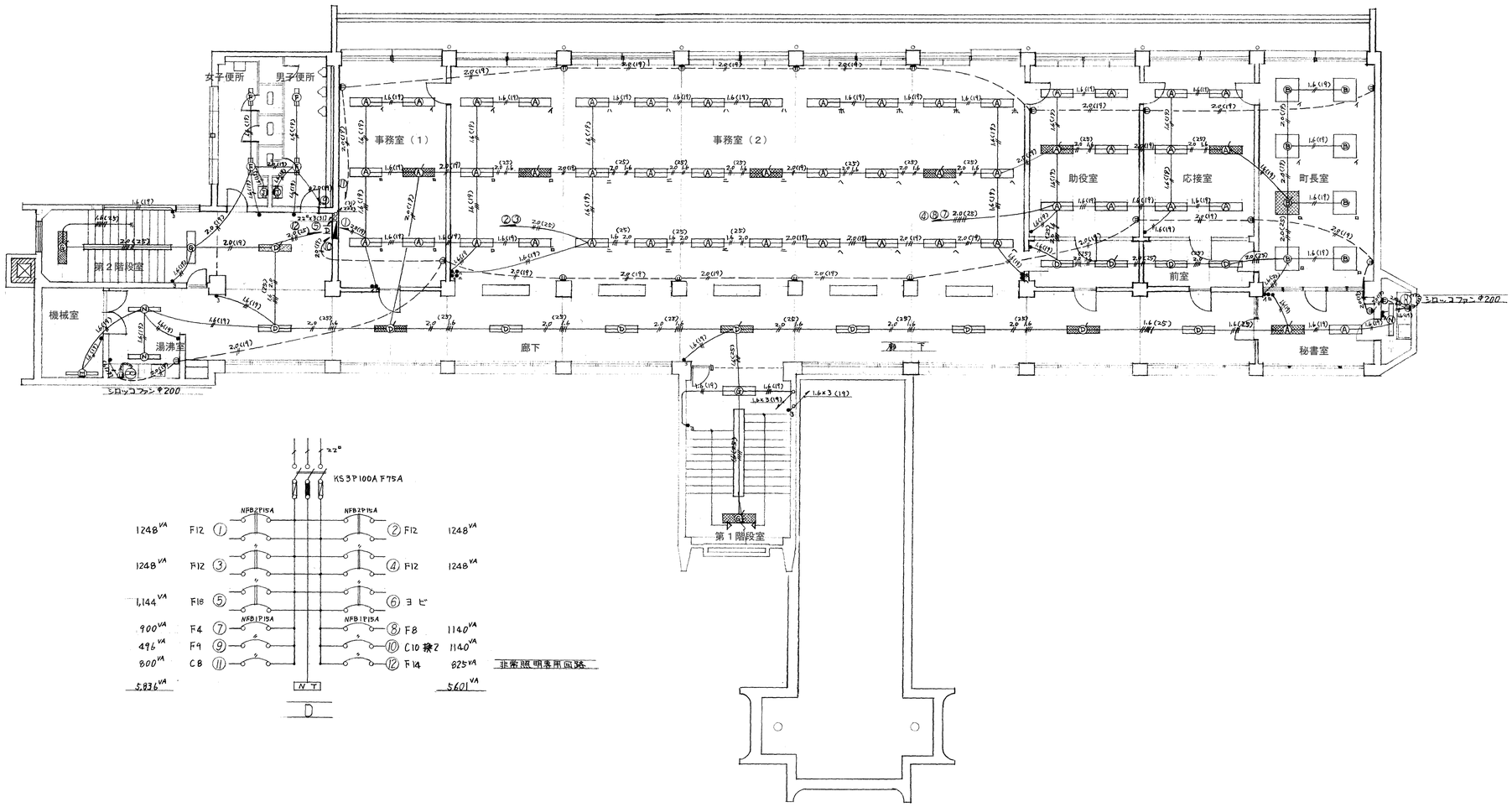

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－10
				図面名称	電灯分岐設備平面図　2階	

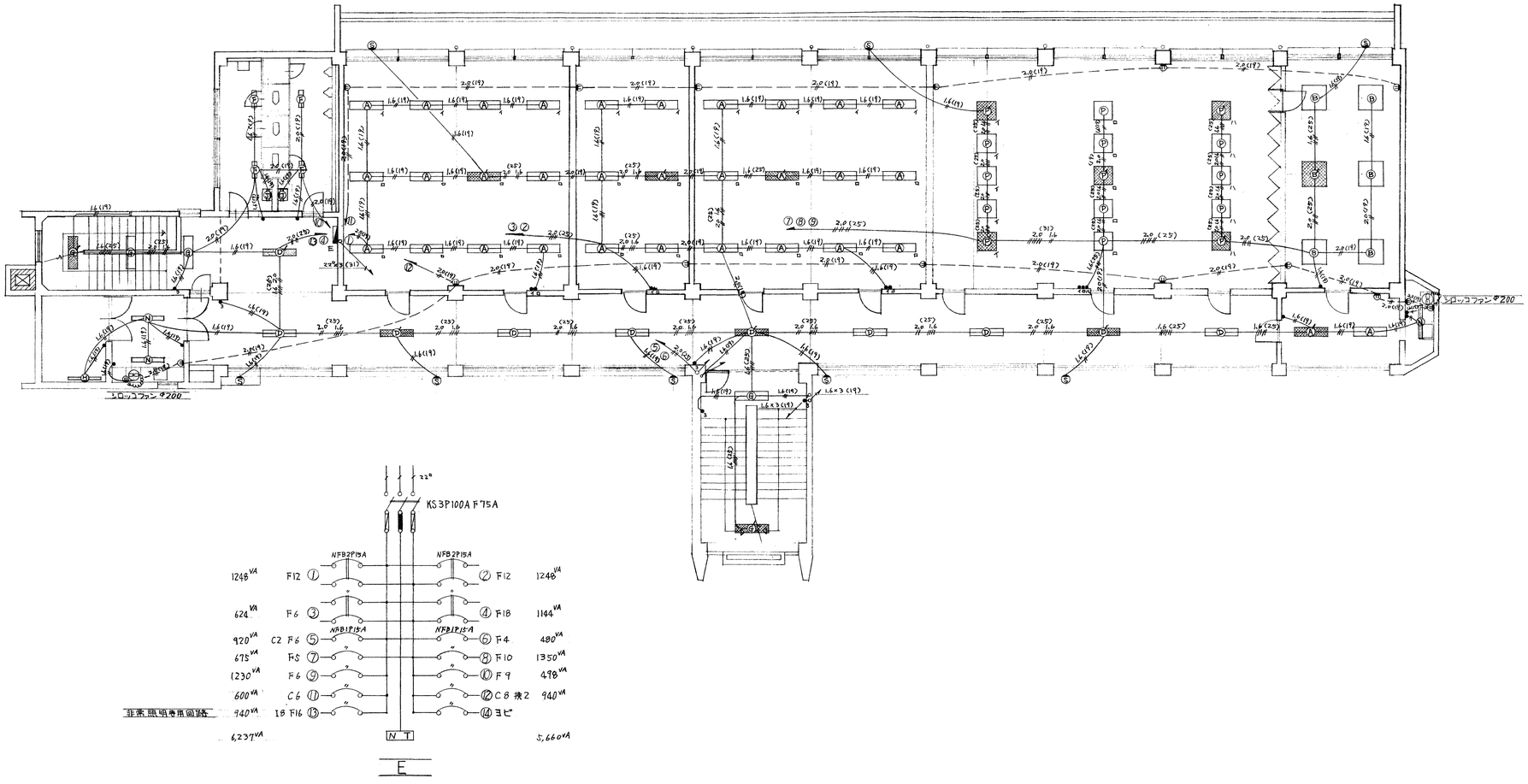

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 電灯分岐設備平面図　3階	図面番号 E－11

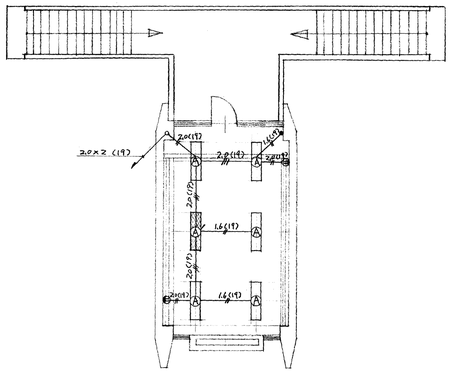

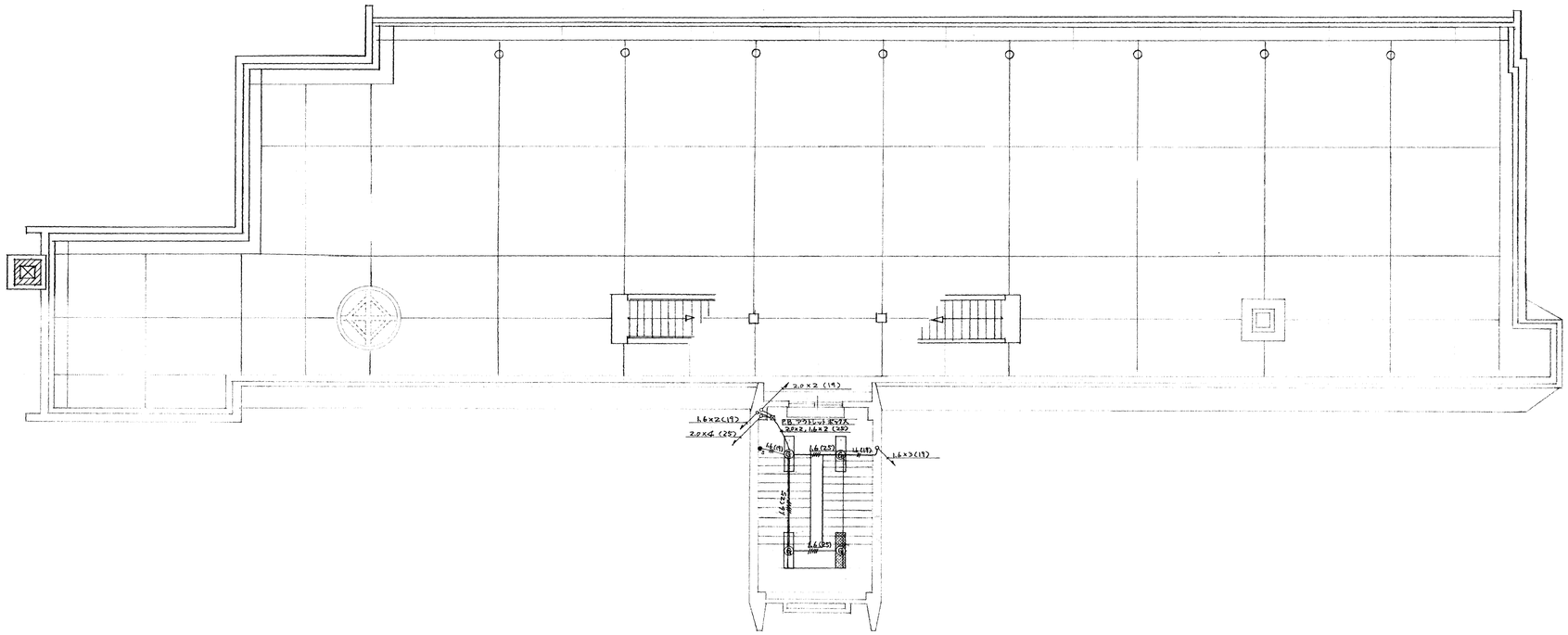

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－12
				図面名称	電灯分岐設備平面図　屋上	

電気設備工事 特記仕様書

工事概要

	工事期間	昭和　年　月　日から　昭和　年　月　日まで
	工事種目	1) 受電設備工事 2) 幹線動力設備工事 3) 電灯コンセント設備工事 4) 避雷針設備工事 5) 放送設備工事 6) 電話設備工事 7) 火災報知機設備工事
一般事項	建築概要	鉄筋コンクリート造
	施工基準	本工事は、設計図及び本特記仕要書に依る他 電気設備 技術基準 建設省電気設備共通仕要書 その他 関係諸官公庁 諸規則並に 現場係員の指示に従い工事期限内に完了する様完全なる施工をすること。
	電気方式	高　圧　交流 3相　3線式　6.6 KV　50 % 電灯コンセント 幹線 交流 単相　3線式　200/100 V　50 % 分岐 交流 単相　2線式　100 V　50 % 動　力　交流 3相　3線式　200 V　50 %
	手続及負担金	本工事に要する諸官公庁及び動力会社の諸手続は、その費用をも含めて請負業者の負担とする。又引込工事に要する電力会社負担金は、別途とする。
	資　材	1) 資材はすべて請負業者の負担とし現行のJIS、JEC、JEM等の規格にて新品とする事。 2) 照明器具、盤類、火災報知機は、製作図を提出し現場係員の承認を得たる後、製作する事。 3) 盤類は建設省が電盤基準に準ずる。 4) 蛍光灯は 20W以上高力率型 瞬時点灯式 その他にあっては 低力率型グロー点灯式とする。 5) 配線器具は連用型 スイッチは 汎動型とし プレートは 尿素(破損しない)物)とする事。
	施工方法	1) 照明器具の取付及び配置については 配置図面を提出し 建築工事と充分に打合せの上、現場係員の指示に依り決定の事。 2) 請負業者は 施工前に 施工図、承認図等を現場係員(設計者又は監理者)の承認後施工する事。 3) 引込工事においては 電力供給会社と事前打合せの上施工する事。
	資材製造者	1) 照明器具　日立、松下電工、東芝、岩崎 2) 盤　類　川崎電気、深川、中立、日立 3) 電　線　藤倉、古河、昭和、三和、日立、住友 4) ケーブル　藤倉、古河、昭和、三和、日立、住友 5) 電線管　松下、東芝、東洋、日本パルプ 6) 以上附属品　資材 1)と同じ 7) 配線器具　松下、神保

照明器具姿図

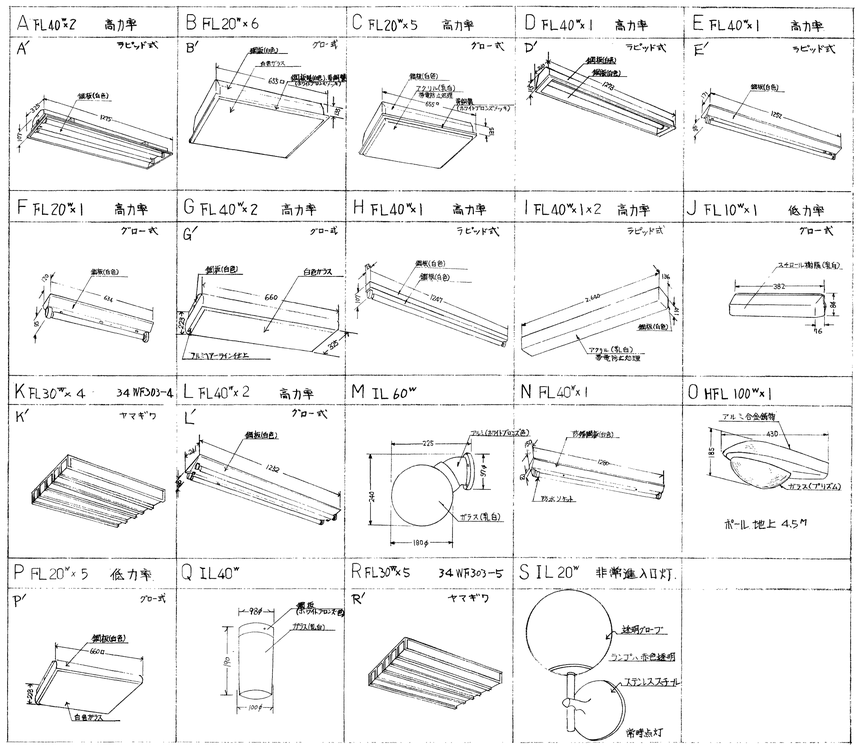

照明器具姿図内の記号=()がついてるものは配線図中の斜線を記した照明器具で非常照明とし予備電源を内蔵し非常時に各ランプ1灯ノミ点灯スルモノトス

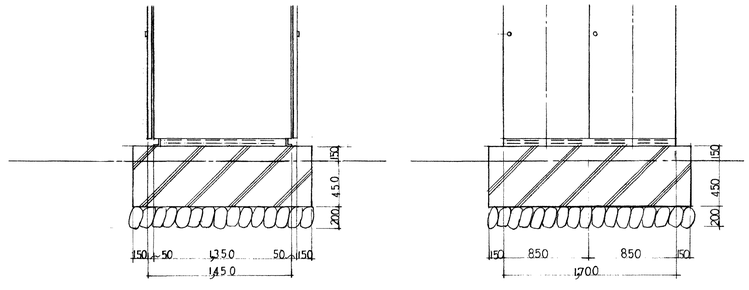

キュービクル基礎図 1:30

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1 NO SCALE A3 NO SCALE	旧長南町役場庁舎解体工事 図面名称 照明器具仕様	E－13

以下30M先に消防用吸計、用量計を設置スル。

機器脱着

女子便所

男子便所

植込み

自転車 バイク 置場

植込み

ホーテ

屋外型乾電池 3.5F

流量量積計数器（用量計用）

電気式時間指示器

RB アウトレット

電源切入に操作盤ル動復電ニナラス。

※特記なき場合 1.2 IV とする。
※配管には予備線入れ事。

天井埋込スピーカ

壁付スピーカ

ターミネーター

1階平面図 1:100 （スピーカ系統）

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－14
					図面名称	拡声設備平面図　1階	

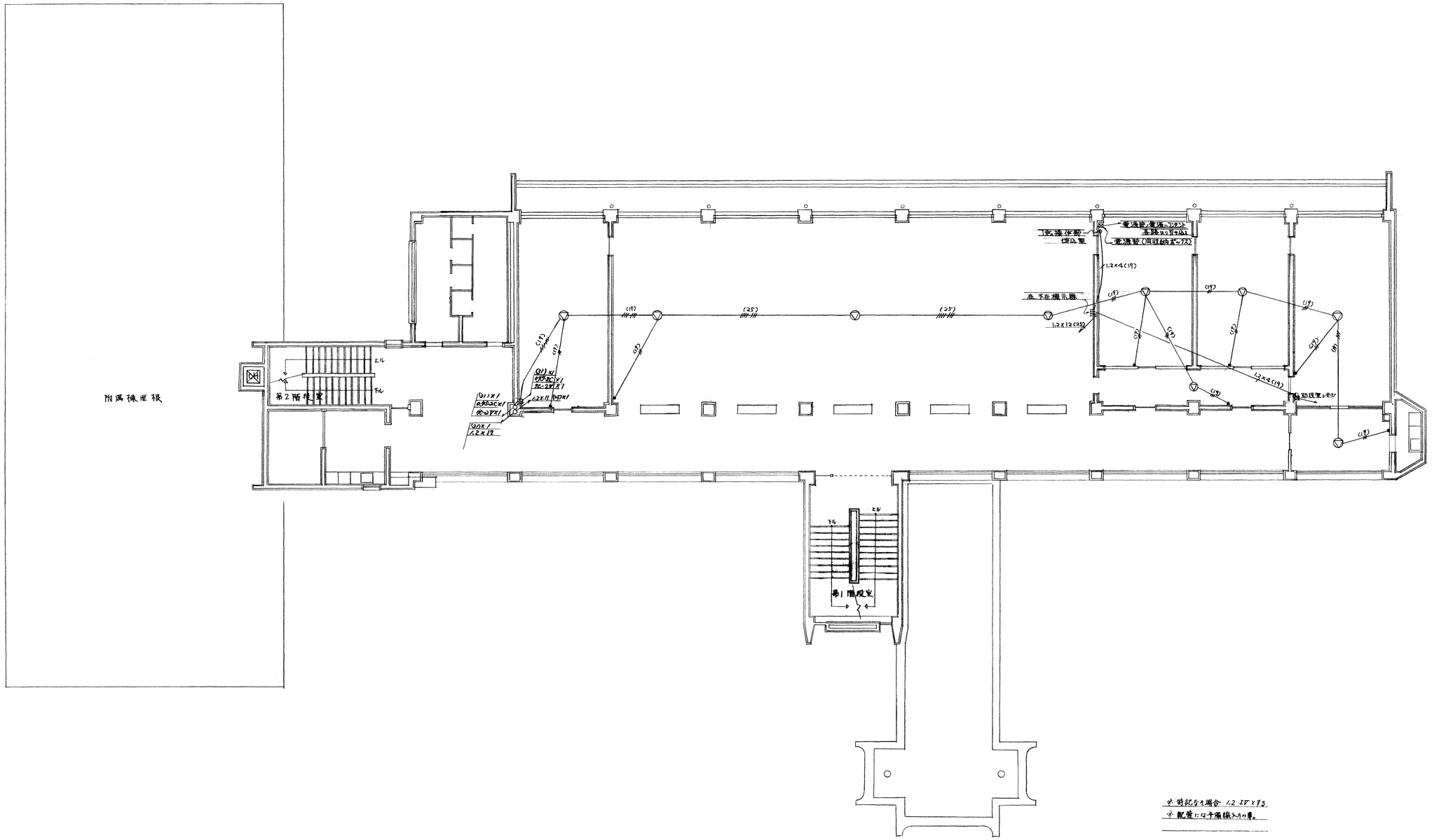
附属棟屋根
第2階便室
EV
FAL
(19)
(25)
(25)
(19)
(19)
(19

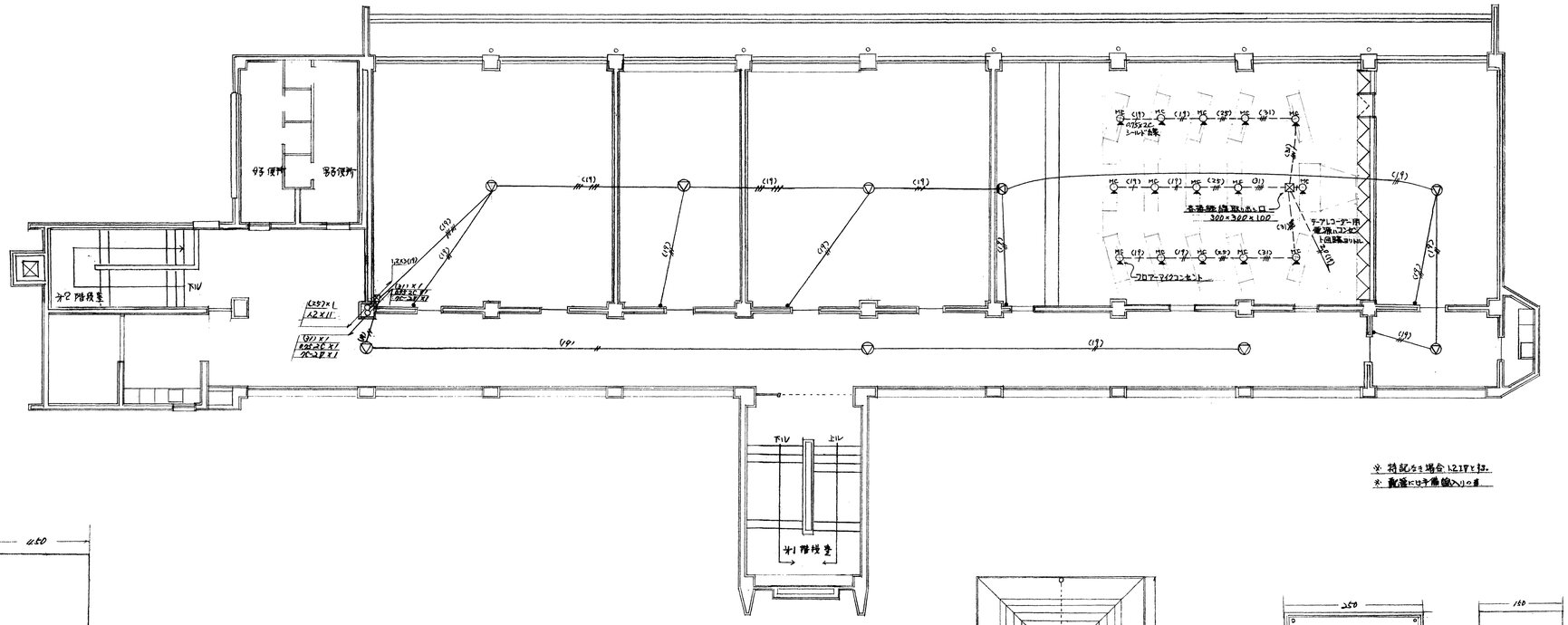
男子便所
男3便所
女2階段室
下り
下り
上り
男1階段室
(19)
(17)
(15)
(13)
(9)
(7)
(5)
(3)
(1)
MC
(31)
(35)
(37)
(39)
(41)
(43)
(45)
(47)
(49)
(51)
(53)
(55)
(57)
(59)
(61)
(63)
(65)
(67)
(69)
(71)
(73)
(75)
(77)
(79)
(81)
(83)
(85)
(87)
(89)
(91)
(93)
(95)
(97)
(99)
(101)
(103)
(105)
(107)
(109)
(111)
(113)

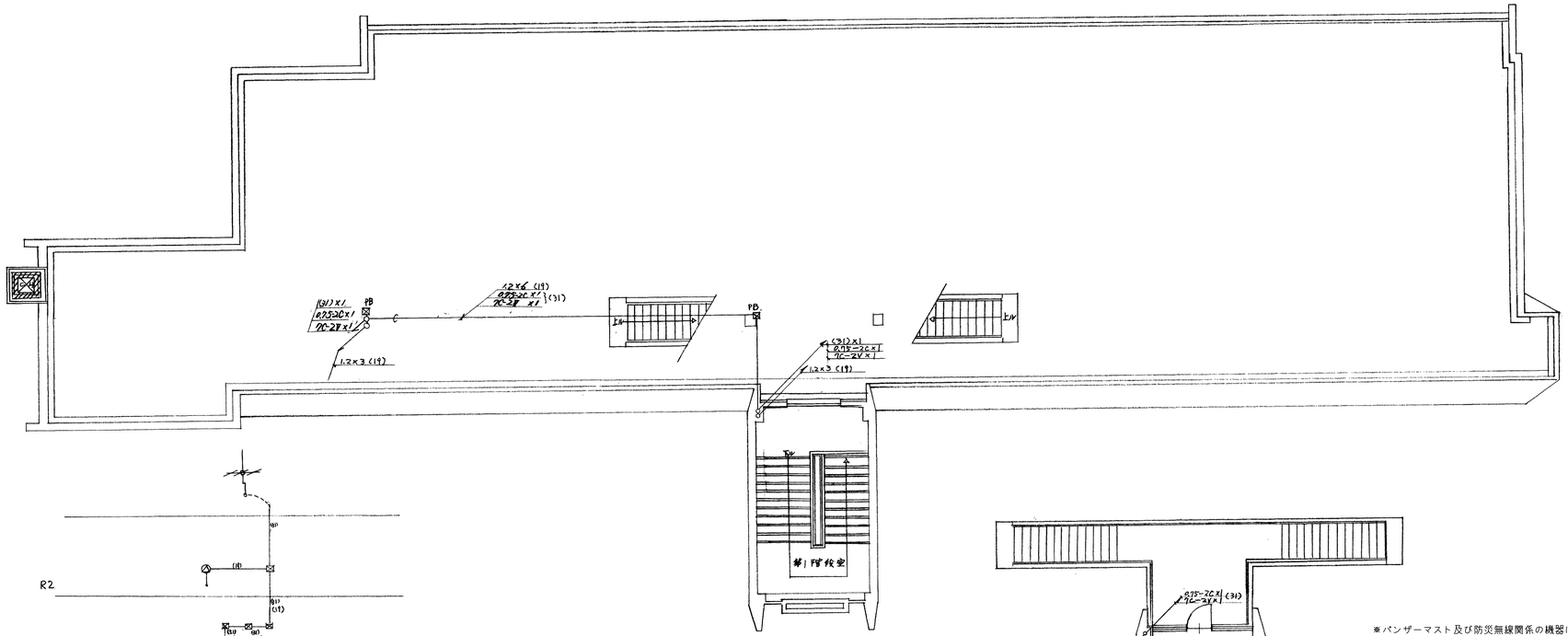

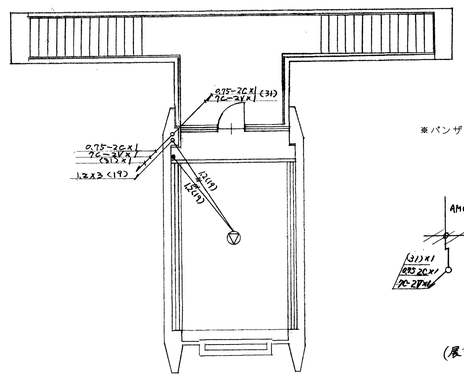

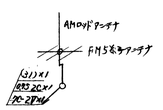

(展望室屋上取付)

※パンザーマスト及び防災無線関係の機器は全て撤去とする

※特記なき場合は1.2TRV-Fとする
※配管になき機器入力工事

屋上・塔屋1.2階平面図　1:100　(スピーカ系統)

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 拡声設備平面図　屋上	図面番号 E－17

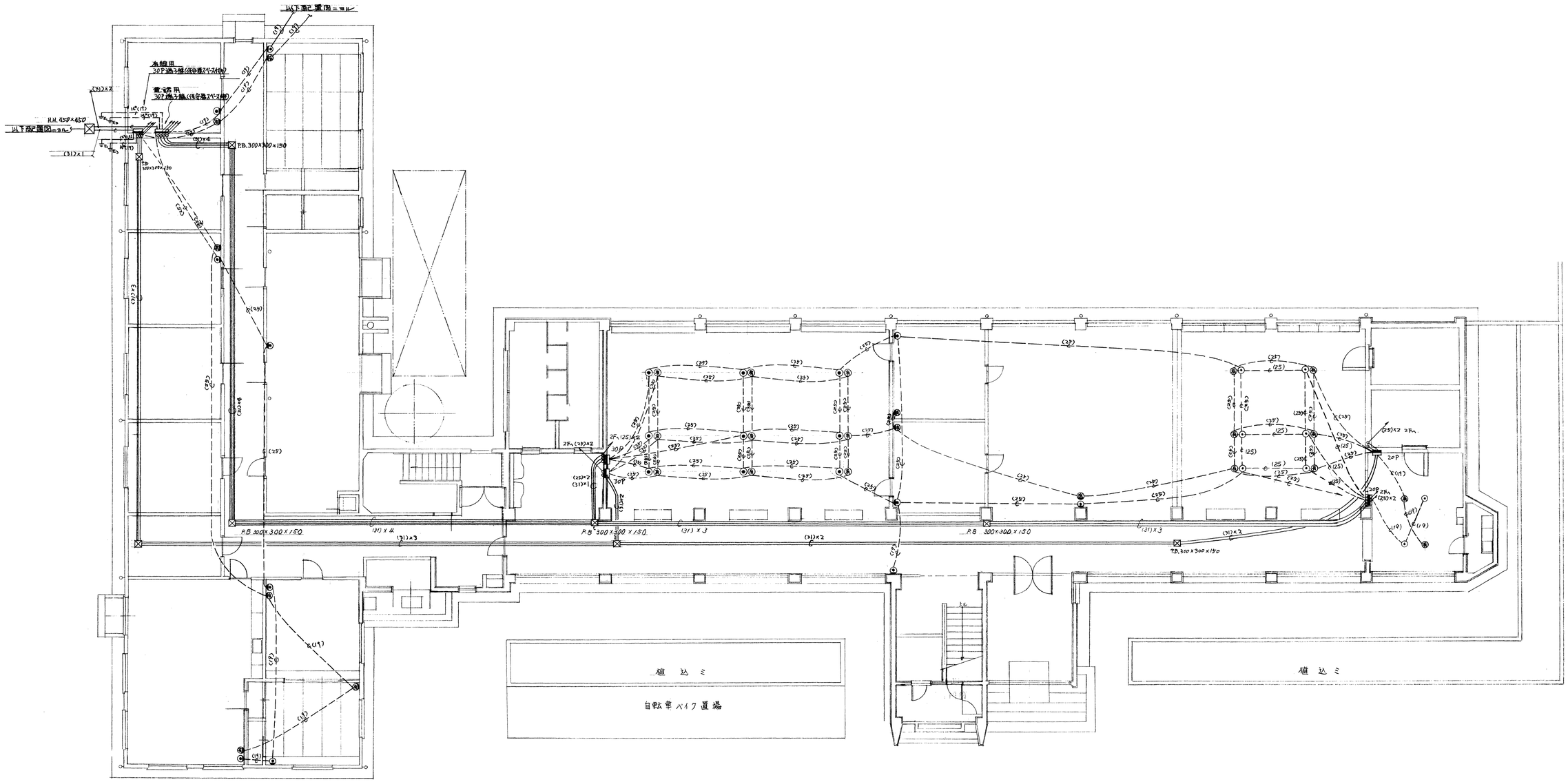
以下配電盤より
本館用
30P過渡増強(既存増スペース内)
電話用
30P過渡増強(既存増スペース内)
H.H. 450×450
以下配電盤へ
TB.300×300×150
TB 300×300×150
(31)×2
(31)×1
(31)×3
(31)×4
(25)×4
(25)×2
(25)×3
(25)×6
(25)×8
(25)×5
(25)×7
(31)×6
(25)
(31)×5
(31)×2
(31)×1
(31)×4
(31)×3
(31)×2
(31)×3
(31)×2
(31)×3
(31)×2
(31)×1
(31)×2
(31)×3
(31)×2
(31)×1
(31)×2
(31)×3
(31)×2
(31)×1

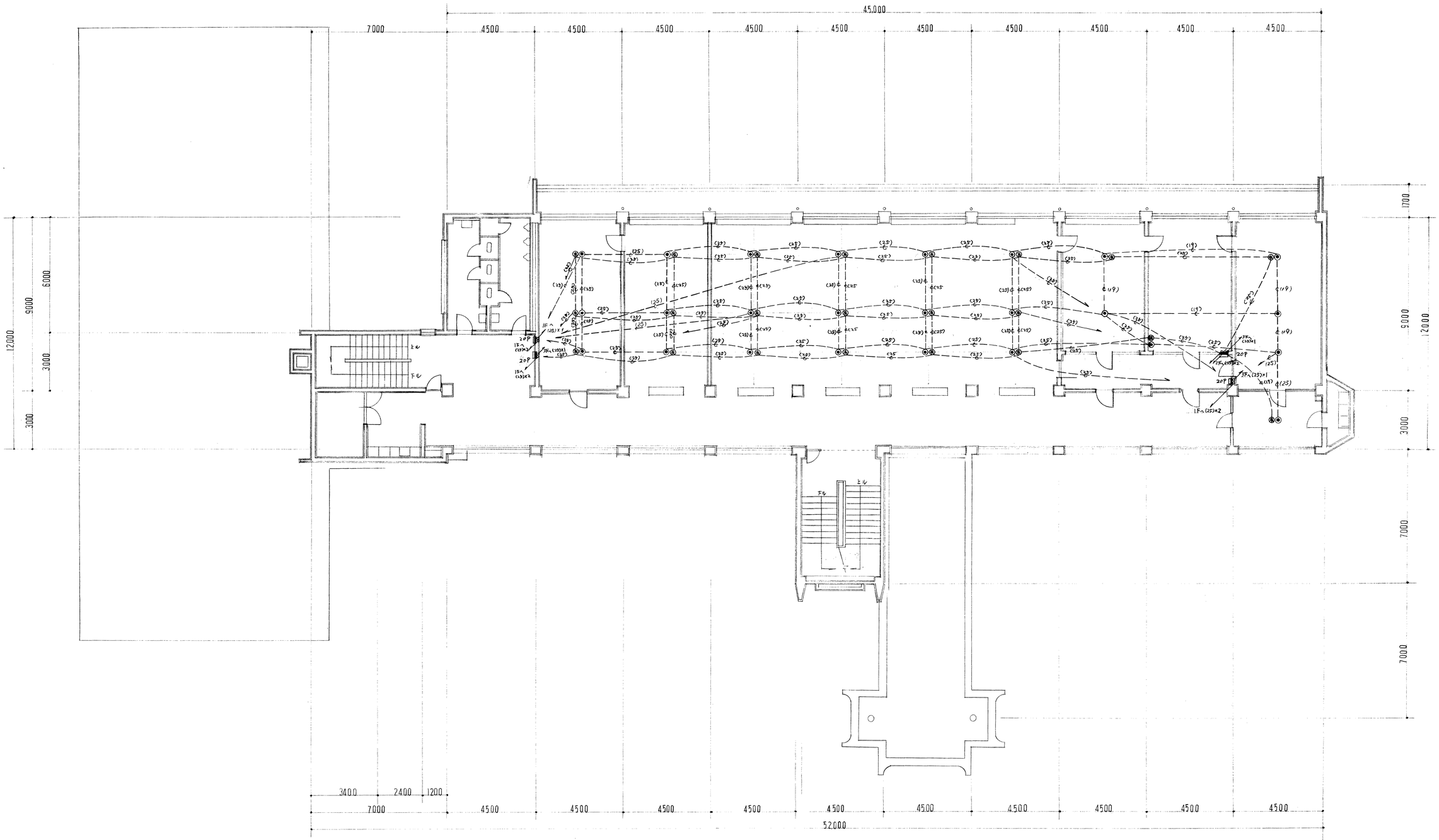

2 階 平 面 図　　1：100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－19
					図面名称	構内交換設備平面図　2階	

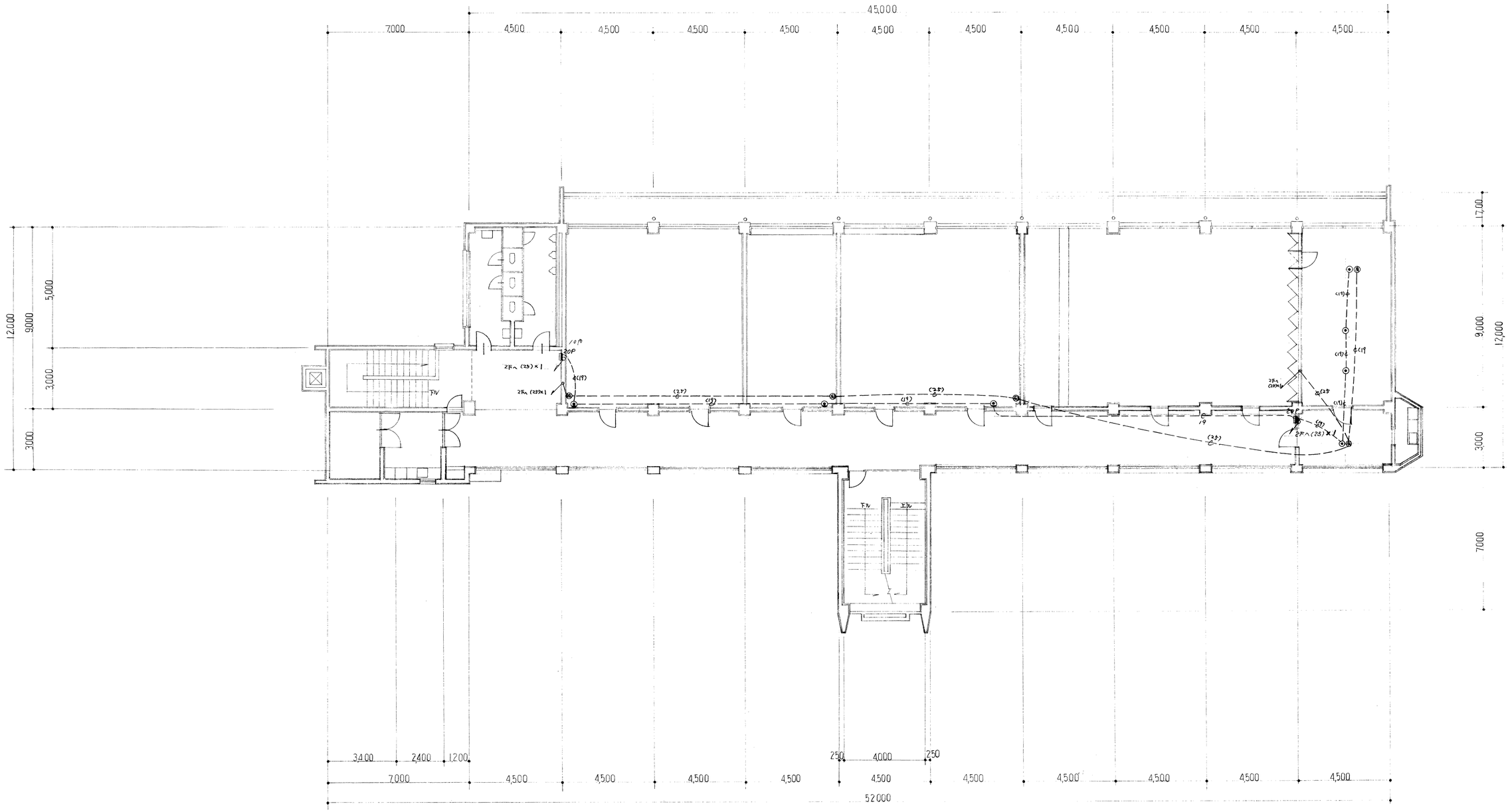

3 階 平 面 図　1:100

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 構内交換設備平面図　3階	図面番号 E－20

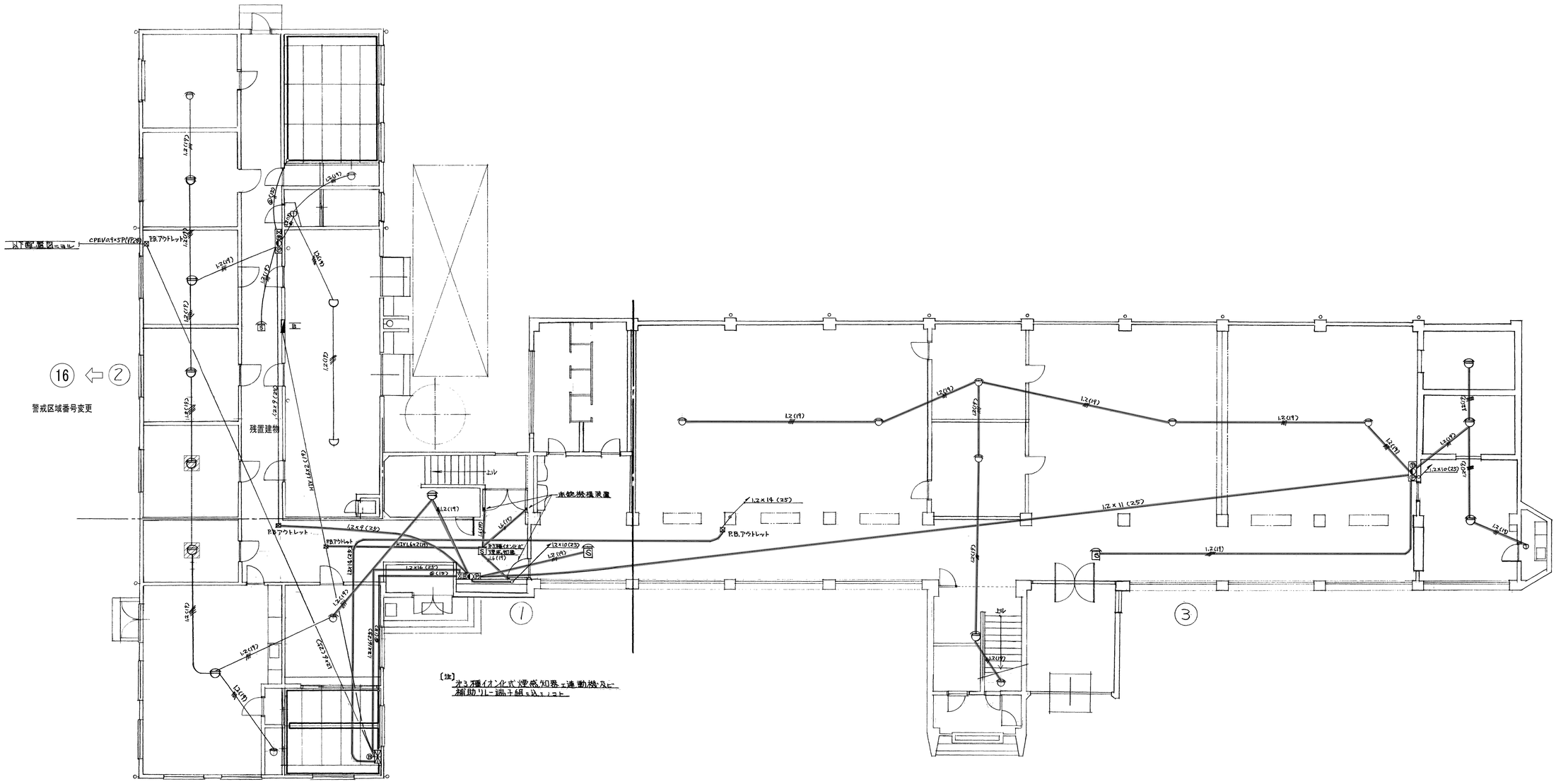

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－21
					図面名称	火災報知設備平面図　1階	

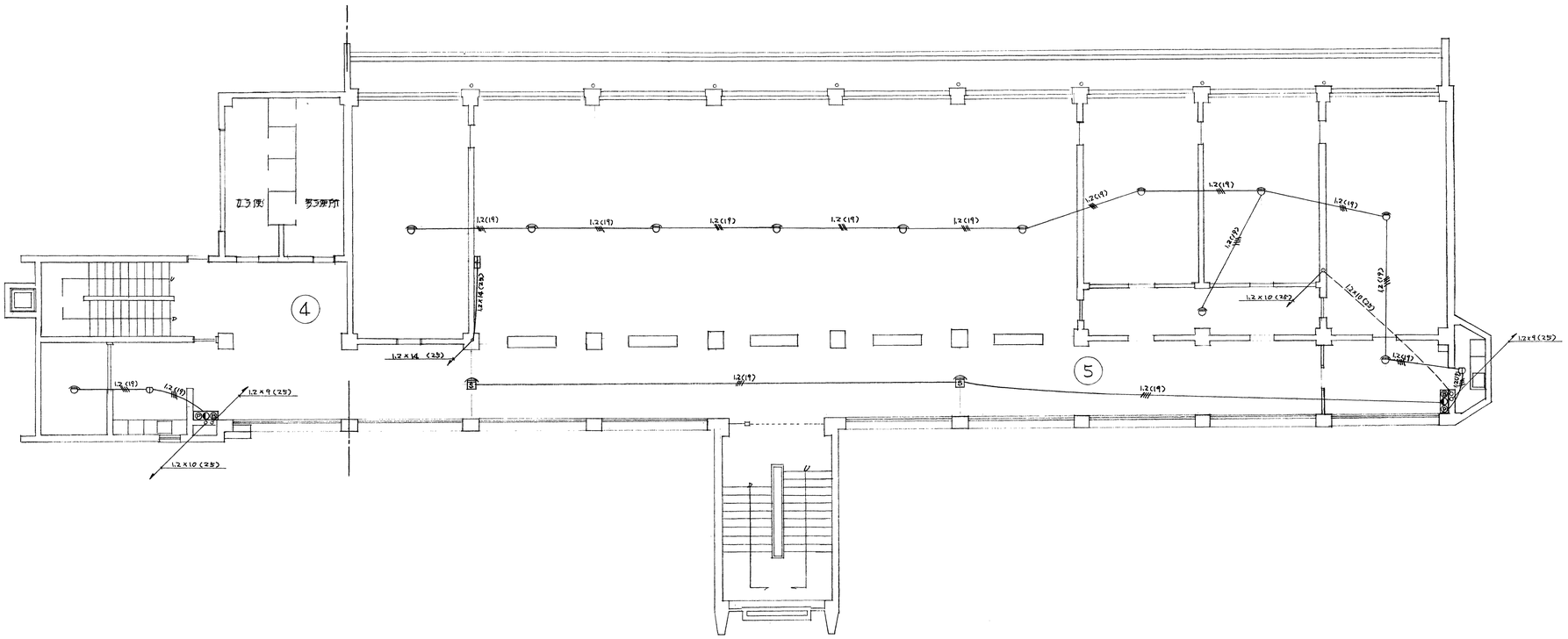

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 火災報知設備平面図　2階	図面番号 E－22

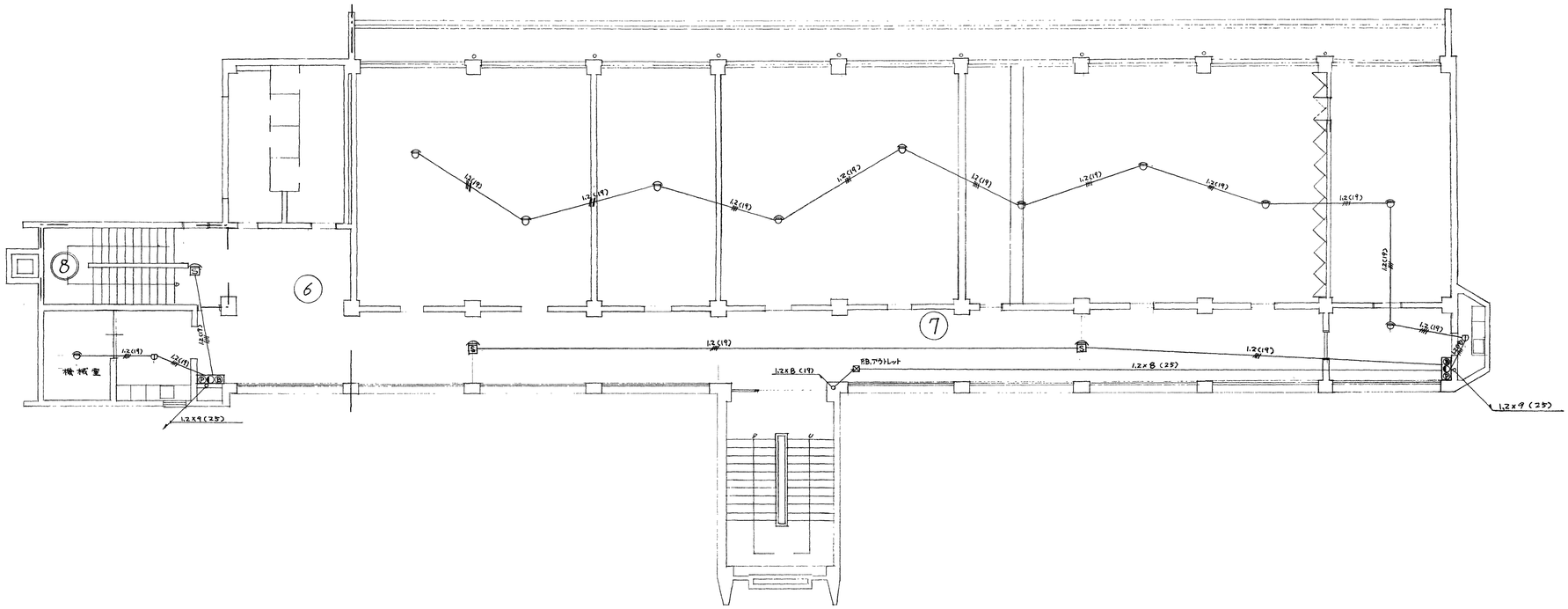

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 火災報知設備平面図　3階	図面番号 E－23

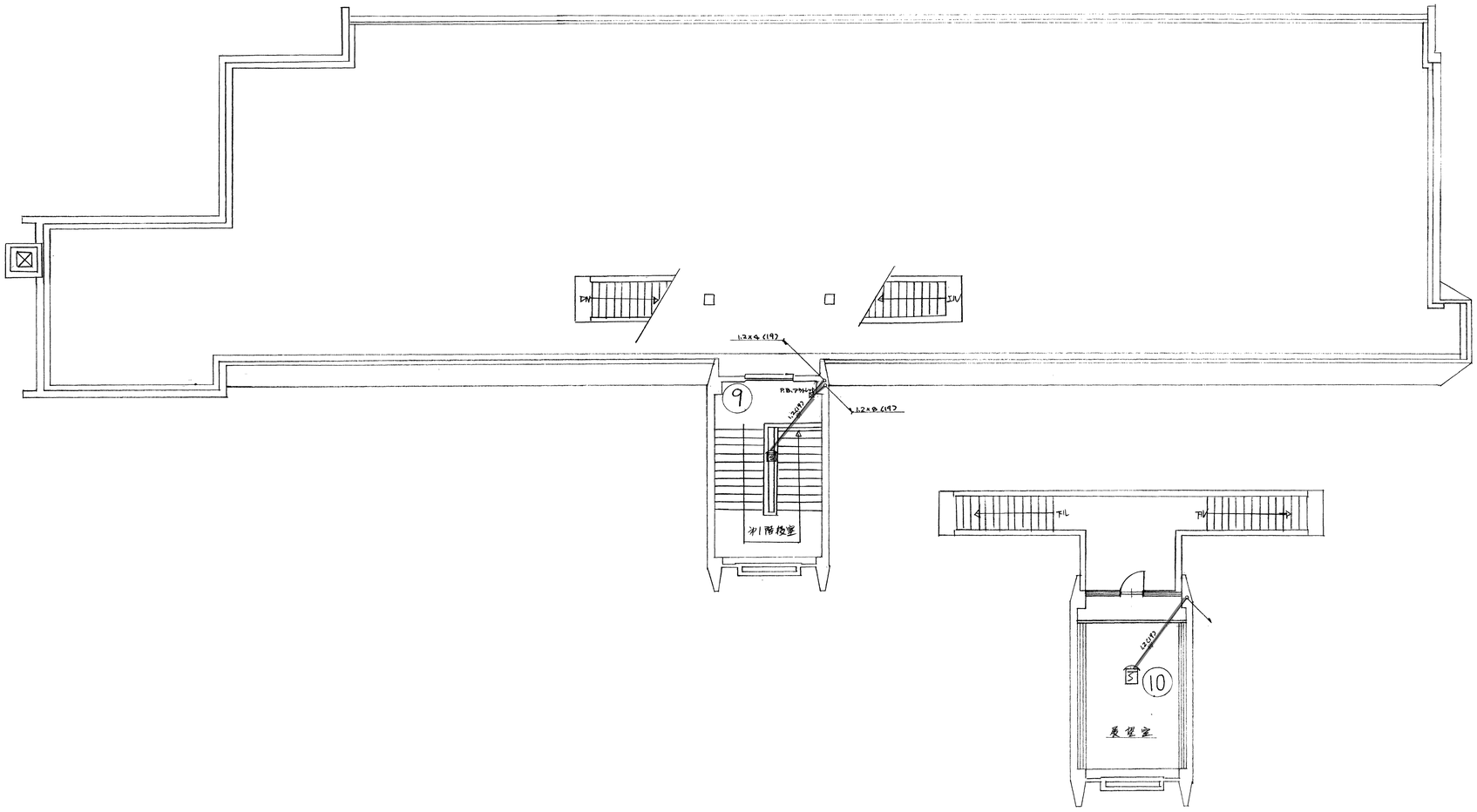

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日　付 令和　5年　3月	縮　尺 A1　1：100 A3　1：200	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号 E－24
				図面名称	火災報知設備平面図　屋上	

工事名称　旧長南町役場庁舎解体工事

○ フレックス工期契約制度
○ 適用する　工事の着手期限日　令和○年○月○日　　工事の終期日　令和○年○月○日　　● 適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所　千葉県長生郡長南町２１１０番地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m2)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
旧役場庁舎	ＲＣ造	地上３階				

3. 工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目	旧役場庁舎	ポンプ小屋	既設浄化槽					屋外
● 空気調和設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
● 換気設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 自動制御設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 衛生器具設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
● 排水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 給湯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 消火設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 厨房設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● ガス設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
● 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 撤去工事	● 一式	● 一式	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

4. 指定部分　○ 無　○有 対象部分（　　）
指定部分工期　令和　年　月　日

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設備概要
○ 空調方式	○ 室内機天井カセット形個別方式
● 主要熱源機器	○ 空冷ヒートポンプエアコン　● 吸収式冷温水発生機
○ 自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
● 給水方式	● 高置タンク方式　○ 加圧ポンプ方式　○ 水道直結方式
● 排水方式	建物内の汚水と雑排水（　○ 合流式　● 分流式 ） ポンプ排水　○ 有（　○ 汚物　○ 雑排水　○湧水 ）　○無 建物外放流先　(1) 汚水　○ 直放流下水管　● 合併処理浄化槽 (2) 雑排水 ○ 直放流下水管　● 合併処理浄化槽
● 消火設備の種類	● 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（　○　）

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部整修の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）
● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2. 特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 機材の品質等	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月）」による。 (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材（材料および機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 (3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF,パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ノ-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○ 工事着手前　○ 施工終了時 測定対象室　○ 図示　○（　　） 測定箇所数　○ 図示　○（　　）

章	項目	特記事項
	● 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、電気工作物の保安業務を行う者とする。
	○ 技能士の適用	○ 配管施工(配管工事)　○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事)　○ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)
	● 監督職員事務所	● 設けない　○ 設ける
	● 工事用電力・水・その他	● 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（　● 有償　○ 無償 ） 工事電力　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（　● 有償　○ 無償 ）
	● 工事用仮設物	構内につくることが　● できる　○ できない
	○ 足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。（ ○ 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。） ○ 本工事で設置とする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式 又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　（ ○　　種 ○　　種 ○　　種 ） ○ 外部足場　（ ○　　種 ○　　種 ○　　種 ○　　種 ）
	○ 建設副産物の処理等	1 共通事項 (1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含める１部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターへ発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体または建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（譲渡確認票等）を提出すること。 2 建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3 路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの に運搬し、処理するものとする。 4 建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 2) コンクリート塊(　t)は　片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 5)ガラスくず及び陶器くず(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 6)金属くず(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 7)廃プラスチック(　m3)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 8) 混合廃棄物(　m3)は　片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5 再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～ 年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1 利用先の確保 建設発生土情報交換システム(JACIC)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。 2 中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS:JACICシステム)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3 品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4 一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	● 埋め戻し・盛土	● 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
	● 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和3年版）」による。

章	項目	特記事項
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。 (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４． で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、（2）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
	● 設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない ・著作権　：　● 長岡町　○ 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	○ 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和４年１月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」と、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ○ 完成図面：○ 図面（A1版）見開き製本　サイズ　○ A2版　○ 2部 ○ 図面（A3版）見開き製本　○ A4版　○ 2部 ● 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　● 1部　○ 部 ○ 完成写真：○ キャビネ版　撮影箇所　○ 箇所　○ 1部 ○　○ 箇所　○ 部 ○ 保全に関する資料：―　○ 2部　○ 部 ○ 電子成果品：○ 電子納品による　○ 3部 ○ＣＡＤデータ（○JWWCAD ○AutoCAD　）を記録したCD-R　○ 1部
	○ 県内生産品	受注者は、「県内生産品使用状況調査書」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先　kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出する。
	○ 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。 説明板の大きさは約　　m2とする。
	○ 機材の承認図	機械設備工事機材承認図様式集(令和元年版)によるほか、監督職員との協議による。
	○ 総合調整	○ 本工事　○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定
	○ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	○ 容量等の表示	1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	○ 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 設置場所 ／ 機器種別 ／ ○ 特定の施設（重要機器 / 一般機器） ／ ○ 一般の施設（重要機器 / 一般機器） 上層階、屋上及び塔屋：機器 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0；防振支持の機器 2.0 / 2.0 / 2.0 / 1.5；水槽類 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階：機器 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6；防振支持の機器 1.5 / 1.5 / 1.5 / 1.0；水槽類 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 地階・１階：機器 1.0 / 0.6 / 0.6 / 0.4；防振支持の機器 1.0 / 1.0 / 1.0 / 0.6；水槽類 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類にはオイルタンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○ 給水機器（　　） ○ 排水機器（　　） ○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備 ○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

章	項目	特記事項
	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速（Vo=　m/s） 地表面粗度区分　（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ） ○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	○ 配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○ 呼び径６０Ｓ以上下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手。 ） ○ 呼び径７５Ｓ以上（　）
		(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）
		(3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要（　）
	○ 絶縁継手	「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
	○ 地中埋設標等	(1) 地中埋設標　○ 要（図示による。）　○ 不要
		(2) 埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）　○ 不要
	○ 保温	○ 別表－２　保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部（　○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む。））は ○ 防凍保温　○ 凍結防止ヒーター）を行う。 （対象機器：　）
		防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。
		○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　）を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。） ○　浴室（ユニットは除く）　○　脱衣室　○　○ ○ 屋内露出　（ ○ 実験室　○　○ ）の保温外装は（ ○ ﾌﾗｼﾎﾞﾗｽﾛｰﾙ　○　）とする。 ○ 合成樹脂製カバーは（ ○ １シートタイプ　○２ジャケットタイプ ）とする。
	○ 塗装、仕上げ	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外　○ トレンチ内　○ 指定色塗装　○　） ○ 屋内　○ 金属電線管　○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/㎡以上］　○ 指定色塗装　） ○ 屋内　○　○ 指定色塗装　○　）
	○ はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
	○ 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。
	○ 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	○ 吊り及び支持金物	（ ○ 槽内　○ 土間下配管　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。
	● 施工調査	● 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。 調査項目　● 既存資料調査 調査範囲　○ 図示　● 本工事影響範囲 調査方法　○ 図示　● 既存図及び現地確認
		○ はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査式埋設物調査を行い報告すること。 ○ 石綿含有分析調査　○
	○ 試験	既設配管を含む部分の試験　○ 要（　常圧による通水試験　）　○ 不要
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機種を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、全面探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	● 他工事との取り合い	【M-03図】　工事区分表による。
	○ 環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック,ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	○ 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する指置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	○ 安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全書査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	○ 保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 損保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額　請負代金全額 (3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	○ 施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、１年目及び２年目に関係者(教育総務課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課からの依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
	○ 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金（消費税込）が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	○ 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
	○ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 中間検査	1 通常工事時 中間検査を実施する　（　回数　回 、 実施時期　） 中間検査の範囲　（　）
		2 低入札価格調査制度調査対象工事時 千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)および中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが,給付の対象とはしない。
	○ 条件明示項目	○ 施工可能期間 月　日～　月　日　（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　）
	○ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月		図面名称	機械設備工事特記仕様書（1）	M-01

空気調和設備

項目	特記事項
○ 設計用温湿度	○ 下表による。　○（　　）の温度条件による。

	外気		屋内（調整目標）					
			一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	34.8℃	58.0％	26.0℃	50.0％	28.0℃	45.0％	℃	％
冬期	1.7℃	41.7％	22.0℃	40.0％	19.0℃	40.0％	℃	％

○ 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚（○ 3.2mm　○ 4.5mm）
○ ダクト	○ 低圧ダクト（○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト ） とする。 ○ 高圧Ⅰダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
● 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
○ チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔 ○ ）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔 ○ ）
○ 配管材料	(1) 冷温水管 ○ (2) 冷却水管 ○ (3) 油管 ○ (4) 蒸気管　給気管 ○ 還管 ○ (5) 高温水管 ○ (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ○ (7) ドレン管 ○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ耐火二層管ＦＤＶＰ (8) 冷媒管 ○ 冷媒用断熱材被覆銅管
○ 弁類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分） ） 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ○ 銅管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、 ○ 流量調整弁　○ 定流量弁　を設置する。
○ 温度計	取付け箇所は図示による。
○ 圧力計	取付け箇所は図示による。
○ 瞬間流量計	取付け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計（ ○ 固定型　○ 着脱型）はピトー管式とし、止水コック付とする。
○ 油面制御装置	制御盤には、（○ 給油ポンプ制御　○ 満油警報　○ 遠隔警報　○ 漏えい検知警報 ○ 返油ポンプ制御　○ 減油警報　○　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配線配管は製造者の標準仕様とする。
○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
○ 保温及び消音内貼り	○ 還りダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 外気ダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 の温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 温水管の項による。（エア抜き弁以降の配管は、除く） ○ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.5 の排水管の項による。 ○ 冷媒管の保温外装は別表一２による。

換気設備

● ダクト	● 低圧ダクト （ ○ コーナーボルト工法（長辺の長さが 1500 mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト ） とする。 ○ 高圧Ⅰダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
○ 風量測定口	取付箇所は図示による。
○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
○ 排気ダクトのシール	○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○ 厨房系統　○ 高圧2ダクトのシール　長方形ダクト　○ Ｎ＋Ａシール　○ Ｂシール 円形ダクト　○ Ａ、Ｂシール　○ Ｃシール
○ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
○ 保温	○ 全熱交換ユニット用の外気ダクト （ ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○　　） ○ 多湿箇所のダクトの保温要 （ ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○　　） ○（ ○ 厨房　○ 湯沸室　○　　）の保温要（保温の仕様及び範囲は図示による。）

排煙設備

○ ダクト	○ 亜鉛鉄板　○ 普通鋼板（厚1.6mm）
○ 排煙口の形式	○ 図示による。
○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	○ ワイヤー式　○ 電気式（ 遠隔操作　○ 不要　○ 要 ）
○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成28年度版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

自動制御設備

● 中央監視制御装置	○ 有り（ ○ 新設 ○ 既設 ） ○ 無し
○ システム構成・機能	図示による。
○ 電気計装用配線	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

衛生器具設備

○ 自動洗浄装置及びその組み込み	洗浄水量は４Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
小便器	○ 個別感知ﾌﾗｯｼｭ方式（一体型）　制御盤（ ○ 要　○ 不要 ）
○ 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
○ 標記板	○ 要　材質（ ○　　）（ ○ 大便器　○ 小便器 ）　○ 不要
○ 自動水栓の電源供給方式	○ ＡＣ電源　○ 自己発電　○
○ 衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、図示による。
○ 洋風便器	タンク式は６．５Ｌ/回以下とする。　○ 節水形フラッシュ弁とする。
○ 浴室ユニット	仕様は別図による。

給水設備

○ 配管材料	(1) 一般配管　○ 一般配管用ステンレス鋼鋼管(SUS)　○ 内外面塩ビライニング鋼管(SGP-VD) ○ 塩ビライニング鋼管(SGP-VB) (2) 地中埋設配管　○ 耐衝撃性ﾎﾞﾘ塩ビ管(HIVP)　○ 内外面塩ビライニング鋼管(SGP-VD) (3) 水道直結配管　○ 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、（ ○ 耐衝撃性ﾎﾞﾘ塩ビ管(HIVP) ）とし、他の部分は(1)による。
○ 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○ 量水器	○ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 （ ○ ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。） ○ 親メーター（ 貸与品 ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ） ○ 子メーター（ 買い取り ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ）
○ 量水器桝	○ 水道事業者指定品（ ○ 貸与品　○ 買取り ）　○ 標準図 MC 形
○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
○ 弁類	JIS 又は JV　○ 水道直結部分（ ○ 10K　○　　） ○ その他の部分（ ○ 5K　○　　）
	○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
○ 管の地中埋設深さ	○ 管の上端より原則として、一般敷地は（ 30 cm ）構内道路は（ 60 cm ）以上とする。
○ 水栓柱	○ 合成樹脂製　○ アルミニウム合金製　○ 人造石とぎ出し製　○ ステンレス製
○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（ ○ (a)　○ (b)　○ (c) ）による。
○ 引込納付金等	○ 要 （ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要

排水設備

○ 配管材料	(1) 屋内　汚水管　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ耐火二層管ＦＤＶＰ 雑排水管　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ耐火二層管ＦＤＶＰ 通気管　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ　○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ耐火二層管ＦＤＶＰ ポンプアップ排水管 ○ (2) 屋外　第一桝まで ○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ ○ 桝間 ○ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管ＶＰ、ＶＵ ○
○ 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
○ 満水試験継手	○ 標準仕様書第２編 2.4.8(f)による。　○ 図示の箇所に取り付ける。
○ インバート桝・ため桝	○ プラスチック桝（ ○ 標準図による。 ○　　） ○ コンクリート桝（ ○ 標準図による。 ○ 本図面の施工要領図による。 ○　　） ○
○ 放流納付金等	○ 要 （ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要

給湯設備

○ 配管材料	○
○ 弁類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分））
	○ ステンレス配管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 弁類	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 3.1.5表 2.3.5のｈ・（イ）・Ⅸとする。

消火設備

○ 配管材料	(1) 屋内消火栓　一般　○ 配管用炭素鋼鋼管（白）ＳＧＰ　○ 一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管（SUS） 地中　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管ＳＧＰ-ＶＳ (2) 連結送水管　一般　○ 地中　○ (3)　○ ○
○ 屋内消火栓種別	○ 易操作性１号消火栓　○ １号消火栓　○ ２号消火栓
○ 屋内消火栓開閉弁	○ １０ｋ
○ 保温	屋外露出配管は標準仕様書第２編 3.1.5 e2・(ﾊ)・Ⅷによる保温を行なう。
○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）（ ○ (a) ○ (b) ○ (c) ）による。
○ 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
○ 泡消火設備	別図による。

厨房設備

○ システム	○ ドライシステム　○
○ 厨房用熱源	図示による。
○ 機器の機能等	図示による。

ガス設備

○ ガス種別	○ 都市ガス　（供給者名 ：　　発熱量　　MJ/m3 (N) ） ○ 液化石油ガス
○ 配管材料	○ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　(1) 一般　○ 塩化ﾋﾞﾆﾙ被服鋼管（ｶﾗｰ鋼管） (2) 地中　○
○ 充てん容器	別途 （ ○ 50kg　○　　○　　） × 本
○ 集合装置	○ 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　本組。
○ 転倒防止等	○ 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）（ ○ (a) ○ (b) ）による。
○ メーター	○ 親メーター（貸与品）（ ○ 直読式　○ パルス式（パルス発信器は ○ 買い取り ） ○ 子メーター（買い取り）（ ○ 直読式　○ パルス式 ）
○ ガス漏れ警報器	○ 本工事（図示による）　○ 別途工事 外部警報端子（ ○ 無　○ 有 ）
○ 漏洩検知装置	○ 要　○ 不要
○ 電気防食	○ 要　○ 不要
○ 引込負担金等	○ 要（　○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
○ バルク貯槽	○ 横型　○ 竪型　（液化石油ガス貯蔵能力　　ｋｇ）

排水処理設備

○ 仕様等	別図による。
○ 設備方式	○ 排水再利用　○ 浄化槽　○ 厨房除害

雨水利用設備

○ 仕様等	別図による。

撤去工事

● 撤去内容	● 図示による。 ○
● 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
● 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
● 石綿含有品	石綿含有分析調査　● 本工事　○ 別途 撤去方法　● 図示による　○
● 発生材の処理	● 金属類 （ ● 機器類 ○ ダクト ● 配管 ○ その他金属類 ）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○　　）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 （ ○　　○　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途 ）とする。 ● 石綿含有産業廃棄物 （ ● 配管用成形保温材 ● フランジ用ガスケット ）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○ 別途 ）とする。 ● 上記以外のもの （ ● ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ● 廃ﾎﾞﾗｽﾁｯｸ、ｶﾞﾗｽくず、混合廃棄物）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○ 別途 ）とする。 ● 建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。
○ 冷媒（フロン類）の回収	○ 本工事　○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

その他

○ 上ガス対策	○ なし ○ あり （ ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他（　　） ） ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月		図面名称	機械設備工事特記仕様書（2）	M-02

別表－２
保温工事仕様

＊　適用する保温区分　（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。）

区分	項目	施工箇所	保温材 GW	保温材 RW	保温材 PSF	保温仕様	外装材 カラー	外装材 SUS	外装材 AL
給排水衛生設備配管	給水管		●	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋合成樹脂製カバー	—	—	—
給水管	排水管・通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	●	○	○		—	—	—
排水管（屋外露出、床下、暗渠内は除く。）（空調機等の排水管含む。）	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管		●	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	排水管・通気管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
通気管（屋外露出、床下、暗渠内は除く。）（排水管の分岐点より100mm以下の部分）	給水管		●	○	○	アルミガラスクロス化粧保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	排水管・通気管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中、床下	●	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
消火管（屋外露出部分のみ）	給水管・消火管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）	●	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●	○
	給湯管	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
給湯管（膨張管含む）	給水管	暗渠内(ピット内含む)	○	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒(GW) ロックウール保温筒(RW)				80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm			
		ポリスチレンフォーム保温筒(PSF)				80A以下：20mm、100A 以上：25mm			
給排水衛生設備機器 鋼製タンク 排気筒 貯湯タンク	鋼製タンク	屋内	○	○	○	鋲(PSFの場合鋲又は接着剤)＋保温板(厚さ25mm)＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	貯湯タンク	屋内	○	○	—	鋲＋保温板(厚さ25mm)＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	排気筒	隠ぺい箇所	—	○	—	保温帯(厚さ50mm)＋鉄線＋アルミガラスクロス＋金網	—	—	—
空気調和設備配管 温水管（膨張管含む） 蒸気管（低圧(0.1MPa未満)の蒸気）	温水管	屋内露出(一般居室、廊下)	○	○	—	保温筒＋鉄線＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	蒸気管		○	○	—		—	—	—
	温水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	—	保温筒＋鉄線＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—		—	—	—
	温水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	蒸気管		○	○	—		—	—	—
	温水管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	蒸気管		○	○	—		○	○	○
	温水管	暗渠内(ピット内含む)	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒(GW) ロックウール保温筒(RW)				温水管 80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm 蒸気管 25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A 以上：40mm			
冷水管 冷温水管（膨張管含む） 冷媒管 ブライン管	冷水管	屋内露出(一般居室、廊下)	○	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	冷温水管		●	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		●	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○	保温筒＋粘着テープ＋ポリエチレンフィルム＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷水管（水温度2～4℃）		—	—	○		—	—	—
	冷水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		●	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管（水温度2～4℃）	天井内、パイプシャフト内	—	—	○		—	—	—
	冷水管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●	○
	冷温水管		●	○	○		○	○	○
	冷媒管		○	○	—		○	○	○
	ブライン管		—	—	○		○	○	○
	冷水管	暗渠内(ピット内含む)	○	○	○	保温筒＋鉄線(PSFの場合粘着テープ)＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒(GW) ロックウール保温筒(RW)				25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
		ポリスチレンフォーム保温筒(PSF) 冷水管・冷温水管				25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
		ポリスチレンフォーム保温筒(PSF) 冷水管(水温度2～4℃)				20A以下：30mm、25A～100A：40mm、125A 以上：50mm			
		ポリスチレンフォーム保温筒(PSF) ブライン管				25A以下：40mm、25A～ 80A：50mm、100A 以上：65mm			
冷媒管（断熱材被覆銅管）	ガス管保温厚	10mm以上（冷媒専用で圧縮機が屋内の場合） 20mm以上				液管保温厚 10mm以上（ただし、9.52mm以下は8mm）			
	外装材	屋内露出(一般居室、廊下)	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○ 製 ）						
		機械室、書庫、倉庫	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○ 製 ）						
		屋外露出	○ ステンレス鋼板　○ ○ 保温化粧ケース（ ○ 樹脂製　○ 製 ）						
空気調和設備機器 冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク 冷水タンク 温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 温水タンク 熱交換器 膨張タンク	冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク	屋内	●	○	○	鋲(PSFの場合鋲又は接着剤)＋保温板(厚さ50mm)＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	●	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 温水タンク 熱交換器	屋内	○	○	—	鋲＋保温板(厚さ50mm)＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	膨張タンク	屋内	●	○	—	鋲＋保温板(厚さ25mm)＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
空気調和設備ダクト	長方形ダクト（全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出(一般居室、廊下)	○	○	—	鋲＋保温板(厚さ50mm)＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	●	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板(厚さ25mm)＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	鋲＋保温板(厚さ50mm)＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
	スパイラルダクト（全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出(一般居室、廊下)	○	○	—	保温板(厚さ50mm)＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温板(厚さ25mm)＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温板(厚さ50mm)＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
消音内張り	サブライチャンバー		●	○	—	鋲＋保温板(厚さ50mm)＋ガラスクロス＋鋼きっ甲金網	—	—	—
	消音チャンバー・消音エルボ		○	○	—	鋲＋保温板(厚さ25mm)＋ガラスクロス	—	—	—
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	○	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板(厚さ25mm)＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
	円形・	屋内隠ぺい	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温帯(厚さ25mm)＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
煙道	長方形		—	○	—	ブランケット(厚さ75mm)＋鉄線＋外装材	○	○	—
	円形・		—	○	—		○	○	—

※ 凡例　保温材　GW：グラスウール保温材　RW：ロックウール保温材　PSF：ポリスチレンホーム保温材
外装材　カラー：カラー亜鉛鉄板　SUS：ステンレス鋼板　AL：溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
※ 不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第15項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より 1m 以上はロックウール保温材を使用すること
※ 配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

別表－３
工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械	
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	⊙	・	・	・
		スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)、風道	鉄筋補強	⊙	・	・	・
	埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み	補強とも	⊙	・	・	・
		補強のない場合	・	⊙	⊙	・
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		⊙	⊙	⊙	・
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		⊙	・	・	・
基礎	屋内 配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
	屋内 受水槽、サービスタンク	上記以外	・	⊙	⊙	・
	屋外 配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	・	⊙	⊙	・
	屋外 受水槽、消火水槽	無筋基礎	・	・	・	・
	屋上 テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
	屋上 高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	・	⊙	⊙	・
	架台、アンカーボルト		・	⊙	⊙	・
			・	・	・	・
点検口	床、天井、壁		⊙	・	・	・
			・	・	・	・
	配線ピット、トレンチピット		⊙	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
配管配線	機器付属の制御盤　(接地とも)	一次側	・	⊙	・	・
		二次側	⊙	⊙	⊙	・
	制御盤と動力盤の間　(接地とも)	電源供給	・	⊙	・	・
		操作　配管	・	・	・	・
		回路　配線(　)	・	・	・	・
	天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇　(接地とも)	電源供給	・	⊙	・	・
		操作　配管	・	・	・	・
		回路　配線(　)	・	・	・	・
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		・	・	・	・
防油堤			⊙	・	・	・
インサート、吊りボルト			⊙	⊙	⊙	・
換気扇枠			・	・	・	・
外部取り付けガラリ(ダクト、チャンバー接続用フランジを含む)			⊙	・	・	・

別表－１

機材等	

冷媒配管支持要領

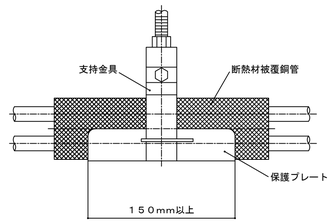

土間下配管詳細図

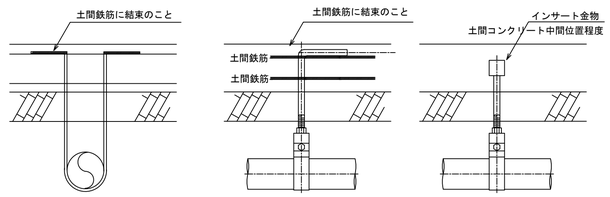

土間下地中配管は、9φ鉄筋（タールエポキシ塗り）にて、U字型支持のこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。棒鋼を土間鉄筋に結束する場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。棒鋼を土間鉄筋に仮止めする場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

凡　例

図示記号	名称	仕様	
HIVP	給水管　(埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742
SU	〃　(露出)	ー般配管用ステンレス鋼鋼管	JIS G 3448,3459
SU	給湯管	給湯配管用ステンレス鋼鋼管	JIS G 3448
VP VU	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	JISK6741
FDVP	〃　(２Ｆ以上)	硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（ＶＰ）	
DVLP	〃　(２Ｆ以上)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042
FDVP	通気管　(２Ｆ以上)	硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（ＶＰ）	
VP	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	JISK6741
SGP-VS	消火管　(埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP041
SU	〃　(屋内)	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JISG3452
R	冷媒配管	冷媒配管用被覆銅管（液管、ガス管共）	JCDA 0009
FDVP	ドレン配管	硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（ＶＰ）	
SGP-VG	ガス配管	ガス事業者指定による。	
GV	仕切弁	JISSK・JIS10K	
CV	逆止弁	JIS10K（衝撃吸収式逆止弁）	
FJ	フレキシブルジョイント	SUS製	
	防振継手	ゴム製　3山	
	弁筐、弁桝		
T14AA	流し排水金物		
T5A	床排水金物		
COA COB	床上掃除口		
D	排水目皿		
	通気金物	アルミ合金製	
	塩ビ製小口径桝	小口径パイプインパート桝、	
	塩ビ製小口径桝	小口径ため桝（バケット付）	
	ため桝	千葉県型又は東京都ＣＤ型　改良桝	
	インバート桝	〃	
	既設排水桝	改良桝（鋳鉄蓋、コンクリート蓋）	
	既設排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	
	既設水道管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	
	既設給水管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	
	既設排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	
	既設消火管	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	
	地中埋設標	鉄製	
	地中埋設標	コンクリート製	

インバート桝 施工要領図　S-1 ・ S-2

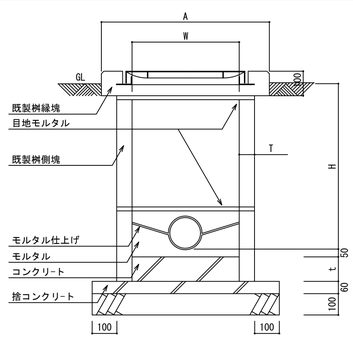

深さ / 寸法	H=600以下 S-1	H=600超 S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
t	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。（鎖付き、汚水マーク入り）
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 既製桝側塊,縁塊は、ズレを防止する構造とする。

ため桝 施工要領図　R-1 ・ R-2

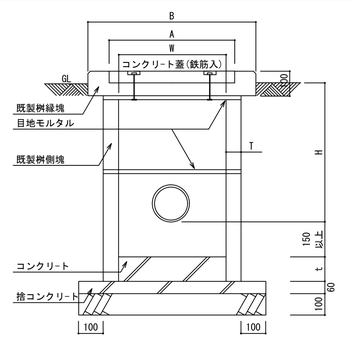

深さ / 寸法	H=600以下 R-1	H=600超 R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
t	100	120

1. コンクリート蓋は、既製桝用とし、鉄筋入とする。
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 鋳鉄蓋を使用する場合は汚水桝に準ずる。

桝蓋仕様

名称	記号	実内径	受枠	安全荷重	備考
防臭中耐蓋	MHA-45	450φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600φ	710	5000kg以上	

桝標準構成表

W	H	側塊 150H	側塊 300H	側塊 450H	側塊 600H	既製縁塊
450	250 ～ 400				1	1
450	400 ～ 550	1			1	1
450	560 ～ 700		1		1	1
450	710 ～ 850			1	1	1
600	530 ～ 680		1		1	1
600	690 ～ 830	1	1		1	1
600	840 ～ 980				2	1
600	990 ～ 1130	1			2	1
600	1140 ～ 1280		1		2	1
600	1290 ～ 1430	1	1		2	1

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月		旧長南町役場庁舎解体工事	M-０３
		図面名称 機械設備工事特記仕様書（3）	

小湊鐵道 長南営業所

長南町中央公民館

長南町郷土資料館

新庁舎棟

庁舎分館

車庫

既存庁舎撤去（一部残置）
（撤去対象1階平面図参照）

野球場

長南町ガス供給所

千葉県茂原警察署
長南駐在所

長南町役場

慰霊塔

消火ポンプ室

変電設備

既設浄化槽

既設ポンプ小屋

既設キュービクル

既設受水槽

既設排水桝に接続放流

既設汚水管(150A)

既設ガス管
既設ガス管（合流50PLP）
既設汚水管（150VP）
既設水道管（50SGP-VB）

既設ガス管（80PLP）撤去
既設汚水管（65SGP-VB）撤去
既設汚水管（150VP）撤去

（既設ガス事業所用給水管）20A

（既設ガス管）150PLP, 50PLP, 200PLP, 200PLP

（既設ガス事業所用給水管）20A

（既設給食調理場用給水管）

（既設中央公民館用給水管）40A

（既設ガス管100PLP，合流100A）

（既設駐在所用給水管）13A

65HIVP, 50PE, 50HIVP

65HIVP, 50PE, 50HIVP

隣地境界線 17.17
隣地境界線 56.75
隣地境界線 26.48
隣地境界線 14.83
隣地境界線 27.16
隣地境界線 16.34
隣地境界線 10.08
隣地境界線 33.47
隣地境界線 30.22
隣地境界線 76.60
隣地境界線 24.92
隣地境界線 29.24
隣地境界線 10.37
隣地境界線 13.34
隣地境界線 39.16
隣地境界線 7.12

34,700
1,150
6,000
4,500
22,500

R12
R13
R4
200VU
150VU

S14
S15
S16
S17
S18
S19
S21
S22
S23

14-11937
14-11938
14-11939
14-11940
14-11940K
14-25918
14-25799
14-25798
14-25797
14-25797K
14-25796K
14-25602
14-25098
14-21188K
14-25600A
14-25600K
14-21189K
14-25601
14-25597
14-25604
14-25605
14-25606
14-25607
14-25608
14-25609
14-25610
14-25611
14-25612
14-25613
14-25614
14-25615
14-25616
14-25617
14-25618
14-25619
14-25620
14-25621
14-25622
14-25623
14-25624
14-25625
14-25626
14-25627
14-25628
14-25629
14-25630
14-25631
14-25632
14-25633
14-25634
14-25635
14-25636
14-25637
14-25638
14-25639
14-25640
14-25641
14-25642
14-25643

機器表

記号	名称	仕様		備考
CW	吸収式冷温水機	冷房能力 272 160 kcal/h　暖房能力 237 780 kcal/h　ガス消費量 286 480 kcal/h　冷温水循環水量 824.7 ℓ/min（冷水出口温度 7℃ 温度差 5.5℃ 温水出口温度 55℃ 温度差 4.8℃）	1	CH-G90
		冷却水循環水量 1416.5 ℓ/min　電源 3φ200V 冷房時 29 kW 暖房時 21.1 kW 重量 4050 kg　振動スイッチ付　（コンクリート基礎共）		
CT	冷却塔	冷却能力 509 940 kcal/h　冷却水循環水量 1416.5 ℓ/min（入口温度 38 ℃ 出口温度 32 ℃）　補給水量 23.2～51.6 ℓ　里取水量 2000 kg　騒音値 60 phon	1	CB-G90L
		消費電力 3φ200V 1.1 kW×3　　コンクリート基礎共		
AHU 1	エアハンドリングユニット	直立形　冷房能力 190 000 kcal/h　暖房能力 165 800 kcal/h　冷温水循環水量 576 ℓ/min（冷水温度 7℃ 温度差 5.5℃ 温水温度 55℃ 温度差 4.8 ℃）	1	FCV-540
		コイル 正面積 3.605 m² × 38 段 × 2530 mm　フィンピッチ 3.5 mm　送風機 4φ 34 370 m³/h × 63.4 mmAq × 3φ200V 18 kW		
		加湿器　高圧スプレー式　噴霧量 50 ℓ/hr　加湿量 20～25 ℓ/hr　里取圧力 3～4 kg/cm²　1φ200V 40W　消費電圧 80VA × 2台　　コンクリート基礎共		
AHU 2	エアハンドリングユニット	直立形　冷房能力 72 600 kcal/h　暖房能力 48 160 kcal/h　冷温水循環水量 220 ℓ/min（冷水温度 7℃ 温度差 5.5℃ 温水温度 55℃ 温度差 4.8 ℃）	1	FCV-210
		コイル 正面積 1.386 m² × 28 段 × 1320 mm　フィンピッチ 3.5 mm　送風機 3φ × 12 150 m³/h × 31.9 mmAq × 3φ200V 3.7 kW		
		加湿器　高圧スプレー式　噴霧量 50 ℓ/hr　加湿量 20～25 ℓ/hr　里取圧力 3～4 kg/cm²　1φ200V 40W　消費電圧 80VA　　コンクリート基礎共		
CHP	冷温水ポンプ	（うず巻）　80×65×800 ℓ/min×19 m×3φ200V 3.7 kW　　コンクリート基礎共	1	GI-80×65S-2M3.7
CWP	冷却水ポンプ	（うず巻）　100×80×1600 ℓ/min×20.5 m×3φ200V 7.5 kW　　コンクリート基礎及、ポンプ小屋共	1	GI-100×80S-2M7.5
	往ヘッダー	配管用炭素鋼管 200A×2300 ℓ　ダクタイル 100A×2, 65A×50A, 20A×2, 32A（排水）　使用温度 55℃以下　架台 コンクリート基礎共	1	
	戻ヘッダー	配管用炭素鋼管 200A×2300 ℓ　ダクタイル 100A×2, 65A×50A, 25A, 20A×2, 32A（排水）　使用温度 55℃以下　架台 コンクリート基礎共	1	

（特記事項）

- 冷温水、冷却水配管撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
- フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
- 機器類は、全て撤去処分とする。
- 既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。
- 冷温水発生機及び冷却塔の処分は、製造メイカー引取り処分とする。

系統図

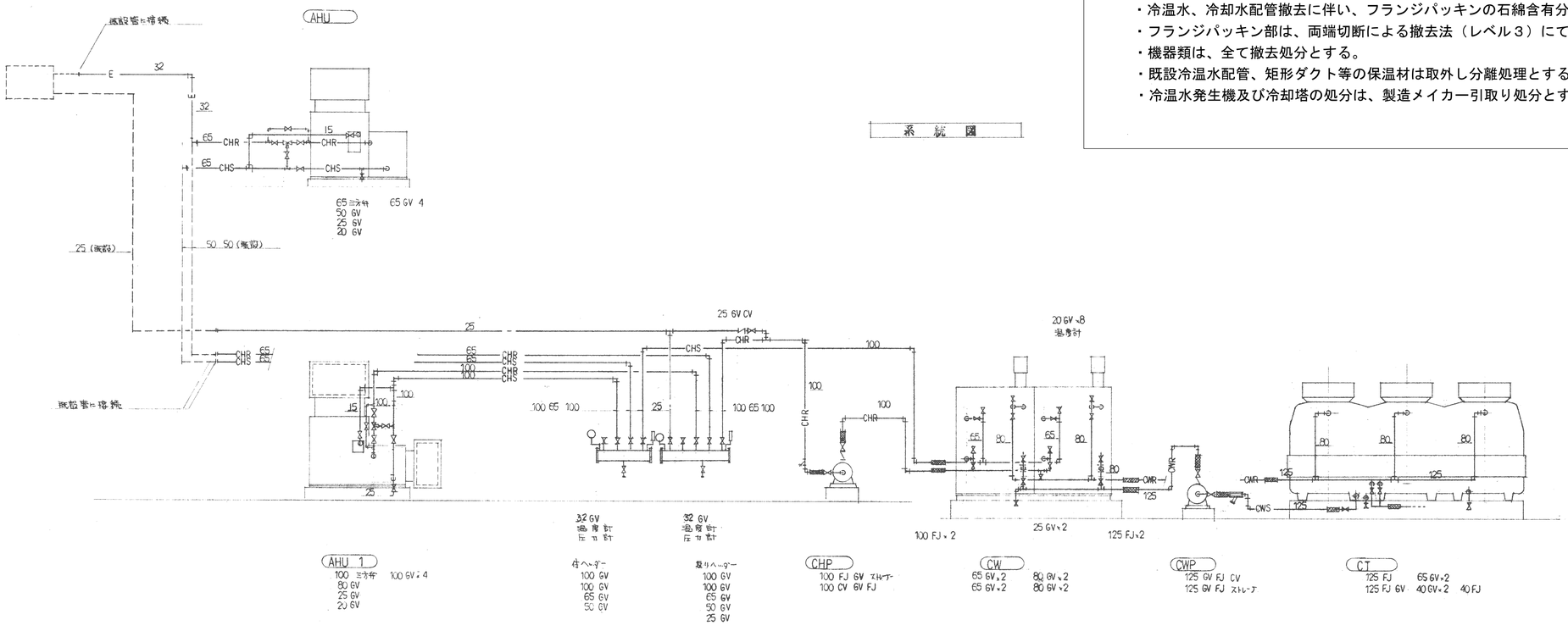

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
		令和　5年　3月	A1　－ A3　－	図面名称	空調換気設備　配管系統図、機器表	M－05

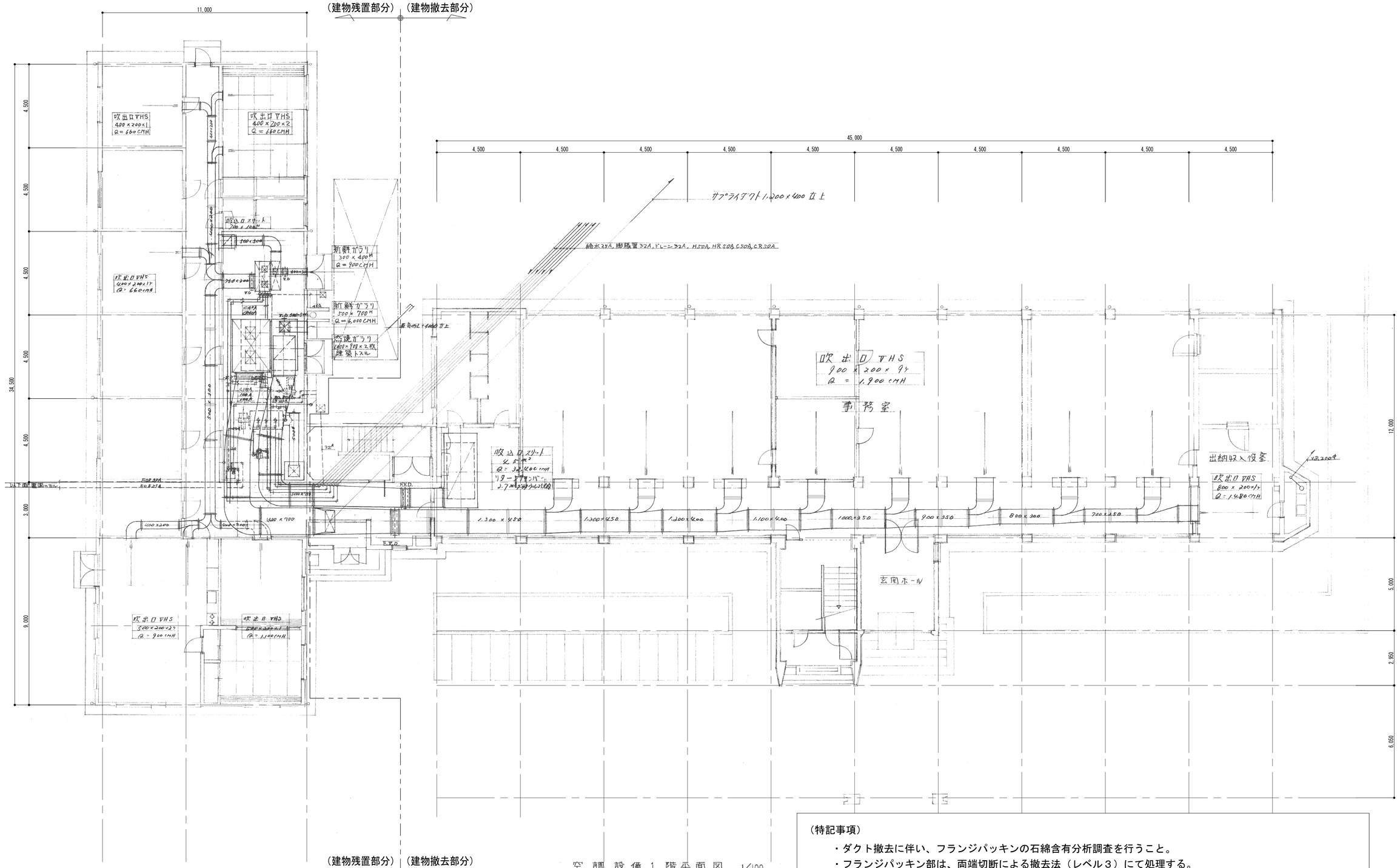

空調設備 1 階平面図　1/100

（特記事項）

・ダクト撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
・フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
・制気口は全て撤去処分とする。
・既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。
・建物残置部分内のダクト類及び配管類は、土間配管以外全て撤去処分とする。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	図面名称	空調換気設備　1階平面図	M－06

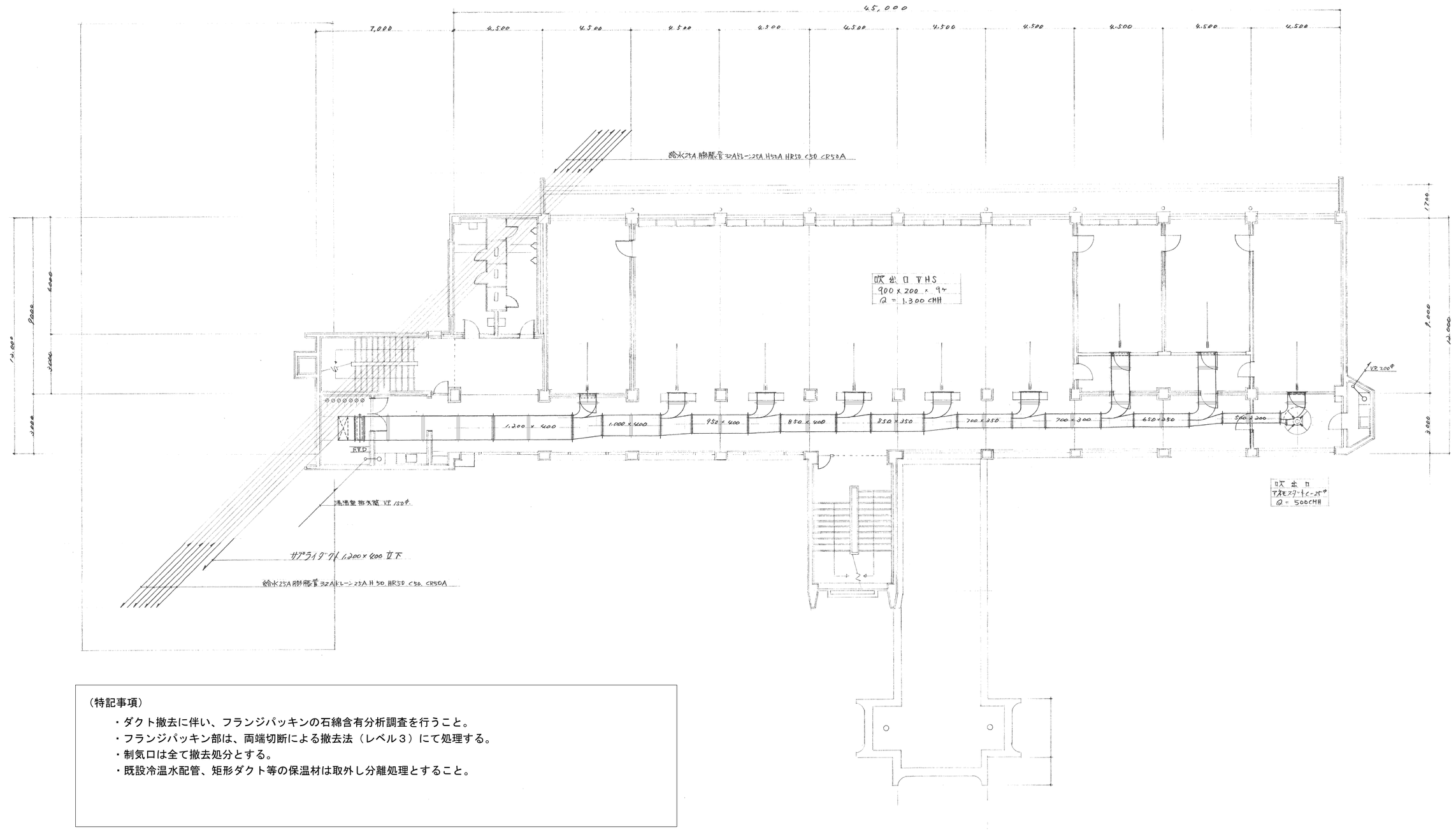

（特記事項）

・ダクト撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
・フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
・制気口は全て撤去処分とする。
・既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。

空調設備２階平面図　1/100

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M－07
		図面名称 空調換気設備　２階平面図	

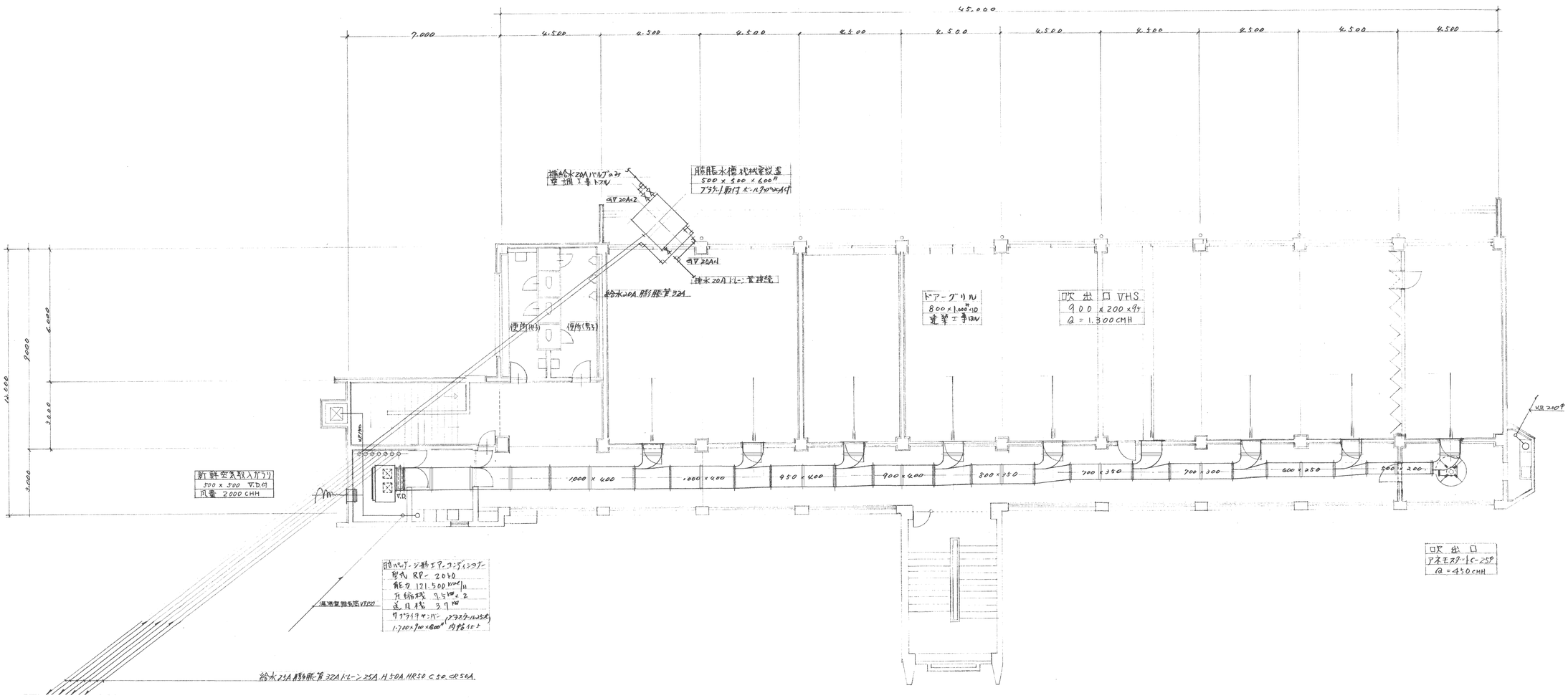

空調設備 3 階平面図 1/100

（特記事項）

・ダクト撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
・フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
・制気口は全て撤去処分とする。
・既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M－０８
		図面名称 空調換気設備 ３階平面図	

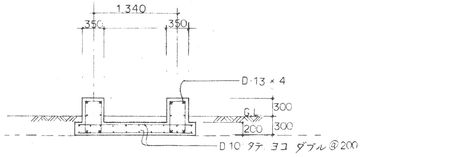

コンクリート基礎（移設冷却塔用）L=4800とする
アンカーボルトはステンレス製とする

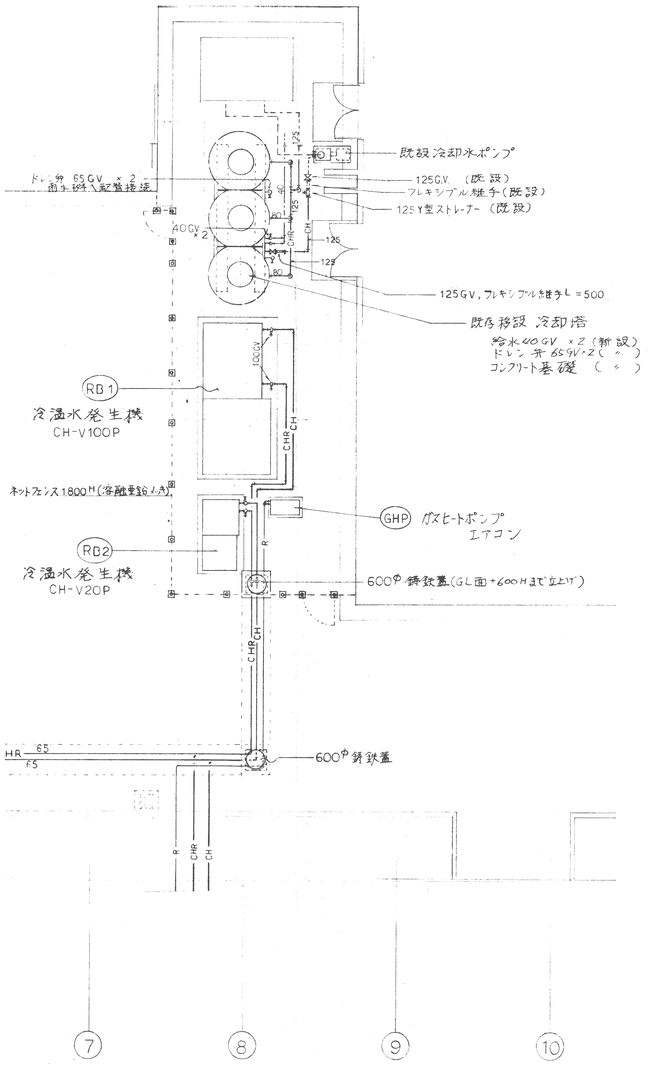

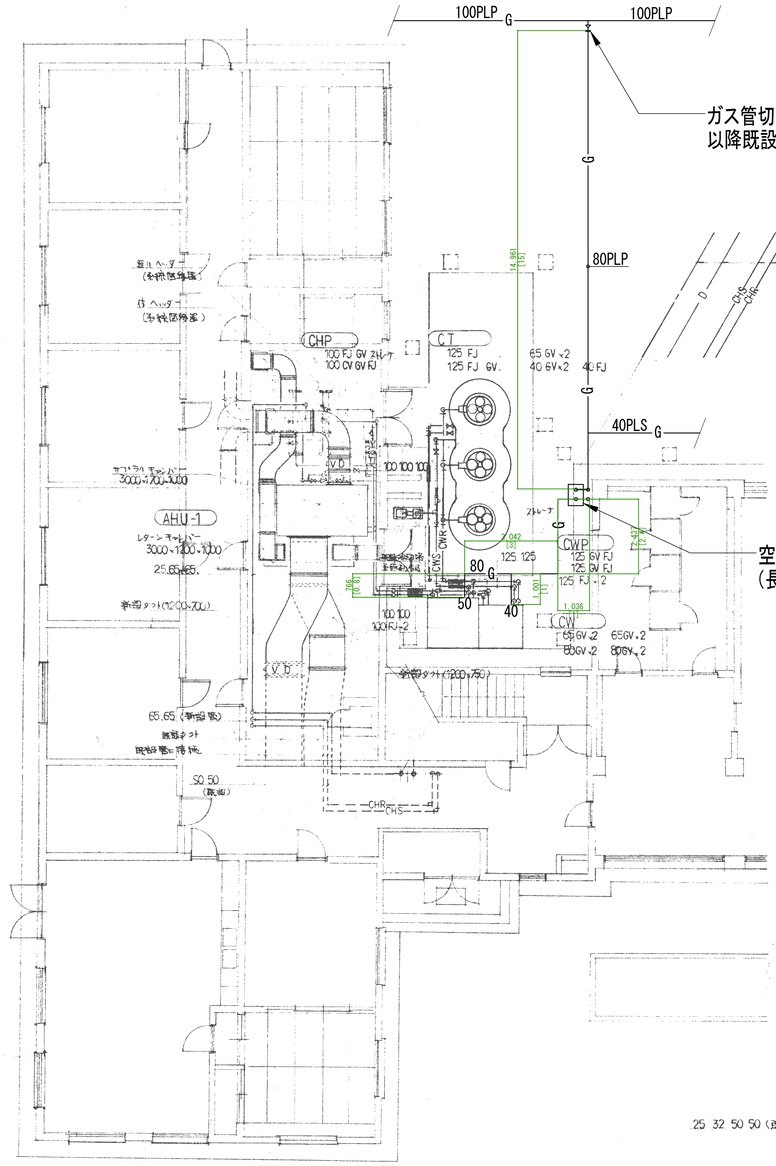

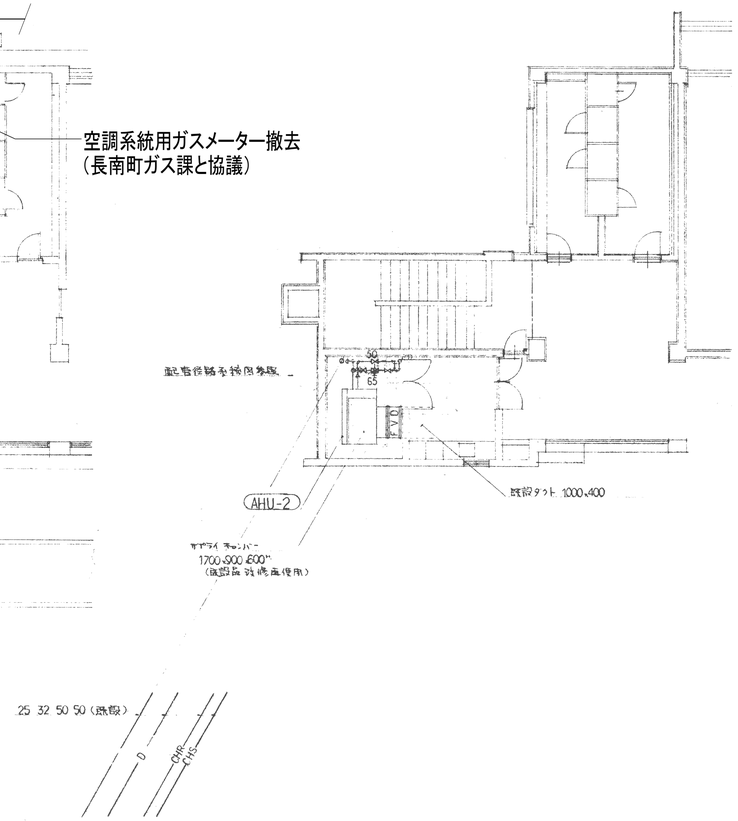

1 階 平 面 図 S=1:100

3 階 平 面 図 S=1:100

（特記事項）

- 冷温水、冷却水配管撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
- フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
- 機器類は、全て撤去処分とする。
- 既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。
- 冷温水発生機及び冷却塔の処分は、製造メイカー引取り処分とする。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M－09
		図面名称 空調換気設備　機械室廻り平面図	

（特記事項）

・冷温水、冷却水配管撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
・ダクト撤去に伴い、フランジパッキンの石綿含有分析調査を行うこと。
・フランジパッキン部は、両端切断による撤去法（レベル３）にて処理する。
・機器類は、全て撤去処分とする。
・既設冷温水配管、矩形ダクト等の保温材は取外し分離処理とすること。
・既設雨水配管エルボ部分の保温材は石綿含有分析調査を行い、適切に処理すること。

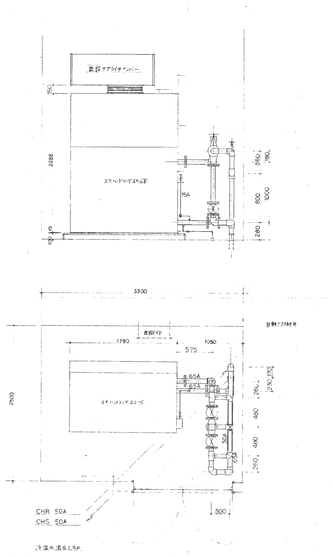

３階機械室詳細図
（空調機器及び配管類撤去処分）

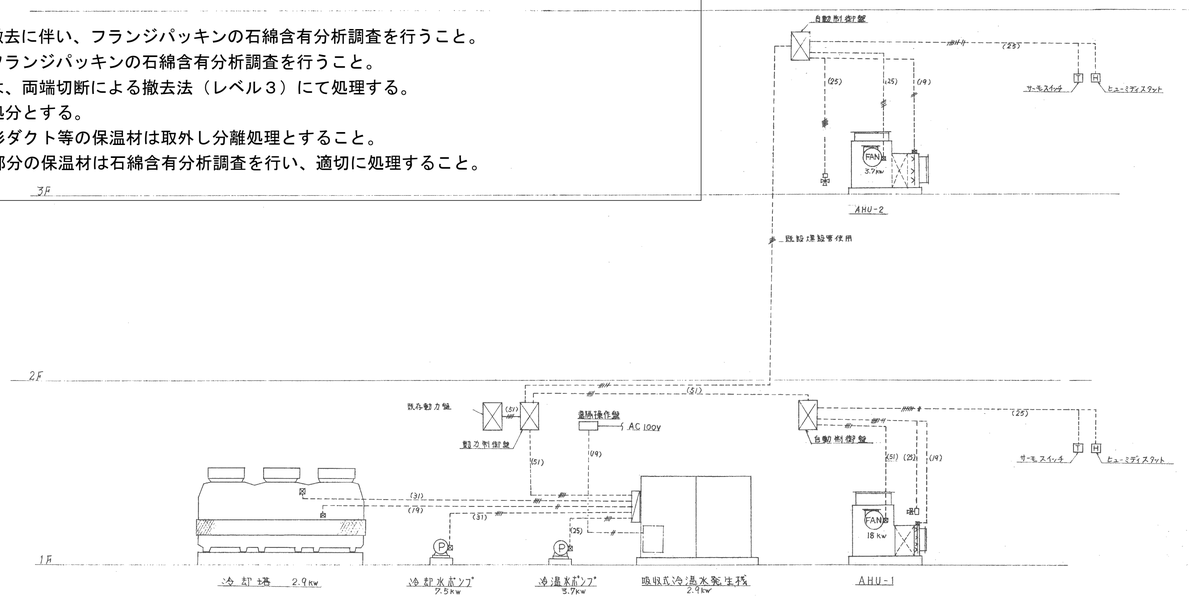

計装工事系統図
（自動制御機器及び配管配線類撤去処分）

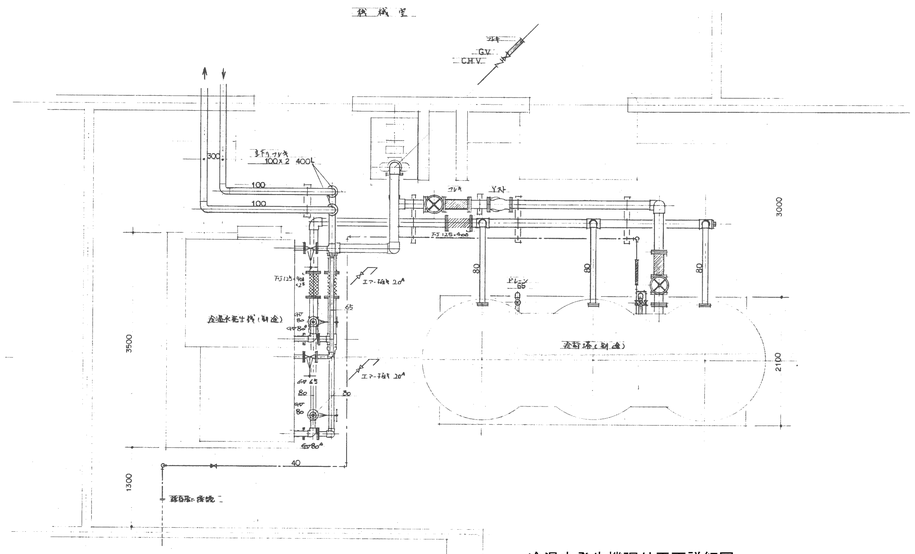

冷温水発生機廻り平面詳細図
（機器及び配管類撤去処分）

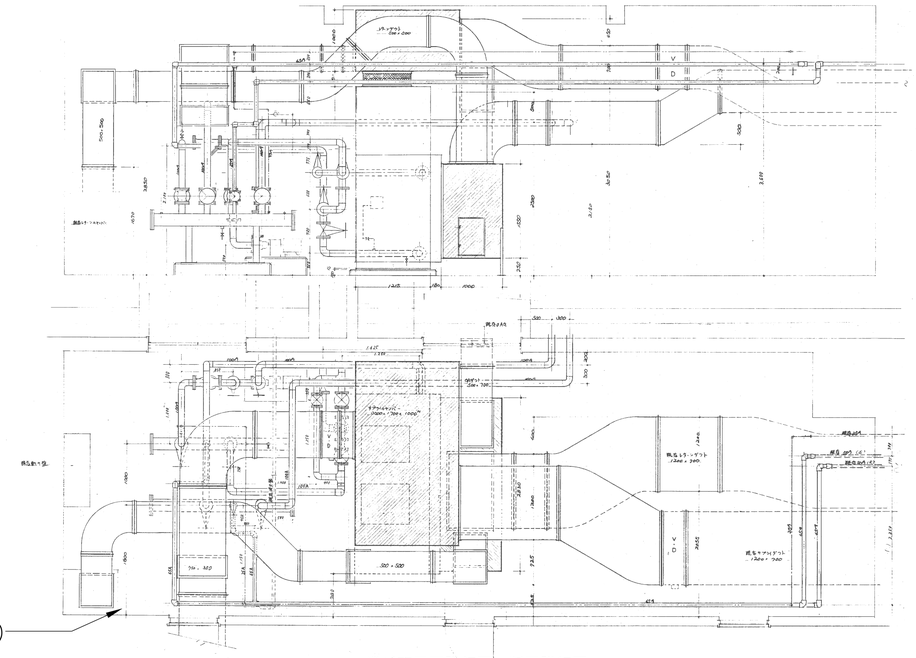

既設雨水配管(保温材石綿分析調査)

機械室平面詳細図・断面詳細図
（機器、配管及びダクト類撤去処分）

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:50 A3　1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	M－１０
		図面名称 空調換気設備　機械室詳細図	

（残置部分）（撤去部分）

（特記事項）

・建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
・配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
・便所内衛生器具類撤去、排水金物、床上掃除口等全て撤去処分とする。
・その他、各室の洗面器、水栓類、瞬間湯沸器等全て撤去処分とする。

浴室内洗面器,水栓,露出配管全て撤去処分

機械室内湯沸器及び露出配管類全て撤去処分

既設浄化槽用数突配管撤去処分

職員食堂内湯沸器,洗面器類全て撤去処分

大便器　VC317　（和風大便器：１組、洋風大便器：２組）
小便器　VU320　（ストール形小便器感知FV：３組）
洗面器　VL630　水栓1ヶ
掃除用流シ　VS110　排水金物,Sトラップ
ハイタンク　VT230
化粧棚　陶製
化粧鏡　363×455×5

電話交換機室　会議室　物品倉庫　浴室　洗面所　タイプ・印刷室　女子更衣室　機械・ボイラー室　男子更衣室　倉庫　第2階段　物品資料室　職員玄関　休憩室　職員食堂　宿直室　事務室　相談室（2）　相談室（1）　町民ホール　客溜り　第一階段室　玄関ホール　書庫　金庫　会計課　瞬間湯沸器5号

各機器ヶ配管ハ完全ニ接続フシ使用出来ル様ニスルコト

1階給排水設備図　1/100

（残置部分）（撤去部分）

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 給排水衛生設備　1階平面図	図面番号 M－11

（特記事項）

・建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
・配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
・便所内衛生器具類撤去、排水金物、床上掃除口等全て撤去処分とする。
・その他、各室の洗面器、水栓類、瞬間湯沸器等全て撤去処分とする。

大便器	VC317	（和風大便器：３組）
小便器	VU320	（ストール形小便器感知FV：３組）
洗面器	VL630	水栓1ヶ
清掃用流シ	VS110	排水金物ハSトラップ
ハイタンク	VT230	
化粧棚	陶製	
化粧鏡	343×455×5	

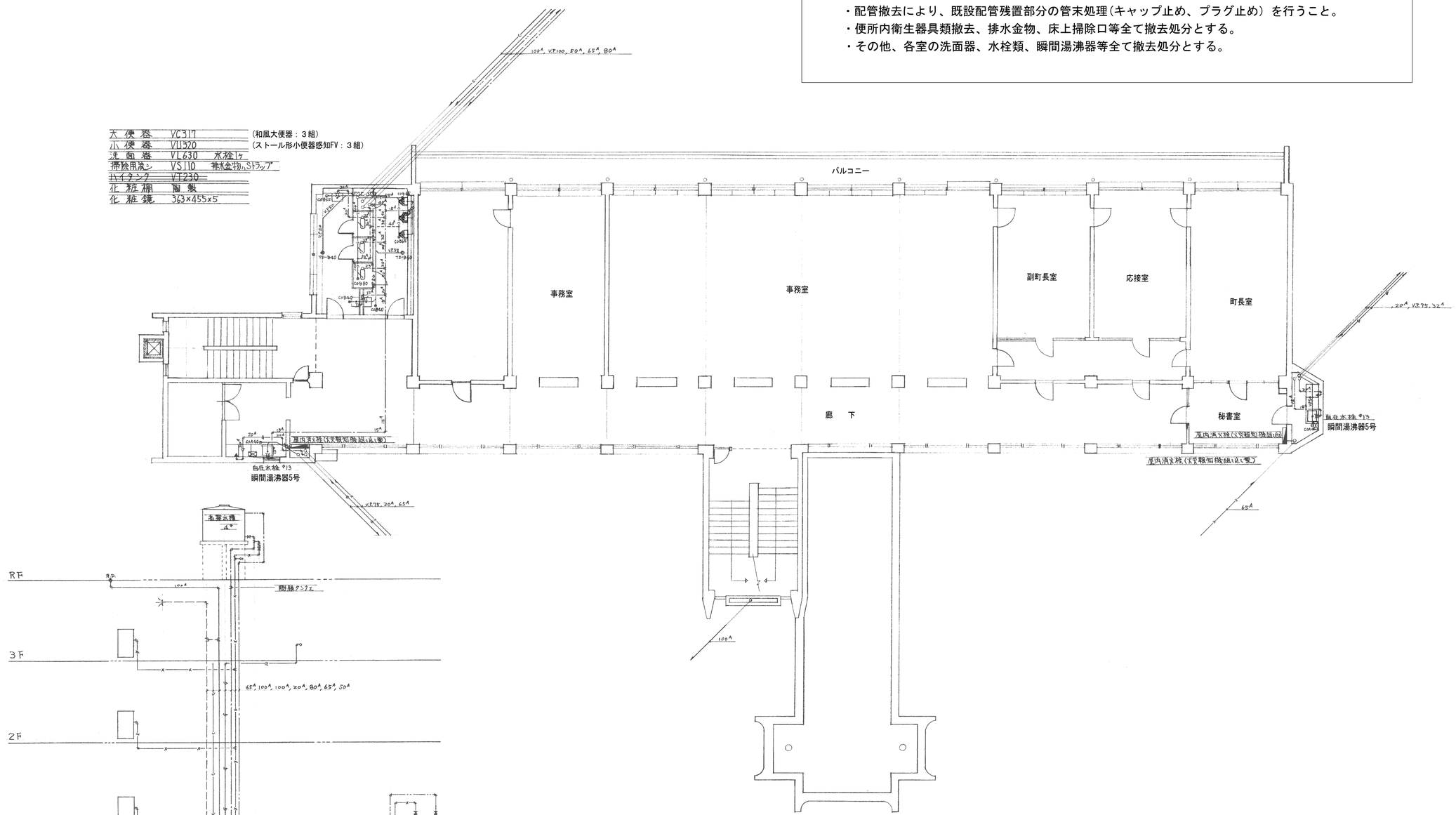

2階給排水設備図　1/100

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M－１２
		図面名称 給排水衛生設備　２階平面図	

（特記事項）

・建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
・配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
・便所内衛生器具類撤去、排水金物、床上掃除口等全て撤去処分とする。
・その他、各室の洗面器、水栓類、瞬間湯沸器等全て撤去処分とする。

大便器	VC317	（和風大便器：１組、洋風大便器：２組）
小便器	VU320	（ストール形小便器感知FV：３組）
洗面器	VL630	水栓1ヶ
掃除用流し	VS110	排水金物ふSトラップ
ハイタンク	VT230	
化粧棚	陶製	
化粧鏡	363×455×5	

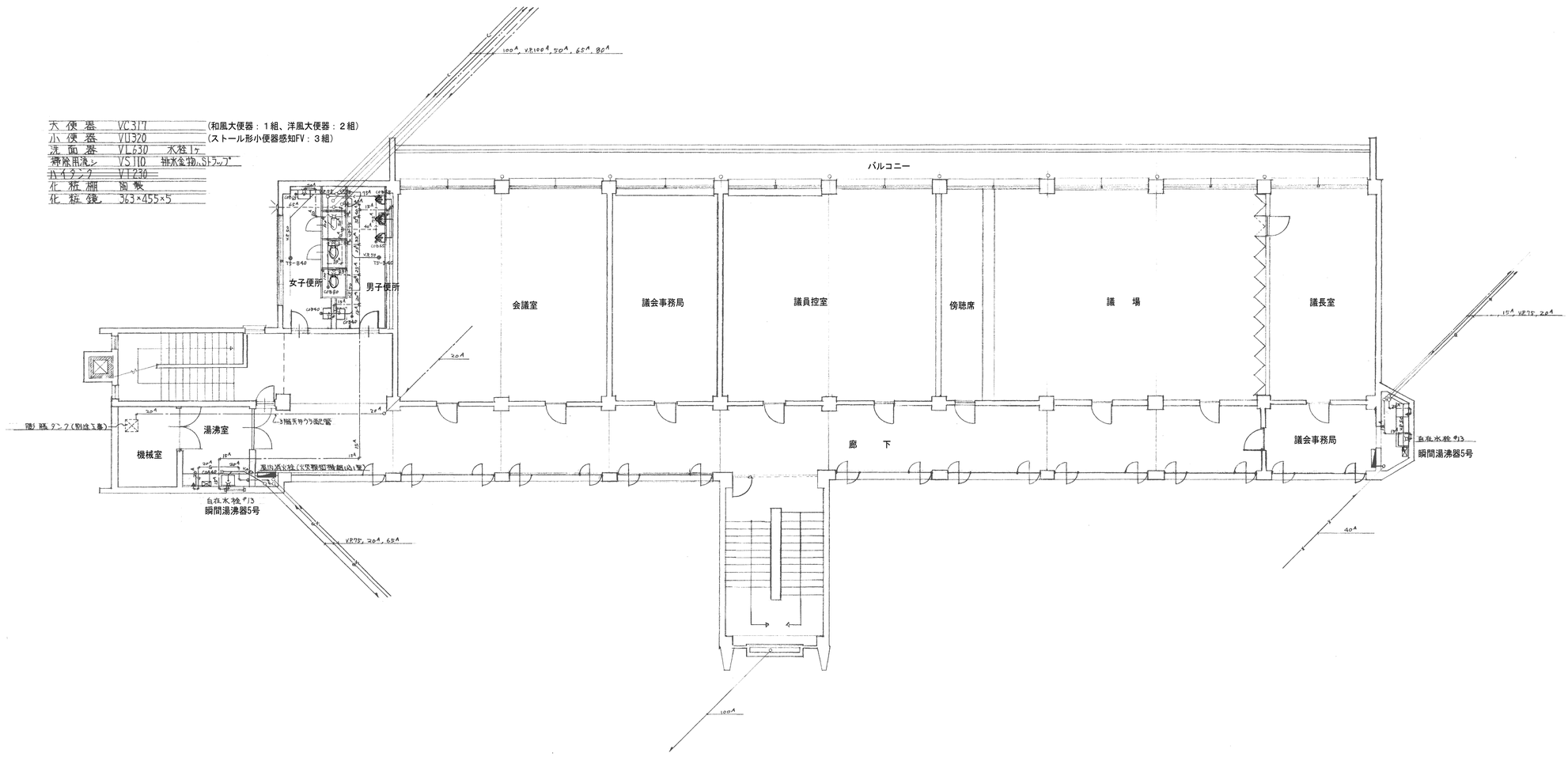

3 階給排水設備図　1/100

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事
		令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	図面名称	給排水衛生設備　３階平面図
				図面番号	M－１３

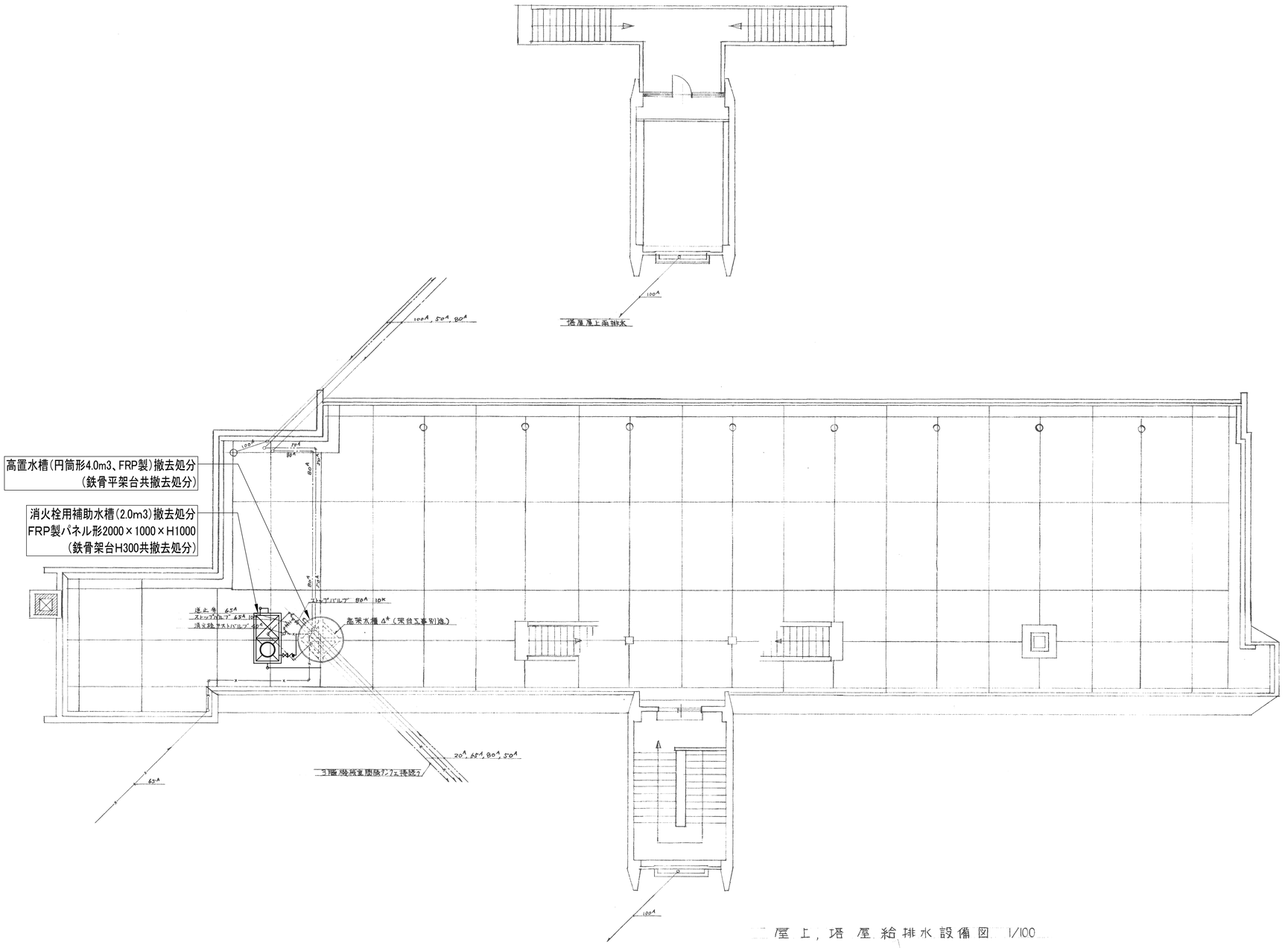

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所			日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1:100 A3　1:200	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 給排水衛生設備　屋上平面図	図面番号 M－１４

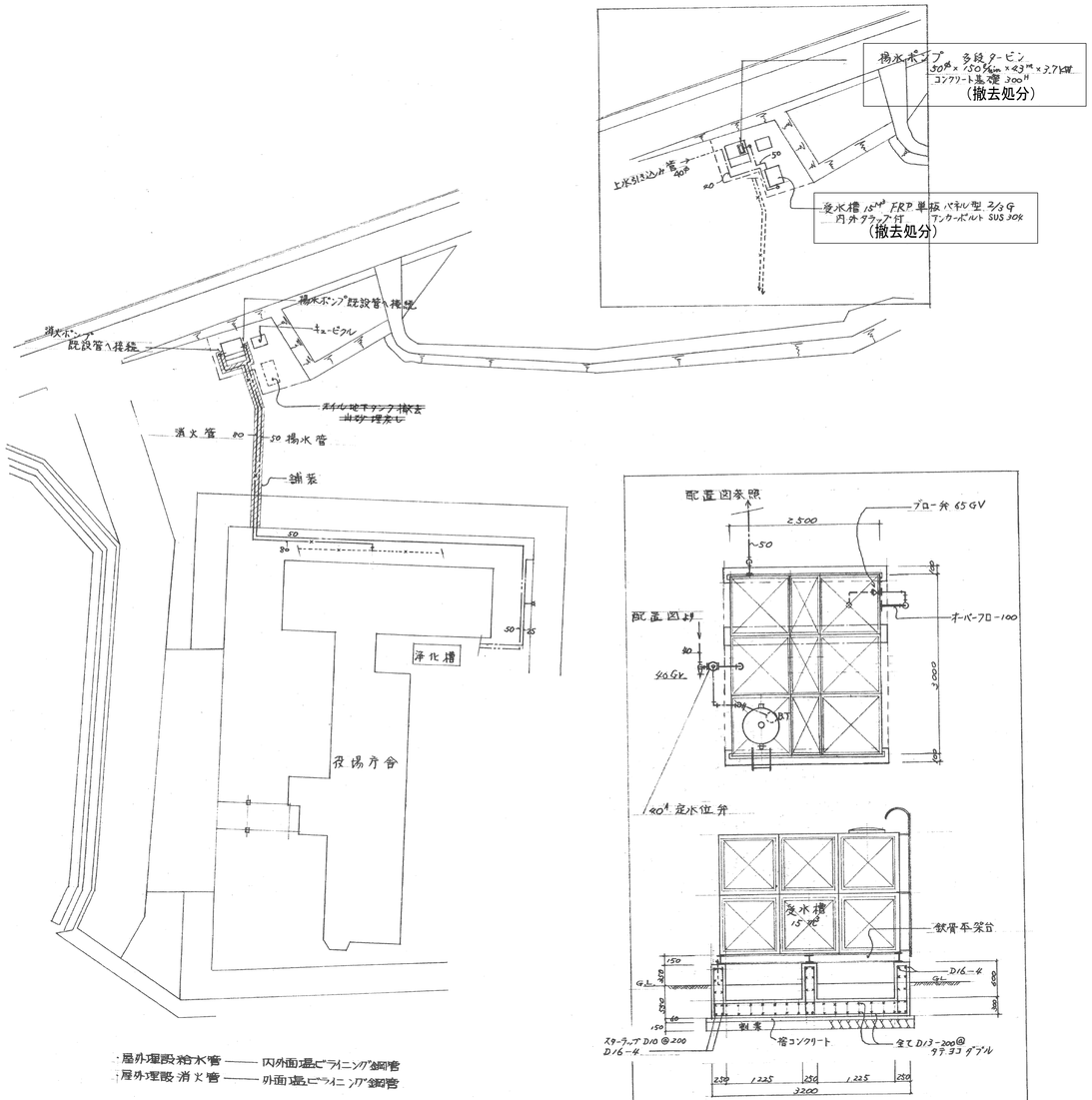

配　置　図　S　1：500

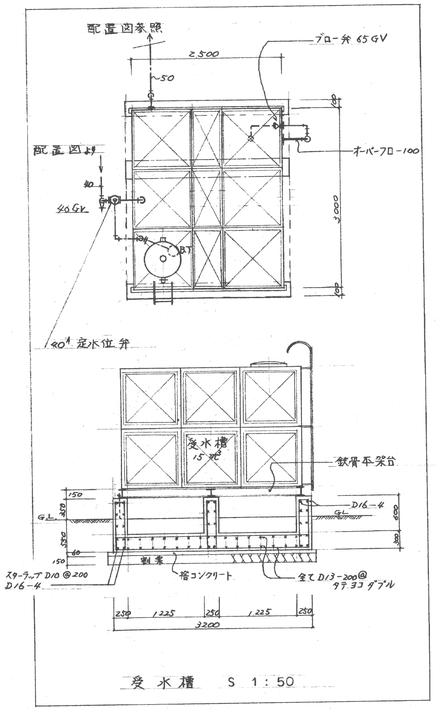

受　水　槽　S　1：50

（受水槽及びｺﾝｸﾘｰﾄ基礎共撤去処分）

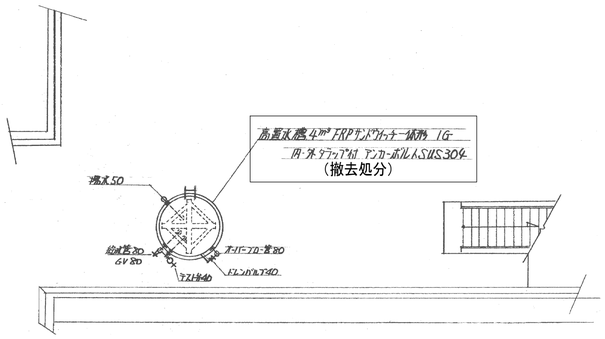

屋上平面図　1:100

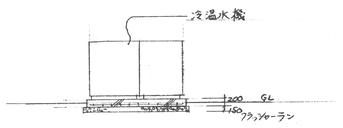

コンクリート ベタ基礎　200 厚 × 3250 × 1800
D-10 @ 200 タテ ヨコ

（冷温水発生機及びｺﾝｸﾘｰﾄ基礎共撤去処分）

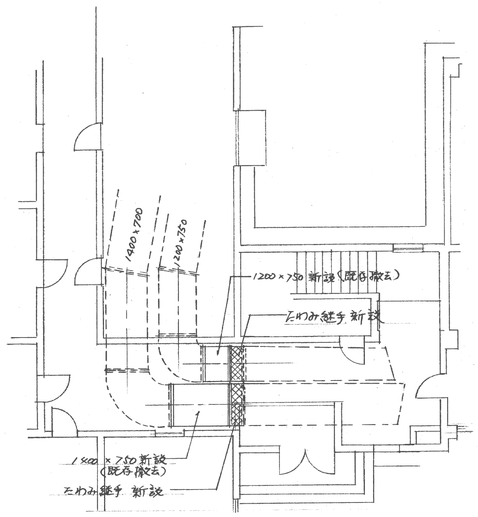

1階 ダクト平面図　1:100

（天井内隠蔽ダクト全て撤去処分）

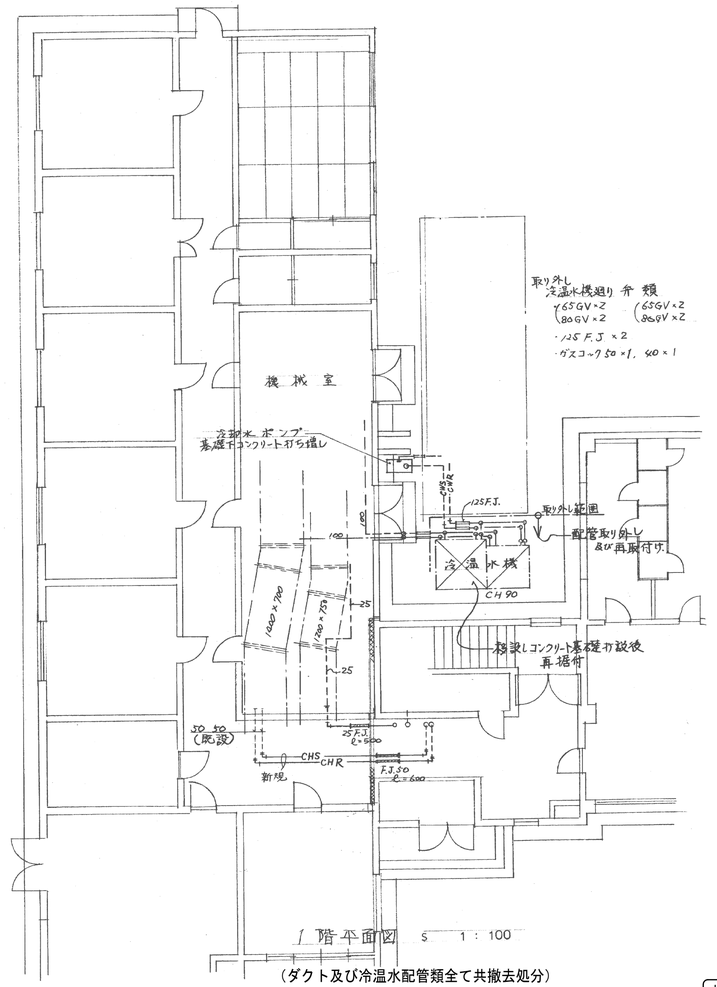

1階 平面図　S　1：100

（ダクト及び冷温水配管類全て共撤去処分）

（特記事項）

- 建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
- 配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
- ポンプ小屋（下部水槽含）、受水槽基礎及び各機器類コンクリート基礎全て解体撤去とする。
- ポンプ小屋及び基礎類撤去後は、山砂客土、整地調整まで本工事とする。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　1:100 A3　1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M－15
		図面名称 給排水衛生設備　雑部分平面図	

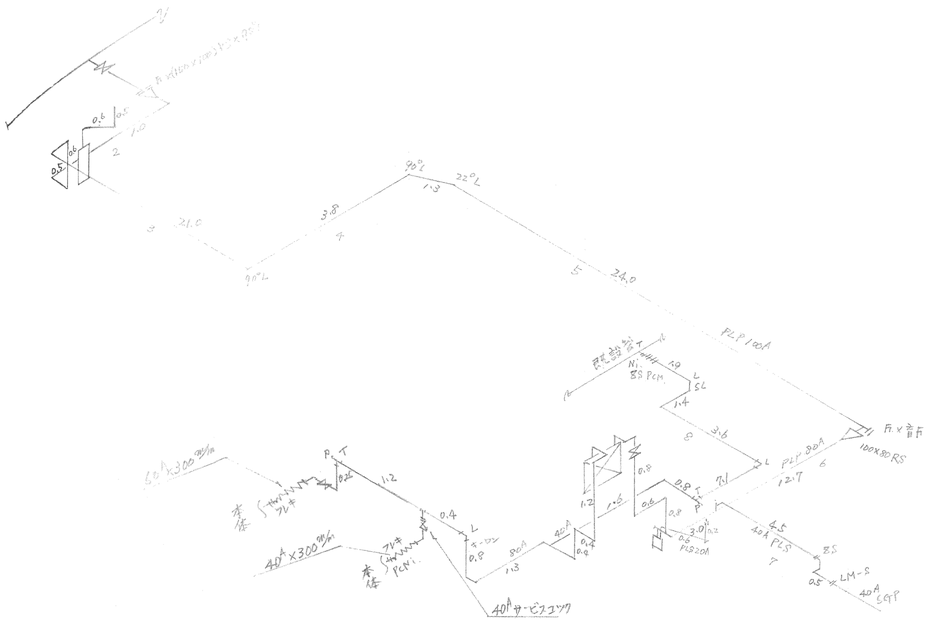

竣工図
工事名 長南町役場
工事場所 長南町長南2110番地先

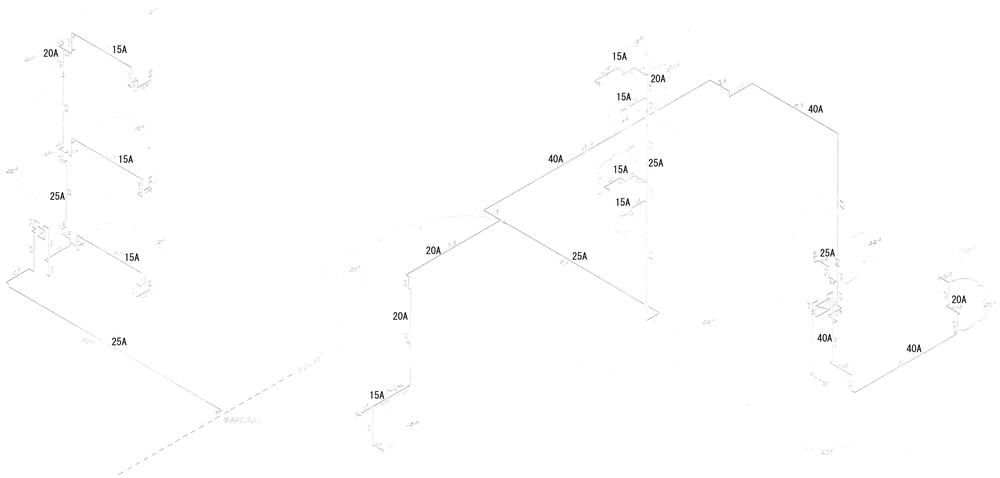

（特記事項）

・建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
・配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
・ガス配管撤去前に、長南町役場担当者及びガス課担当者と協議を行うこと。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　－ A3　－	旧長南町役場庁舎解体工事	M－16
		図面名称	
		給排水衛生設備　ガス配管図（参考図）	

（特記事項）

・建物撤去部分の既設機器類及び配管類は、全て撤去処分とする。
・配管撤去により、既設配管残置部分の管末処理（キャップ止め、プラグ止め）を行うこと。
・ポンプ小屋（下部水槽含）、受水槽基礎及び各機器類コンクリート基礎全て解体撤去とする。
・ポンプ小屋及び基礎類撤去後は、山砂客土、整地調整まで本工事とする。

記号	名称	AD	AG
	個数	1	1
		1	2
姿図		800, 1500	500, 500
材料		アルミ合金押出型材	同左
ガラス		網入生ガラス 6.8t	―
仕上		陽極酸化被膜処理	同左
附属金物		丁番：アルミンハンドル、ステンレス下枠(無目枠)、シリンダー錠	アルミ額縁、アルミ水切無目板
		井見込 10　アルミ額縁、ドームストッパー	同左

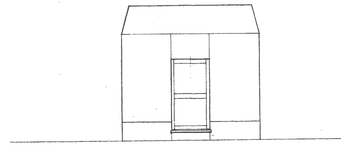

南　立　面　図　1：50

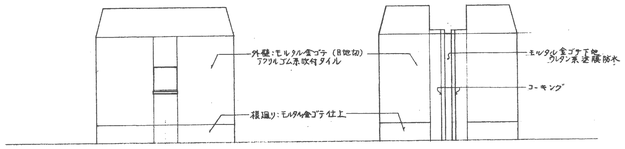

東・西　立　面　図　1：50　　北　立　面　図

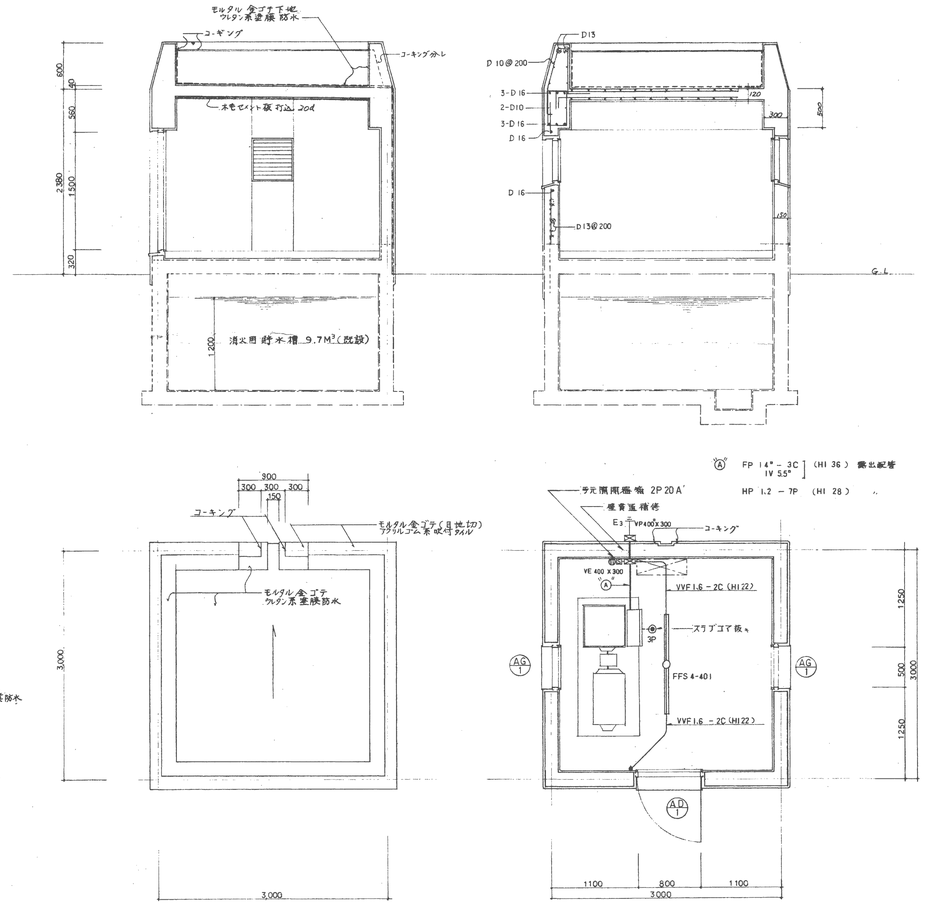

屋　根　伏　図

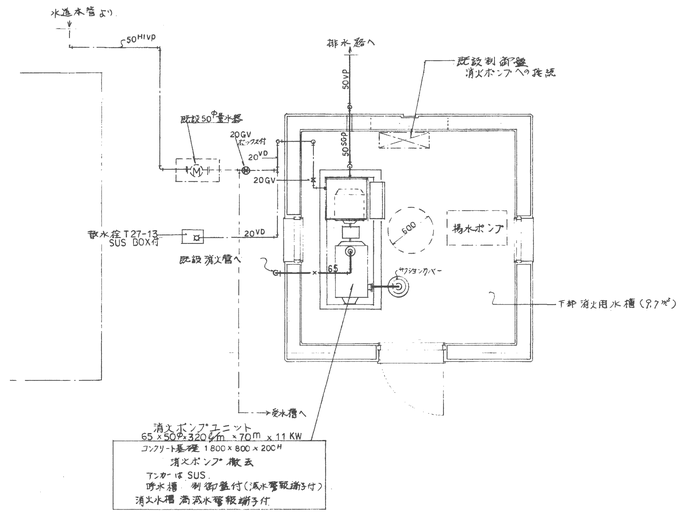

（ポンプ・配管及び基礎共撤去処分）

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付	縮尺	工事名称	旧長南町役場庁舎解体工事	図面番号
		令和　5年　3月	A1　1：40 A3　1：80	図面名称	給排水衛生設備　ポンプ小屋詳細図	M－17

合併浄化槽設備特記仕様書

設計条件	・処理対象人員　280人 ・汚水処理量　30㎥／日 ・処理方式　建設省告示1292号第3・第2号（接触曝気方式）+三次処理（接触曝気槽+沈澱槽） ・流入管底　GL－1，500 ・地下常水面　GL－1，000 ・地質　砂質シルト ・N値　3（GL－4，000） ・放流水質　BOD 20PPM以下　SS 40 PPM以下		
工事区分	・流入管は槽外部図示迄、放流管は敷地内排水桝まで本工事に含む浄化槽工事一式とする。 ・仮設電気、水道及び水替工事は本工事とする。安全設備は労働安全規則に基づき設置する。 ・電気設備工事は二次側を本工事とし、一次側は別途工事とする。 ・建築建物内に設置する警報盤から浄化槽制御盤までの接続工事は電気工事とする。 ・残土処理は本工事とし場外処理とする。又、道路等破損の場合は原形復旧とする。 ・杭打ち工事及び杭頭処理，杭頭補強筋も本工事とする。	特記事項	・ブレーカは漏電ブレーカとする。 ・制御盤以降のケーブル接続部には防水熱収縮性ケーブルを用いる。 ・各回路は停電解消後自動的に復帰するものとする。 ・機械室は地上RC造とし、壁、天井は吸音材処理を行なう。 ・機械室屋根はウレタン系塗膜防水とする。 ・機械室の換気は強制とし吸気、排気の2ヶ所とする。共に吸音材内貼ダクトを取り付ける。 ・機械室の出入口扉は防音仕様とする。エアタイト、グレモン締りとする。（ロックウール充填） ・送風機はルーツ型低音仕様の物とし防振装置付とする。 ・配管は硬質塩ビ管及び外面塩ビライニング鋼管（専用継手使用）とする。 ・計量槽、計量箱に目盛付きのプラスチック板貼付けとする。 ・原水ポンプはカッター機構内臓とし、水中ポンプは全て着脱装置付とする。（アンカーボルト，ガイドパイプ全てステンレス製） ・本工事に使用する資材及び製造所は監理者の承認を受けた後使用する。 ・工事受注後｜週間以内に申請書類一式を作成し、係員の承認後速やかに建築確認申請を行なうこと。 ・工事受注後、活性調整及び各機器の運転調整は放流水質が設計値に安定するまで完全に行い、これに要する費用は一切請負者の負担とする。その後維持監理の引継を行なう。 ・流入水、放流水の水量及び水質データを提出すること。（維持監理の引継時に提出する） ・本処理槽は責任施工とし本特記仕様書に従い施工する。 ・槽内部の防水は塑防水モルタル25ｄ床防水モルタル30ｄとする。 ・槽内，配管及び機器類の支持金物は全て溶融亜鉛メッキ又はステンレス製とする（アンカーボルト含む）
一般事項	・本工事請負者は契約後直ちに工程表　現場代理人、メーカーリスト及び下請リスト等、その他必要書類を指示に依り提出し着工に際し係員の承認を受ける。 ・施工上必要な施工図、製作図などは滞りなく作成し、設計者の承認を受けた後製作使用する。各工事共施工上必要な諸官公署への許可届けは全て請負者がもれなく手配をし、その費用は請負者の負担とする。 ・図面及び仕様書に記載なき事項は建設省営繕局、建築、電気、機械設備共通仕様書に依り施工する。図面及び仕様書に明記なくとも技術上当然必要な工事は係員と請負者の協議により請負金額の範囲内で施工する。 ・仮設以外の諸材料は全て新品とし、係員の検査を受け合格した物のみ使用する。工事中地下埋設物、もしくは発掘物のある時は係員に報告し処理する。 ・工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法令に従い漏れなく行い　常に風紀、衛生、火災、盗難その他事故防止に努め常に整理整頓しておく事。 ・工事完了に際して設計者立会いの上、設備の機能その他必要なる試験を行なうものとする。 ・工事竣工前には竣工図を製作し関係書類（許可書、機械取扱説明書及び各工事写真）を指定する部数提出する。		

フローシート図

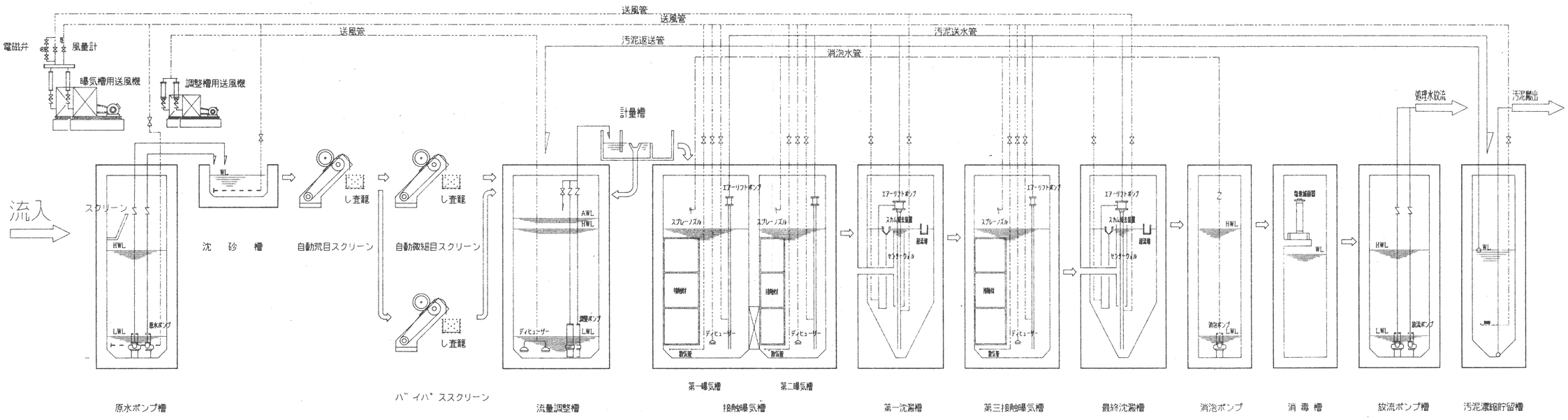

【特記事項】

1、浄化槽関係機器・配線配管及び制御盤類全て撤去処分とする。
2、浄化槽内部汚水・汚泥は、引抜き適切に処理（産業廃棄物処理）すること。
3、内部撤去処理後、槽内洗浄及び消毒を行う。
4、浄化槽本体の躯体基礎全て解体撤去とする。（槽内コンクリート破片等全て撤去）
5、基礎杭（φ300-11m×16本）引抜き工事は建築工事とする。
6、埋め戻しは、町担当者及び工事監理者の状態確認後に行うこと。
7、浄化槽埋め戻し土は、山砂客土とする。
8、埋め戻しは、数回に分けて転圧を行い、沈下がない様に注意して行うこと。
9、転圧が難しい場合は、水締めを行うこと。
10、浄化槽撤去に伴う山留工事を行う前に、水道引込管の位置等を確認の事。
10、水道引込管等埋設物に影響を及ぼす場合は、本工事にて切り回し工事を行う事。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社　千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和　5年　3月	A1　－ A3　－	旧長南町役場庁舎解体工事	M－18
		図面名称　浄化槽設備　特記仕様書	

立 面 図　1：100

仕上表		
機械室		
内壁	グラスウール40k，50d，ガラスクロス化粧押え	
天井	〃	〃
幅木	モルタル金鏝仕上げH100	
床	〃	㋐30
外壁	モルタル刷毛引 ㋐25，吹付けタイル	，目地15
根廻り	モルタル金鏝仕上げ ㋐25	
屋根	ウレタン系塗膜防水	
竪樋	VP 50A，室内保温SUSラッキング	
ルーフドレン	50A，塗膜防水用	
槽本体		
槽表面	モルタル金鏝仕上げ ㋐30	
槽内部壁	防水モルタル金鏝仕上げ ㋐25	
〃 床	〃 ㋐30	
外部立上り部分	モルタル金鏝仕上げ ㋐25	

	片開防音ドア 1ケ所	アルミ製カラリ 2ケ所
姿図		
材料	スチールフラッシュ1.6t ロックウール充填	アルミ合金押出型材
仕上	O.P	陽極酸化皮膜処理
付属金物	プリンダー錠、グレモン締り、ピボットヒンジ、スチール錠箱、下枠ステンレス、ステンレス水切板	アルミ水切板、防虫網
備考	ドア見込 50	枠見込 70

槽容量表					
記号	名称	幅(mm)	長さ(mm)	水深(mm)	有効容量(M³)
Ⓐ	原水ポンプ槽	1,850	1,500	1,000	1.30
Ⓑ	沈砂槽	600	1,550	300	0.24
Ⓒ	流量調整槽	4,050	2,750	2,800	22.68
Ⓓ	第一接触曝気槽	2,300	2,750	2,600	15.49
Ⓔ	第二接触曝気槽	2,300	1,550	2,600	8.60
Ⓕ	第一沈殿槽	2,000	2,000	2,600	6.30
Ⓖ	第三接触曝気槽	2,000	2,300	2,400	10.30
Ⓗ	最終沈殿槽	2,000	2,000	2,400	5.54
Ⓘ	消泡ポンプ槽	1,000	1,100	2,200	1.69
Ⓙ	消毒槽	850	1,100	2,000	1.60
Ⓚ	放流ポンプ槽	2,000	1,000	1,800	2.40
Ⓛ	汚泥濃縮貯留槽	2,000	1,500	2,850	6.97

機械器具表			
記号	名称	仕様	数量
①	調整槽用送気機	φ32×0.5m³/min×0.30kg/cm×3相，200V，0.75kw ルーツ型，防震架台，吐出サイレンサー，GC，CV，FJ，PG付き	2 台
②	曝気槽用送風機	φ65×1.85m³/min×0.30kg/cm×3相，200V，2.2kw ルーツ型，防震架台，吐出サイレンサー，GC，CV，FJ，PG付き	2 台
③	自動荒目スクリーン	目幅 5.0 m/m，処理量 37 m/H，SUSし直縞付き 電力 3相 200V 0.1kw	1 台
④	自動荒目スクリーン	目幅 2.5 m/m，処理量 22 m/H，SUSし直縞付き 電力 3相 200V 0.1kw	2 台
⑤	原水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 着脱装置付き カッター機構付き φ50×0.07 m³/min× 6m×3相，200V，0.4 kw	2 台
⑥	調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 着脱装置付き ノンクロッグ φ50×0.05 m³/min× 5m×3相，200V，0.4 kw	2 台
⑦	消泡ポンプ	水中汚水ポンプ 着脱装置付き φ40×0.04 m³/min×14m×3相，200V，0.4 kw	1 台
⑧	放流ポンプ	水中汚水ポンプ 着脱装置付き φ50×0.1 m³/min× 8m×3相，200V，0.4 kw	2 台
⑨	計量槽	PVC，三角ノッチ計量型 400×800×H450	1 台
⑩	ディヒューザー	0.2 m³/min 樹脂製	16 個
⑪	散気管	25VP 多孔管 支持金物共 （溶融亜鉛メッキ）	28.0m
⑫	消泡ノズル	コック式 8L/min	8 個
⑬	接触材	支持金物類含む	19.2m³
⑭	エアーリフトポンプ	曝気槽用 75VP 支持金物共 （溶融亜鉛メッキ）	3 組
⑮	〃	沈澱槽用 100VP 〃	2 組
⑯	センターウェル	樹脂製φ400×H1,800 〃	2 組
⑰	越流堰	沈澱槽用 60ノッチ PVC 〃	2 組
⑱	スカム除去装置	PVC 75VP 〃	3 個
⑲	塩素滅菌器	PVC 次亜塩素酸カルシウム錠剤 15kg	1 個
⑳	換気扇	有圧扇 φ300 カード付き	1 台
㉑	吸気用ダクト	550×350×1,500 グラスウール25d内貼り	1 個
㉒	排気用ダクト	550×350×1,500 〃	1 個
㉓	鋼板蓋	500× 650 板厚 4.5t アングル補強共 鋼付（溶融亜鉛メッキ）	6 個
㉔	〃	500× 800 〃 〃 〃 〃	2 個
㉕	〃	600×1,000 〃 〃 〃 〃	24 個
㉖			
㉗	グレーチング	600×1,000 （溶融亜鉛メッキ）	1 個
㉘	マンホールカバー	φ600 鋳鉄防臭形 （ 〃 ）	2 個
㉙	ネットフェンス	パイプ仕様 H1,800 （ 〃 ）	25.8 m
㉚	ネットフェンス扉	パイプ仕様 W1,000×H1,800（ 〃 ）	1 箇所
㉛	スクリーン	（ 〃 ）	1 箇所
㉜	電磁弁	20A	1 個
㉝	風量計	65A用	1 個
㉞	配管ヘッター	80A×L1,000	1 個
㉟	動力操作盤	1,000×200×H1,800	1 面
㊱	ルーフドレン	50A 塗膜防水用	2 個
㊲	タラップ	φ19×300 ステンレス製	23 個
㊳	流入管	150vp GL−	
㊴	放流管	50vp GL− 500	

【特記事項】
1、浄化槽関係機器・配線配管及び制御盤類全て撤去処分とする。

撤去図

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:100 A3 1:200	旧長南町役場庁舎解体工事	M−19
		図面名称 浄化槽設備 立面図・機器表	

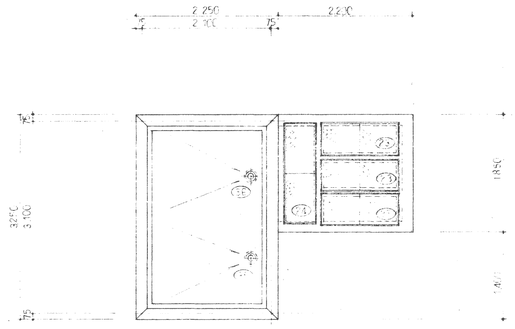

機械室屋根平面図　1：5

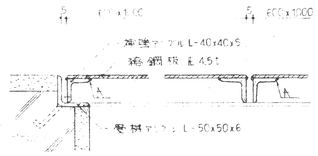

縞鋼板蓋詳細図　1：5

蓋受材共全て溶融亜鉛メッキとする

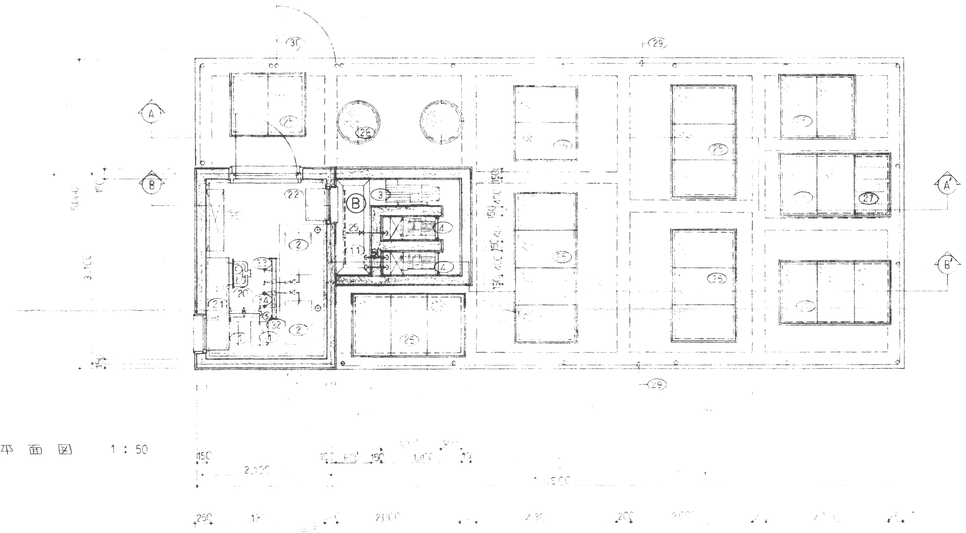

平面図　1：50

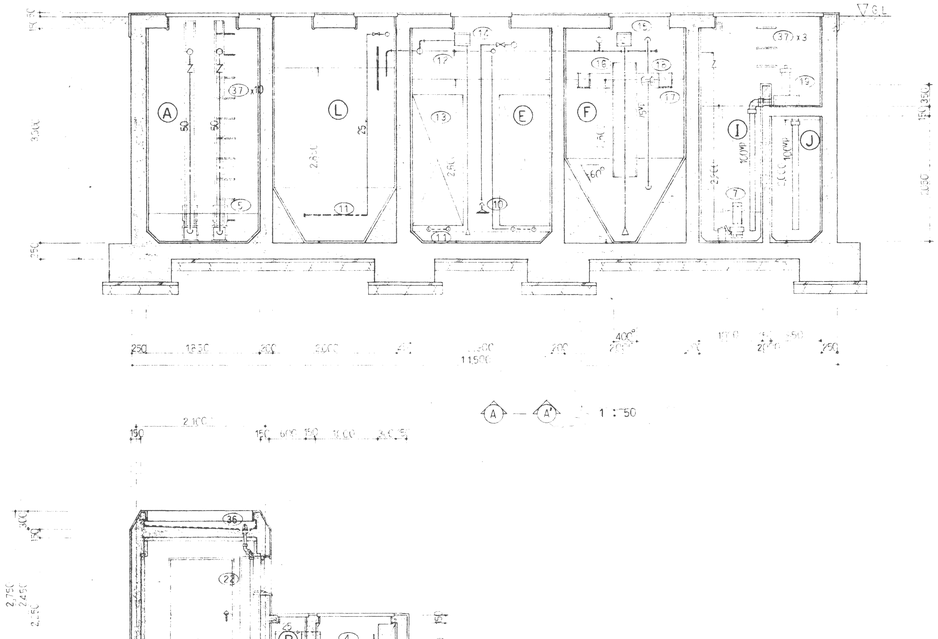

A — A' 1：50

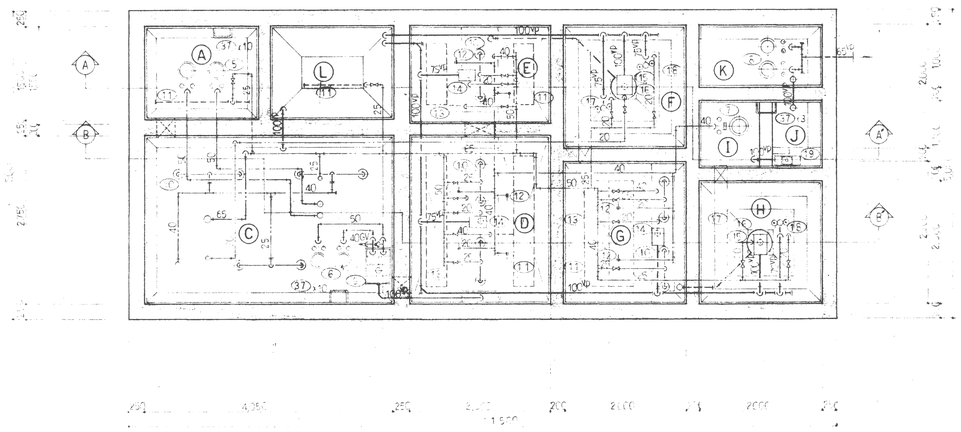

内部平面図　1：50

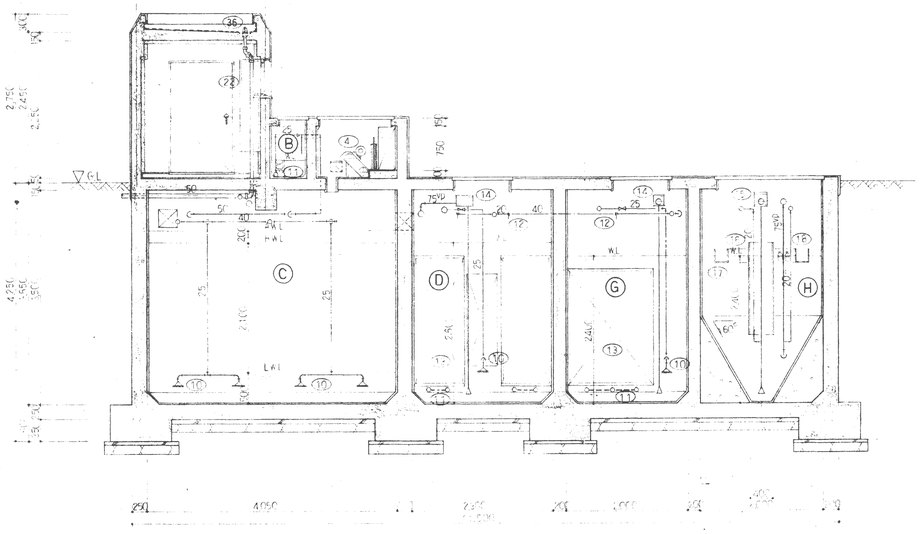

B — B' 1：50

【特記事項】

1、浄化槽関係機器・配線配管及び制御盤類全て撤去処分とする。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付：令和　5年　3月	縮尺：A1　1：50 A3　1:100	工事名称：旧長南町役場庁舎解体工事 図面名称：浄化槽設備　平面図・断面図	図面番号：M－２０

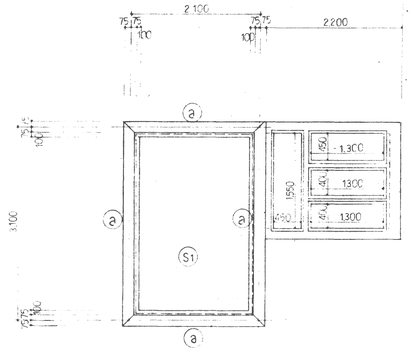

機械室屋根伏図　1：50

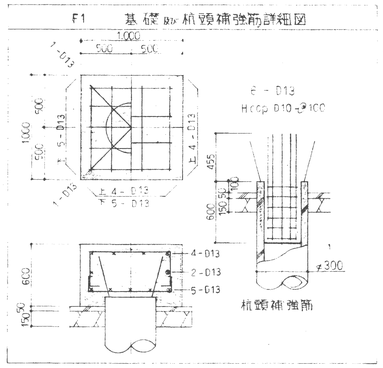

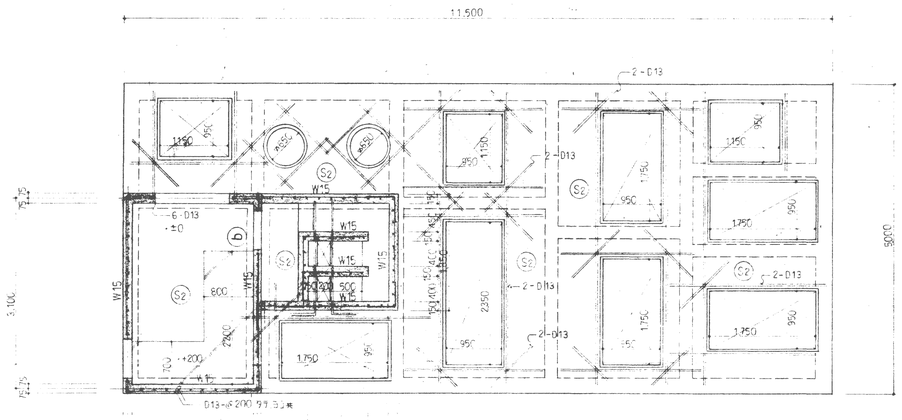

スラブ平面図　1：50

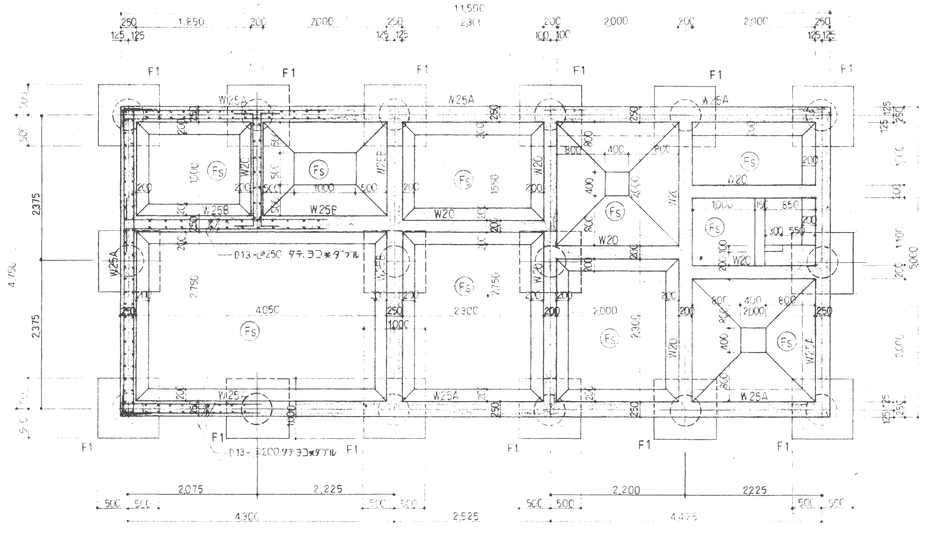

基礎 RC 壁伏図　1：50

	W15	W20	W25A	W25B
壁配筋詳細図	150	200	250	250
縦	D13 -@200	D13 -@250	D13 -@200	D13 -@250
横	D13 -@200	D13 -@250	D13 -@200	D13 -@250
幅止メ		D10-@1000	D10-@1000	D10-@1000

	a	b
梁配筋詳細図	St D10-@200	St D10-@200 幅止メ D10-@600
上	2 - D16	3 - D16
下	2 - D16	4 - D16
中	-	2 - D10

スラブ配筋詳細図

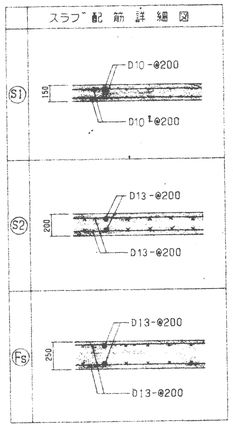

開口補強筋

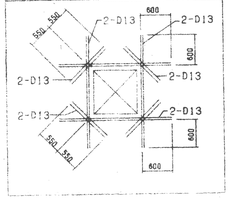

特記事項

1. コンクリートは　水密コンクリート　Fc=210kg/cm²
   水セメント比　50 %
   スランプ　18 cm 以下
2. 捨てコンクリート、無筋コンクリート　Fc=150kg/cm²
3. 鉄筋は全て SD295A とする
4. 鉄筋の継手及び定着長さは 40d 以上とする
5. 杭打ち工事も 本 工事と共に（φ300-11m×16本）

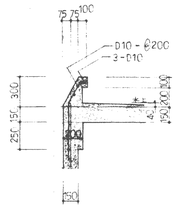

パラペット詳細図　1：30

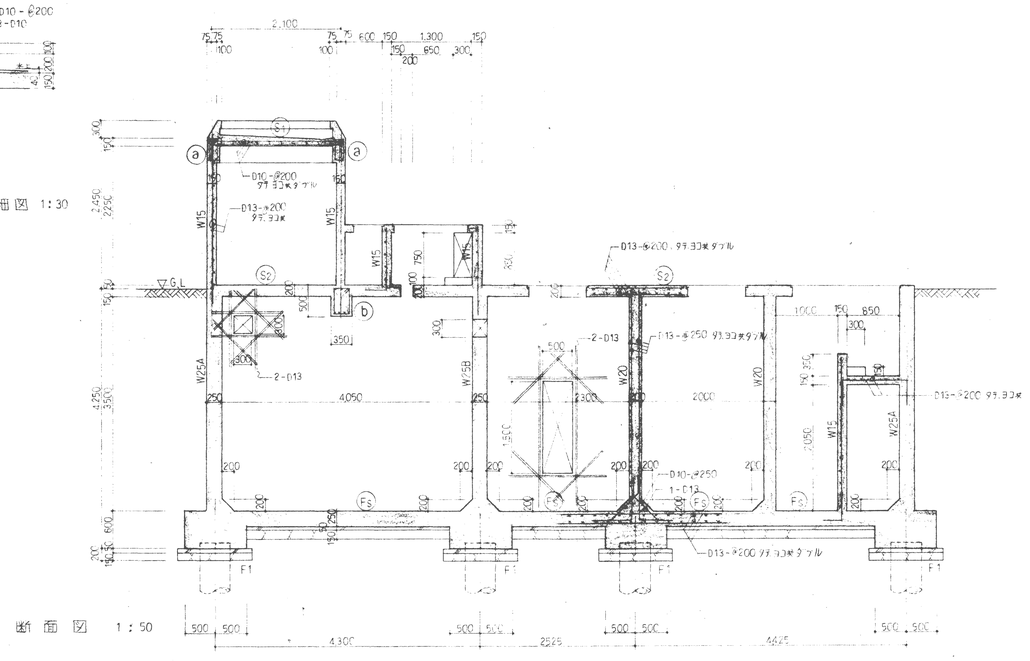

断面図　1：50

【特記事項】

4、浄化槽本体の躯体基礎全て解体撤去とする。（槽内コンクリート破片等全て撤去）
5、基礎杭（φ300-11m×16本）引抜き工事は建築工事とする。

撤去図

一級建築士事務所　千葉県知事登録第1-2301-5860号 株式会社　千町村建築研究所		日付 令和　5年　3月	縮尺 A1　1：50 A3　1:100	工事名称 図面名称	旧長南町役場庁舎解体工事 浄化槽設備　躯体図	図面番号 M－21

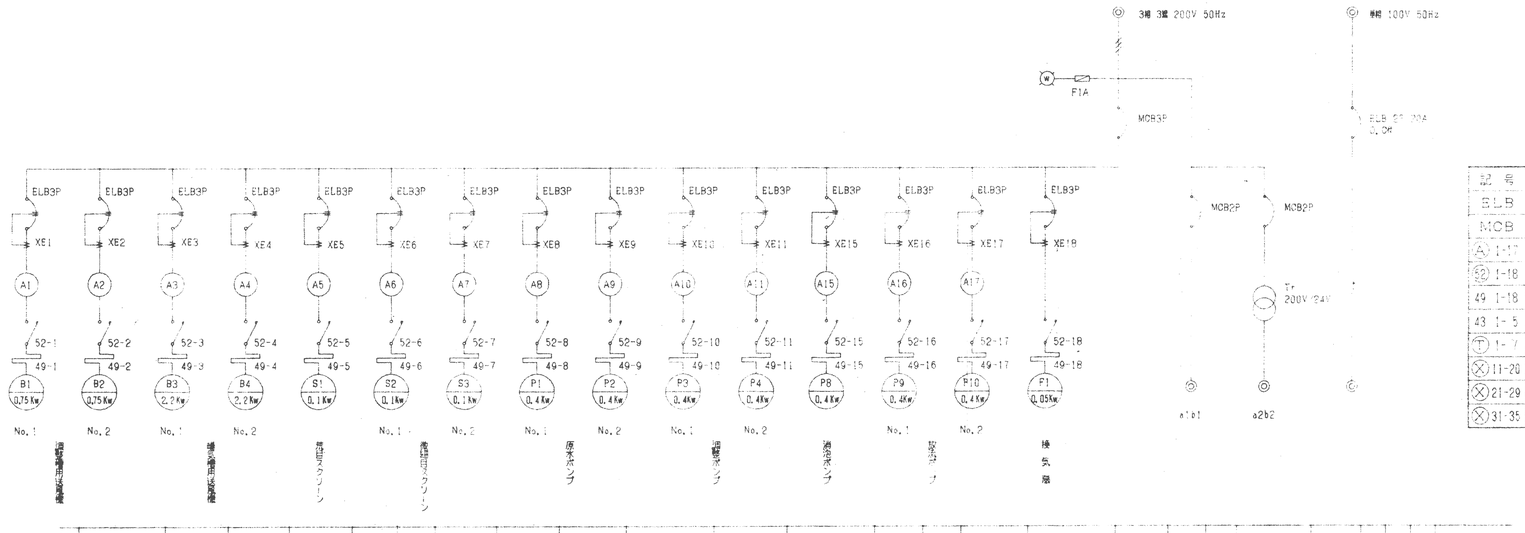

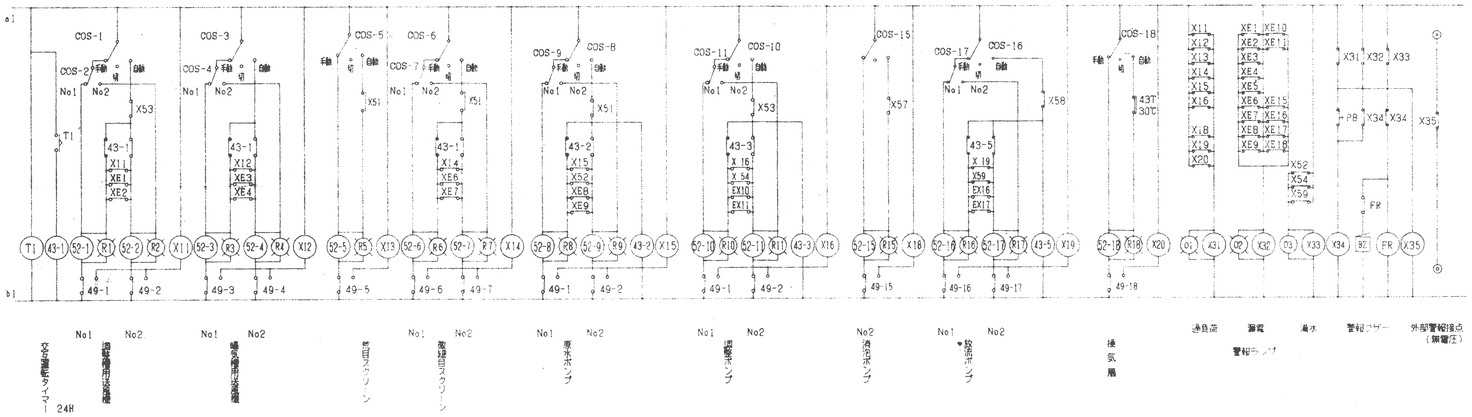

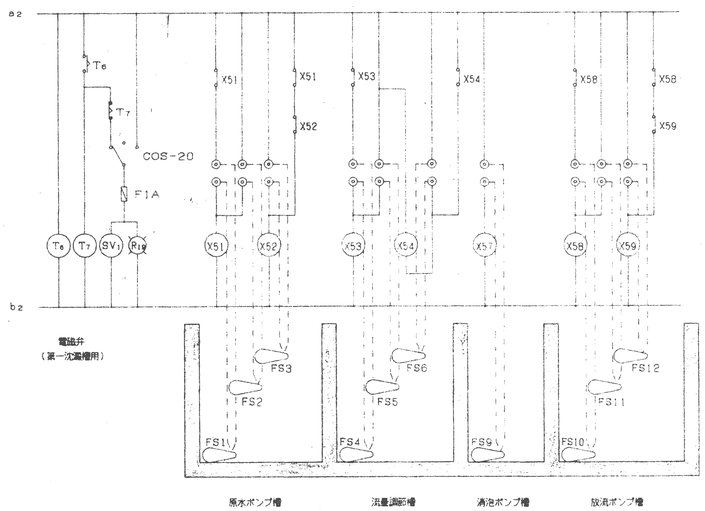

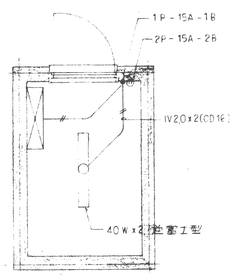

機械室照明配線図 1：50

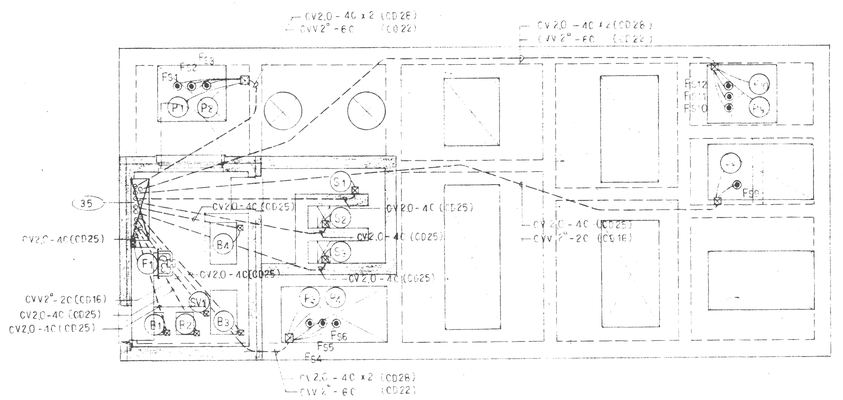

動力配線平面図 1：50

使用記号表

記号	名称	記号	名称
ELB	漏電ブレーカー	X 51-59	補助リレー
MCB	配線用遮断器	COS 1-20	切替スイッチ
A 1-17	電流計	PB	プッシュボタン
52 1-18	電磁交流開閉器	BZ	ブザー
49 1-18	回転機温度リレー	FR	フリッカーリレー
43 1-5	自動交互リレー	O 1-3	オレンジランプ
T 1-7	タイマー	W	ホワイトランプ
X 11-20	補助リレー	R 1-19	レッドランプ
X 21-29	補助リレー	G	グリーンランプ
X 31-35	補助リレー	B 1-3	ブルーランプ

【特記事項】

1、浄化槽関係機器・配線配管及び制御盤類全て撤去処分とする。

撤去図

一級建築士事務所 千葉県知事登録第1-2301-5860号
株式会社 千町村建築研究所

日付	縮尺	工事名称	図面番号
令和 5年 3月	A1 1:50 A3 1:100	旧長南町役場庁舎解体工事	M－２２
		図面名称 浄化槽設備 単結線図・配線平面図	